

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年9月30日
【計算期間】	第8期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）
【ファンド名】	メロン・オフショア・ファンズ - GW セレクト・ファンド 安定型 GW セレクト・ファンド 積極型 （Mellon Offshore Funds - GW SELECT FUND MODERATE TYPE GW SELECT FUND AGGRESSIVE TYPE）
【発行者名】	B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド （BNY Mellon International Management Limited）
【代表者の役職氏名】	取締役 スコット・レノン （Scott Lennon, Director）
【本店の所在の場所】	ケイマン諸島、KY1-9005、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、 エルジン・アベニュー190、 インタートラスト・コーポレート・サービスズ（ケイマン）リミテッド気付 （c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9005, Cayman Islands）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三浦 健 同 廣本文晴
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 三浦 健 同 廣本文晴
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03（6212）8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

- （注1）メロン・オフショア・ファンズ - GW セレクト・ファンド 安定型 GW セレクト・ファンド 積極型は、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されているが、ファンド証券は、円建のため以下の金額表示は別段の記載がない限り円貨をもって行う。
- （注2）本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合がある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。
- （注3）本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ということもある。）とは4月1日に始まり翌年3月31日に終了する一年を指す。ただし、第一会計年度は、平成18年3月9日（補足信託証書締結日）から平成19年3月31日までの期間を指す。なお、ファンドの運用開始日は平成18年4月28日である。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

GW セレクト・ファンド 安定型（以下「安定型ファンド」という。）、およびGW セレクト・ファンド 積極型（以下「積極型ファンド」といい、安定型ファンドと併せて「ファンド」または「シリーズ・トラスト」と総称する。）は、アンブレラ・ファンドであるメロン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）のシリーズ・トラストである。

なお、アンブレラとは、一または複数の投資信託（シリーズ・トラスト）を設定できる仕組みの投資信託を指す。シリーズ・トラストは一ないし複数のクラスで構成され、異なるシリーズ・トラスト間のクラスの乗換えはできない。

トラストは、2003年10月14日に受託会社と管理会社との間で締結された基本信託証書（2004年6月30日付補足信託証書により改訂済）により、ケイマン諸島法に基づき設定された、オープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストで、別個のポートフォリオまたはシリーズ・トラストがトラストの勘定の中に設定および設立され、各シリーズ・トラストに、当該シリーズ・トラストに帰属する資産および負債が充当される。各シリーズ・トラストに限定的に関連する個々のクラスの受益証券が発行される。

ファンドの投資目的は、主にファンドなどへの投資を通じて9つの異なる資産（日本株式、海外株式、エマージング株式、世界債券、エマージング債券、ハイイールド債券、リアルアセット、ヘッジファンド（マルチストラテジー）およびDH（Designated Holdings））に国際的に投資することによって、安定型ファンドにおいてはリスクをコントロールしつつトータル・リターンを達成することを目指すこと、また、積極型ファンドにおいては比較的高いリスクをとりつつ、トータル・リターンを達成することを目指すことである。

DHには、（a）運用実績および運用手法を考慮して投資運用会社が適切と考える、絶対収益を目指す集团的投資スキームか、または（b）投資運用会社が地域面、産業面または運用手法などから見て魅力的な投資機会と判断するその他集团的投資スキームが含まれる。但し、ファンド・オブ・ヘッジファンズを除く。

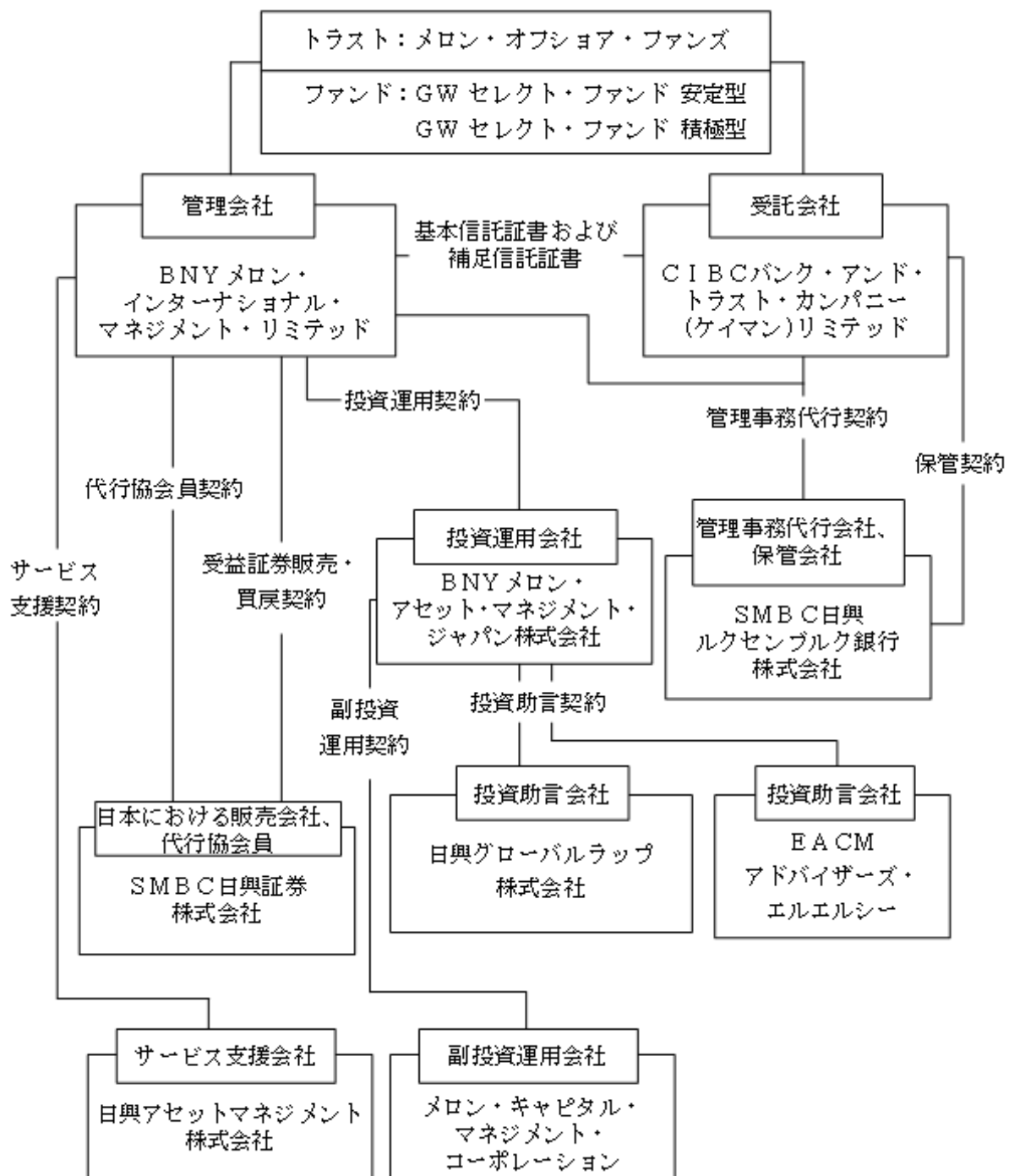
B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（以下「投資運用会社」という。）は上記の資産に対するファンドの資産の最適な配分に関して助言を得るために日興グローバルラップ株式会社（以下「日興GW」という。）を投資助言会社に任命している。資産配分は市場環境の変化に応じて適宜変更することができる。また投資運用会社は、ファンドで投資される一部の集团的投資スキームに関する評価、選定について追加的な投資助言を得るためにE A C Mアドバイザーズ・エルエルシーも投資助言会社に任命している。E A C Mアドバイザーズ・エルエルシーは、ヘッジファンド（シングルファンドのみ）および伝統的資産のうちザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション傘下の運用会社が運用するファンドに対する助言を中心とした投資助言を行う。

（２）【ファンドの沿革】

1979年12月21日	管理会社の設立
2003年10月14日	基本信託証書締結
2004年 6 月30日	補足信託証書締結
2006年 3 月 9 日	ファンドに係る補足信託証書締結
2006年 4 月 3 日	日本におけるファンドの募集開始
2006年 4 月28日	運用開始（設定日）
2012年11月20日	ファンドに係る第2補足信託証書の締結および効力発生

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



投資先ファンドの一覧（2014年7月末日現在）



(注)上記の投資先ファンドの他、メロン・サンクチュアリー・ファンド、メロン・サンクチュアリー・ファンドII、ザ・ボストン・カンパニー・エクイティ・マーケット・ニュートラル・エン・デノミネイテッド・ポートフォリオの保有がありますが、これらは償還手続き等により順次現金化の予定です。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	管理会社	信託証書（以下に定義される。）を受託会社と締結。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻しならびにファンドの終了について規定している。
C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド	受託会社	信託証書（以下に定義される。）を管理会社と締結。上記に加え、ファンドの資産の保管について規定している。
S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社	管理事務代行会社 保管会社	2006年3月30日付で管理事務代行契約（注 ¹ ）（改訂済）を管理会社および受託会社と締結。ファンドの管理事務代行業務について規定している。また、2006年3月30日付で受託会社との間で保管契約（注 ² ）（改訂済）を締結。ファンドに対する保管業務の提供について規定している。
B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社	投資運用会社	2006年4月27日付で管理会社との間で投資運用契約（改訂済）（注 ³ ）を締結。ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務の提供について規定している。
E A C M アドバイザーズ・エルエルシー	投資助言会社 （E A C M）	2006年4月27日付で投資運用会社との間で投資助言契約（E A C M、改訂済）（注 ⁴ ）を締結。
日興グローバルラップ株式会社	投資助言会社 （日興G W）	2006年4月27日付で投資運用会社との間で投資助言契約（日興G W）（注 ⁵ ）を締結。
メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション	副投資運用会社	2006年4月27日付で投資運用会社との間で副投資運用契約（改訂済）（注 ⁶ ）を締結。
日興アセットマネジメント株式会社	サービス支援会社	2006年4月27日付で管理会社との間でサービス支援契約（注 ⁷ ）を締結。
S M B C日興証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2006年3月14日付で管理会社との間で代行協会員契約（注 ⁸ ）および受益証券販売・買戻し契約（注 ⁹ ）を締結。代行協会員業務およびファンド証券の販売・買戻しの取扱業務についてそれぞれ規定している。

（注1）管理事務代行契約とは、管理会社および受託会社によって任命された管理事務代行会社が純資産価格の計算および資産の評価ならびにその他の管理事務代行業務をファンドに提供することを約する契約である。

- (注2) 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約である。
- (注3) 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務を提供することを約する契約である。
- (注4) 投資助言契約（EACM）とは、投資助言会社（EACM）が、投資運用会社に対し、ファンド資産の投資及び再投資に関して助言を提供することを約する契約である。
- (注5) 投資助言契約（日興GW）とは、投資助言会社（日興GW）が、投資運用会社に対し、ファンド資産の投資及び再投資に関して助言を提供することを約する契約である。
- (注6) 副投資運用契約とは、副投資運用会社が、投資運用会社に対し、ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務の一部につき再委任を受けて、かかる再委任に基づく業務を提供することを約する契約である。
- (注7) サービス支援契約とは、管理会社によって選任されたサービス支援会社が、管理会社に代わり、販売会社に対して、ファンドの情報・資料を提供する等のサービス支援業務を提供することを約する契約である。
- (注8) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、ファンド証券に関する目論見書の日本証券業協会に対する提出、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表および決算報告書その他の書類の日本証券業協会に対する提出等代行協会員業務を提供することを約する契約である。
- (注9) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および投資信託説明書（目論見書）に準拠して販売することを約する契約である。

管理会社の概況

() 設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社である。

() 事業の目的

管理会社の事業の目的は、あらゆる種類の金融、商取引およびトレーディング業務ならびに銀行および信託業務を遂行し、引受け、また、これらの目的のいずれかに関連して差支えなく行うことのできるその他の業務を営むことを含む。

() 資本金の額

2014年6月末日現在の資本金の額は、246,310円で、全額払込済である。管理会社の授権株式総数は、普通株式450,000株および償還可能優先株式450,000株で、発行済株式数は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株である。なお、管理会社の純資産の額は、2014年6月末日現在、約58億円である。

定款およびケイマン諸島の会社法（2013年改訂）に定める以外に、管理会社が発行する株式数の上限については制限がない。

() 会社の沿革

1979年12月21日 設立

2008年10月1日 社名を「メロン・インターナショナル・インベストメント・コーポレーション」から「B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド」に変更

() 大株主の状況

(2014年6月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
メロン・オーバーシーズ・インベストメント・コーポレーション	アメリカ合衆国 19711 デラウェア州、ニューアーク、 ホワイト・クレイ・センター・ド ライブ100番102号	2,000株(注)	100%

(注) 内訳は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株である。

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

トラストは、2003年10月14日に受託会社と管理会社の間で締結された基本信託証書（2004年6月30日付補足信託証書により改訂済）（以下「基本信託証書」という。）により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ・ユニット・トラストである。トラストは、アンブレラ・ユニット・トラストとして設立されている。別個のポートフォリオまたはシリーズ・トラストがトラストの勘定の中に設定および設立され、各シリーズ・トラストに、当該シリーズ・トラストに帰属する資産および負債が充当される。各シリーズ・トラストに限定的に関連する個々のクラスの受益証券が発行される。

受託会社および管理会社は、基本信託証書および2006年3月9日に受託会社と管理会社の間で締結された補足信託証書（平成24年11月20日付の受託会社と管理会社の間で補足信託証書により改訂および補足済）（以下「補足信託証書」という。）（以下、基本信託証書と併せて「信託証書」という。）に基づきGW セレクト・ファンド 安定型およびGW セレクト・ファンド 積極型をファンドとして設定および設立している。

信託証書はケイマン諸島法に準拠する。GW セレクト・ファンド 安定型およびGW セレクト・ファンド 積極型の受益証券の保有者（以下「受益者」という。）は信託証書の条項に規定される便益を享受する権利を有し、当該条項に拘束され、当該条項の内容を認識しているものとみなされる。

準拠法の名称

トラストには、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）（以下「信託法」という。）が適用される。トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2013年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）の規制も受ける。

準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国における信託法および信託に関する判例法のほとんどの部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その職務、義務および責任の詳細は、信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、また、免税信託としてケイマン諸島に登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除く。）受益者とし、旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

信託は、150年まで存続することができ、場合により、無期限に存続できる。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

ミューチュアル・ファンド法

後記「（６）監督官庁の概要」の記載を参照のこと。

リテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション（2007年改訂）

リテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション（2007年改訂）（リテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション（2012年改訂）により改訂済。）（以下、総称して「ジャパン・レギュレーション」という。）は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。

ジャパン・レギュレーションは、新規の一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「C I M A」という。）への投資信託免許の申請を義務づけている。かかる投資信託免許の交付にはC I M Aが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託はジャパン・レギュレーションに従って事業を行わなければならない。

ジャパン・レギュレーションは、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況（もしあれば）を含む。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけている。

ジャパン・レギュレーションは、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきC I M Aにより認可された管理事務代行会社を任命し、保有することを義務づけている。管理事務代行会社を変更する場合、C I M A、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。一般投資家向け投資信託は、C I M Aの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができない。

また、管理事務代行会社は、投資者名簿の写しを通常の営業時間中に投資者が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）の別表3に定められた国もしくは地域またはC I M Aにより認可されたその他の法域において規制されている資産保管会社（またはプライムブローカー）を任命し、これを維持しなければならない。一般投資家向け投資信託は、資産保管会社を変更する場合、C I M A、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、上記別表3に定められた国もしくは地域またはC I M Aにより認可されたその他の法域において設立されたか、または適法に事業を行っている投資顧問会社を任命し、これを維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合、C I M A、投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。また、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、投資顧問会社が運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前承認を得なければならない。運営者は、かかる変更が行われる場合、C I M Aに対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド法に従い、各会計年度が終了してから6か月以内に監査済財務諸表を含む財務報告書を作成し、投資者に交付しなければならない。中間財務諸表は、一般投資家向け投資信託の目論見書において投資者に対し明示された方法に従い作成し、交付しなければならない。

（５）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

（a）C I M Aへの開示

トラストの出資者持分に関して目論見書が発行されなければならない、かかる目論見書には、出資者持分に関するあらゆる重要な内容が記載され、ジャパン・レギュレーションに規定される内容およびトラストに対する潜在的投資者が出資者持分を引受けもしくは購入するか否かについて十分な情報を得た上で決定をなすうるために必要なその他の情報が網羅されていなければならない。目論見書はC I M Aに提出されなければならない。

トラストは、C I M Aの承認を受けた監査人をして、自らの財務書類を毎年監査させ、また、トラストの各会計期間に関する監査済みの財務書類を、当該会計期間終了後6か月以内またはC I M Aが許可する延長期間内にC I M Aに提出しなければならない。トラストの監査人は、トラストの財務書類を監査する過程において、トラストにつき、以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、C I M Aに直ちにその旨および理由を書面で通知する。

- ・その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
- ・投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。
- ・会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
- ・欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合。
- ・ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法（2013年改訂）、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。

トラストは、その会計年度の終了後6か月以内または当該目論見書に記載されているそれよりも早い日に、ジャパン・レギュレーションに従い作成されたトラストの財務書類の写しが盛込まれている年次営業報告書を作成しまたは作成させ、かつ、出資者にこれを交付しまたは交付させなければならない。

2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、C I M Aに提出しなければならない。C I M Aは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、C I M Aにより承認された監査人を通じてC I M Aに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をC I M Aに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

管理事務代行会社は、（a）トラストの資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または（b）受託会社または管理会社が設立文書または目論見書に定める規定に従ってトラストの業務または投資活動を実施していないことに気付いた場合、できる限り速やかに（ ）受託会社に書面で報告し、（ ）その書面のコピーおよびその書面に適用される証拠をC I M Aに提出しなければならない。さらに、その書面または相当の概要がトラストの次回年次報告書および、次回半期または定期報告書の配布が次回年次報告書の前に要求される場合には、その半期または定期報告書に含まなければならない。

管理事務代行会社は、（a）トラストの募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および（b）トラストを清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をC I M Aに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内に、トラストの事業を記載した報告書をCIMAに提出するか、またはこれを指示しなければならず、当該報告書にはトラストに関する以下の内容が含まれなければならない。

- (a) トラストの名称(過去の名称を含む。)
- (b) 投資者により保有される各証券の純資産価額
- (c) 前回の報告期間からの純資産価額および各証券の変更比率
- (d) 純資産総額
- (e) 関連する報告期間における新規申込の口数および価額
- (f) 関連する報告期間における償還または買戻しの口数および価額
- (g) 報告期間末日現在の証券の総発行済口数

さらに受託会社は、(a) 受託会社が知る限り、トラストの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに(b) トラストが投資者の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出するか、またはこれを指示しなければならない。

管理事務代行会社を変更する場合、トラストは、変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、投資者およびサービス提供者(管理事務代行会社を除く。)に通知しなければならない。

保管会社を変更する場合、トラストは、変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、投資者およびサービス提供者(保管会社を除く。)に通知しなければならない。

管理会社を変更する場合、トラストは、変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、投資者およびサービス提供者(保管会社を除く。)に通知しなければならない。

(b) 受益者に対する開示

監査年次報告書は、ルクセンブルグにおいて一般的に認められる会計基準に従い作成され、一般的に、各会計年度終了後4か月以内に受益者に送付される。未監査半期報告書は、半期終了時から2か月以内に受益者に送付される。

受益証券の直近の購入価格および買戻価格は、請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができる。

日本における開示

(a) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。)(以下「金融商品取引法」という。)に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができる。

販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。)(以下「投信法」という。)に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

直近の受益証券の1口当たり純資産価格(通常、1万口当たりで表示される。)は、請求により、販売取扱会社の営業所で無料で入手することができる。

(6) 【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託として規制されている。C I M Aは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させるための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法の下での規制により、所定の詳細および監査済みの財務書類を毎年C I M Aに提出しなければならない。規制された投資信託として、C I M Aは、いつでも受託会社に、トラストの財務書類の監査を行い、同書類をC I M Aが特定する一定の期日までにC I M Aに提出するよう指示することができる。C I M Aの要求に従わない場合、受託会社は高額な罰金を課されることがあり、C I M Aは、裁判所にトラストの清算を申し立てることもある。

規制された投資信託が、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、トラストのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、C I M Aは、一定の措置を取ることができる。C I M Aの権限には、受託会社の交替を要求すること、トラストの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれる。C I M Aは、その他の権限(その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。)を行使することができる。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資目的と投資方針

ファンドの投資目的は、主にファンドなどへの投資を通じて9つの異なる資産（日本株式、海外株式、エマージング株式、世界債券、エマージング債券、ハイイールド債券、リアルアセット、ヘッジファンド（マルチストラテジー）およびDH）に国際的に投資することによって、安定型ファンドにおいてはリスクをコントロールしつつトータル・リターンを達成することを目指すこと、また、積極型ファンドにおいては比較的高いリスクをとりつつ、トータル・リターンを達成することを目指すことである。

DHには、（a）運用実績および運用手法を考慮して投資運用会社が適切と考える、絶対収益を目指す集団的投資スキームが、または（b）投資運用会社が地域面、産業面または運用手法などから見て魅力的な投資機会と判断するその他集団的投資スキームが含まれる。但し、ファンド・オブ・ヘッジファンズを除く。

投資運用会社は上記の資産クラスに対するファンドの資産の最適な配分に関して助言を得るために日興GWを投資助言会社に任命している。資産配分は市場環境の変化に応じて適宜変更することができる。また投資運用会社は、ファンドで投資される一部の集団的投資スキームに関する評価、選定について追加的な投資助言を得るためにEACMアドバイザーズ・エルエルシーも投資助言会社に任命している。EACMアドバイザーズ・エルエルシーは、ヘッジファンド（シングルファンドのみ）および伝統的資産のうちザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション傘下の運用会社が運用するファンドに対する助言を中心とした投資助言を行う。

9つの異なる資産間におけるファンドの資産配分は、以下の原則に従って日興GWが考案する。

- ・積極型についてはリスク許容度が相対的に高い投資ポートフォリオおよび安定型についてはリスク許容度が相対的に低い投資ポートフォリオを構築すること。
- ・効率的で、長期的に分散化された投資機会を提供すること。
- ・世界中の投資機会を利用すること。

上記の原則を念頭に置いて、日興GWがファンドの資産を9つの資産に配分する際には以下の3つの手順を踏む。

- （a）資産クラスの選択。ポートフォリオの投資分散効果、有能な資産運用会社の存在および集団的投資スキームのリスク/リターン特性を検討して、ファンドが投資する資産クラスを見つけ出す。
- （b）基本ポートフォリオの構築。長期的な投資見通しと株価、利回り、企業業績などのファンダメンタルズ分析に基づいて基本となるポートフォリオを構築する。それによってリスクとリターンのバランスの点で効率的な資産配分を行う。それぞれの資産クラス内のその他の集団的投資スキームへの配分は、投資スタイルなどの基準を検討して決定する。長期的なリスク/リターン特性に変化があった場合には、基本ポートフォリオの見直しを行い、変更する。
- （c）推奨ポートフォリオの構築。基本ポートフォリオ内の資産配分は超過収益の獲得を目指すために調整を行う。調整は中期的（1年から1年半程度）な市況見通しおよび定量データと定性データの総合的検討に基づく。中期的な市況見通しに変化があった場合には推奨ポートフォリオを変更する。

投資運用会社は、ファンドの資産の一部または全部を、他の集团的投資スキーム(ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション傘下の運用会社が運用する集团的投資スキームを含む。)を通じて、上記のいずれかの資産に投資することができる。また、投資運用会社はファンドの投資ポートフォリオの一部の投資および再投資の管理を、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの関連会社の資産運用会社を含めたその他の資産運用会社に委託することができる。

投資運用会社はファンドが投資するその他の集团的投資スキーム(ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション傘下の運用会社が運用するファンドを除く。)の選定に関して投資運用会社に助言を行うために日興GWを任命している。日興GWのファンドアナリストは過去のパフォーマンスに基づく定量分析と、個々の投資マネジャーからのアンケートまたは投資マネジャーへのヒアリングによる定性分析を行う。集团的投資スキームを選定する際に日興GWが評価する基準はパフォーマンスの安定性、投資スタイルの一貫性、投資戦略と投資プロセスを厳守する能力などで、定量分析と定性分析を組み合わせて集团的投資スキームを評価する。定量分析はリスク/リターンのバランス、投資環境への依存度などの要素に焦点を当てる。定性分析は投資チームの質、投資プロセスを厳守する能力、調査チームの自立性と独立性、情報開示の質と量および投資先企業の経営を評価する。

まず日興GWは定量分析の母集団を作成するために、設定時からの期間、純資産価額などの基準に基づいて集团的投資スキームをふるいにかける。次に、母集団に含まれる集团的投資スキームを定量的に分析して数を絞り込み、定性分析の母集団を決定する。この時点で残った集团的投資スキームのマネジャーにはアンケートを送付し、回答を元に母集団を更に絞り込む。その後、残った集团的投資スキームのマネジャーにヒアリング調査し、適格ファンドの最終的リストを作成する。日興GWのファンドアナリストは選抜された集团的投資スキームのパフォーマンス、投資額および投資チームを継続的に監視し、妥当と判断する場合、適格ファンドのリストを修正する。

ファンドはまた、グローバル・タクティカル・アセット・アロケーション(GTAA)オーバーレイ戦略により追加的な収益を目指すことができる。

ファンドが円以外の通貨で表示された投資対象に直接的または間接的に投資する場合、ファンドは為替レートの変動リスクにさらされる。投資運用会社では、ファンドに代わって上記の投資に伴うリスクを調整することを目指す。

ファンドの投資目的が達成できるという保証はない。

<投資先ファンド>

特段の記載がない限り、以下の投資先ファンドは安定型および/または積極型に組み入れられているファンドである。

(注) 投資先ファンドについては、追加・交替する可能性がある。

ファンド名称	J Pモルガン・インベストメント・ファンズ - ジャパン・セレクト・エクイティ・ファンド
運用会社の名称	J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社
運用の基本方針・ 主要な投資対象	主に日本で事業を行っている企業、日本の法律に基づいて組織された企業、日本における収益が大部分を占める企業が発行する株式に投資を行う。 当ファンドはJPモルガンのコア・ストラテジーに基づいて運用される。 当ストラテジーはTOPIXに対し、市場サイクル約3 - 5年の間で超過収益を目指す。 当ファンドの運用は総勢29名からなるJPモルガン日本株式グループが行う。

ファンド名称	シュローダー・I S Fジャパニーズ・スモーカー・カンパニーズ
運用会社の名称	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルク）S . A .
運用の基本方針・ 主要な投資対象	主に日本の小型株に投資することで中長期的な収益を追求する。 投資時点で、日本株式市場の時価総額下位30%以下の銘柄を小型株と見なす。

ファンド名称	M F Sメリディアン・ファンズ - 欧州リサーチ株式ファンド
運用会社の名称	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー
運用の基本方針・ 主要な投資対象	主に平均を上回る成長性が期待でき、魅力的なバリュエーション水準にある欧州株式へ投資することを通じて信託財産の成長を目指す。MFSのリサーチ・アナリスト・チームが、確信度の高いポートフォリオを構築するためにボトムアップで企業ファンダメンタルズをリサーチし、アクティブに運用する。

ファンド名称	M F Sメリディアン・ファンズ - アジアパシフィック（除く日本）株式ファンド
運用会社の名称	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー
運用の基本方針・ 主要な投資対象	個別企業の収益や利益率の持続可能性の高さや改善余地の大きさが株価に織り込まれていない銘柄を厳選し、アジアパシフィック（除く日本）株式へ投資することを通じて信託財産の成長を目指す。MFSのリサーチ・アナリスト・チームが、確信度の高いポートフォリオを構築するためにボトムアップで企業ファンダメンタルズをリサーチし、アクティブに運用する。

ファンド名称	ウエリントン・U S ・リサーチ・エクイティ・ポートフォリオ
運用会社の名称	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

運用の基本方針・ 主要な投資対象	S&P500指数を参考指数とし、主に米国の株式・株式関連証券に投資することにより、長期的に高いトータル・リターンを獲得を目指す。
---------------------	--

ファンド名称	J Pモルガン・ファンズ - エマージング・マーケット・エクイティ・ファンド
運用会社の名称	J Pモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド
運用の基本方針・ 主要な投資対象	主にエマージング株式に投資を行い、長期にわたる投資元本の成長を目指す。 国および通貨の分析を行うマクロ・アナリストからの情報を活用しながら、それぞれの担当に特化して現地に密着した調査を行うアナリストによる情報をもとにした銘柄選択によりポートフォリオを構築する。

ファンド名称	ウエリントン・グローバル・アグリゲート・ボンド・ポートフォリオ
運用会社の名称	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー
運用の基本方針・ 主要な投資対象	リスクを抑えながらグローバル債券に投資することにより、バークレイズ・グローバル総合指数を上回るリターンを達成することを目指す。 投資アプローチにはトップダウンのマクロ経済調査、国別調査とボトムアップのクレジット調査や定量分析を組み合わせしており、ファンドは国別、イールド・カーブ、デュレーション、クレジット、通貨といった投資戦略により、分散されている。

ファンド名称	BNYメロン・グローバル・ボンド*
運用会社の名称	ニュートン・インベストメント・マネジメント
運用の基本方針・ 主要な投資対象	各国ソブリン債、ABS債券など多岐にわたる債券ポートフォリオにおいて、インカム・キャピタル双方から最大限の収益を上げることを目指す。常にグローバルな視点で債券および通貨に長期にわたって影響を与えるテーマを識別し、このテーマに適合した資産に投資を実行。適切なリスクの管理と市場を上回るリターンを目指す。

* 安定型にのみ組入れている。

ファンド名称	BNYメロン・エマージング・マーケット・デット・オポチュニスティック・ファンド
運用会社の名称	スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント
運用の基本方針・ 主要な投資対象	JPMorgan社が算出するエマージング債合成指数を参考指数とし、主に新興国の米ドル建て及び現地通貨建て国債、準国債、社債に投資することにより、長期的に高いトータル・リターンを獲得を目指す。

ファンド名称	ニューバーガー・パーマン・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
運用会社の名称	ニューバーガー・パーマン・ヨーロッパ・リミテッド
運用の基本方針・ 主要な投資対象	魅力的なトータル・リターン獲得を目指す。 米国企業、同国本社を置く多国籍企業、または「認識された市場(Recognized Markets)」において上場または取引されるUSドル建ての政府機関によって発行されたハイ・イールド債へ投資を行う。

ファンド名称	シュロダー・I S Fグローバル・プロパティ・セキュリティーズ
運用会社の名称	シュロダー・インベストメント・マネージメント(ルクセンブルク) S . A .
運用の基本方針・ 主要な投資対象	グローバルの不動産証券(プロパティ・セキュリティーズ=REIT(不動産投信)や不動産関連会社が発行する株式等)を投資対象とする。 ボトムアップ・リサーチを徹底して厳選した質の高い不動産証券への分散投資を通じて、トータル・リターンを達成することを目標とする。

ファンド名称	シュロダー・オルタナティブ・ソリューションズ コモディティ・ファンド
運用会社の名称	シュロダー・インベストメント・マネージメント(ルクセンブルク) S . A .
運用の基本方針・ 主要な投資対象	主として世界のコモディティ関連デリバティブ(主に商品先物)への投資を行い、長期的な投資信託財産の成長を目指す。 主として、世界のエネルギー、金属、農産物などコモディティ関連デリバティブ(主に商品先物)を投資対象とし、コモディティ現物への投資は行わない。また、レバレッジや空売りも行わない。 コモディティへの投資にあたっては、トップダウン・アプローチによるグローバル市場の分析とボトムアップ・アプローチによる個別コモディティの分析をもとに、アクティブ運用する。

ファンド名称	E A C Mリブラ・オルタナティブズ・ファンドL T D .
運用会社の名称	E A C Mアドバイザーズ・エルエルシー
運用の基本方針・ 主要な投資対象	ファンドの価格変動及び世界の証券市場との相関を低めに保ち、長期的に安定したリターンを上げることを目指すファンド・オブ・ヘッジファンズ。 組入れヘッジファンドは、「レラティブ・バリュー」、「イベント・ドリブン」、「エクイティ・ヘッジ」、「グローバル・アセット・アロケーター」、「ショート・セラー」の5つの戦略のファンドを主体とする。

ファンド名称	B N Yメロン・エンハンスト・コエフィシエント・セレクト・ファンド P l c .
運用会社の名称	メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション
運用の基本方針・ 主要な投資対象	債券先物、株価指数先物、商品先物、通貨フォワード、スワップ等のデリバティブスを活用し、先進国の債券、株式、通貨、新興国の通貨または商品など幅広い資産に投資する。 定量モデルの判断に基づき、割安な資産をロング（買建て）し、割高な資産をショート（売建て）することにより、長期的に安定的なリターンを目指す絶対収益型のグローバル・マクロ戦略のファンドである。

ファンド名称	ニューバーガー・バーマン・グローバル・シニア・フローティング・ レート・インカム・ファンド
運用会社の名称	ニューバーガー・バーマン・ヨーロッパ・リミテッド
運用の基本方針・ 主要な投資対象	インカム収益の確保と信託財産の成長を目指した運用を行う。 主として、北米及び欧州企業が発行する、USドル建て、ユーロ建て、ポンド建ての優先担保付バンクローンに投資を行う。

上記の投資先ファンドの他、メロン・サンクチュアリー・ファンド、メロン・サンクチュアリー・
ファンド、ザ・ボストン・カンパニー・エクイティ・マーケット・ニュートラル・エン・デノミネ
イテッド・ポートフォリオの保有があるが、これらは償還手続き等により順次現金化の予定である。

（2014年7月末日現在）

ファンドの特徴

1 世界中の魅力的な9つの資産に、最適な資産配分で分散投資を行います。

株式や債券といった伝統的資産のみならず、オルタナティブを含む世界中の魅力的な9つの資産に日興グローバルラップ株式会社(以下「日興GW」といいます。)が最適と考える配分で分散投資を行います。また、絶対収益確保^{※1}のためのオーバーレイ戦略^{※2}を加えることで、中長期的な信託財産の成長を目指します。

※1 絶対収益確保とは、市場の動向にかかわらず、投資元本に対して超過収益の獲得を目標とすることを指し、絶対に収益が上がるという意味ではありません。

※2 オーバーレイ戦略とは、ポートフォリオの現資産部分から分離したポジションで、専任のマネージャーが株式、債券、及び通貨の先物などを用いて運用管理することをいいます。

2 運用ニーズに合わせて2種類の資産配分からお選びいただけます。

リスクを抑え、安定した収益の獲得を目指す「安定型」と、積極的に収益機会を追求する「積極型」の2種類から、お客様の運用ニーズやリスク許容度に合わせてお選びいただけます。資産配分は、日興GWの助言をもとに決定されます。

3 スペシャリストによって資産ごとに厳選されたファンドに投資します。

日興GWおよびEACMアドバイザーズ・エルエルシー(以下「EACM」といいます。)の助言をもとに、資産ごとに厳選されたファンドに投資を行います。また、投資対象のファンドは継続的にモニタリングを行い、必要な場合にはファンドの入替えも実施します。

9つの資産への分散投資に、オーバーレイ戦略を加えたファンド

グローバルな株式や債券といった伝統的資産に、それらと異なる値動きをするといわれるオルタナティブを加えた9つの資産に分散投資。また、絶対収益確保[※]のためのオーバーレイ戦略を加えることで、さらなる収益の獲得を目指します。

9つの資産に分散投資



世界中の株式や債券といった伝統的資産に加え、コモディティやヘッジファンドなどにも分散投資

●日興GWの助言により最適な資産配分をBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が決定。

※お客様のライフスタイルや運用ニーズなどに合わせてリスク許容度の異なる「安定型」と「積極型」の2種類を設定。

※資産配分は、経済環境や市況等の変化に応じ、適宜見直しを行います。

●日興GW及びEACMの助言をもとに、BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が各資産別に厳選されたファンドに投資。

※ファンド選定においては、継続的にモニタリングを行い、必要な場合にはファンドの入替えを行います。

+

オーバーレイ戦略



世界各国の株式や債券および通貨のロング・ショート運用

●メロン・キャピタル・マネジメント独自の定量モデルに基づく運用。

GW セレクト・ファンド

ベスト9ナイン

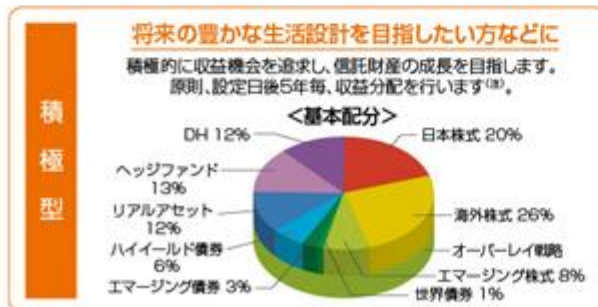
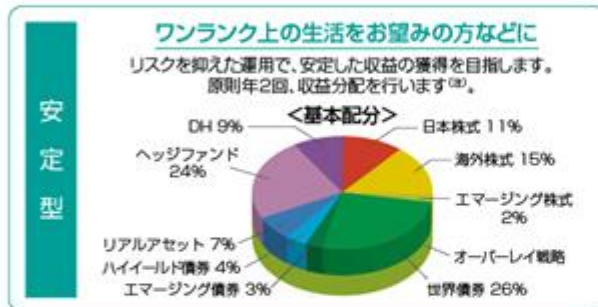


オルタナティブを含む9つの資産に分散投資することで効率的に収益の獲得を狙う一方、市場に左右されない絶対収益確保[※]を目指すオーバーレイ戦略を加えることで、さらなる収益の獲得を目指します。

※絶対収益確保について、詳しくは後述の「絶対収益確保のためのオーバーレイ戦略」をご覧ください。

運用ニーズにあわせた「安定型」と「積極型」の2種類をご用意

運用する目的・理由はお客様ごとにさまざまです。そこで、リスク水準の異なる2種類の資産配分をご用意しました。また、いつお客様の投資に対するお考えが変わっても対応できるよう、「安定型」と「積極型」については、転換手数料なしで同一クラス間（例えば、安定型クラスB→積極型クラスB）のスイッチングを行っていただくことも可能です。



日興グローバルラップ

基本配分については、資産運用のコンサルティングサービスで実績のある日興GWが助言します。資産配分は「グローバルラップ投資政策委員会」にて多角的な視点から策定、経済環境・市況等の変化に応じて基本配分をもとに調整が加えられます。

長期国際分散投資の観点から、リスク許容度に応じた基本配分を策定。

経済環境・市況等の変化に応じた中長期的な見通しにより、基本配分をもとに調整。

アナリストが、日々、ポートフォリオ全体の運用状況をモニターし、より良いパフォーマンスを追求。

※通貨配分は、資産配分とは別に一部調整が行われることがあります。

(注) 受益証券1口当たり純資産価格の水準等を勘案し、分配が行われなくてもあります。
※左の図は2014年7月末日時点の基本配分であり、実際の運用においては、各資産の比率は相場環境に応じて変動します。
※基本配分の値は、小数点以下を四捨五入しており、端数処理の影響で、必ずしも合計額が100%にならないことがあります。

ファンドアナリスト[®]によって厳選されたファンドに投資

ファンド選定の専門家であるファンドアナリストが資産ごとにファンドを厳選します。資産ごとに選定されるファンドは1本とは限らず、バリュー/グロース、大型/小型など戦略やスタイルの異なる複数のファンドに投資することもあります。



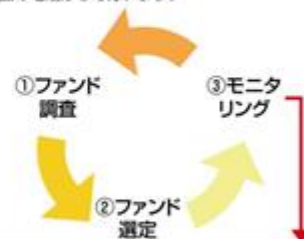
※1つの資産に対して、戦略やスタイルの異なる複数のファンドに投資する場合があります。

※投資先ファンドについては、追加・交替する可能性があります。

日興グローバルラップ

EACM
advisors

ファンドの評価・選定・モニタリングについては、運用会社選定に定評のある日興GWと、米国で実績のあるEACMのファンドアナリストがそれぞれの強みを活かして行います。

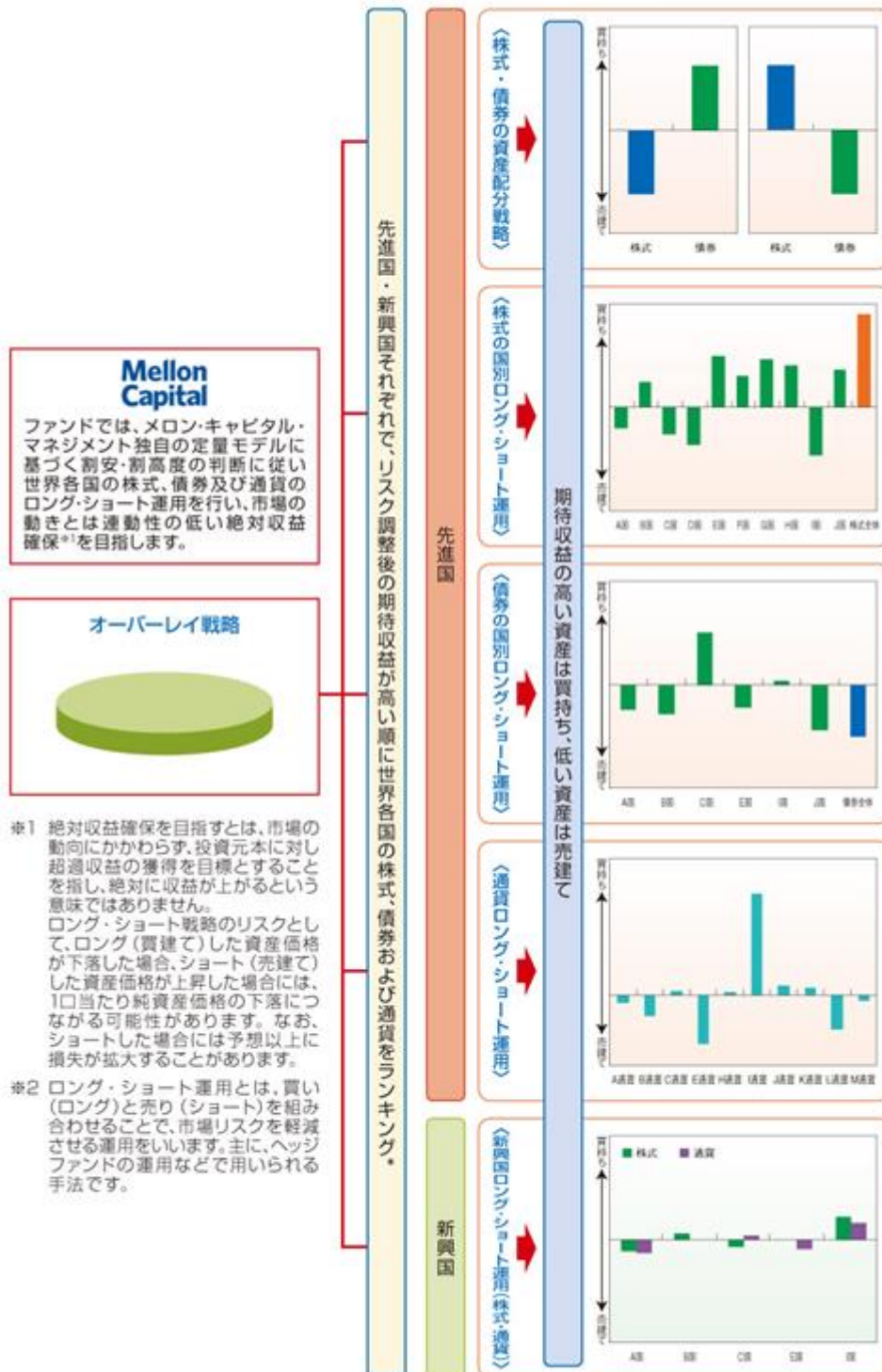


運用方針に沿った運用が行われているかなど、ファンドの運用状況を監視(モニタリング)。モニタリングによって投資ファンドに懸念材料が見つかった場合、投資ファンドの入れ替えを検討。

※ファンドアナリストとは—
ファンドの評価・選定、運用会社のモニタリング、投資ファンドに関する情報提供といった業務を行います。

絶対収益確保^{※1}のためのオーバーレイ戦略

資産を分散して効率的なリターンを狙う一方、オーバーレイ戦略による株式・債券・通貨のロング・ショート運用^{※2}を行うことで、絶対収益確保^{※1}を目指します。



- ※1 絶対収益確保を目指すとは、市場の動向にかかわらず、投資元本に対し超過収益の獲得を目標とすることを指し、絶対に収益が上がるという意味ではありません。ロング・ショート戦略のリスクとして、ロング（買建て）した資産価格が下落した場合、ショート（売建て）した資産価格が上昇した場合には、1口当たり純資産価格の下落につながる可能性があります。なお、ショートした場合には予想以上に損失が拡大することがあります。
- ※2 ロング・ショート運用とは、買い（ロング）と売り（ショート）を組み合わせることで、市場リスクを軽減させる運用をいいます。主に、ヘッジファンドの運用などで用いられる手法です。

*新興国については株式と通貨に投資します。グラフはあくまでもイメージです。

(2) 【投資対象】

前記「(1) 投資方針」を参照のこと。

（３）【運用体制】

投資運用会社

管理会社は、ファンドの資産の投資および再投資に関する運用の業務を、B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に委託している。

同社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの間接的な完全子会社であり、また、同社は、金融商品取引法に基づく金融商品取引業者である。

運用組織

管理会社は信託証書に基づくファンドの投資および再投資の運用に関する業務をB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に委任した。投資運用会社はザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの間接的な完全子会社で、金商法に基づく金融商品取引業者であり、金融庁による規制に服する。投資運用会社または投資運用会社の従業員、関連会社もしくは関連会社の従業員の過失、故意の不履行または詐欺に起因しない限り、管理会社は、いずれかの者がファンドの資産の一部を構成する投資対象（現金を含む。）に対する権利を主張した結果、または投資運用会社が投資運用契約に違反した結果、もしくは投資運用契約に従って投資運用会社が適切に講じた措置を原因として、投資運用会社が合理的な理由で負担したすべてのコスト、損失、請求および費用について、ファンドの資産から投資運用会社を補償する。投資運用会社は3か月前に管理会社に書面の通知をして、または投資運用契約に定めるその他の状況下において、投資運用契約を終了させることができる。

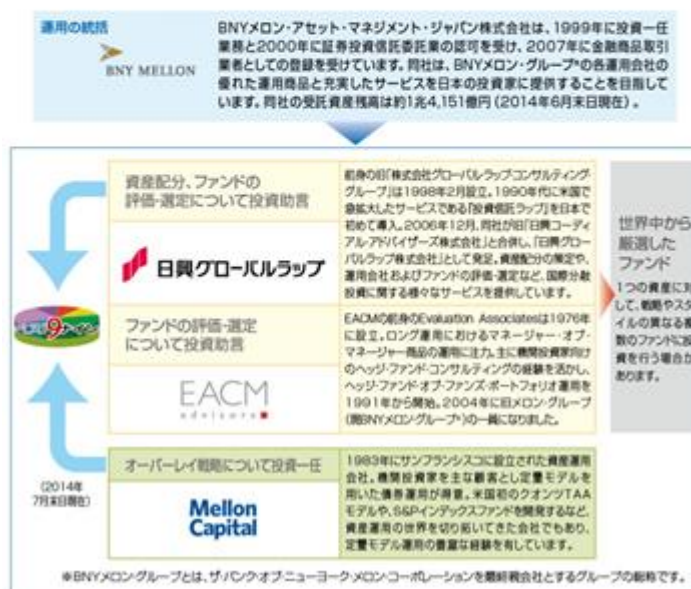
投資運用会社は、ファンドの投資ポートフォリオの一部の投資および再投資の運用に関する業務を他の資産運用会社（ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの関連会社である資産運用会社を含む。）に委任することができる。

運用体制の全体像

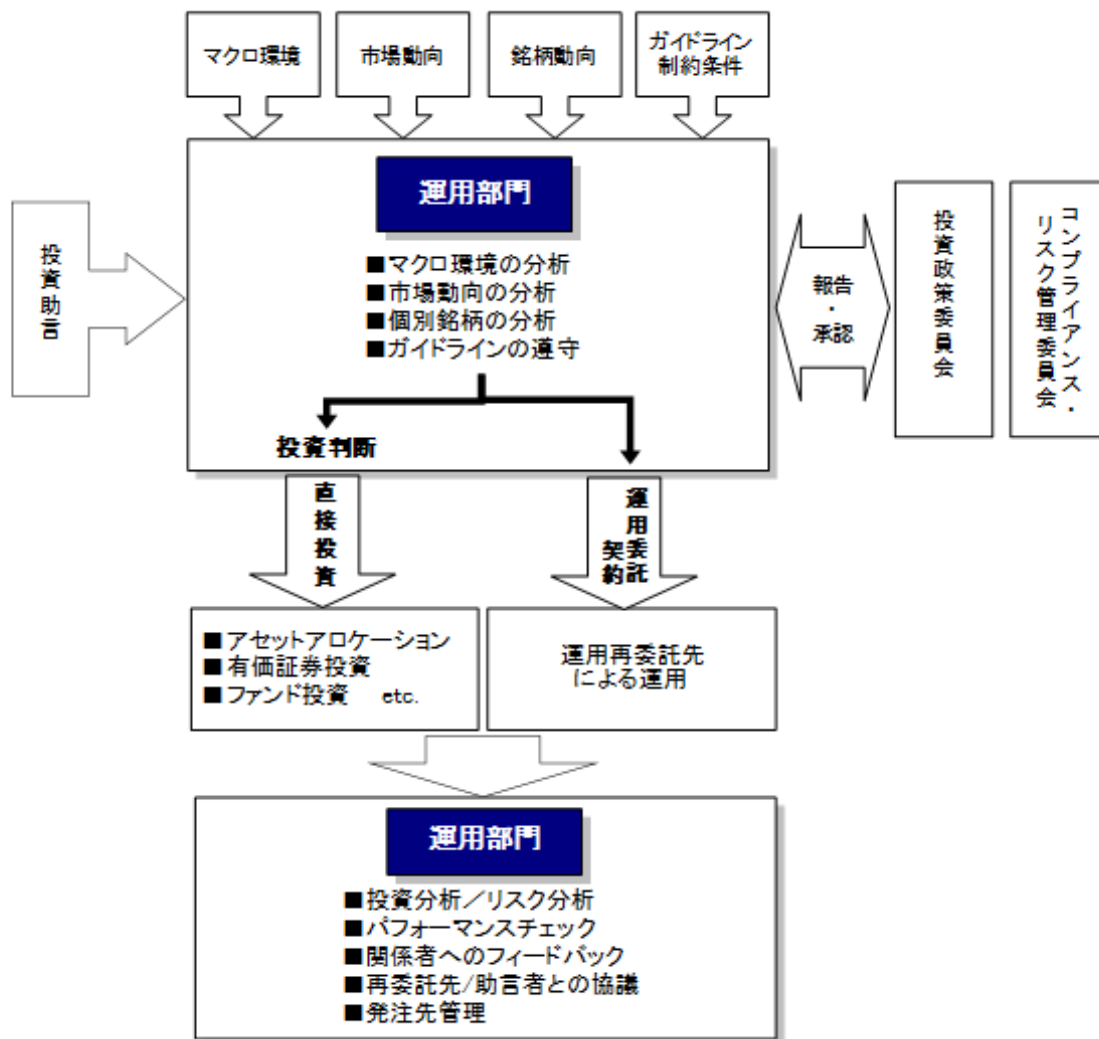
管理会社は、ファンドの資産の投資および再投資に関する運用の業務を、B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に委託しています。

同社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの間接的な完全子会社であり、また、同社は、金融商品取引法に基づく金融商品取引業者です。

投資運用会社は、ファンドの投資ポートフォリオの一部の投資および再投資の運用に関する業務を他の資産運用会社（ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの関連会社である資産運用会社を含みます。）に委任することができます。



< 投資運用会社の運用体制 >



- a. 運用部門では、マクロ景気動向、各資産の市場動向、個別銘柄の動向に関して調査、分析を行い、これらをもとに投資を行い、また、運用再委託先の評価を行う。
- b. 投資信託に対する投資を行う場合は、ポートフォリオ全体から見た投資の適切性および投資信託の相対的な優位性等を検討した上で、これを実施する。
- c. 投資および運用再委託先の運用モニタリングにおいて、運用ガイドラインの遵守状況、また、これに定められた制約条件に沿った運用が執行されていることを確認する。
- d. 運用計画、発注先の評価、その他運用に関し付議すべき事項に関しては、投資政策委員会に付議され、運用実績、ガイドラインの遵守状況、ファンド運営に関する過誤の有無、発注実績等については、報告事項として投資政策委員会で報告される。また、これらについてのコンプライアンス上の事項に関しては、コンプライアンス・リスク管理委員会に付議され、あるいは報告される。
- e. 運用部門では、運用の結果である、運用実績、ポートフォリオの状況等についてモニタリングを実施し、評価、評価レポートの作成、運用再委託先との協議および発注状況の管理等を実施する。
- f. 運用再委託先または必要に応じてファンドの運用者に対するデューディリジェンスを定期的実施する。

資産の運用に係る投資方針の決定を行う社内組織

投資運用会社の投資方針の決定は、マクロ環境、市場動向、銘柄動向等の分析及びガイドラインの遵守に基づき運用部門が行う。

投資方針の作成、実施にあたっては、投資運用会社独自の分析・調査のほかにB N Yメロン・グループ各社等の調査・分析を活用する。また、投資方針の決定は、月に二度開催される投資政策委員会に運用部門から報告され、同委員会は投資方針の決定が適切に行われているか監督し、確認している。

社内規程

以下の規程等に基づき運営している。

「投資政策委員会」運営規程

コンプライアンス・リスク管理委員会規程

ファンド・マネージャーサービス規程

運用業務規程

運用の再委託等についての規程

投資一任契約に係る議決権行使に関する規程

投資信託財産として有する株式に係る議決権の行使に関する規程

（４）【配分方針】

受託会社は管理会社の指示に従って、各分配期間（以下「現分配期間」という。）に関して、次の分配期間中における分配日に、クラスA受益証券またはクラスB受益証券の受益者に、管理会社が決定した金額を分配するものとする。分配金は関係する受益証券のクラスに帰属するファンドの純利益、実現/未実現のキャピタル収益および管理会社が適当と決定する分配可能資金の中から支払われる。現分配期間に関する分配は、現分配期間の終了日である分配基準日において受益者名簿にその者の名前で関係するクラスの受益証券が登録されている受益者に対して支払われ、またすべての分配は1円未満の端数を切り捨てる。なお、安定型受益証券の分配基準日は3月および9月の最終営業日であり、積極型受益証券の分配基準日は設定日以後5年毎の3月の最終営業日である。

分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合がある。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より純資産価額の値上がりが小さかった場合も同様である。

上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。

（５）【投資制限】

投資制限

ファンドに適用される投資制限は、以下のとおりである。

- （a）投資の結果として、ファンドが純資産価額の100%を超える価値を有する証券または一発行体が発行した純資産価額の10%を超える価値を有する証券を交付する義務を負うことになる場合、ファンドは現物証券を空売りすることはできない。
- （b）ファンドが保有するいずれかの企業が発行した同一種類の証券の総数が、管理会社が運用するその他の投資ファンドが保有する同一種類の証券の数と合算した場合に、当該企業が発行した同一種類の証券の総数の50%を超えることはできない。但し、当該制限は、その他の集团的投資スキームへの投資には適用されない。
- （c）投資の結果として、ファンドが保有するいずれかの企業の株式の総数が当該企業の発行済み株式総数の50%を超えることになる場合、ファンドはかかる企業の株式を取得することはできない。
- （d）証券取引所に上場されておらず、または容易に換金できない私募形式で販売された有価証券に投資することはできない。但し、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則第16条（外国投資信託受益証券の選別基準）（適宜改正または代替される。）に定める価格の透明性を確保するために適当な措置が講じられている場合はこの限りではない。
- （e）ファンドは、土地建物に投資することはできない。但し、不動産会社の株式または不動産投資信託の持分はこの限りではない。
- （f）ファンドは、融資を行うことはできない。但し、投資対象の取得または預金の預入が融資を構成する場合はこの限りではない。
- （g）借入金に関するいずれかの者の債務または負債を引き受け、保証し、裏書きし、またはその他の方法で直接的もしくは偶発的な債務を負うことはできない。
- （h）投資の結果として、ファンドの資産価値の50%以上が日本の金融商品取引法第2条第1項で定義される「有価証券」の定義に該当しない資産で構成されることになる場合、ファンドはいかなる投資対象も購入または追加することはできない。
- （i）ファンドは、現物商品に投資することはできない。
- （j）法律上または経営上の支配権を行使する目的で企業に投資することはできない。但し、投資運用会社はファンドのために、ファンドが取得した有価証券に関するすべての権利を行使することができる。

上記の制限に加えて、投資運用会社はファンドの勘定で、受益者の利益に反し、またはファンドの資産の適正な運用を阻害する取引を行うことはできない。

ファンドの投資対象の価格の変動、再建もしくは合併、ファンドの資産からの支払いまたは受益証券の買戻しなどの結果としてファンドに適用される制限に違反した場合、投資運用会社は直ちに投資対象を売却する義務はない。但し、投資運用会社は、違反が確認された後、合理的な期間内に、ファンドに適用される制限を遵守するために、ファンドの受益者の利益に配慮した合理的に可能な措置を講じるものとする。

借入制限

投資運用会社はファンドの投資目的および投資方針を実行し、諸費用を支払い、または受益証券の買戻資金を調達するために望ましいと判断する場合、ファンドの勘定で資金を借り入れることができる。但し、その時点のファンドの借入総額の元本金額が純資産価額の10%を超えないことを条件とする。投資運用会社は、借入金、借入金の利息および費用の支払いを担保するためにファンドの資産の一部または全部に担保権を設定することができる。

3【投資リスク】

リスク要因

投資者は受益証券の価格は上昇する場合もあれば下落する場合もあることを認識しておく必要がある。ファンドへの投資には大きなリスクが伴う。投資運用会社はファンドの投資目的と投資制限の制約の範囲内で潜在的損失を最小限に抑えるために組み立てられた戦略を実行する予定であるが、こうした戦略が実行できること、また実行できたとしても成功を収めることは保証できない。受益証券の流通市場が生まれる可能性は低いいため、受益者は保有する受益証券を管理会社による買戻しに限りて処分することができる。投資者はファンドに対する投資のすべてまたは大部分を失う可能性がある。従って、各投資者はファンドに投資するリスクを負担することができるか否かを慎重に検討するべきである。リスク要因に関する以下の記述はファンドへの投資に伴うリスクをすべて説明することを意図したものではない。

ファンドに投資するリスクは下記を含む。

政治および/または規制のリスク

ファンドの資産の価値は、国際的な政治上の出来事、政府の政策の変化、税制の変更、外国投資および通貨送金の規制、為替の変動および投資先の国々の法規の改正などの不確実性の影響を受ける。また投資を行う一部の国における法律の枠組み、会計、監査および報告基準では、主要な証券市場で一般的な投資者保護または投資者への情報提供が行われない可能性がある。

ポートフォリオ管理のリスク

投資運用会社および/またはその委託先は、効率的なポートフォリオ管理のためにデリバティブを利用して、ファンドに代わって様々なポートフォリオ戦略を取ることができる。投資運用会社は、ファンドの投資戦略を実行するにあたり、その裁量において、様々なデリバティブ取引（先物、オプション、スワップ、スワップションを含むが、これらに限られない。）において適切なポジションを持つことが出来る。

新興国市場のリスク

ファンドは直接的または間接的に新興国市場の企業の株式に投資することができる。このような株式には大きなリスクが伴い、投機的とみなすべきである。こうしたリスクには（a）接收、没収課税、国有化および社会、経済、政治不安のリスクが大きいこと、（b）現時点において新興国市場の発行体の証券市場の規模が小さく、取引が少なく、または取引がないため、流動性に欠け、価格変動性が大きいこと、（c）国の政策により、国益に影響すると思われる発行体または業種への投資制限など、投資機会が制限される場合があること、および（d）民間投資、外国投資および私有財産に適用される法的枠組みが十分に発達していないことなどがある。

保管リスク

ファンドは直接的または間接的に保管制度および/または決済制度が十分に発達していない市場に投資する場合がある。このような市場で取引され、また副保管人に委託されたファンドの資産は副保管人の使用が必要となる状況下ではある種のリスクにさらされる。かかるリスクには、物理的市場で代金決済と引換えに現物の引渡しが行われない結果として偽造された有価証券が出回っていること、企業行為に関する情報が乏しいこと、登録手続が有価証券の供給に影響を与えていること、適当な法律/税務に関する助言が不足していること、中央預託機関に賠償制度/リスク基金がないことなどを含む。

債券

ファンドは直接的または間接的に格付の低い債券に投資することができる。格付の低い債券とは、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）の格付がBaa未満、スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス（以下「S & P」という。）の格付がBBB未満の債券をいう。ファンドが保有する債券の格付が低ければ低いほど、発行体の財務状況もしくは経済状況もしくはその両方が悪化し、または金利が予想外に上昇した場合、元本と利息を支払う発行体の能力が損なわれる可能性が高くなる。こうした債券には大きなデフォルト・リスクが伴い、投資対象の資産価値に影響を及ぼすことがある。

発行体が遅滞なく元本と利息を支払うことができない場合（または支払うことができないと思われる場合）、債券の価値は下落する。債券の流動性のある取引市場がない場合、かかる債券の適正価格が設定できないことがある。

ムーディーズまたはS & Pが債券に付与した格付に、債券の市場価格の変動性またはかかる債券投資の流動性の評価は織り込まれていない。債券の格付が購入時点の格付よりも下がった場合は、売却できなくなる可能性がある。

不動産証券

ファンドは直接的または間接的に証券取引所に上場されている不動産証券（北米のREIT（不動産投資信託）、オーストラリアのLPT（上場不動産投資信託）およびヨーロッパとアジアの不動産証券会社とREIT型投資対象を組み合わせた商品を含む。）に投資することができる。不動産市場に影響する要因の多くがこうした証券にも影響を及ぼす。このような要因には、対象となる不動産の質、所在地、（事務所、ショッピングセンター、工業用などの）ある種の不動産の需給要因、所有する不動産の賃貸特性、賃貸収入の水準などを含む。

派生商品の空売り

投資運用会社および/またはその委託先はファンドの勘定で先物契約、店頭為替先渡契約およびオプションの空売りを行うことができる。空売りによってファンドは更なるリスクにさらされることがある。

先物

先物の価格は変動性が大きく、先物やオプション取引に必要な証拠金は通常、少額であるため、先物取引勘定には極めて大きなレバレッジがかかっている。その結果として、先物の小さな値動きによって投資者が大きな損失を被ることがある。先物取引の結果、当該取引の投資額を超える損失を被る可能性がある。

先物取引は流動性に欠けることがある。一部の取引所は特定の先物について一日の取引中の価格の変動幅が所定の制限を超える取引を許可していないため、投資運用会社および/またはその委託先は不利なポジションを迅速に売却できなくなり、ファンドが多額の損失を被ることがある。また一部の法域の取引所および規制機関では個人またはグループが保有し、または支配できる特定の先物ポジションの数に投機的ポジションの制限を課している。投機的ポジション制限の遵守を判定するには、ファンドの先物ポジションを投資運用会社もしくはその委託先またはそれらの親会社が所有し、または支配するすべての先物ポジションと合計しなければならない。その結果、投資運用会社および/またはその委託先は特定の先物のポジションを取ることができず、またファンドの勘定で特定の先物のポジションを処分せざるを得なくなる可能性がある。

投資ポートフォリオの流動性

流動性はファンドの勘定で迅速に投資対象を売却する投資運用会社および/またはその委託先の能力に関係する。比較的流動性が低い有価証券の市場は流動性が高い有価証券の市場に比べて変動性が大き

い傾向がある。比較的流動性が低い有価証券にファンドの資産を投資した場合、投資運用会社は希望する価格で、希望する時にファンドの投資対象を処分できないことがある。前述のとおり、先物のポジションは、例えば一部の取引所が「一日の値幅」または「値幅制限」と称する規制によって特定の先物契約の価格の一日の値幅を制限しているため、流動性を欠く場合がある。個々の先物の価格が値幅制限に相当する額まで上昇または下落した場合、トレーダーが制限の範囲内で取引を執行する用意がない限り、先物のポジションを取ることと解消することもできなくなる。それと同様の事態が生じた場合、投資運用会社は不利なポジションを迅速に売却できなくなり、ファンドが多額の損失を被ることがある。更に、取引所が特定の契約の取引を中止し、直ちに清算および決済を命じたり、特定の契約の取引は決済目的に限定する命令を下す可能性がある。流動性不足のリスクは店頭市場でも発生する。先物契約の規制された市場はなく、買い呼び値と売り呼び値を建てるのは先物の取扱業者だけである。非市場性証券への投資には流動性リスクがあり、評価が難しいほか、発行体に規制された市場の投資者保護に関する規則は適用されない。

為替市場とヘッジ

ファンドが円以外の通貨建ての債務証券に投資する場合、為替レートの変動リスクにさらされる。投資運用会社では、ファンドに代わって上記の投資に伴うリスクを調整することを目指す。為替取引を実行する市場は変動性が大きく、極めて専門的である。こうした市場では流動性や価格の変動などの重大な変化が極めて短期間に、しばしば数分の間に発生する。為替取引のリスクには、為替レートのリスク、金利のリスク、現地の為替市場、外国投資または特定の外貨取引の規制を通じて外国政府が介入する可能性などを含むが、上記に限定されない。

投資運用会社はこうした為替リスクをヘッジするために為替先渡契約、オプション、先物およびスワップなどの金融商品を利用することができる。ポートフォリオのポジションの価値が下落するリスクをヘッジしてもポジションの価値の変動を抑え、損失をなくすことはできないが、同じ出来事から利益を上げるように組み立てられた別のポジションを設けることで、ヘッジしたポジションの価値の下落は緩和される。ヘッジ取引ではポートフォリオのポジションの価値が上昇した場合に利益を上げる機会も制限される。

ファンドのヘッジ取引が成功するか否かは為替と金利の方向性の動きにかかっている。ヘッジ戦略に使用する金融商品の値動きとヘッジするポートフォリオのポジションの値動きとの相関性の度合いは変化することがある。投資運用会社はヘッジ戦略に使用される金融商品とヘッジするポートフォリオの保有資産との間に完全な相関性の確立を求めることはできない。こうした不完全な相関性によりファンドは意図するヘッジを達成することができないか、または、損失のリスクにさらされる可能性がある。

派生商品

派生商品には価値がひとつ以上の原証券、金融指数またはベンチマークにリンクした商品および契約等がある。派生商品によって投資者は原資産に投資するコストのほんの一部で特定の証券、金融指数またはベンチマークの値動きをヘッジし、またはかかる値動きに投機的な取引をすることができる。派生商品の価値は原資産の価格変動に大いに依存している。したがって原資産の取引に関連するリスクは派生商品取引にも当てはまるが、それ以外にも派生商品取引には数多くのリスクがある。一例として、派生商品では取引を実行する際に支払い、または預託する金銭に比べて市場のエクスポージャーが極めて大きい場合が多いため、比較的小さな値動きによって投資した全額を失うばかりでなく、ファンドが当該取引の当初の投資金額を上回る損失を被る危険性がある。更に、投資運用会社および/またはその委託先がファンドの勘定で取得を希望する派生商品を特定時点で満足できる条件で入手できるという保証はない。

レバレッジ、利息およびマージン

投資運用会社および/またはその委託先はファンドに代わって、投資に利用する資金の額を増やすために、証券会社、銀行およびその他の金融機関から資金を借り入れることができる。その結果として、投資運用会社が借入を行う利息の水準がファンドの運用実績に影響を及ぼす。また、投資運用会社および/またはその委託先は先物、店頭為替先渡契約、オプションおよびその他の派生商品取引などの商品を使って投資リターンを引き上げる（レバレッジをかける）ことができる。投資運用会社がファンドの勘定で借入を利用する結果として追加的リスクが発生する。例えば、ファンドの証拠金取引口座を担保するためにブローカーに差し入れた証拠金の価値が目減りした場合、ファンドには「追い証」が発生し、ブローカーに追加の資金を預け入れる必要があり、さもなければ目減り分を補填するために強制的に証拠金を取り崩されることになる。ファンドの資産価値が急落した場合、投資運用会社および/またはその委託先はファンドの証拠金債務を支払う十分な資産を迅速に処分できないかも知れない。またレバレッジによって投資者が被る損失が増大することがある。先物市場では預け入れる証拠金が小額である場合が多い。預け入れる証拠金が小額であるということは、先物の比較的小さな値動きでも直ちに多額の損失を被る危険性があるということである。例えば、購入の時点で先物契約の10%を証拠金として預けた場合、先物契約の価格が10%下落し、その時点で取引を手仕舞う場合、結果的に仲介手数料を差し引く前に証拠金をすべて失うことになる。

買戻しの影響

大量の受益証券の買戻しが行われる場合、投資運用会社および/またはその委託先は買戻しに必要な資金を調達するために望ましいペースよりも早くファンドの投資対象を処分せざるを得なくなる可能性がある。

決済リスク

ファンドは投資運用会社および/またはその委託先がファンドのために取引を行う相手方当事者の信用リスクにさらされるほか、決済不履行のリスクを負う。決済の問題はファンドの純資産価格および流動性に影響を及ぼす。

金利の変動

金利の変動は、発行体のファンダメンタルズに対する見通しおよびその他の投資者の意思決定に影響するため、ファンドが投資した債務証券の価値に影響を及ぼす。更に、金利の変動は投資運用会社および/またはその委託先がファンドの勘定で売買する派生商品の価値および価格設定にも影響を与える。

株式

株式への投資に伴うリスクには、市場価格の変動、特定の発行分に悪影響を及ぼす事象および株式が支払いを受ける優先権の点で債務証券などのその他の社債に劣後することなどがある。

経済状況

その他の経済状況（例として、インフレ率、業界の状況、競争、技術開発、政治および外交上の出来事および動向、租税法等の無数の要因を含む。）はファンドの利回りに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。こうした状況はいずれも投資運用会社の支配が及ばない。ファンドが直接または間接的にポジションを保有する市場の予期せぬ変動または流動性はファンドの投資および再投資を管理する投資運用会社および/またはその委託先の能力を損ない、ファンドは損失のリスクにさらされる。

為替先渡契約と為替取引

投資運用会社および/またはその委託先はファンドの勘定で、ヘッジまたは投機の目的で、様々な国の通貨と国際的通貨との間で店頭為替先渡契約および通貨または為替先渡契約のオプションを取引することができる。店頭為替先渡契約については、ある指定された通貨を将来の指定された日に、契約開始時に定められた価格で買い、または売って別の通貨と交換する契約上の合意に基づいて実行される場合が多い。

投資運用会社が店頭為替先渡契約を行う場合、契約の満期時に対象通貨を引き渡し、または引渡しを受ける取引相手に依存することになる。為替先渡契約または店頭為替先渡契約の日々の値動きに制限はなく、取扱業者はこうした取引のマーケット・メイクを継続する義務を負わない。これまでも店頭為替先渡契約の取扱業者が取引の値段を付けることを拒絶したり、買い呼び値と売り呼び値の間に異常に広い格差がある値段を付けた期間があった。取引相手は常にこうした取引の値段を付けることを拒絶することができる。投資運用会社および/またはその委託先はファンドの勘定で店頭為替先渡契約を取引する際に取扱業者の信用破綻または取引に関する取扱業者の履行不能もしくは履行拒絶のリスクにさらされる。取引相手が履行を怠った場合、取引の予想される利益を失う結果となる。

店頭取引における規制の欠如と取引相手のリスク

投資運用会社および/またはその委託先はファンドの勘定で店頭取引を行う。一般論として店頭市場は組織化された取引所における取引と比べて政府の規制および監督が行き届いていない。更に一部の組織化された取引所の参加者に与えられる取引所決済機関の履行保証などの保護の多くが店頭取引には与えられない。このためファンドは信用や流動性の問題または契約条件に関する紛争を理由に取引の相手方が取引を決済しないリスクにさらされる。更に投資運用会社が取引をある取引の相手方に集中させることに関して制限はないため、投資運用会社および/またはその委託先がファンドの取引を規制された取引所に限定した場合に比べてファンドはデフォルトによる大きな損失リスクにさらされることになる。

ファンドは支払不能、破産、政府による禁止等の原因により取引の相手方が取引を履行できないリスクにさらされ、ファンドに多額の損失が発生する危険性がある。こうしたリスクを軽減するため、投資運用会社および/またはその委託先はファンドの取引を信用力が高いと思われる取引の相手方だけに限る予定である。

将来の規制の変更は予測不能であること

証券市場および派生商品市場には包括的な法律、規則および証拠金要件が適用される。更に米国の証券取引委員会や証券取引所は市場の緊急事態に際して、例えば投機的ポジション制限の遡及的实施、証拠金の引上げ、値幅制限の設定、取引停止などの特別措置を講じる権限を有する。証券および派生商品の規制は米国内外において急速に進展しつつある法律分野であり、政府および司法機関の措置によって変更される場合がある。将来の規制の変更がファンドに及ぼす影響は予測が不可能であるが、重大な悪影響となる可能性がある。

リスクに対する管理体制

リスク管理について、副投資運用会社及び投資助言会社は、投資運用会社との契約に従って、ポートフォリオと合意されたパラメーター（投資の前提条件）とを比較し、定期的に報告する。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

クラスA 受益証券 最大4.0%

クラスB 受益証券 なし

日本国内における申込手数料

クラスA 受益証券の申込みについては、以下の申込手数料が課せられる。

申込口数	申込手数料
1億口以上 10億口未満	1.62% (税抜1.50%)
10億口以上 20億口未満	0.54% (税抜0.50%)
20億口以上	なし

(注) 管理会社および日本における販売会社が契約により申込手数料について別途合意する場合は、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

クラスB 受益証券の申込みには申込時点においては申込手数料は加算されない。但し、クラスB 受益証券については条件付後払申込手数料（以下「C D S C」という。）が発生する。本書の日付現在、日本の消費税はC D S Cに対し課せられない。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は徴収されない。

日本国内における買戻し手数料

クラスA 受益証券については買戻し手数料は発生しない。

クラスB 受益証券については、当該受益証券の購入時点における1口当たり純資産価格に基づき条件付後払申込手数料（C D S C）が以下のとおり買戻金額に課せられる。本書の日付現在では、日本の消費税はC D S Cに対し課せられない。

受益証券の購入後の経過年数()	条件付後払申込手数料(C D S C)
1年未満	4.00%
1年以上2年未満	3.50%
2年以上3年未満	3.00%
3年以上4年未満	2.25%
4年以上5年未満	1.50%
5年以上6年未満	0.55%
6年以上7年未満	0.20%
7年以上	なし

() 上記の「受益証券の購入後の経過年数」とは、当該受益証券に関する、国内における買付約定日（同日を含む。）から国内における買戻約定日の前日（同日を含む。）までの期間をいう。疑義を避けるために例示すれば、国内における買付約定日が2014年10月1日であり国内における買戻約定日が2017年9月30日であった場合、当該買戻しについては3.00%の条件付後払申込手数料が課せられ、また、国内における買付約定日が2014年10月1日であり国内における買戻約定日が2017年10月1日であった場合、当該買戻しについては2.25%の条件付後払申込手数料が課せられる。

(注1) 投資者は、買戻価格から条件付後払申込手数料を差し引いた金額を買戻時に受領する。条件付後払申込手数料は、7年未満の期間に買戻された受益証券の当初購入価格に料率を適用して決定される。

(注2) 条件付後払申込手数料の金額は、最も低い条件付後払申込手数料率により計算される。すなわち、投資者は、当該手数料の課せられないクラスB 受益証券を最初に買戻し、その次に長く保有する受益証券を次に買戻すものとみなされる。

(注3) クラスB 受益証券の1口当たり純資産価格が、当初購入価格よりも増額した場合、その増額分に条件付後払申込手数料が課せられることはない。

(注4) 条件付後払申込手数料は、管理会社に対して支払われるものであり、買戻手続きを行う日本における販売会社を通じて精算される。

(3) 【管理報酬等】

(a) 管理報酬

管理会社は、ファンドの資産の中から、各評価日に計算した純資産価額に対して、安定型ファンド、積極型ファンドとも、年率0.950%を上限とする管理報酬を受け取る権利を有し、毎月後払いされるものとする。当該料率は純資産価額が500億円以下の部分については0.950%、500億円超1,000億円以下の部分については0.798%、1,000億円超の部分については0.685%とする。

また管理会社はファンドの資産の中から、各評価日に計算したクラスB受益証券に帰属する純資産価額に対して年率0.640%の販売管理報酬を受け取る権利を有し、毎月後払いされるものとする。さらに管理会社はファンドの資産の中から、日本におけるファンドの登録、受益証券の販売または受益証券に対する持分に関連して管理会社が負担した費用の弁済を受ける権利を有する。

管理会社は自己の報酬から投資運用会社の報酬を支払うものとする。投資運用会社はまた、投資運用にかかるさらなる受任者および他の関係法人の報酬を支払う責任を負う。

更に、管理会社は受益証券の各クラスおよび各算定期間(以下に定義する。)に関してファンドの資産の中から以下の金額に相当する実績報酬(以下「実績報酬」という。)を受領する権利を有する。

イ) () 算定期間が終了した時点における関係する受益証券のクラスに関する受益証券1口当たりの総純資産価格(以下に定義する。)が、() 当該クラス受益証券にかかるハードル・バリュウ、つまり直前の算定期間が終了した時点の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格(最初の算定期間については、受益証券1口当たり1円の当初購入価格)にハードル・レート(以下に定義する。)に1を加えた数字を乗じた積、を超過した金額の20%に、

ロ) 当該算定期間中の各評価日に発行されている当該クラスの受益証券の口数を乗じた金額。

実績報酬は評価日ごとに計算し、計上され、3月、6月、9月および12月の最終評価日に終了する3か月間(以下「算定期間」という。)に関して後払いされる。但し、

イ) 最初の算定期間は受益証券を最初に発行した日から始まり、2006年6月の最終評価日に終了する期間とする。

ロ) ある算定期間(以下「前算定期間」という。)に関して実績報酬が支払われていない場合、次の算定期間は前算定期間から始まり、それに続く3月、6月、9月または12月の最終評価日に終了する期間とする。結果として、ひとつの算定期間が3か月間以上に及ぶ場合がある。

ハ) ある算定期間の最終日以外において受益証券の買戻しが行われる場合、当該買戻受益証券に関する実績報酬は、かかる買戻しの日が関連の算定期間の最終日であるとみなされ、当該算定期間の最終日に計算され、管理会社に対し支払われる。

ニ) 算定期間中にいずれかのクラスの受益証券に関して分配金が支払われる場合、1口当たりの分配額が1口当たり純資産価格から控除された日に、当該算定期間に関して支払われる実績報酬の計算のために、1口当たりの当該分配金額は、受益証券の当該クラスの関連するハードル・バリュウから控除される。

ホ) 管理会社が算定期間の末日以外の日で退任し、または解任された場合、管理会社は当該算定期間が退任または解任の日で終了したものと前記した実績報酬を受領する権利を有するものとする。

実績報酬を計算する上で、受益証券のあるクラスに関する「1口当たり総純資産価格」とは、当該クラスおよび関係する算定期間に関して計上され、または支払うべき実績報酬を足し戻し、また、支払われた分配金を控除した当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格をいう。

いずれかの算定期間に関する「ハードル・レート」は、実績報酬の支払の有無にかかわらず、各算定期間の最初の営業日における（ブルームバーグのページJY0003Mに掲載された）3か月円LIBORレートに等しい。

管理会社は、実績報酬の一部を販売会社へ支払うことができる。

投資者は、実績報酬の計算方法においては、1口当たり純資産価格の値上り益の20%以上が実績報酬として管理会社へ支払われる可能性があることに留意すべきである。

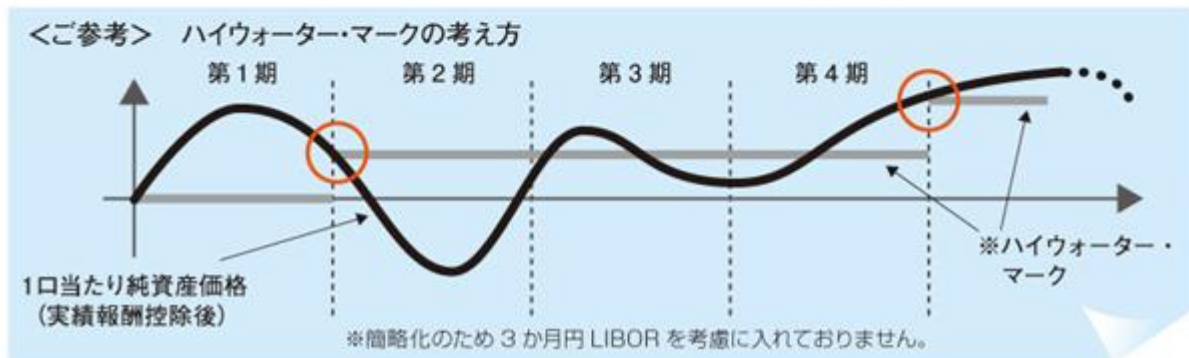
実績報酬について

管理会社は、運用実績が一定の水準（ハイウォーター・マーク）を上回った場合、ファンドの資産の中から実績報酬をいただきます。

$$\text{実績報酬} = \left[\text{1口当たり総純資産価格 (実績報酬控除前)} - \text{ハイウォーター・マーク} \right] \times 20\%$$

- 実績報酬の算定にはハイウォーター・マーク方式（高水位基準）を採用します。
- ハイウォーター・マークとは、設定日から四半期毎の計算期間の期末時点における1口当たり純資産価格（実績報酬控除後）に3か月円LIBOR（前実績報酬徴収日または設定日からの年換算利回りの日割計算）に1を加えた数字を乗じた積のうち最も高いものを指します。
- 分配金が出た場合、ハイウォーター・マークを引き下げます。
- ハイウォーター・マークの算出に適用する3か月円LIBORは毎計算期間の第1営業日のレートとし、実績報酬の受領に関わらず、期末ごとに見直します。

$$\text{1口当たり純資産価格} = \text{1口当たり総純資産価格 (実績報酬控除前)} - \text{当該営業日分の実績報酬}$$



(b) 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.060%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、同日付で計上され、毎月後払いされる。

(c) 保管報酬

保管会社はファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.040%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、同日付で計上され、手数料および諸費用とともに、毎月後払いされる。

(d) 受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.01%（但し、最大年間報酬額は7,500米ドル）の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、同日付で計上され、四半期毎に後払いされる。

(e) 販売報酬

日本における販売会社は、日本における受益証券の販売会社としての資格において、ファンドの資産から、クラスA受益証券に帰属する純資産価額に関し、クラスA受益証券に帰属する純資産価額が500億円以下の部分については年率0.600%、500億円超1,000億円以下の部分については、0.752%、1,000億円超の部分については0.865%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は各評価日に計算され、同日付で計上され、毎月後払いされる。また、クラスB受益証券に関しては、クラスB受益証

券に帰属する純資産価額に関し、クラスB受益証券に帰属する純資産価額が500億円以下の部分については年率0.400%、500億円超1,000億円以下の部分については0.552%、1,000億円超の部分については0.665%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は各評価日に計算され、同日付で計上され、毎月後払いされる。

(f) 代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.100%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は各評価日に計算され、同日付で計上され、毎月後払いされる。

(4) 【その他の手数料等】

(a) その他の手数料等

ファンドは、さらに、(a)ファンドのために実行されたすべての取引、ならびに(b)()法律および税務顧問および監査人の報酬および費用、()仲介手数料(もしあれば)および証券取引に関連し課税され得る発行または譲渡税、()副保管会社の報酬および費用、()政府および政府機関に支払うべきすべての税金および企業費用、()借入利息、()投資サービスにかかる通信費、ファンドの受益者集会にかかる費用ならびに財務およびその他の報告書、委任状、目論見書および類似書類の作成、印刷および配給にかかる費用、()保険料(もしあれば)、()訴訟および補償費用および通常の業務以外で被った臨時の費用、および()ファンドの構築に関連する、企業財務またはコンサルティング費用を含むその他すべての組織上および業務運営上の費用を含め、ファンドの管理にかかるすべての経費および費用を負担する。当該経費および費用が直接特定のファンドに帰属しない場合、各ファンドはそれぞれの純資産価額に応じて当該経費および費用を負担する。

(b) 投資先ファンドの報酬および費用

ファンドは、投資先ファンドの資産から支払われることがあるすべての報酬および費用(組入投資信託の管理会社・投資顧問会社報酬等を含む。)(上限年率1.500%^(注))を間接的に負担する。この他にも投資先ファンドには比率に割り戻すことができない報酬・費用等が課されているものがある。(なお、各組入投資信託がさらに投資するファンドにおいても管理報酬等が発生する。しかし、これら投資先ファンドは、これら管理報酬等について開示していない。このため、その管理報酬等を事前に計算することができないので、その額や計算方法を記載していない。)

(注) 上限年率は2014年7月末日現在の情報に基づくものである。

上記手数料等の合計額については、投資家がファンドを保有される期間等に応じて異なるので、表示することができない。

(5) 【課税上の取扱い】

(A) 日本

2014年8月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(1) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、源泉分離課税となり、20.315%(所得税(復興特別所得税を含む。以下同じ。))15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了するが、この場合、支払調書は提出されない。

(3) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場

合、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) の税率による源泉徴収が日本国内で行われ (一定の公共法人等 (所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。) または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。

- (4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

<平成28年1月1日以後の課税上の取扱いについての注記>

平成28年1月1日以後、公募外国公社債投資信託については、以下のような課税上の取扱いとなる。

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、平成28年1月1日以後は20.315% (所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%) の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等 (平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。Iにおいて、以下同じ。) の譲渡損失 (繰越損失を含む。) との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金 (表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。) については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ (一定の公共法人等または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される (平成50年1月1日以後は15%の税率となる。)。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合 (他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。) は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益 (譲渡価額から取得価額等を控除した金額 (邦貨換算額) をいう。以下同じ。) に対して、源泉徴収選択口座において、平成28年1月1日以後は20.315% (所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%) の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5) と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。において、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（受益者の請求による転換の場合および7年経過によるクラスB受益証券からクラスA受益証券への転換の場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。）および一定の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金に限る。）との損益通算が可能である（注：平成28年1月1日以後は、一定の他の上場株式等（平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下、カッコ内において同じ。）の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。）。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。但し、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

(B) ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現行法上、トラスト、ファンドまたは受益者に対して、いかなる所得税、法人税または資本利得税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税も課さない。ケイマン諸島は、トラストに関するあらゆる支払いに適用される二重課税防止条約をどの国とも締結していない。

トラストは、ケイマン諸島の信託法第81条に従い、トラストの設立日から50年の間、ケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得もしくはキャピタル・ゲインに対する課税の根拠となる法律または遺産税もしくは相続税と同種の税の課税根拠となる法律のいずれも、トラストを構成する財産もしくはトラストから生じる収益に対してまたはかかる財産もしくは収益に係る受託会社もしくは受益者に対して適用されない旨の証明書をケイマン諸島総督より受領している。ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに対し印紙税は課されない。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(資産別および地域別の投資状況)

() 安定型

本表は、ファンドの安定型クラスA受益証券およびクラスB受益証券の資産を合計して表示したものである。

(2014年7月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (円)	投資比率 ^(注1) (%)
投資信託	ルクセンブルグ	6,462,253,403	32.39
	ケイマン諸島	5,991,626,451	30.03
	アイルランド	5,244,673,119	26.28
先物取引 ^(注2)	日本	71,917,154	0.36
	英国	48,014,661	0.24
	香港	32,843,685	0.16
	イタリア	30,093,629	0.15
	スイス	7,276,039	0.04
	フランス	3,176,779	0.02
	オランダ	1,497,444	0.01
	カナダ	506,717	0.00
	メキシコ	418,115	0.00
	南アフリカ共和国	- 18,637	0.00
	シンガポール	- 25,907	0.00
	台湾	- 60,687	0.00
	トルコ	- 277,600	0.00
	ポランド	- 813,336	0.00
	オーストラリア	- 8,841,805	- 0.04
	米国	- 36,485,161	- 0.18
	スペイン	- 41,068,155	- 0.21
ドイツ	- 272,295,849	- 1.36	
バレット・スワップ ^(注2)	米国	73,863	0.00
小計		17,534,483,922	87.88
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2,418,804,254	12.12
合計 (純資産価額)		19,953,288,176	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注2) 先物取引およびバレット・スワップについては、対象証券の未実現評価損益で評価されている。以下同じ。

() 積極型

本表は、ファンドの積極型クラスA受益証券およびクラスB受益証券の資産を合計して表示したものである。

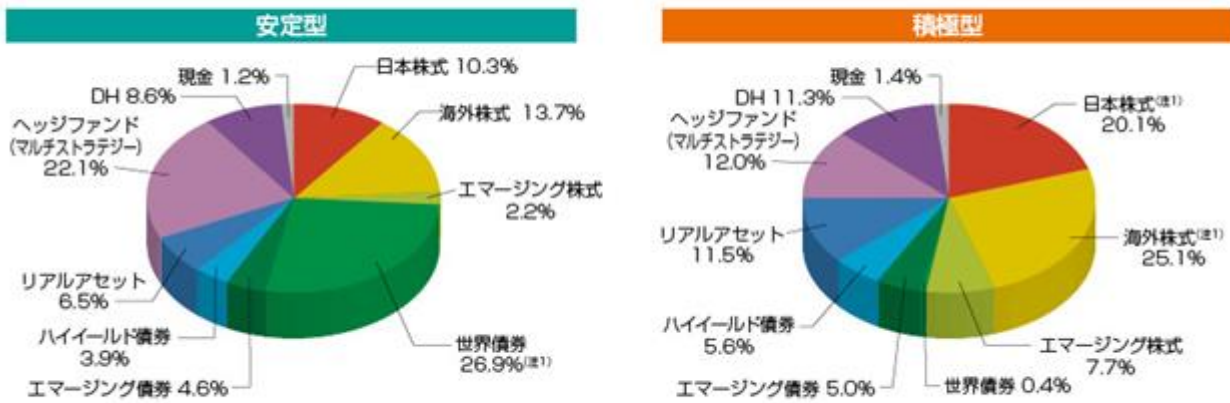
(2014年7月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託	ルクセンブルグ	10,134,932,621	54.39
	アイルランド	4,097,707,136	21.99
	ケイマン諸島	2,301,606,823	12.35
先物取引(注2)	日本	97,272,944	0.52
	英国	45,834,131	0.25
	香港	31,206,347	0.17
	イタリア	27,944,085	0.15
	スイス	5,795,687	0.03
	フランス	2,270,112	0.01
	オランダ	1,722,066	0.01
	カナダ	1,570,443	0.01
	スウェーデン	428,557	0.00
	メキシコ	278,743	0.00
	南アフリカ共和国	- 18,637	0.00
	シンガポール	- 34,543	0.00
	台湾	- 60,687	0.00
	トルコ	- 297,486	0.00
	ポーランド	- 736,534	0.00
	オーストラリア	- 8,484,765	- 0.05
	米国	- 27,119,265	- 0.15
スペイン	- 37,666,979	- 0.20	
ドイツ	- 258,099,550	- 1.39	
バレット・スワップ(注2)	米国	150,257	0.00
小計		16,416,201,506	88.10
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2,217,611,227	11.90
合計 (純資産価額)		18,633,812,733	100.00

< 参考情報 >

投資状況

(2014年7月末日現在)



(注1) 上記各円グラフには、各投資先ファンドの他、現金および先物ポジション(安定型については世界債券部分、ならびに積極型については日本株式部分および海外株式部分)が含まれています。

(注) 上記円グラフの数値は小数点第2位を四捨五入しており、足し合わせても100%にならないことがあります。

(2) 【投資資産】

上位30銘柄

() 安定型

< 投資信託 >

(2014年7月末日現在)

順位	銘柄名	国・地域名	種類	数量 (口数または 株数)	取得価額 (円)		時価 (円)		投資 比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
1	EACM LIBRA ALTERNATIVES FUND	ケイマン諸島	投資信託	416,860.76	10,000.00	4,168,607,639	10,778.86	4,493,282,196	22.52
2	BNY MELLON GLOBAL BOND FUND JPY X	アイルランド	投資信託	7,706,463.22	179.30	1,381,743,485	200.55	1,545,566,648	7.75
3	JPM JAPAN SELECT EQUITY FUND -X-	ルクセンブルグ	投資信託	107,291.38	12,014.65	1,289,068,891	14,296.00	1,533,837,554	7.69
4	WELLINGTON GLOB AGG BD JPY S DIS HC	ケイマン諸島	投資信託	149,430.96	10,011.37	1,496,008,994	10,027.00	1,498,344,255	7.51
5	WELLINGTON US RESEARCH EQ A USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	189,881.87	5,473.39	1,039,298,205	5,396.15	1,024,631,150	5.14
6	MFS MERIDIAN EURO RESEARCH I1EUR FD	ルクセンブルグ	投資信託	42,258.29	15,703.15	663,588,387	23,326.70	985,746,323	4.94
7	NEUBERGER BERMIN US HY BD -USD I ACC	アイルランド	投資信託	523,516.06	1,925.23	1,007,888,935	1,882.54	985,538,528	4.94
8	BNY MLN EMG MKT DEBT OPP USD X	アイルランド	投資信託	8,535,013.57	98.63	841,820,014	110.05	939,277,483	4.71
9	MELLON ENHANCED COEF SEL F JPY	アイルランド	投資信託	893,923.81	1,092.23	976,367,389	990.89	885,780,161	4.44
10	NEUBERGER GLB SE FL RT-USD I A ACC	アイルランド	投資信託	817,632.88	1,022.47	836,006,933	1,066.66	872,134,788	4.37
11	SCHRODER ISF GLOBAL PROP SECS-C ACC	ルクセンブルグ	投資信託	51,135.95	10,136.10	518,319,053	16,013.24	818,852,462	4.10
12	SCHRODER ISF JPN SMALL COMP-C ACC	ルクセンブルグ	投資信託	5,625,188.25	67.16	377,811,049	102.24	575,119,246	2.88
13	MFS MERID ASIA PAC EX JPN I1USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	24,653.77	16,985.71	418,761,694	23,149.67	570,726,593	2.86
14	SCHRODER ALT SOL CMDTY C AC USD	ルクセンブルグ	投資信託	39,144.95	11,592.03	453,769,613	12,834.87	502,420,361	2.52
15	JPM EMERGING MARKETS EQUITY FUNDS X	ルクセンブルグ	投資信託	141,825.30	2,273.62	322,457,041	3,179.40	450,919,714	2.26
16	MELLON SANCTUARY FUND I1 JPY -F-LIQ	アイルランド	投資信託	7,428.91	1,060.52	7,878,536	1,317.24	9,785,665	0.05
17	MELLON SANCTUARY FUND I1 JPY -F-CONT	アイルランド	投資信託	3,668.35	1,000.46	3,670,042	1,796.41	6,589,846	0.03

< 先物取引 >

（2014年7月末日現在）

順位	銘柄名	発行地	種類	償還期限	数量	取引通貨の種類	契約額 (円)	評価損益 (円)	投資比率 (%)
1	TOPIX.OSE.SEP14	日本	株価指数 先物	2014年9月1日	223	日本円	2,882,275,000	121,868,955	0.61
2	GILT.LIFFE.SEP14	英国	金利先物	2014年9月1日	298	英ポンド	5,744,894,272	50,943,496	0.26
3	HANG SENG INDEX.HK.AUG14	香港	株価指数 先物	2014年8月1日	86	香港ドル	1,413,407,001	32,843,685	0.16
4	FTSE/MIB INDEX.MLN.SEP14	イタリア	株価指数 先物	2014年9月1日	- 42(注2)	ユーロ	605,634,288(注3)	30,093,629	0.15
5	SWISS MARKET INDEX.EUREX.SEP14	スイス	株価指数 先物	2014年9月1日	- 44(注2)	スイスフラン	423,605,045(注3)	7,276,039	0.04
6	S+P/TSX60 INDEX.ME.SEP14	カナダ	株価指数 先物	2014年9月1日	9	カナダドル	151,932,983	6,549,713	0.03
7	CAC 40.EOP MONEP.AUG14	フランス	株価指数 先物	2014年8月1日	- 53(注2)	ユーロ	315,742,660(注3)	3,176,779	0.02
8	AMSTERDAM INDEX.EOE.AUG14	オランダ	株価指数 先物	2014年8月1日	53	ユーロ	594,167,291	1,497,444	0.01
9	IPC INDEX MEX BOLSA.MDX.SEP14	メキシコ	株価指数 先物	2014年9月1日	3	メキシコ・ペソ	10,408,382	418,115	0.00
10	FTSE JSE TOP40.SAF.SEP14	南アフリカ共和国	株価指数 先物	2014年9月1日	- 8(注2)	南アフリカ・ ランド	35,901,777(注3)	- 18,637	0.00
11	S+P CNX NIFTY.SGX.AUG14	シンガポール	株価指数 先物	2014年8月1日	3	米ドル	4,777,435	- 25,907	0.00
12	TAIWAN INDEX MSCI.SGX.AUG14	台湾	株価指数 先物	2014年8月1日	1	米ドル	3,419,066	- 60,687	0.00
13	BIST30.IST.AUG14	トルコ	株価指数 先物	2014年8月1日	- 19(注2)	トルコリラ	9,572,620(注3)	- 277,600	0.00

(注1) 「(2) 投資資産」における先物取引についての契約額はファンドの表示通貨で記載されている。以下同じ。

(注2) 先物取引は買い手に資産(ロング・ポジション: 正数)購入、または売り手に資産(ショート・ポジション: 負数)売却の義務のある金融契約である。以下同じ。

(注3) ルクセンブルグの会計基準に基づき、先物取引の契約額は絶対値で表示されている。以下同じ。

() 積極型
< 投資信託 >

(2014年7月末日現在)

順位	銘柄名	国・地域名	種類	数量 (口数または 株数)	取得価額 (円)		時価 (円)		投資 比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
1	EACM LIBRA ALTERNATIVES FUND	ケイマン諸島	投資信託	206,974.79	10,049.65	2,080,023,972	10,778.86	2,230,951,528	11.97
2	JPM JAPAN SELECT EQUITY FUND -X-	ルクセンブルグ	投資信託	148,766.16	11,990.15	1,783,728,352	14,296.00	2,126,761,023	11.41
3	WELLINGTON US RESEARCH EQ USD S ACC	ルクセンブルグ	投資信託	264,297.71	5,605.53	1,481,529,803	6,724.99	1,777,398,540	9.54
4	JPM EMERGING MARKETS EQUITY FUNDS X	ルクセンブルグ	投資信託	453,066.31	2,158.69	978,030,766	3,179.40	1,440,480,150	7.73
5	MFS MERIDIAN EURO RESEARCH I1EUR FD	ルクセンブルグ	投資信託	55,601.90	18,572.23	1,032,651,541	23,326.69	1,297,008,522	6.96
6	SCHRÖDER ISF GLOBAL PROP SECS-C ACC	ルクセンブルグ	投資信託	80,127.14	12,123.51	971,421,967	16,013.24	1,283,095,472	6.89
7	MELLON ENHANCED COEF SEL F JPY	アイルランド	投資信託	1,070,595.77	1,087.54	1,164,310,595	990.89	1,060,842,644	5.69
8	NEUBERGER GLB SE FL RT-USD I A ACC	アイルランド	投資信託	993,838.55	1,024.37	1,018,059,122	1,066.66	1,060,086,012	5.69
9	NEUBERGER BERMN US HY BD -USD I ACC	アイルランド	投資信託	489,706.83	1,919.02	939,759,358	2,120.97	1,038,655,024	5.57
10	BNY MLN EMG MKT DEBT OPP USD X	アイルランド	投資信託	8,453,879.47	98.70	834,395,415	110.05	930,348,682	4.99
11	SCHRÖDER ALT SOL CMDTY C AC USD	ルクセンブルグ	投資信託	67,200.39	11,336.43	761,812,427	12,834.87	862,508,298	4.63
12	MFS MERID ASIA PAC EX JPN I1USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	30,047.32	15,412.71	463,110,601	23,149.67	695,585,547	3.73
13	SCHRÖDER ISF JPN SMALL COMP-C ACC	ルクセンブルグ	投資信託	6,378,081.67	61.86	394,534,582	102.24	652,095,069	3.50
14	WELLINGTON GLOB AGG BD JPY S DIS HC	ケイマン諸島	投資信託	7,046.50	9,888.25	69,677,588	10,027.01	70,655,295	0.38
15	MELLON SANCTUARY FUND II JPY -F-LIQ	アイルランド	投資信託	3,467.59	1,070.41	3,711,734	1,317.24	4,567,651	0.02
16	MELLON SANCTUARY FUND I JPY -F-CONT	アイルランド	投資信託	1,785.30	1,000.47	1,786,135	1,796.41	3,207,123	0.02

< 先物取引 >

(2014年7月末日現在)

順位	銘柄名	発行地	種類	償還期限	数量	取引通貨の種類	契約額 (円)	評価損益 (円)	投資比率 (%)
1	TOPIX.OSE.SEP14	日本	株価指数 先物	2014年9月1日	285	日本円	3,683,625,000	155,384,881	0.83
2	GILT.LIFFE.SEP14	英国	金利先物	2014年9月1日	276	英ポンド	5,320,774,559	47,995,560	0.26
3	HANG SENG INDEX.HK.AUG14	香港	株価指数 先物	2014年8月1日	82	香港ドル	1,347,667,141	31,206,347	0.17
4	FTSE/MIB INDEX.MLN.SEP14	イタリア	株価指数 先物	2014年9月1日	-39(注2)	ユーロ	562,374,696(注3)	27,944,085	0.15
5	S+P/TSX60 INDEX.ME.SEP14	カナダ	株価指数 先物	2014年9月1日	10	カナダドル	168,814,426	7,277,459	0.04
6	SWISS MARKET INDEX.EUREX.SEP14	スイス	株価指数 先物	2014年9月1日	-35(注2)	スイスフラン	336,958,560(注3)	5,795,687	0.03
7	CAC 40.EOP.MONEP.AUG14	フランス	株価指数 先物	2014年8月1日	-38(注2)	ユーロ	226,381,531(注3)	2,270,112	0.01
8	AMSTERDAM INDEX.EOE.AUG14	オランダ	株価指数 先物	2014年8月1日	51	ユーロ	571,745,879	1,722,066	0.01
9	OMXS30.OMX.AUG14	スウェーデン	株価指数 先物	2014年8月1日	14	スウェーデン・ クローネ	29,267,327	428,557	0.00
10	IPC INDEX MEX BOLSA.MDX.SEP14	メキシコ	株価指数 先物	2014年9月1日	2	メキシコ・ペソ	6,938,921	278,743	0.00
11	FTSE JSE TOP40.SAF.SEP14	南アフリカ共和国	株価指数 先物	2014年9月1日	-8(注2)	南アフリカ・ ランド	35,901,777(注3)	-18,637	0.00
12	S+P CNX NIFTY.SGX.AUG14	シンガポール	株価指数 先物	2014年8月1日	4	米ドル	6,369,913	-34,543	0.00
13	TAIWAN INDEX MSCI.SGX.AUG14	台湾	株価指数 先物	2014年8月1日	1	米ドル	3,419,066	-60,687	0.00
14	EURO STOCK INDEX DJ.EURX.SEP14	ドイツ	株価指数 先物	2014年9月1日	1	ユーロ	4,376,253	-122,807	0.00

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2014年7月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

() 安定型 クラスA 受益証券

	純資産価額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第1会計年度末 (2007年3月末日)	19,962,788,002	1.0401
第2会計年度末 (2008年3月末日)	8,615,504,863	0.8335
第3会計年度末 (2009年3月末日)	4,197,552,791	0.6095
第4会計年度末 (2010年3月末日)	2,874,198,211	0.7236
第5会計年度末 (2011年3月末日)	1,448,245,500	0.7375
第6会計年度末 (2012年3月末日)	1,149,918,497	0.7175
第7会計年度末 (2013年3月末日)	1,213,815,024	0.8653
第8会計年度末 (2014年3月末日)	12,743,690,139	0.8835
2013年8月末日	12,843,459,857	0.8655
9月末日	13,703,756,251	0.9036
10月末日	13,552,231,693	0.9016
11月末日	13,773,966,541	0.9172
12月末日	13,601,596,369	0.9326
2014年1月末日	13,221,206,051	0.9073
2月末日	13,110,202,681	0.9048
3月末日	12,743,690,139	0.8835
4月末日	12,513,375,213	0.8649
5月末日	12,788,469,697	0.8829
6月末日	13,302,859,934	0.9187
7月末日	13,292,772,928	0.9264

() 安定型 クラスB 受益証券

	純資産価額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第1会計年度末 (2007年3月末日)	290,061,002,115	1.0364
第2会計年度末 (2008年3月末日)	171,029,931,366	0.8267
第3会計年度末 (2009年3月末日)	72,078,532,298	0.6018
第4会計年度末 (2010年3月末日)	48,111,391,170	0.7113
第5会計年度末 (2011年3月末日)	33,585,014,823	0.7215
第6会計年度末 (2012年3月末日)	24,798,096,871	0.6986
第7会計年度末 (2013年3月末日)	23,871,014,140	0.8386
第8会計年度末 (2014年3月末日)	7,099,671,978	0.8521
2013年8月末日	9,340,266,910	0.8370
9月末日	9,094,603,582	0.8736
10月末日	8,854,236,245	0.8712
11月末日	8,530,560,542	0.8860
12月末日	8,077,267,547	0.9005
2014年1月末日	7,592,908,883	0.8757
2月末日	7,371,368,936	0.8730
3月末日	7,099,671,978	0.8521
4月末日	6,794,165,153	0.8338
5月末日	6,805,125,195	0.8508
6月末日	6,749,235,790	0.8850
7月末日	6,660,515,248	0.8921

() 積極型 クラスA 受益証券

	純資産価額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第1会計年度末 (2007年3月末日)	20,707,380,193	1.0738
第2会計年度末 (2008年3月末日)	7,421,939,805	0.7892
第3会計年度末 (2009年3月末日)	2,641,346,896	0.4915
第4会計年度末 (2010年3月末日)	2,164,235,263	0.6676
第5会計年度末 (2011年3月末日)	1,392,218,110	0.6757
第6会計年度末 (2012年3月末日)	1,009,392,305	0.6512
第7会計年度末 (2013年3月末日)	1,224,459,135	0.7951
第8会計年度末 (2014年3月末日)	12,172,023,107	0.8445
2013年8月末日	12,312,429,186	0.8046
9月末日	13,114,023,603	0.8445
10月末日	13,206,004,360	0.8574
11月末日	13,328,126,335	0.8828
12月末日	13,271,048,206	0.9089
2014年1月末日	12,491,088,282	0.8592
2月末日	12,529,823,060	0.8611
3月末日	12,172,023,107	0.8445
4月末日	11,968,343,892	0.8317
5月末日	12,201,990,277	0.8518
6月末日	12,462,364,091	0.8788
7月末日	12,533,194,841	0.8913

() 積極型 クラスB 受益証券

	純資産価額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第1会計年度末 (2007年3月末日)	319,193,964,171	1.0703
第2会計年度末 (2008年3月末日)	158,717,609,164	0.7832
第3会計年度末 (2009年3月末日)	58,749,739,053	0.4856
第4会計年度末 (2010年3月末日)	45,194,310,123	0.6568
第5会計年度末 (2011年3月末日)	31,502,379,678	0.6618
第6会計年度末 (2012年3月末日)	22,459,166,507	0.6350
第7会計年度末 (2013年3月末日)	21,909,223,529	0.7720
第8会計年度末 (2014年3月末日)	6,450,904,019	0.8163
2013年8月末日	8,200,845,192	0.7798
9月末日	7,997,762,255	0.8181
10月末日	7,763,672,397	0.8303
11月末日	7,654,943,204	0.8547
12月末日	7,534,762,890	0.8796
2014年1月末日	6,869,085,252	0.8312
2月末日	6,732,496,672	0.8327
3月末日	6,450,904,019	0.8163
4月末日	6,192,001,050	0.8036
5月末日	6,240,385,990	0.8228
6月末日	6,195,596,003	0.8485
7月末日	6,100,617,892	0.8603

< 参考情報 >

純資産価額および1万口当たり純資産価格の推移

(2006年4月28日(設定日)～2014年7月末日)



ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

【分配の推移】

() 安定型

会計年度	基準日 (分配落ち日)	海外における支払日 (日本における支払日)	1口当たり分配金
第1会計年度	2006年9月29日 (2006年10月2日)	2006年10月5日 (2006年10月10日)	A : 0.0050円
			B : 0.0050円
第2会計年度	2007年3月30日 (2007年4月2日)	2007年4月5日 (2007年4月9日)	A : 0.0300円
			B : 0.0300円
	2007年9月28日 (2007年10月1日)	2007年10月4日 (2007年10月9日)	A : 0.0050円
			B : 0.0050円
第3会計年度	2008年3月31日 (2008年4月1日)	2008年4月4日 (2008年4月8日)	A : 0.0050円
			B : 0.0050円
	2008年9月30日 (2008年10月1日)	2008年10月6日 (2008年10月8日)	A : 0.0050円
			B : 0.0050円
第4会計年度	2009年3月31日 (2009年4月1日)	2009年4月6日 (2009年4月8日)	A : 0.0050円
			B : 0.0050円
	2009年9月30日 (2009年10月1日)	2009年10月6日 (2009年10月8日)	A : 0.0050円
			B : 0.0050円
第5会計年度	2010年3月31日 (2010年4月1日)	2010年4月8日 (2010年4月12日)	A : 0.0050円
			B : 0.0050円
	2010年9月30日 (2010年10月1日)	2010年10月6日 (2010年10月8日)	A : 0.0050円
			B : 0.0050円
第6会計年度	2011年3月31日 (2011年4月1日)	2011年4月6日 (2011年4月8日)	A : 0.0050円
			B : 0.0050円
	2011年9月30日 (2011年10月3日)	2011年10月6日 (2011年10月11日)	A : 0.0050円
			B : 0.0050円
第7会計年度	2012年3月30日 (2012年4月2日)	2012年4月5日 (2012年4月9日)	A : 0.0050円
			B : 0.0050円
	2012年9月28日 (2012年10月1日)	2012年10月4日 (2012年10月9日)	A : 0.0050円
			B : 0.0050円
第8会計年度	2013年3月28日 (2013年4月2日)	2013年4月5日 (2013年4月9日)	A : 0.0050円
			B : 0.0050円
	2013年9月30日 (2013年10月1日)	2013年10月4日 (2013年10月8日)	A : 0.0050円
			B : 0.0050円

(注) 2014年3月31日を基準日(分配落ち日は2014年4月1日)として、クラスA受益証券およびクラスB受益証券とも1口当たり0.0050円の分配金が、2014年4月4日(日本における支払日は2014年4月8日)に支払われている。

< 参考情報 >

分配の推移

(i)安定型 クラスA / B

<分配金実績(税引せ前・1万口当たり)(分配基準日ベース)>

第1会計年度		第2会計年度		第3会計年度		第4会計年度		第5会計年度	
2006年9月		2007年3月	2007年9月	2008年3月	2008年9月	2009年3月	2009年9月	2010年3月	2010年9月
50円		300円	50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円
第6会計年度		第7会計年度		第8会計年度		第9会計年度		設定来累計	
2011年3月	2011年9月	2012年3月	2012年9月	2013年3月	2013年9月	2014年3月			
50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円		1,050円	

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

() 積極型

会計年度	1口当たり分配金
第1会計年度	当該会計年度については、分配は行われていない。
第2会計年度	当該会計年度については、分配は行われていない。
第3会計年度	当該会計年度については、分配は行われていない。
第4会計年度	当該会計年度については、分配は行われていない。
第5会計年度	当該会計年度については、分配は行われていない。
第6会計年度	当該会計年度については、分配は行われていない。
第7会計年度	当該会計年度については、分配は行われていない。
第8会計年度	当該会計年度については、分配は行われていない。

【収益率の推移】

() 安定型

会計年度	収益率(注)
第1会計年度	A : 4.51%
	B : 4.14%
第2会計年度	A : -16.50%
	B : -16.86%
第3会計年度	A : -25.67%
	B : -25.99%
第4会計年度	A : 20.36%
	B : 19.86%
第5会計年度	A : 3.30%
	B : 2.84%
第6会計年度	A : -1.36%
	B : -1.79%
第7会計年度	A : 21.99%
	B : 21.47%
第8会計年度	A : 3.26%
	B : 2.80%

（ ）積極型

会計年度	収益率（注）
第1会計年度	A： 7.38%
	B： 7.03%
第2会計年度	A： -26.50%
	B： -26.82%
第3会計年度	A： -37.72%
	B： -38.00%
第4会計年度	A： 35.83%
	B： 35.26%
第5会計年度	A： 1.21%
	B： 0.76%
第6会計年度	A： -3.63%
	B： -4.05%
第7会計年度	A： 22.10%
	B： 21.57%
第8会計年度	A： 6.21%
	B： 5.74%

（注）収益率（%）= $100 \times (a - b) / b$

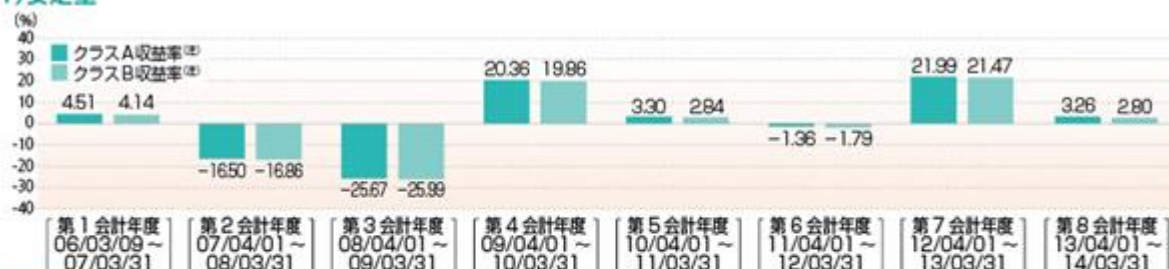
a = 会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（第1会計年度の場合、当初発行価格（1円））

< 参考情報 >

収益率の推移

(i) 安定型



(ii) 積極型



（注）収益率（%）= $100 \times (a - b) / b$

a = 計算期間末の1口当たり純資産価格（当該計算期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

※第1会計年度の場合、当初発行価格（1円）です。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における受益証券の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の受益証券の発行済口数は以下のとおりである。

() 安定型 クラスA 受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	29,451,679,070 (29,451,679,070)	10,258,790,000 (10,258,790,000)	19,192,889,070 (19,192,889,070)
第2会計年度	605,367,376 (605,367,376)	9,461,563,518 (9,461,563,518)	10,336,692,928 (10,336,692,928)
第3会計年度	0 (0)	3,449,682,928 (3,449,682,928)	6,887,010,000 (6,887,010,000)
第4会計年度	0 (0)	2,915,000,000 (2,915,000,000)	3,972,010,000 (3,972,010,000)
第5会計年度	17,759,867 (17,759,867)	2,025,940,000 (2,025,940,000)	1,963,829,867 (1,963,829,867)
第6会計年度	0 (0)	361,070,000 (361,070,000)	1,602,759,867 (1,602,759,867)
第7会計年度	0 (0)	200,000,000 (200,000,000)	1,402,759,867 (1,402,759,867)
第8会計年度	16,084,709,474 (16,084,709,474)	3,063,093,177 (3,063,093,177)	14,424,376,164 (14,424,376,164)

(注) () 内の数は、本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

() 安定型 クラスB 受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	292,734,490,026 (292,734,490,026)	12,867,485,237 (12,867,485,237)	279,867,004,789 (279,867,004,789)
第2会計年度	7,662,534,476 (7,662,534,476)	80,658,970,034 (80,658,970,034)	206,870,569,231 (206,870,569,231)
第3会計年度	352,207,570 (352,207,570)	87,453,798,739 (87,453,798,739)	119,768,978,062 (119,768,978,062)
第4会計年度	77,935,225 (77,935,225)	52,204,565,404 (52,204,565,404)	67,642,347,883 (67,642,347,883)
第5会計年度	38,165,007 (38,165,007)	21,133,017,506 (21,133,017,506)	46,547,495,384 (46,547,495,384)
第6会計年度	35,650,351 (35,650,351)	11,087,651,566 (11,087,651,566)	35,495,494,169 (35,495,494,169)
第7会計年度	27,846,028 (27,846,028)	7,058,303,884 (7,058,303,884)	28,465,036,313 (28,465,036,313)
第8会計年度	33,032,260 (33,032,260)	20,166,331,313 (20,166,331,313)	8,331,737,260 (8,331,737,260)

() 積極型 クラスA 受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	25,935,247,436 (25,935,247,436)	6,651,140,000 (6,651,140,000)	19,284,107,436 (19,284,107,436)
第2会計年度	799,930,871 (799,930,871)	10,679,476,513 (10,679,476,513)	9,404,561,794 (9,404,561,794)
第3会計年度	0 (0)	4,030,387,547 (4,030,387,547)	5,374,174,247 (5,374,174,247)
第4会計年度	100,000,000 (100,000,000)	2,232,550,702 (2,232,550,702)	3,241,623,545 (3,241,623,545)
第5会計年度	0 (0)	1,181,250,000 (1,181,250,000)	2,060,373,545 (2,060,373,545)
第6会計年度	0 (0)	510,363,884 (510,363,884)	1,550,009,661 (1,550,009,661)
第7会計年度	0 (0)	10,000,000 (10,000,000)	1,540,009,661 (1,540,009,661)
第8会計年度	16,624,543,374 (16,624,543,374)	3,751,117,841 (3,751,117,841)	14,413,435,194 (14,413,435,194)

() 積極型 クラスB 受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	317,417,441,315 (317,417,441,315)	19,178,029,670 (19,178,029,670)	298,239,411,645 (298,239,411,645)
第2会計年度	12,356,753,428 (12,356,753,428)	107,945,408,944 (107,945,408,944)	202,650,756,129 (202,650,756,129)
第3会計年度	557,175,220 (557,175,220)	82,218,737,766 (82,218,737,766)	120,989,193,583 (120,989,193,583)
第4会計年度	358,070,874 (358,070,874)	52,533,706,636 (52,533,706,636)	68,813,557,821 (68,813,557,821)
第5会計年度	37,121,666 (37,121,666)	21,250,105,463 (21,250,105,463)	47,600,574,024 (47,600,574,024)
第6会計年度	7,700,000 (7,700,000)	12,240,155,134 (12,240,155,134)	35,368,118,890 (35,368,118,890)
第7会計年度	39,830,200 (39,830,200)	7,026,448,663 (7,026,448,663)	28,381,500,427 (28,381,500,427)
第8会計年度	4,714,697 (4,714,697)	20,483,676,130 (20,483,676,130)	7,902,538,994 (7,902,538,994)

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売手続等

申込み

受益証券は、以下に定める場合を除き、各取引日に受益証券1口当たり純資産価格で申込みことができる。受益証券1口当たり純資産価格は、取引日に該当する評価日における受益証券のクラスに帰属する純資産価額を、評価日の時点で発行されている当該クラスの受益証券の総数で除して計算する。

手続き

受益証券の申込者および受益証券の追加分の申込みを希望する受益者は、必要事項をすべて記入した買付申込書（必要に応じて申込者の身元を証明する裏付け資料を添付する。）を取引日の午後4時（東京時間）までに販売会社へ送付するとともに、精算用資金を取引日後4営業日以内（すなわちT+4）に、ファンドの口座に入金しなければならない。販売会社は記入された買付申込書を、受領して2時間以内に管理事務代行会社へ送付する。送付されなかった場合、申込みは買付申込書と申込代金を受領した直後の取引日まで持ち越され、その場合、受益証券はかかる取引日の購入価格で発行されるものとする。

投資者が管理事務代行会社とその他の通貨で支払いを行う取決めをしていない限り、支払いは円貨で行わねばならない。自由に転換可能なその他の通貨による支払いは円に転換し、転換した資金を（転換費用を差し引いた後）申込代金の支払いに充当するものとする。通貨の転換には遅れが伴う場合があり、また、投資者が費用を負担する。

受益証券の端数は発行されない。

管理会社は、独自の裁量により受益証券の申込みの一部または全部を拒絶する権利を留保し、その場合、申込みの際に支払われた金額またはその残額（場合による。）は申込者がリスクと費用を負担して、できる限り速やかに返金されるものとする。

必要事項を記入した申込書を一旦管理事務代行会社が受領した場合、申込みを取り消すことはできない。管理事務代行会社は買付申込書の原本および必要な場合は申込者の身元を確認するために管理事務代行会社が請求したすべての書類を受領した後、申込みを受け付けた申込者に対して所有権の確認書を交付する。管理事務代行会社が確認書を交付する前に申込者から追加情報を受領する必要があると判断した場合、管理事務代行会社はその旨を申込者に書面で通知し、必要な情報を請求するものとする。

疑いを避けるため、管理事務代行会社の裁量により、申込者の身元を確認するために請求したすべての情報および書類と一緒に申込代金が全額精算された旨の通知を受け取るまで、受益証券の申込みを処理せず、受益証券を発行しない場合がある。管理事務代行会社が取引日から1か月以内に上記の情報および書類を受領しなかった場合、管理事務代行会社は申込書を申込者に返送するとともに、申込者が支払ったすべての申込代金を申込者がリスクと費用を負担して支払銀行に返金する。上記の規定を前提として、受益証券は取引日に発行されたとみなされる。

最低投資額と追加申込額

各取引日について、申込者1人当たりの最低申込口数は、クラスA受益証券の場合は1億口、クラスB受益証券の場合は50万口で、それ以上は受益証券1万口の整数倍とする。但し、管理会社と販売会社が異なる合意をした場合はこの限りではない。

不適格な申込者

受益証券の申込みを行おうとする者は、申込書の中で、特に関係法令に違反することなく受益証券を取得し、保有できることを表明し、保証する義務を負う。

結果としてファンドが納税責任を負い、またはファンドが被らずに済むはずのその他の金銭的不利益を被ることになると管理会社が判断する状況下にある者に受益証券を販売または発行することはできない。

受益証券の申込者は、申込書の中で、特にファンドに投資するリスクを評価するために金融に関する知識と経験を有すること、ファンドが投資する資産およびかかる資産を保有および/または取引する方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドに対するすべての投資を失うことに耐えられることを表明し、かつ保証しなければならない。

ファンドは、受益証券の申込みを拒絶する権利を有する。短期又は過度の受益証券の買付けまたは買戻し取引は、特にかかる取引が多額に上る場合、ポートフォリオ管理戦略を阻害し、費用を増加させることにより、ファンドの運用成績を阻害する可能性がある。従って、受益証券の申込みが短期または過度の取引に当たり、ファンドに悪影響を与えると管理会社において判断されるとき、ファンドは、かかるマーケットタイミング取引を行う者またはその他の投資者による受益証券の申込みを、拒絶することが出来る。この目的において、管理会社は、投資者のファンドまたは販売会社によって販売された他のファンドにおける取引履歴を考慮することが出来る。しかし、管理会社は、特定の取引が短期または過度の取引に該当するものであり、ファンドに悪影響を与えるものであるか否か、特にそれが複数の口座を通じて行われた場合には、必ずしも判断できるものではなく、かかる取引が全て拒絶されることを表明するものではない。

日本における販売会社は、その独自の判断により、過度の売買を行った経験を有する申込者からの受益証券買付注文を拒絶するため、合理的な努力を払うことに合意している。但し、受益証券の短期売買すべてを防止できる保証はない。

受益証券の形式

すべての受益証券は記名式受益証券である。受益証券の券面は、受益者が請求した場合の他、発行されない。受益証券は1名の名義または4名を上限とする共同名義で登録することができる。受益証券が共同名義で登録されている場合、共同保有者は保有する受益証券の一部または全部の譲渡または買戻しに関連して、管理事務代行会社に対していずれかの共同保有者の書面の指示だけに基づいて行動することを許可する義務を負う。受益者は管理事務代行会社の事務所で通常の営業時間中に受益者名簿のコピーを閲覧することができる。

停止

受託会社または受託会社の受任者としての管理事務代行会社は、本書に記載する「受益証券1口当たり純資産価格の計算の停止」と題する項に定める状況下において受益証券の発行を停止することを宣言することができる。停止の期間中は受益証券は発行されない。

マネー・ロンダリング防止規定

適用ある法域のマネー・ロンダリングの防止を目的とする法律または規則を遵守するため、ファンドの管理事務代行会社は、マネー・ロンダリング防止の手続きを取り入れ、維持することが求められる。

また、申込者にその身元および資金源を確認するための証拠の提出を求めることができる。管理事務代行会社は、許可された場合、一定の条件の下で、(デュー・デリジェンス情報の取得を含む)マネー・ロンダリング防止手続きの維持を適格者に委託することもできる。

ケイマン諸島の居住者が、その他の者が犯罪行為に従事していることまたはテロ行為もしくはテロリストの資産に関係していることを知りもしくは疑いを抱きまたはその認識もしくは疑いに対する合理的根拠を有する場合で、このように知りまたは疑ったことに係る情報が、規制業種の事業を通じて得られたものである場合、かかる者は()犯罪行為またはマネー・ロンダリングに関する開示の場合にはケイマン諸島の犯罪に係る受取金に関する法律(2008年)に基づきケイマン諸島の財務報告当局に、()テロ行為またはテロリストの資金調達および資産への関与に関する開示の場合にはケイマン諸島のテロリズム法(2011年改訂)に基づき巡査またはそれ以上の職位の警察官にかかる認識または疑いを報告する義務を負い、当該報告は、法令その他により課せられた秘密保持または情報開示への制限に対する違反として取り扱われないものとする。

(2) 日本における販売手続等

日本においては、申込期間中の営業日に、受益証券の募集が行われる。

販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」(以下「口座約款」という。)を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨を記載した申込書を提出する。

適格投資家^(注)は、取引日の午後4時(東京時間)までに販売取扱会社に申込みを行い、日本における販売会社は2時間以内に管理事務代行会社へ送付する。

(注)用語の定義については、本書別紙A「定義」を参照のこと。

受益証券は、以下に定める場合を除き、各取引日に受益証券1口当たり純資産価格(日本においては、通常、申込みの翌営業日に1万口当たりで公表される。)で申込みることができる。

受益証券1口当たり純資産価格は、取引日に該当する評価日における受益証券のクラスに帰属する純資産価額を、評価日の時点で発行されている当該クラスの受益証券の総数で除して計算する。

日本における買付約定日は、日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日(以下「買付約定日」という。通常、取引日の日本における翌営業日)であり、日本の投資者と販売取扱会社との受渡しは、買付約定日から起算して日本における4営業日目である。

クラスA受益証券については、1億口以上10億口未満の申込みの場合、申込金額の1.62%(税抜1.50%)、10億口以上20億口未満の申込みの場合、申込金額の0.54%(税抜0.50%)の申込手数料が申込金額に加算され、20億口以上の申込みの場合、申込手数料は加算されない。

(注)管理会社および日本における販売会社が契約により申込手数料について別途合意する場合は、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

クラスB受益証券の申込みには申込時点においては申込手数料が加算されない。但し、クラスB受益証券については買戻し時に条件付後払申込手数料(C D S C)が発生する。

ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託した投資者の場合、販売取扱会社から買付代金の支払いと引換えに取引報告書を受領する。この場合、買付代金の支払いは、円貨によるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

ファンドは、受益証券の申込みを拒絶する権利を有する。短期または過度の受益証券の買付けまたは買戻し取引は、特にかかる取引が多額に上る場合、ポートフォリオ管理戦略を阻害し、費用を増加させることにより、ファンドの運用成績を阻害する可能性がある。従って、受益証券の申込みが短期または過度の取引に当たり、ファンドに悪影響を与えると管理会社において判断されるとき、ファンドは、かかるマーケットタイミング取引を行う者またはその他の投資者による受益証券の申込みを、拒絶することができる。この目的において、管理会社は、投資者のファンドまたは販売会社によって販売された他のファンドにおける取引履歴を考慮することができる。しかし、管理会社は、特定の取引が短期または

過度の取引に該当するものであり、ファンドに悪影響を与えるものであるか否か、特にそれが複数の口座を通じて行われた場合には、必ずしも判断できるものではなく、かかる取引が全て拒絶されることを表明するものではない。

日本における販売会社は、その独自の判断により、過度の売買を行った経験を有する申込者からの受益証券買付注文を拒絶するため、合理的な努力を払うことに合意している。但し、受益証券の短期売買すべてを防止できる保証はない。

前記「(1) 海外における販売手続等」の記載は、適宜、日本における販売手続等にも適用されることがある。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続等

受益証券は受益者の選択に応じて、各買戻日に買い戻すことができる。買戻日とは各週の木曜日（営業日でない場合は直後の営業日）をいう。

受益者は必要事項を記入した買戻請求書を買戻日の午後4時（東京時間）までに販売会社に送達すべきであり、販売会社は受領後2時間以内または管理事務代行会社が個々のケースごとに決定したその他の時まで管理事務代行会社へ送付する。送付されなかった場合、買戻請求は次の買戻日まで持ち越され、受益証券は次の買戻日の買戻価格で買い戻されるものとする。

買戻請求書を一旦提出した場合、取り消すことはできない。

買戻価格

受益証券1口当たり買戻価格は、買戻日に該当する評価日における受益証券のクラスに帰属する純資産価額を、評価日の時点で発行されている当該クラスの受益証券の総数で除して計算する。受益証券の買戻価格を計算する際に、管理事務代行会社は投資運用会社と協議した上で、受益証券1口当たり純資産価格から、買戻請求を履行する資金をまかなうために資産を換金し、またはポジションを解消した際にファンドの勘定で負担した金融諸費用を反映した適当な引当と管理事務代行会社が判断する金額を差し引くことができる。

決 済

本書に定める規定に従って、買戻代金は可能な限り、買戻日後4営業日以内（すなわちT+4）に、またはそれ以降のできる限り早い日に支払うものとする。支払いは受益者がリスクと費用を負担して、買戻しを行う受益者が管理事務代行会社に与えた指示に従って円貨で直接送金されるものとする。受益証券の買戻しは（受益証券の買戻しを請求した受益者の許可を得ることを条件として）管理会社の判断に従って、買戻価格に相当する価値を有するファンドの資産を使用することによって正貨で実施することができる。かかる資産の使用は継続受益者の利益を大幅に損なわないように実施するものとする。

買戻しの最低口数

受益者が買戻日に買い戻すことができる受益証券の最低口数は1口で、それ以上は受益証券1口の整数倍とする。

買戻しの繰越し

いずれかの買戻日に関して受け取った買戻請求がいずれかのクラスの受益証券の総数の20%を超える場合、管理会社は買戻しの資金をまかなうためにファンドが保有する十分な投資対象を処分するまで、受益証券の買戻しを延期することができる。その際、かかる受益証券は、投資対象の売却代金を受領後の純資産価額を、受益証券の口数で除した金額に相当する買戻価格で買い戻されるものとする。

停 止

受託会社または受託会社の受任者としての管理事務代行会社は、本書に記載する「受益証券1口当たり純資産価格の計算の停止」と題する項に定める状況下において受益証券の買戻しを停止することを宣言することができる。停止の期間中は受益証券の買戻しは行われぬ。

強制的買戻

受益証券が適格投資家でない者が、もしくは適格投資家でない者の利益のために保有されており、またはかかる者が保有することによってトラストが登録義務を負い、いずれかの法域の租税が賦課され、もしくは法律に違反することになると管理会社が判断した場合、または受託会社に受益証券の申込みも

しくは購入の代金をまかなうために使用された資金源の適法性を疑う理由がある場合、管理会社はかかる受益証券の保有者に対して10日以内にかかる受益証券を売却し、売却した証拠を管理会社に提出するように命令することができ、それを怠った場合、管理会社はかかる受益証券を買い戻すことができる。上記の強制的買戻しに関して支払うべき価格は、強制的買戻しの日に該当する評価日またはその直前の評価日に算定した関係するクラスの受益証券1口当たり純資産価格に、買戻しの資金をまかなうために換金するファンド投資対象の発表価格とその後の実際の換金価格との差額の調整分を加えまたは減じた金額に相当する受益証券1口当たり純資産価格とする。

(2) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、以下に従い、ファンドの受益証券の買戻しを請求することができる。買戻し請求は、販売取扱会社に対して行われる。

買戻し請求は、買戻日の午後4時（東京時間）までに販売取扱会社に送付し、日本における販売会社は受領後2時間以内に管理事務代行会社に送付する。買戻代金の支払いは、円貨により、販売取扱会社によって口座約款に従って受益者に対してなされる。

買戻価格は、買戻日における各クラス受益証券1口当たり純資産価格（日本においては、通常、買戻日の翌営業日に1万口当たりで公表される。）である。

受益証券の買戻しは1口以上1口単位とする。

クラスA受益証券については買戻手数料は発生しない。クラスB受益証券については、本書の該当条項に従って当該受益証券の購入時点における1口当たり純資産価格に基づき条件付後払申込手数料（C D S C）が課せられる。

受益証券の購入後の経過年数（ <u> </u> ）	条件付後払申込手数料（C D S C）
1年未満	4.00%
1年以上2年未満	3.50%
2年以上3年未満	3.00%
3年以上4年未満	2.25%
4年以上5年未満	1.50%
5年以上6年未満	0.55%
6年以上7年未満	0.20%
7年以上	なし

() 上記の「受益証券の購入後の経過年数」とは、当該受益証券に関する、国内における買付約定日（同日を含む。）から国内における買戻約定日の前日（同日を含む。）までの期間をいう。疑義を避けるために例示すれば、国内における買付約定日が2014年10月1日であり国内における買戻約定日が2017年9月30日であった場合、当該買戻しについては3.00%の条件付後払申込手数料が課せられ、また、国内における買付約定日が2014年10月1日であり国内における買戻約定日が2017年10月1日であった場合、当該買戻しについては2.25%の条件付後払申込手数料が課せられる。

(注1) 投資者は、買戻価格から条件付後払申込手数料を差し引いた金額を買戻時に受領する。条件付後払申込手数料は、7年未満の期間に買戻された受益証券の当初購入価格に料率を適用して決定される。

(注2) 条件付後払申込手数料の金額は、最も低い条件付後払申込手数料率により計算される。すなわち、投資者は、当該手数料の課せられないクラスB受益証券を最初に買戻し、その次に長く保有する受益証券を次に買戻すものとみなされる。

(注3) クラスB受益証券の1口当たり純資産価格が、当初購入価格よりも増額した場合、その増額分に条件付後払申込手数料が課せられることはない。

(注4) 条件付後払申込手数料は、管理会社に対して支払われるものであり、買戻手続を行う日本における販売会社を通じて精算される。

日本における買戻約定日は、日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日（以下「買戻約定日」という。通常、買戻日の日本における翌営業日）であり、日本における買戻代金の支払いは、買戻約定日から起算して日本における4営業日目に行われる。

前記「(1) 海外における買戻し手続等」の記載は、適宜、日本における買戻し手続等にも適用されることがある。

3【転換（スイッチング）手続等】

（1）海外における転換（スイッチング）手続等

積極型クラスA受益証券から安定型クラスA受益証券へ、安定型クラスA受益証券から積極型クラスA受益証券へ、積極型クラスB受益証券から安定型クラスB受益証券へ、または安定型クラスB受益証券から積極型クラスB受益証券へ、各転換日において受益者の選択に応じて、転換手数料なしで転換を行うことができる。条件付後払申込手数料は、当初の購入日について適用され、転換により影響を受けない。

受益証券は、受益者の選択に応じて、以下に定める要領で、各転換日である各週の木曜日（ファンドの営業日でない場合は直後のファンドの営業日）に転換を行うことができる。受益者は必要事項を記入した転換通知を関係する転換日の午後4時（東京時間）までに、販売会社が受領できるように送付する必要がある。販売会社はそれを受領した後2時間以内に、または管理事務代行会社が個々のケースで決定したその他の時まで管理事務代行会社へ送付する。上記の期限までに受領しなかった転換通知書は次の転換日まで繰り越され、受益証券は次の転換日に転換されるものとする。

一旦提出した転換通知は取消し不能とする。

転換算式

以下の算式に従って（またはほぼ従って）、安定型ファンドまたは積極型ファンドのいずれか一方の受益証券（以下「現受益証券」という。）を転換日（以下「関係する転換日」という。）に、他方のファンドの同じクラスの受益証券（以下「新受益証券」という。）に転換することができる。

$$N = \frac{E \times R}{S}$$

Nは発行する新受益証券の口数とする。但し、新受益証券1口未満の口数は原則として四捨五入されるものとする。かかる処理によって利益または負担が発生した場合、新クラスの受益証券保有者がこれを享受し、または負う。

Eは転換する現受益証券の口数とする。

Rは関係する転換日における現受益証券の1口当たりの買戻価格とする。

Sは関係する転換日に該当する取引日における新受益証券の1口当たりの購入価格とする。

安定型クラスA受益証券から積極型クラスB受益証券への転換や、安定型クラスB受益証券から積極型クラスA受益証券への転換、またはその逆の転換は行われない。

転換前のファンドの純資産価額の算定および/または転換先のファンドの純資産価額の算定が中止されている期間および特定のクラスの受益証券の買戻しが制限され、そのためかかるクラス受益証券を転換先のファンドのクラス受益証券に転換することが制限されている期間中は、受益証券の転換は行われない。

クラスB受益証券からクラスA受益証券への転換（スイッチング）手続等

積極型クラスA受益証券または安定型クラスA受益証券は、積極型クラスB受益証券または安定型クラスB受益証券に転換することはできない。積極型クラスB受益証券または安定型クラスB受益証券は、各受益証券の購入日から7年が経過するまで積極型クラスA受益証券または安定型クラスA受益証券に転換することはできない。すべての積極型クラスB受益証券は積極型クラスA受益証券に、また、すべての安定型クラスB受益証券は安定型クラスA受益証券に、購入日の7年経過後の応当日またはその直後の転換日である各営業日に転換される。但し、クラスB受益証券の保有者が事前に管理事務

代行会社に書面の通知をして異なる決定を下した場合はこの限りではない。ここで、「各受益証券の購入日から7年が経過」および「購入日の7年経過後」とは、該当する各受益証券が日本において購入された日から、当該受益証券が転換される日本の取引日の前日までの期間を意味する。1口当たり純資産価格の算定が中止されている期間および特定のクラスの受益証券の買戻しが前記「2 買戻し手続等(1) 海外における買戻し手続等 買戻しの繰越し」と題する項に定める要領で延期され、そのため、かかるクラスの受益証券を別のクラスの受益証券に転換することが延期されている期間中は、受益証券の転換は行われない。

(2) 日本における転換(スイッチング)手続等

日本においては、積極型クラスA受益証券から安定型クラスA受益証券へ、安定型クラスA受益証券から積極型クラスA受益証券へ、積極型クラスB受益証券から安定型クラスB受益証券へ、または安定型クラスB受益証券から積極型クラスB受益証券へ各転換日において受益者の選択に応じて、転換手数料なしで転換を行うことができる。条件付後払申込手数料は、当初の購入日について適用され、転換により影響を受けない。

受益証券は、受益者の選択に応じて、以下に定める要領で、各転換日である各週の木曜日(ファンドの営業日でない場合は直後のファンドの営業日)に転換を行うことができる。受益者は関係する転換日の午後4時(東京時間)までに、販売取扱会社(但し、取扱わない場合もある。)に対し、転換の申込みを行う必要がある。日本における販売会社はそれを受領した後2時間以内に、または管理事務代行会社が個々のケースで決定したその他の時までに管理事務代行会社へ送付する。上記の期限までに受領しなかった転換申込みは次の転換日まで繰り越され、受益証券は次の転換日に転換されるものとする。

転換算式

前記「(1) 海外における転換(スイッチング)手続等」を参照のこと。

転換に際し、手数料は発生しない。

なお、転換に際し、譲渡益について課税がある場合には、当該金額が転換に係る金額から控除されることがある。

日本においては、上記転換にかかる最小転換口数は1万口以上1口単位とする。転換後の受益証券1口未満の口数は、小数点以下四捨五入される。

代行協会員が必要と認める場合には、日本において転換を取り扱わないことがある。

安定型クラスA受益証券から積極型クラスB受益証券への転換や、安定型クラスB受益証券から積極型クラスA受益証券への転換、またはその逆の転換は行われない。

転換前のファンドの純資産価額の算定および/または転換先のファンドの純資産価額の算定が中止されている期間および特定のクラスの受益証券の買戻しが制限され、そのためかかるクラス受益証券を転換先のファンドのクラス受益証券に転換することが制限されている期間中は、受益証券の転換は行われない。

クラスB受益証券からクラスA受益証券への転換(スイッチング)手続等

積極型クラスA受益証券または安定型クラスA受益証券は、積極型クラスB受益証券または安定型クラスB受益証券に転換することはできない。積極型クラスB受益証券または安定型クラスB受益証券は、各受益証券の日本における買付約定日から7年間が経過するまで積極型クラスA受益証券または安定型クラスA受益証券に転換することはできない。すべての積極型クラスB受益証券は積極型クラスA受益証券に、また、すべての安定型クラスB受益証券は安定型クラスA受益証券に、受益者の反対の意思表示が日本における販売会社に対してなされない限り、日本における買付約定日の7年経過後の応当

日またはその直後の転換日である各営業日に転換される。1口当たり純資産価格の算定が中止されている期間および特定のクラスの受益証券の買戻しが前記「2 買戻し手続等(1) 海外における買戻し手続等 買戻しの繰越し」と題する項に定める要領で延期され、そのため、かかるクラスの受益証券を別のクラスの受益証券に転換することが延期されている期間中は、受益証券の転換は行われず、転換に際し、手数料は発生しない。

4【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産価額の計算

管理事務代行会社は評価日毎に、信託証書に従って純資産価額を計算する。

上記に関連して、ファンドの評価時点は午後4時（ルクセンブルグ時間）とする。円建の純資産価額は、ファンドの総資産額を算定し、そこからファンドの総負債を差し引いて計算する。純資産価額は受託会社と管理会社が決定した合理的な配分方法に基づいて、特定の受益証券のクラスだけに帰属する資産と負債の適当な引当を行った後、受益証券の各クラスの間で配分する。各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、各クラスに帰属する純資産価額の部分を各クラスの発行済み受益証券の総数で除して計算する。

ファンドの1口当たり純資産価格は、信託証書に規定される原則に従い、各評価日にファンドの表示通貨により計算される。

ファンドの資産は、特に以下の規定に従い計算される。

- (a) 下記(b)が適用される投資信託の持分を除き、かつ、下記(c)および(f)の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている投資対象の価格に基づくすべての計算は、当該ファンドの関係評価時点またはその直前における当該投資対象の主要な証券取引所もしくは証券市場の最終取引価格または（最終取引価格が利用可能でない場合は）直近の利用可能な取引売呼値および直近の利用可能な取引買呼値の中間値を参照して行われるものとする。当該価格を決定するにあたり、管理会社および受託会社は、双方が随時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとする。
- (b) 下記(c)および(f)の規定に従い、投資信託の各持分の価格は、当該ファンドの関係評価時点またはその直前における当該投資信託の受益証券もしくは株式の直前に発表された1口当たり純資産価格（利用可能な場合）または（同価格が利用可能でない場合は）当該受益証券もしくは株式の直前に発表された取引買呼値とするが、各場合において、当該価格は管理事務代行会社または当該投資信託のために公定価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとする。
- (c) 純資産価額、取引売呼値、取引買呼値または建値が、上記(a)または(b)に規定されるとおりに利用できなかった場合、該当する投資対象の価格は、管理会社が決定する方法により随時決定されるものとする。
- (d) 上記(b)が適用される投資信託の持分を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、当該投資対象の取得における当該ファンドの支出金額（各場合において、印紙代、手数料その他の取得費用の金額を含む。）に相当する当初金額となるものとするが、但し、管理会社は、受託会社の承認を得た上で、当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家をして再評価を行わしめることができ、かつ、受託会社の要請に基づきこれを行わしめるものとする。
- (e) 手持ち現金または預金および売掛金、前払費用および発生済で未受領の配当金の評価はその全額とみなして行われる。但し、全額の支払いまたは受領が行われそうになく、かかる場合にその真正な価値を反映するため管理会社が適切とみなす割引を行った後にその評価が行われる場合についてはこの限りではない。
- (f) 上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公平な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。
- (g) 当該ファンドの表示通貨以外の通貨で建てられた投資対象の価格（証券または現金のものかを問わない。）は、管理事務代行会社が関連するプレミアムまたは割引および換算費用を考慮し

た上で当該状況において適切と判断するレート(公定レートその他を問わない。)により、当該ファンドの表示通貨に換算されるものとする。

受益証券1口当たり純資産価格の計算の停止

管理事務代行会社は、管理会社の要請に基づき、以下の期間のすべてまたは一部において、ファンドの純資産価額の決定ならびに当該ファンドの受益証券の発行および買戻しを停止し、かつ/または、当該ファンドの受益証券の買戻しを行う者に対する買戻代金の支払期間を延長することができる。

- (a) 当該ファンドの投資対象の重要な部分が上場、値付け、取引もしくは取扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場の閉鎖(通例の週末および休日の休場を除く。)、またはかかる取引所もしくは市場での取引が制限もしくは停止されている期間、
- (b) 当該ファンドが投資対象を処分することが合理的に実行可能でなくなるか、かかる処分が当該シリーズの受益者に対し著しい損害を及ぼすことになると管理事務代行会社が判断する状況が存在する期間、
- (c) 投資対象の価値を確認するために通常用いられる何らかの手段に故障が発生した場合か、またはその他の何らかの理由から当該ファンドの投資対象またはその他の資産の価値が合理的にもしくは公正に確認することができないと管理事務代行会社が判断した場合、または
- (d) 当該ファンドの投資対象の償還もしくは現金化またはかかる償還もしくは現金化に伴う資金の移動を、通常の価格または通常の為替レートで行うことができないと管理事務代行会社が判断する期間。

当該ファンドのすべての受益者は、かかる停止につき停止から30日以内に書面にて通知を受け、かかる停止の終了後速やかに通知される。

(2)【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

但し、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

(3)【信託期間】

信託期間は、ファンド設立日に開始し、以下の「(5)その他 ファンドの解散」に規定する事由の発生により終了する。

（４）【計算期間】

ファンドの決算期は毎年３月31日である。

（５）【その他】**発行限度額**

受益証券の発行限度口数は設けられていない。

ファンドの解散

ファンドは、以下の事由のいずれかが最初に発生した時点で終了する。

- （a）ファンドを継続すること、またはトラストを別の法域に移転することが違法となるか、または受託会社の意見によれば、実行不可能であるかもしくは得策ではなく、または当該ファンドの受益者の利益に反し、かつ受託会社が、かかる理由によりファンドの終了を決定した場合、
- （b）ファンドの受益者が、ファンド決議により当該ファンドの終了を決定した場合、
- （c）基本信託証書の日付に開始し当該日から150年後に終了する期間が終了した場合、
- （d）受託会社が辞任する意図を書面により通知したか、または受託会社が強制清算または任意清算を行った場合で、管理会社、受託会社または受益者が、当該通知または当該清算が行われてから60日以内に、受託会社の代わりに受託者としての任務を受諾する用意のある他の法人を任命できなかったか、またはかかる任命を確保できなかった場合、
- （e）管理会社が辞任する意図を書面により通知したか、または管理会社が強制清算または任意清算を行った場合で、受託会社が、当該通知または当該清算が行われてから30日以内に、管理会社の代わりに管理者としての任務を受諾する用意のある他の法人を任命できなかったか、またはかかる任命を確保できなかった場合、
- （f）受託会社および管理会社が、その絶対的な裁量によりファンドの終了を決定した場合。

ファンドが終了した場合、受託会社は、当該ファンドの全受益者に対しかかる終了を通知するものとする。

信託証書の変更等

受益者に対する30日以上前の書面による通知（受益者決議により放棄することができる。）により、受益者または影響を受けるすべてのファンドの受益者（場合による）の最善の利益となると受託会社および管理会社が判断する方法および範囲にて、受託会社および管理会社は、基本信託証書の補足書に基づき、基本信託証書の規定を修正、変更、改訂または追加する権限を有する。但し、（ ）かかる修正、変更、改訂または追加がその当時存在する受益者の利益を著しく侵害せずかつ受託会社および管理会社の受益者または影響を受けるすべてのファンドの受益者（場合による）に対する責任を解除することとならないことを受託会社が書面により証明しない限り、かかる修正、変更、改訂または追加は、先ず受託会社が当該修正、変更、改訂または追加を承認するために適切な受益者決議またはファンド決議を取得しなければ、行うことができないものとし、また（ ）当該修正、変更、改訂または追加が受益者に対して受益証券に関する追加支払義務または受益証券に関して責任を引き受ける義務を負わせないものとする。さらに、受託会社および管理会社は、上記通知および証明なしに、基本信託証書の補足書に基づき、基本信託証書の条項を修正、変更、改訂または追加して、トラストもしくはファンドを本書の日付以降ケイマン諸島において制定された投資信託に関する法令に服せしめる権限を付与されている。

関係法人との契約の更改等に関する手続**管理事務代行契約**

管理事務代行契約および同契約に基づく管理事務代行会社の任命は、管理会社または管理事務代行会社が相手方当事者に対し、少なくとも90日前に書面による通知をすることにより終了できる。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。

管理会社および投資運用会社間の投資運用契約

投資運用契約は、一当事者が他の当事者に対し、90日前に書面による通知をすることにより終了される。

同契約は、英国法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管契約

保管契約は、一当事者が他の当事者に対し、少なくとも90日前に書面による通知をすることにより終了できる。

同契約は、ケイマン法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了される。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了される。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

5【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者がファンドに関し、自己の受益権を直接行使するためには、登録名義人となっているかまたは受益証券を保持していなければならない。従って、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、登録名義人ではなく、また、受益証券も保持していないため、ファンドに関する受益権を行使することはできない。日本の投資者は、販売取扱会社との間の口座契約に基づき、日本における販売会社をして、自らのために受益権を行使させることが出来る。受益証券の保管を日本における販売会社に委託していない日本の投資者は、自己が決める方法により権利行使を行うことができる。

投資者の有する主な権利は次のとおりである。

() 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を請求する権利を有する。受益者は、ファンド決議により、随時受託会社に対して中間分配を行うよう指示することができる。

() 買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、信託証書の規定ならびに本書の記載に従って請求する権利を有する。

() 残余財産分配請求権

ファンドの終了日におけるファンドの登録名義人は、ファンドの資産を換金することにより得られるすべての純手取金およびファンドの当該クラスの受益証券に属しており、資産の一部を構成している分配可能なその他の金銭を、自らが保有しているまたは保有しているものとみなされるファンドの各クラス受益証券の口数に応じて分配するよう請求する権利を有している。

() 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

() 議決権

受託会社は、信託証書の規定により要求される場合、または受益者決議の提議においては1口当たり純資産価格の総額が、トラストの全シリーズ・トラストの純資産価額の総額の10分の1以上となる

受益証券を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、またはファンド決議の提議においてはファンドの受益証券の10分の1以上の口数を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、当該通知に記載される日時および場所にて、適宜すべての受益者またはファンドの受益者の集会を招集するものとする。

各集会の15日以上前の書面による通知は、集会の場所、日時および当該集会において提議される予定の決議事項を明記した上、受託会社より、すべての受益者の集会の場合には各受益者に対し、ファンドの受益者の集会の場合にはファンドの受益者に対して、郵送されるものとする。集会の基準日は、通知に記載される当該集会の日付の21日以上前であるものとする。受益者への通知の事故による不配または受益者の不受理は、集会における議事を無効としないものとする。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限ある役員は、いずれの集会においても出席および発言の権利が与えられているものとする。

受益者決議に関する純資産価額の計算は、集会の直前の関連する評価日に行われるものとする。定足数の要件は受益者2人とするが、受益者が1人しか存在しない場合はこの限りでない。かかる場合、定足数は受益者1人とする。

集会において、集会の採決に付された決議は書面による投票により採択されるものとし、受益者決議においてはトラストの全シリーズ・トラストの純資産価額の総額の50%以上にあたる1口当たり純資産価格の総額の受益証券を保有する受益者、ファンド決議においてはファンドの受益証券の2分の1以上の口数を保有する受益者により承認された場合に、投票の結果が当該集会の決議とみなされるものとする。

投票において、議決権は本人または代理人のいずれかによって行使し得る。

(2) 【為替管理上の取扱い】

本書の日付現在、日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- () 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- () 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三 浦 健

同 廣 本 文 晴

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の財務書類を日本語に翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。

ファンドの原文（英文）の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

ファンドの原文（英文）の財務書類は、日本円で表示されている。

- (1) 【2014年3月31日終了年度】
 () GWセレクト・ファンド 安定型
 【貸借対照表】

メロン・オフショア・ファンズ

純資産計算書

2014年3月31日現在

GWセレクト・ファンド安定型

(日本円で表示)

	注記	GWセレクト・ファンド安定型 日本円
資産		
投資有価証券		
- 取得原価		17,057,395,778
- 時価評価額	2.2	17,462,811,168
現預金		2,564,673,104
先物契約にかかる未実現評価益	2.8,15	200,912,233
未収投資有価証券売却代金		102,965,000
為替先渡契約にかかる未実現評価益	2.5,14	101,707,004
バレット・スワップ契約にかかる未実現評価益	2.9,16	497,406
その他の資産		226,267
資産合計		20,433,792,182
負債		
為替先渡契約にかかる未実現評価損	2.5,14	331,156,453
先物契約にかかる未実現評価損	2.8,15	194,248,748
未払買戻支払金		19,629,921
未払管理報酬	3.1	15,847,940
未払販売報酬	6	8,807,204
未払アドバイザー・フィー	9	6,045,060
未払販売管理報酬	3.1	3,832,141
未払専門家費用		2,143,772
未払代行協会員報酬	7	1,666,943
未払印刷および公告費		1,265,497
未払管理事務代行報酬	4	1,000,272
バレット・スワップ契約にかかる未実現評価損	2.9,16	971,168
未払保管報酬	5	666,667
未払受託報酬	8	321,042
その他未払費用		2,827,237
負債合計		590,430,065
純資産総額		19,843,362,117
純資産額		
クラスA 受益証券	日本円	12,743,690,139
クラスB 受益証券	日本円	7,099,671,978
発行済受益証券口数		
クラスA 受益証券		14,424,376,164
クラスB 受益証券		8,331,737,260
1口当たり純資産価格		
クラスA 受益証券	日本円	0.8835
クラスB 受益証券	日本円	0.8521

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

メロン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2014年3月31日終了年度

GWセレクト・ファンド安定型

(日本円で表示)

	注記	GWセレクト・ファンド安定型 日本円
収益		
トレーラー報酬	10	209,082
銀行利息	2.6	3,108
その他収益		224,487
収益合計		436,677
費用		
管理報酬	3.1	213,783,454
販売報酬	6	113,747,482
販売管理報酬	3.1	67,874,974
アドバイザー・フィー	9	26,667,512
代行協会員報酬	7	22,486,574
管理事務代行報酬	4	13,493,572
保管報酬	5	8,993,109
専門家費用		5,338,912
印刷および公告費		2,306,757
銀行利息		2,289,683
受託報酬	8	783,846
取引手数料		542,459
保護預り費用		23,606
その他費用		23,302,307
費用合計		501,634,247
投資純損失		(501,197,570)

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2014年3月31日終了年度（続き）

GWセレクト・ファンド安定型

（日本円で表示）

	注記	GWセレクト・ファンド安定型 日本円
投資純損失		(501,197,570)
以下にかかる実現純損益：		
投資有価証券		1,243,481,007
外国為替		9,564,151
バレット・スワップ契約		(48,660,015)
先物契約		(321,398,357)
為替先渡契約		(509,181,553)
当期実現純損失		(127,392,337)
以下にかかる未実現評価損益の純変動：		
投資有価証券		835,314,619
先物契約		341,129,409
バレット・スワップ契約		5,502,933
為替先渡契約		(233,437,123)
運用による純資産の純増加		821,117,501
資本の変動		
受益証券発行手取額		14,262,896,027
受益証券買戻支払額		(20,048,414,453)
資本の変動、純額		(5,785,518,426)
支払分配金	12	(277,066,122)
期首現在純資産額		25,084,829,164
期末現在純資産額		19,843,362,117

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

統計情報		未監査	
GWセレクト・ファンド安定型			
		クラスA 受益証券	クラスB 受益証券
期末現在発行済受益証券口数：			
2012年3月31日	1,602,759,867	35,495,494,169	
2013年3月31日	1,402,759,867	28,465,036,313	
発行受益証券口数	16,084,709,474	33,032,260	
買戻受益証券口数	(3,063,093,177)	(20,166,331,313)	
2014年3月31日	14,424,376,164	8,331,737,260	
期末現在純資産総額：			
	日本円	日本円	
2012年3月31日	1,149,918,497	24,798,096,871	
2013年3月31日	1,213,815,024	23,871,014,140	
2014年3月31日	12,743,690,139	7,099,671,978	
期末現在1口当たり純資産価格：			
	日本円	日本円	
2012年3月31日	0.7175	0.6986	
2013年3月31日	0.8653	0.8386	
2014年3月31日	0.8835	0.8521	

メロン・オフショア・ファンズ

財務書類に対する注記

2014年3月31日現在

GWセレクト・ファンド安定型

注記1．活動および目的

メロン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）は、受託会社および管理会社との間で締結された2003年10月14日付基本信託証書により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストである。

GWセレクト・ファンド安定型（以下「シリーズ・トラスト」という。）は、C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とB N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）の間に締結された基本信託証書および2006年3月9日付および2012年11月20日付の2つの補足信託証書に基づき設定されたトラストの別個のシリーズ・トラストである。

当財務書類は、シリーズ・トラストについてのみ言及している。

受益証券クラス

クラスA受益証券およびクラスB受益証券が発行されている。異なるクラスの受益証券を発行する目的は、申込手数料または条件付後払申込手数料が発生する受益証券を、販売会社が提供できるようにするためである。クラスA受益証券は、購入価格の4%を上限として申込手数料が発生する。

投資目的および方針

シリーズ・トラストの投資目的は、9つの異なる資産（日本株式、海外株式、エマージング株式、世界債券、エマージング債券、ハイイールド債券、リアルアセット、ヘッジファンド（マルチストラテジー）およびDH（Designated Holdings））に国際的に投資することによって、リスクをコントロールしつつトータル・リターンを達成することを目指すことである。DHには、（a）運用実績および運用手法を考慮して投資運用会社が適切と考える、絶対収益を目指す集団的投資スキームか、または（b）投資運用会社が地域面、産業面または運用手法などから見て魅力的な投資機会と判断するその他集団的投資スキームが含まれる。但し、ファンド・オブ・ヘッジファンズを除く。投資運用会社は上記の資産クラスに対するシリーズ・トラストの資産の最適な配分に関して助言を得るために日興グローバルラップ株式会社を任命している。

また投資運用会社は、主に、シリーズ・トラストで投資されるヘッジファンド（シングルファンドのみ）およびB N Yメロン・コーポレーションの関係会社によって運用され、伝統的資産に投資する集団的投資スキームの評価、選定について追加的な投資助言を得るために、E A C Mアドバイザーズ・エルエルシーも任命している。

9つの異なる資産間におけるシリーズ・トラストの資産配分は、以下の原則に従って、日興グローバルラップ株式会社が考案する。

- ・ リスク許容度が相対的に低い投資ポートフォリオを構築すること。
- ・ 効率的で、長期的に分散化された投資機会を提供すること。
- ・ 世界中の投資機会を利用すること。

注記 2 . 重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般的に認められている会計原則に従い作成されている。

2.2 有価証券およびその他の資産への投資の評価

- (a) 下記 (b) が適用される集団的投資スキームの持分を除き、かつ下記 (c) の規定に従い、証券市場において値付けされ、上場、取引または取扱われている投資対象の価格に基づくすべての計算は、関係評価時点またはその直前における当該投資対象の主要な証券取引所もしくは証券市場の最終取引価格または（最終取引価格が利用可能でない場合は）直近の利用可能な取引売呼値および直近の利用可能な取引買呼値の中間値を参照して行われるものとする。
- (b) 下記 (c) および (e) の規定に従い、集団的投資スキームの各持分の価格は、関係評価時点またはその直前における当該集団的投資スキームの受益証券もしくは株式の直前に発表された 1 口当たり純資産価格（利用可能な場合）または（同価格が利用可能でない場合は）当該受益証券もしくは株式の直前に発表された取引買呼値とするが、各場合において、当該価格は管理事務代行会社または当該集団的投資スキームのために公定価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとする。
- (c) 純資産価額、取引売呼値、取引買呼値または建値が、上記 (a) または (b) に規定されるとおりに利用できなかった場合、該当する投資対象の公正価格は、管理会社が決定する方法により随時決定されるものとする。
- (d) 上記 (b) が適用される集団的投資スキームの持分を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、当該投資対象の取得における支出金額（各場合において、印紙代、手数料その他の取得費用の金額を含む。）に相当する当初金額となるものとするが、ただし、管理会社は、受託会社の承認を得た上で、当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家をして再評価を行わしめることができ、かつ、受託会社の要請に基づきこれを行わしめるものとする。
- (e) 上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公平な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。

2.3 外貨換算

日本円以外の通貨で表示される資産および負債は、当期末における実勢為替レートで日本円に換算される。外貨で表示される取引は、取引日現在の実勢為替レートにより日本円に換算される。

当期の損益を決定するにあたり、外国為替換算にかかる実現および未実現利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書において認識されている。

組入る有価証券の時価評価額に起因する未実現為替差損益は、投資有価証券にかかる未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の為替差損益は運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

2.4 設立費

設立費は、完全に償却されている。

2.5 為替先渡契約

為替先渡契約は、満期日までの残存期間における純資産計算書の日付現在適用される先物レートで評価される。

2.6 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

2.7 受取配当金

配当金は、当該有価証券が「配当落ち」として初めて記載された日付に収益に計上される。

2.8 先物契約

先物契約は、特定の先物契約が取引される取引所の決済価格を基準として、現金化した場合の評価額で評価される。

2.9 バレット・スワップ契約

バレット・スワップ契約は、原資産の先物契約の価格を使用して価格が決定される。先物契約の価格は、ブルームバーグおよびロイター等の様々な価格提供会社から入手することができる。

注記3．管理報酬、販売管理報酬および実績報酬

3.1 管理報酬および販売管理報酬

管理会社はシリーズ・トラストの資産から、下記の料率で管理報酬を受領する権利を有する。

- ・ 純資産価額が500億円以下の部分については年率0.95%
- ・ 純資産価額が500億円超1,000億円以下の部分については年率0.798%、および
- ・ 純資産価額が1,000億円超の部分については年率0.685%

かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

管理会社は、上記に規定された管理報酬の一部がシリーズ・トラストの資産から日興アセットマネジメント株式会社(以下「サービス支援会社」という。)に支払われることに同意しており、サービス支援会社は、下記の料率でサービス支援報酬を受領する。

- ・ 純資産価額が500億円以下の部分については年率0.060%
- ・ 純資産価額が500億円超1,000億円以下の部分については年率0.035%、および
- ・ 純資産価額が1,000億円超の部分については年率0.010%

かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。サービス支援報酬は、管理事務代行会社からサービス支援会社に直接支払われ、管理会社が受領する管理報酬料率はそれに応じて減少する。

さらに管理会社は、シリーズ・トラストの資産から、クラスB受益証券に帰属する純資産価額に対して年率0.64%の販売管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

管理会社は自己の報酬から投資運用会社の報酬を支払うものとする。投資運用会社はまた、その委託先および他の関係法人の報酬を支払う責任を負う。

3.2 実績報酬

管理会社は受益証券の各クラスおよび各算定期間（以下に定義する。）に関してシリーズ・トラストの資産の中から以下の金額に相当する実績報酬（以下「実績報酬」という。）を受領する権利を有する。

（a）算定期間が終了した時点における関係する受益証券のクラスに関する受益証券1口当たり総純資産価格（以下に定義する。）が、当該クラス受益証券にかかるハードル・バリュウ、つまり直前の算定期間が終了した時点の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格（最初の算定期間については、受益証券1口当たりの1円の当初購入価格）にハードル・レート（以下に定義する。）に1を加えた数字を乗じた積、を超過した金額の20%に、

（b）当該算定期間中の各評価日に発行されている当該クラスの受益証券口数を乗じた金額。

実績報酬は評価日ごとに計算し、計上され、3月、6月、9月および12月の最終評価日に終了する3か月間（以下「算定期間」という。）に関して後払いで支払われる。ただし、

（a）最初の算定期間は受益証券を最初に発行した日から始まり、2006年6月の最終評価日に終了する期間とする。

（b）ある算定期間（以下「前算定期間」という。）に関して実績報酬が支払われていない場合、次の算定期間は前算定期間から始まり、それに続く3月、6月、9月および12月の最終評価日に終了する期間とする。結果として、ひとつの算定期間が3か月間以上に及ぶ場合がある。

（c）ある算定期間の最終日以外において受益証券の買戻しが行われる場合、当該買戻受益証券に関する実績報酬は、かかる買戻の日が関連の算定期間の最終日であるとみなされ、当該算定期間の最終日に計算され、管理会社に対し支払われる。

（d）算定期間中にいずれかのクラスの受益証券に関して分配金が支払われる場合、1口当たりの分配額が1口当たり純資産価格から控除された日に、当該算定期間に関して支払われる実績報酬の計算のために、1口当たりの当該分配金額は、受益証券の当該クラスの関連するハードル・バリュウから控除される。

（e）管理会社が算定期間の末日以外の日に退任し、または解任された場合、管理会社は当該算定期間が退任または解任の日に終了したのものとして前述した実績報酬を受領する権利を有するものとする。

実績報酬を計算する上で、受益証券のあるクラスに関する「1口当たり総純資産価格」とは、当該クラスおよび関係する算定期間に関して計上され、または支払うべき実績報酬を足し戻し、また、支払われた分配金を控除した当該クラスの実績報酬1口当たり純資産価格をいう。

いずれかの算定期間に関する「ハードル・レート」は、実績報酬の支払の有無にかかわらず、各算定期間の最初の営業日における(ブルームバーグのページJY0003Mに掲載された)3か月円LIBORレートに等しい。

投資者は、実績報酬の計算方法においては、1口当たり純資産価格の値上り益の20%以上が実績報酬として管理会社に支払われる可能性があることに留意すべきである。

2014年3月31日終了年度において、実績報酬はなかった。

注記4．管理事務代行報酬

管理事務代行会社はシリーズ・トラストの資産から、純資産価額に対して年率0.06%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記5．保管報酬

保管会社はシリーズ・トラストの資産から、純資産価額に対して年率0.04%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、取引手数料および諸費用とともに、毎月後払いで支払われる。

注記6．販売報酬

販売会社は、日本におけるクラスA受益証券の販売会社としての資格において、シリーズ・トラストの資産から、下記の料率で販売報酬を受領する権利を有する。

- ・ 純資産価額が500億円以下の部分については年率0.60%
- ・ 純資産価額が500億円超1,000億円以下の部分については年率0.752%、および
- ・ 純資産価額が1,000億円超の部分については年率0.865%

かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

販売会社は、日本におけるクラスB受益証券の販売会社としての資格において、シリーズ・トラストの資産から、下記の料率で販売報酬を受領する権利を有する。

- ・ 純資産価額が500億円以下の部分については年率0.40%
- ・ 純資産価額が500億円超1,000億円以下の部分については年率0.552%、および
- ・ 純資産価額が1,000億円超の部分については年率0.665%

かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記7．代行協会員報酬

代行協会員は、シリーズ・トラストの資産から、純資産価額に対して年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記8．受託報酬

受託会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産価額に対して年率0.01%の受託報酬（ただし最大年間報酬額は7,500米ドル）を受領する権利を有し、かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、暦四半期ごとに後払いで支払われる。

注記9．アドバイザー・フィー

アドバイザー・フィーは、シリーズ・トラストが投資している特定の投資先ファンドのマネジャーに対して支払われる報酬を意味する。

注記10．受取トレーラー報酬

当該収益は主に、シリーズ・トラストが保有する特定の投資信託のポートフォリオ・マネジャーからのトレーラー報酬を意味する。

注記11．税金**ケイマン諸島**

現行のケイマン諸島における税法に基づき、シリーズ・トラストにより支払われる税金はない。従って、所得税に対する引当金は財務書類に計上されていない。

その他の国々

シリーズ・トラストは、その他の国々において稼得される特定の所得に対する源泉税またはその他の税金を課されることがある。

購入予定者は、各国の管轄法に基づき受益証券を購入、保有および買戻す際、予想される課税およびその他の影響を決定づけるその市民権、居住地および住居を所有する国において、法律アドバイザーまたは税務アドバイザーに相談することが望ましい。

注記12．支払分配金

2014年3月31日に終了した年度中、シリーズ・トラストが行った分配は以下のとおりである。

受益証券10,000口当たり支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日
クラスA 受益証券			
50円	2013年3月28日	2013年4月2日	2013年4月5日
50円	2013年9月30日	2013年10月1日	2013年10月4日
クラスB 受益証券			
50円	2013年3月28日	2013年4月2日	2013年4月5日
50円	2013年9月30日	2013年10月1日	2013年10月4日

注記13. 為替レート

2014年3月31日時点で使用された為替レートは以下の通りである。

通貨	為替レート	通貨	為替レート
豪ドル	95.0676	韓国ウォン	0.0967
ブラジル・リアル	45.4912	メキシコ・ペソ	7.8724
カナダ・ドル	93.1052	ノルウェー・クローネ	17.1124
スイス・フラン	116.1805	ニュージーランド・ドル	89.1575
チリ・ペソ	0.1873	ポーランド・ズロチ	33.9623
ユーロ	141.6695	ロシア・ルーブル	2.8895
英ポンド	171.2720	スウェーデン・クローナ	15.8426
インドネシア・ルピア	0.0091	トルコ・リラ	47.5810
イスラエル・シェケル	29.5028	台湾ドル	3.3790
インド・ルピー	1.7185	米ドル	102.9650
日本円	1.0000	南アフリカ・ランド	9.7221
香港ドル	13.2729		

注記14. 為替先渡契約

2014年3月31日現在、以下の為替先渡契約が未決済であった。

通貨	買い	通貨	売り	満期日	未実現評価益 /(評価損)
					日本円
日本円	1,837,000,000	米ドル	17,878,693.50	2014年6月13日	(3,198,991)
ユーロ	2,625,243	日本円	370,000,000	2014年6月13日	1,721,017
豪ドル	956,780	日本円	88,694,941	2014年6月18日	1,744,577
豪ドル	521,880	日本円	48,341,483	2014年6月18日	989,163
豪ドル	1,174,230	日本円	108,851,355	2014年6月18日	2,142,599
豪ドル	1,696,110	日本円	157,078,103	2014年6月18日	3,246,498
ブラジル・ レアル	1,164,000	日本円	48,864,021	2014年6月18日	2,967,943
ブラジル・ レアル	15,000	日本円	639,255	2014年6月18日	28,683
カナダ・ドル	3,134,058	日本円	290,527,176	2014年6月18日	552,850
カナダ・ドル	968,800	日本円	89,622,428	2014年6月18日	356,229
カナダ・ドル	553,600	日本円	51,258,432	2014年6月18日	157,943
カナダ・ドル	10,433,295	日本円	960,109,365	2014年6月18日	8,897,520
カナダ・ドル	1,150,520	日本円	105,378,082	2014年6月18日	1,478,074
カナダ・ドル	2,958,480	日本円	271,264,806	2014年6月18日	3,508,167
カナダ・ドル	950,840	日本円	86,563,998	2014年6月18日	1,746,599
カナダ・ドル	518,640	日本円	47,131,928	2014年6月18日	1,037,488
カナダ・ドル	1,166,940	日本円	106,193,523	2014年6月18日	2,187,664
カナダ・ドル	1,685,580	日本円	153,239,617	2014年6月18日	3,310,986
カナダ・ドル	4,429,500	日本円	410,992,043	2014年6月18日	403,973
スイス・フラン	1,313,177	日本円	154,127,978	2014年6月18日	(1,555,816)
スイス・フラン	648,200	日本円	75,474,722	2014年6月18日	(163,263)
スイス・フラン	1,666,800	日本円	194,311,877	2014年6月18日	(653,841)
ユーロ	629,100	日本円	89,975,014	2014年6月18日	(898,277)
ユーロ	503,280	日本円	72,006,131	2014年6月18日	(744,742)
ユーロ	1,698,570	日本円	243,005,917	2014年6月18日	(2,498,728)
ユーロ	1,258,200	日本円	180,051,817	2014年6月18日	(1,898,343)
ユーロ	1,258,200	日本円	180,039,990	2014年6月18日	(1,886,516)
ユーロ	943,650	日本円	134,984,508	2014年6月18日	(1,369,403)
ユーロ	13,204,298	日本円	1,889,838,742	2014年6月18日	(20,190,391)
ユーロ	5,350,952	日本円	765,972,725	2014年6月18日	(8,310,441)
ユーロ	14,771,328	日本円	2,106,711,910	2014年6月18日	(15,181,634)
ユーロ	2,360,715	日本円	336,911,329	2014年6月18日	(2,648,432)
英ポンド	14,610,308	日本円	2,490,794,528	2014年6月18日	9,074,487
英ポンド	13,271,961	日本円	2,263,629,833	2014年6月18日	7,243,859
英ポンド	1,398,000	日本円	238,807,059	2014年6月18日	395,077
イスラエル・ シュケル	163,000	日本円	4,790,178	2014年6月18日	11,988
イスラエル・ シュケル	143,000	日本円	4,194,561	2014年6月18日	18,382
インド・ルピー	4,596,000	日本円	7,510,783	2014年6月18日	225,346
日本円	710,015,346	豪ドル	7,662,637	2014年6月18日	(14,294,527)
日本円	1,846,192,236	豪ドル	19,918,997	2014年6月18日	(36,648,644)
日本円	2,911,725,393	豪ドル	31,818,658	2014年6月18日	(95,929,562)
日本円	2,909,385	ブラジル・ レアル	69,000	2014年6月18日	(163,128)
日本円	26,824,889	チリ・ペソ	152,698,000	2014年6月18日	(1,552,094)
日本円	4,175,891	チリ・ペソ	23,727,000	2014年6月18日	(233,470)

通貨	買い	通貨	売り	満期日	未実現評価益 / (評価損)
					日本円
日本円	31,339,387	チリ・ペソ	176,704,000	2014年6月18日	(1,498,806)
日本円	50,860,079	インド・ルピー	30,622,000	2014年6月18日	(683,814)
日本円	4,923,844	インド・ルピー	3,013,000	2014年6月18日	(147,730)
日本円	21,516,060	インドネシア・ルピア	2,426,151,000	2014年6月18日	(96,676)
日本円	1,036,691	インドネシア・ルピア	116,685,000	2014年6月18日	(2,767)
日本円	4,384,774	インドネシア・ルピア	498,505,000	2014年6月18日	(56,028)
日本円	32,800,056	イスラエル・シケル	1,110,000	2014年6月18日	98,190
日本円	12,285,158	韓国ウォン	130,047,000	2014年6月18日	(217,899)
日本円	48,056,684	メキシコ・ペソ	6,249,000	2014年6月18日	(735,971)
日本円	19,006,721	ニュージーランド・ドル	219,800	2014年6月18日	(457,949)
日本円	28,519,643	ニュージーランド・ドル	329,700	2014年6月18日	(677,363)
日本円	15,206,801	ニュージーランド・ドル	175,840	2014年6月18日	(364,935)
日本円	51,331,025	ニュージーランド・ドル	593,460	2014年6月18日	(1,223,585)
日本円	38,042,984	ニュージーランド・ドル	439,600	2014年6月18日	(886,357)
日本円	38,044,170	ニュージーランド・ドル	439,600	2014年6月18日	(885,171)
日本円	1,046,131,166	ニュージーランド・ドル	12,018,625	2014年6月18日	(18,193,555)
日本円	63,545,309	ニュージーランド・ドル	733,000	2014年6月18日	(1,366,444)
日本円	111,010,339	ニュージーランド・ドル	1,282,750	2014年6月18日	(2,585,229)
日本円	237,086,490	ニュージーランド・ドル	2,728,155	2014年6月18日	(4,508,768)
日本円	23,034,742	ノルウェー・クローネ	1,343,400	2014年6月18日	125,303
日本円	34,573,272	ノルウェー・クローネ	2,015,100	2014年6月18日	209,114
日本円	18,446,494	ノルウェー・クローネ	1,074,720	2014年6月18日	118,943
日本円	62,226,086	ノルウェー・クローネ	3,627,180	2014年6月18日	370,601
日本円	46,102,801	ノルウェー・クローネ	2,686,800	2014年6月18日	283,923
日本円	996,112,795	ノルウェー・クローネ	57,812,363	2014年6月18日	10,219,685
日本円	46,124,026	ノルウェー・クローネ	2,686,800	2014年6月18日	305,148
日本円	536,269,543	ノルウェー・クローネ	31,007,739	2014年6月18日	7,484,442
日本円	603,294,467	ノルウェー・クローネ	34,945,231	2014年6月18日	7,362,029
日本円	560,399,618	ノルウェー・クローネ	32,484,298	2014年6月18日	6,434,274
日本円	195,908,235	ノルウェー・クローネ	11,469,500	2014年6月18日	315,105
日本円	7,011,445	ポーランド・ズロチ	211,000	2014年6月18日	(114,949)
日本円	17,910,300	ロシア・ルーブル	6,519,000	2014年6月18日	(566,069)
日本円	922,508	ロシア・ルーブル	334,000	2014年6月18日	(24,126)
日本円	19,245,280	南アフリカ・ランド	2,055,000	2014年6月18日	(481,987)
日本円	59,159,194	スウェーデン・クローナ	3,732,300	2014年6月18日	124,174
日本円	32,300,206	スウェーデン・クローナ	2,035,800	2014年6月18日	99,286
日本円	72,652,103	スウェーデン・クローナ	4,580,550	2014年6月18日	200,034
日本円	104,861,207	スウェーデン・クローナ	6,616,350	2014年6月18日	208,218
日本円	94,431,110	スウェーデン・クローナ	5,984,000	2014年6月18日	(219,791)
日本円	21,445,055	トルコ・リラ	483,000	2014年6月18日	(990,113)
日本円	76,255,528	英ポンド	445,600	2014年6月18日	11,986
日本円	133,401,399	英ポンド	779,800	2014年6月18日	(24,800)
日本円	16,011,521	英ポンド	94,540	2014年6月18日	(164,566)
日本円	662,786,751	英ポンド	3,923,410	2014年6月18日	(8,520,869)
日本円	120,866,648	英ポンド	709,050	2014年6月18日	(454,006)
日本円	181,095,568	英ポンド	1,071,560	2014年6月18日	(2,251,672)

通貨	買い	通貨	売り	満期日	未実現評価益 /(評価損)
					日本円
日本円	465,707,385	英ポンド	2,755,440	2014年6月18日	(5,756,945)
日本円	75,907,751	英ポンド	450,960	2014年6月18日	(1,252,904)
日本円	139,228,202	英ポンド	826,760	2014年6月18日	(2,232,998)
日本円	170,845,406	英ポンド	1,014,660	2014年6月18日	(2,766,067)
日本円	246,562,278	英ポンド	1,465,620	2014年6月18日	(4,209,850)
日本円	3,105,283,224	米ドル	30,250,292	2014年6月18日	(8,207,950)
日本円	17,576,985	米ドル	172,740	2014年6月18日	(202,165)
日本円	728,408,321	米ドル	7,168,710	2014年6月18日	(9,426,385)
日本円	132,499,526	米ドル	1,295,550	2014年6月18日	(844,096)
日本円	98,002,416	米ドル	954,000	2014年6月18日	(187,399)
韓国ウォン	720,355,000	日本円	68,605,238	2014年6月18日	651,567
韓国ウォン	66,641,000	日本円	6,286,886	2014年6月18日	120,153
メキシコ・ペソ	1,299,000	日本円	9,943,325	2014年6月18日	199,363
メキシコ・ペソ	1,003,000	日本円	7,683,080	2014年6月18日	148,418
ノルウェー・ クローネ	5,148,000	日本円	88,720,632	2014年6月18日	(930,106)
ノルウェー・ クローネ	9,009,000	日本円	155,210,655	2014年6月18日	(1,577,235)
ノルウェー・ クローネ	824,620	日本円	14,050,205	2014年6月18日	12,309
ノルウェー・ クローネ	34,221,730	日本円	581,297,150	2014年6月18日	2,297,190
ノルウェー・ クローネ	6,184,650	日本円	106,319,081	2014年6月18日	(850,224)
ノルウェー・ クローネ	3,455,100	日本円	58,114,782	2014年6月18日	806,167
ノルウェー・ クローネ	1,884,600	日本円	31,791,882	2014年6月18日	346,817
ノルウェー・ クローネ	4,240,350	日本円	71,319,294	2014年6月18日	992,780
ノルウェー・ クローネ	6,124,950	日本円	102,972,046	2014年6月18日	1,478,727
ポーランド・ ズロチ	955,000	日本円	32,151,030	2014年6月18日	103,502
ポーランド・ ズロチ	279,000	日本円	9,337,237	2014年6月18日	85,815
ロシア・ルーブル	7,769,000	日本円	21,248,215	2014年6月18日	770,946
スウェーデン・ クローナ	29,129,415	日本円	470,879,906	2014年6月18日	(10,130,345)
スウェーデン・ クローナ	48,342,434	日本円	780,643,292	2014年6月18日	(15,995,076)
スウェーデン・ クローナ	1,219,320	日本円	19,463,639	2014年6月18日	(177,253)
スウェーデン・ クローナ	50,601,780	日本円	805,367,810	2014年6月18日	(4,982,773)
スウェーデン・ クローナ	9,144,900	日本円	147,218,258	2014年6月18日	(2,570,360)
トルコ・リラ	286,000	日本円	12,785,229	2014年6月18日	499,363
トルコ・リラ	215,000	日本円	9,561,136	2014年6月18日	425,533
台湾ドル	17,841,000	日本円	60,613,013	2014年6月18日	(434,084)
台湾ドル	1,768,000	日本円	5,939,065	2014年6月18日	24,522
台湾ドル	749,000	日本円	2,497,540	2014年6月18日	28,889
米ドル	1,543,740	日本円	157,770,228	2014年6月18日	1,118,184
米ドル	842,040	日本円	86,027,269	2014年6月18日	639,138
米ドル	2,736,630	日本円	279,524,040	2014年6月18日	2,141,782
米ドル	1,894,590	日本円	193,655,895	2014年6月18日	1,343,520
南アフリカ・ ランド	107,000	日本円	998,577	2014年6月18日	28,585
南アフリカ・ ランド	91,000	日本円	847,401	2014年6月18日	26,167
為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計					(229,449,449)

注記15. 先物契約

2014年3月31日現在、以下の先物契約が未決済であった。

銘柄	通貨	満期日	契約数 買い/ (売り)	契約額	未実現評価益 /(評価損)
株価指数にかかる先物契約				日本円	日本円
AMSTERDAM INDEX.EOE	ユーロ	2014年4月	95	1,084,898,309	40,779,579
BIST30.1ST	トルコ・リラ	2014年4月	(13)	5,257,699	(42,811)
CAC 40.EOP.MONEP	ユーロ	2014年4月	(34)	213,021,414	(5,394,776)
DAX INDEX.EUREX	ユーロ	2014年6月	105	3,585,691,659	115,469,535
E-MINI S+.IMM	米ドル	2014年6月	(60)	571,610,208	3,150,729
FTSE INDEX 100.LIFFE	英ポンド	2014年6月	(230)	2,585,530,159	(14,816,736)
FTSE JSE TOP40.SAF	南アフリカ・ランド	2014年6月	(5)	21,184,396	(559,991)
FTSE/MIB INDEX.MLN	ユーロ	2014年6月	(51)	770,923,175	(21,856,069)
HANG SENG INDEX.HK	香港ドル	2014年4月	86	1,263,604,550	20,440,347
IBEX 35.MEFF	ユーロ	2014年4月	(63)	919,739,951	(25,419,153)
IPC INDEX MEX BOLSA.MDX	メキシコ・ペソ	2014年6月	1	3,166,057	(10,470)
S+P CNX NIFTY.SGX	米ドル	2014年4月	8	11,126,809	152,005
S+P/TSX60 INDEX.ME	カナダ・ドル	2014年6月	(29)	439,352,391	(905,051)
SPI 200.SFE	豪ドル	2014年6月	58	743,414,630	5,651,770
SWISS MARKET INDEX.EUREX	スイス・フラン	2014年6月	(66)	634,136,426	(13,955,602)
TAIWAN INDEX MSCI.SGX	米ドル	2014年4月	(5)	16,077,985	(396,415)
TOPIX.TSE	日本円	2014年6月	224	2,694,720,000	(44,007,337)
WIG20.WSE	ポーランド・ズロチ	2014年6月	11	9,078,122	231,622
株価指数にかかる先物契約の契約額および未実現純評価益合計				15,572,533,940	58,511,176
金利にかかる先物契約				日本円	日本円
AUSTR.10YT-BD 6pc.SFE	豪ドル	2014年6月	267	2,445,470,821	12,377,794
CANADA GOV BOND.ME	カナダ・ドル	2014年6月	26	315,228,227	191,698
EURO BUND.EURX	ユーロ	2014年6月	(359)	7,300,862,199	(26,794,519)
GILT.LIFFE	英ポンド	2014年6月	(85)	1,596,151,958	(8,298,126)
JAPAN 10YR JGB.TSE	日本円	2014年6月	14	2,024,680,000	(2,030,000)
JGB MINI.SGX	日本円	2014年6月	(111)	1,605,393,000	1,683,204
US T-NOTES 10YR.CBT	米ドル	2014年6月	404	5,139,935,671	(28,977,742)
金利にかかる先物契約の契約額および未実現純評価損合計				20,427,721,876	(51,847,691)
先物契約にかかる契約額および未実現純評価益合計				36,000,255,816	6,663,485

注記16. バレット・スワップ契約

2014年3月31日現在、以下のバレット・スワップ契約が未決済であった。

銘柄	通貨	満期日	契約数 買い/(売り)	取引 相手方	契約額	未実現評価益 /(評価損)
バレット・スワップ契約					日本円	日本円
BSW BOVESPA SAO PAULO	ブラジル・レア ル	2014年4月16日	(13)	Morgan Stanley	29,568,113	(971,168)
BSW KOSPI2 KOREA	韓国ウォン	2014年6月12日	2,000,000	Morgan Stanley	49,969,848	497,406
バレット・スワップ契約にかかる契約額および未実現純評価損合計					79,537,961	(473,762)

2014年3月31日現在、シリーズ・トラストは、合計340,000米ドルのバレット・スワップ契約に関する現金担保ポジションを有する。

注記17. The Boston Company Equity Market Neutral Yen Denominated Portfolio

The Boston Company Equity Market Neutral Yen Denominated Portfolio の純資産価額は、2008年9月30日時点で停止されており、その結果、受益証券の発行および買戻しは行われなない。直近の公式純資産価額は、2008年9月10日に計算された。2013年に、債権確定証書の実行を含む申し立てに関する法的手続が進展したため、中間分配金が受領され、The Boston Company Equity Market Neutral Yen Denominated Portfolioの投資対象の債権の一部に関する資産が、部分的に現金化された。その結果、The Boston Company Equity Market Neutral Yen Denominated Portfolioからの9回の分配金が、シリーズ・トラストによって受領された。金額は以下の通りである。

- ・ 2008年12月30日付、686,554,351円
- ・ 2012年12月5日付、422,091,313円
- ・ 2013年1月31日付、1,810,381,746円
- ・ 2013年7月9日付、147,507,168円
- ・ 2013年10月4日付、1,191,685,717円
- ・ 2013年11月7日付、23,749,214円
- ・ 2013年12月10日付、51,517,925円
- ・ 2014年2月14日付、76,329,097円
- ・ 2014年3月12日付、11,677,336円

これらの分配金は、当該投資有価証券の取得原価に計上された。

シリーズ・トラストのThe Boston Company Equity Market Neutral Yen Denominated Portfolioへの投資は、法的手続のさらなる進展についての情報を考慮して更新され、2014年3月31日現在、管理会社によって誠実に見積もられる見積回収可能額で評価されている。2014年3月31日現在の見積評価額と上記の受取分配金は、2008年9月10日現在のThe Boston Company Equity Market Neutral Yen Denominated Portfolioの直近純資産価額の92.74%に相当する。最終的に回収される金額は、投資対象の申し立てに関する法的手続の結果により、2014年3月31日現在の見積額(17,846,457円)と大きく異なる可能性がある。

注記18．後発事象

期末以後にシリーズ・トラストが行った分配は以下のとおりである。

受益証券10,000口当たり支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日
クラスA 受益証券			
50円	2014年3月31日	2014年4月1日	2014年4月4日
クラスB 受益証券			
50円	2014年3月31日	2014年4月1日	2014年4月4日

【投資有価証券明細表等】

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表 2014年3月31日現在

GWセレクト・ファンド安定型

数量	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
	投資信託		日本円	日本円	%
7,706,463.22	BNY Mellon Global Bond Fund JPY X	日本円	1,381,743,485	1,512,668,527	7.62
8,535,013.57	BNY Mellon Emg Mkt Debt Opp USD X	米ドル	841,820,014	892,956,492	4.50
416,860.76	EACM Libra Alternatives Fund	日本円	4,168,607,639	4,486,614,379	22.61
141,825.30	JPM Emerging Markets Equity Funds X	米ドル	322,457,041	407,570,909	2.05
100,165.83	JPM Japan Select Equity Fund -X-	日本円	1,189,068,891	1,299,551,439	6.55
893,923.81	Mellon Enhanced Coef Sel F JPY	日本円	976,367,389	903,086,526	4.55
6,282.49	Mellon Sanctuary Fund I Jpy -F-Cont	日本円	6,285,387	11,025,486	0.06
13,246.98	Mellon Sanctuary Fund II Jpy -F-Liq	日本円	14,048,737	16,980,136	0.09
24,653.77	MFS Meridian Asia Pacific Ex Jpn I1USD Acc	米ドル	418,761,694	521,352,029	2.63
42,311.82	MFS Meridian Euro Research I1 EUR Fd	ユーロ	628,707,639	987,380,593	4.98
371,848.98	Neuberger Bermn Us Hy Bd -USD I Acc	米ドル	715,894,890	782,595,084	3.94
817,632.88	Neuberger G1b Se Fl Rt-USD I A Acc	米ドル	836,006,933	866,290,102	4.37
46,830.75	Schroder Alt Sol Cmdty C Acc USD	米ドル	542,863,671	622,993,131	3.14
51,135.95	Schroder ISF Global Prop Secs-C Acc	米ドル	518,319,053	756,979,700	3.81
5,625,188.25	Schroder ISF Jpn Small Comp-C Acc	日本円	377,811,049	522,129,973	2.63
50,960.56	The Boston Company Equity Market Neutral Yen Denominated Portfolio**	日本円	1,410,715,200	17,846,457	0.09
156,542.51	Wellington Glob Aggregate Bd Port JPY S Dis HC	日本円	1,567,268,674	1,567,147,107	7.90
201,638.80	Wellington US Research Eq USD S Acc	米ドル	1,140,648,392	1,287,643,098	6.48
投資信託合計			17,057,395,778	17,462,811,168	88.00
投資有価証券合計			17,057,395,778	17,462,811,168	88.00

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

(**) 注記17参照。

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表

未監査

GWセレクト・ファンド安定型

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ルクセンブルグ		
	投資信託	32.27
		32.27
ケイマン諸島		
	投資信託	30.60
		30.60
アイルランド		
	投資信託	25.13
		25.13
投資有価証券合計		88.00

（*）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

() GWセレクト・ファンド 積極型
貸借対照表

メロン・オフショア・ファンズ

純資産計算書

2014年3月31日現在

GWセレクト・ファンド積極型

(日本円で表示)

	注記	GWセレクト・ファンド積極型 日本円
資産		
投資有価証券		
- 取得原価		15,040,034,386
- 時価評価額	2.2	16,388,107,808
現預金		2,484,467,385
先物契約にかかる未実現評価益	2.8,14	196,589,584
未収投資有価証券売却代金		102,965,000
為替先渡契約にかかる未実現評価益	2.5,13	102,031,500
バレット・スワップ契約にかかる未実現評価益	2.9,15	497,406
資産合計		19,274,658,683
負債		
為替先渡契約にかかる未実現評価損	2.5,13	316,806,345
先物契約にかかる未実現評価損	2.8,14	200,471,705
未払買戻支払金		90,180,697
未払管理報酬	3.1	14,869,730
未払販売報酬	6	8,302,419
未払アドバイザー・フィー	9	6,960,783
未払販売管理報酬	3.1	3,471,370
未払専門家費用		2,143,772
未払代行協会員報酬	7	1,564,050
未払印刷および公告費		1,288,132
未払管理事務代行報酬	4	938,530
バレット・スワップ契約にかかる未実現評価損	2.9,15	896,462
未払保管報酬	5	625,514
未払受託報酬	8	321,042
その他未払費用		2,891,006
負債合計		651,731,557
純資産総額		18,622,927,126
純資産額		
クラスA 受益証券	日本円	12,172,023,107
クラスB 受益証券	日本円	6,450,904,019
発行済受益証券口数		
クラスA 受益証券		14,413,435,194
クラスB 受益証券		7,902,538,994
1口当たり純資産価格		
クラスA 受益証券	日本円	0.8445
クラスB 受益証券	日本円	0.8163

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

損益計算書

メロン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2014年3月31日終了年度

GWセレクト・ファンド積極型

(日本円で表示)

	注記	GWセレクト・ファンド積極型 日本円
収益		
受取配当金	2.7	2,101,088
トレーラー報酬	10	2,056,824
銀行利息	2.6	15,705
その他収益		5,369
収益合計		4,178,986
費用		
管理報酬	3.1	200,454,124
販売報酬	6	107,862,138
販売管理報酬	3.1	59,783,198
アドバイザー・フィー	9	31,190,479
代行協会員報酬	7	21,084,542
管理事務代行報酬	4	12,652,211
保管報酬	5	8,432,374
専門家費用		5,352,525
印刷および公告費		2,334,733
銀行利息		1,580,561
受託報酬	8	782,393
取引手数料		558,386
保護預り費用		35,263
その他費用		23,197,634
費用合計		475,300,561
投資純損失		(471,121,575)

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2014年3月31日終了年度（続き）

GWセレクト・ファンド積極型

（日本円で表示）

	注記	GWセレクト・ファンド積極型 日本円
投資純損失		(471,121,575)
以下にかかる実現純損益：		
投資有価証券		1,922,429,376
先物契約		104,650,970
為替先渡契約		(300,319,385)
バレット・スワップ契約		(47,024,695)
外国為替		45,454,735
当期実現純利益		1,254,069,426
以下にかかる未実現評価損益の純変動：		
投資有価証券		55,655,638
先物契約		265,473,559
為替先渡契約		(169,950,089)
バレット・スワップ契約		5,385,114
運用による純資産の純増加		1,410,633,648
資本の変動		
受益証券発行手取額		13,880,710,141
受益証券買戻支払額		(19,802,099,327)
資本の変動、純額		(5,921,389,186)
期首現在純資産額		23,133,682,664
期末現在純資産額		18,622,927,126

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

統計情報

未監査

	GWセレクト・ファンド積極型	
	クラスA 受益証券	クラスB 受益証券
期末現在発行済受益証券口数：		
2012年3月31日	1,550,009,661	35,368,118,890
2013年3月31日	1,540,009,661	28,381,500,427
発行受益証券口数	16,624,543,374	4,714,697
買戻受益証券口数	(3,751,117,841)	(20,483,676,130)
2014年3月31日	14,413,435,194	7,902,538,994
期末現在純資産総額：		
	日本円	日本円
2012年3月31日	1,009,392,305	22,459,166,507
2013年3月31日	1,224,459,135	21,909,223,529
2014年3月31日	12,172,023,107	6,450,904,019
期末現在1口当たり純資産価格：		
	日本円	日本円
2012年3月31日	0.6512	0.6350
2013年3月31日	0.7951	0.7720
2014年3月31日	0.8445	0.8163

メロン・オフショア・ファンズ

財務書類に対する注記

2014年3月31日現在

GWセレクト・ファンド積極型

注記1．活動および目的

メロン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）は、受託会社および管理会社との間で締結された2003年10月14日付基本信託証書により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストである。

GWセレクト・ファンド積極型（以下「シリーズ・トラスト」という。）は、C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とB N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）の間に締結された基本信託証書および2006年3月9日付および2012年11月20日付の2つの補足信託証書に基づき設定されたトラストの別個のシリーズ・トラストである。

当財務書類は、シリーズ・トラストについてのみ言及している。

受益証券クラス

クラスA受益証券およびクラスB受益証券が発行されている。異なるクラスの受益証券を発行する目的は、申込手数料または条件付後払申込手数料が発生する受益証券を、販売会社が提供できるようにするためである。クラスA受益証券は、購入価格の4%を上限として申込手数料が発生する。

投資目的および方針

シリーズ・トラストの投資目的は、9つの異なる資産（日本株式、海外株式、エマージング株式、世界債券、エマージング債券、ハイイールド債券、リアルアセット、ヘッジファンド（マルチストラテジー）およびDH（Designated Holdings））に国際的に投資することによって、比較的高いリスクをとりつつ、トータル・リターンを達成することを目指すことである。DHには、（a）運用実績および運用手法を考慮して投資運用会社が適切と考える、絶対収益を目指す集団的投資スキームか、または（b）投資運用会社が地域面、産業面または運用手法などから見て魅力的な投資機会と判断するその他集団的投資スキームが含まれる。但し、ファンド・オブ・ヘッジファンズを除く。投資運用会社は上記の資産クラスに対するシリーズ・トラストの資産の最適な配分に関して助言を得るために日興グローバルラップ株式会社を任命している。

また投資運用会社は、主に、シリーズ・トラストで投資されるヘッジファンド（シングルファンドのみ）およびB N Yメロン・コーポレーションの関係会社によって運用され、伝統的資産に投資する集団的投資スキームの評価、選定について追加的な投資助言を得るために、E A C Mアドバイザーズ・エルエルシーも任命している。

9つの異なる資産間におけるシリーズ・トラストの資産配分は、以下の原則に従って、日興グローバルラップ株式会社が考案する。

- ・ リスク許容度が相対的に高い投資ポートフォリオを構築すること。
- ・ 効率的で、長期的に分散化された投資機会を提供すること。
- ・ 世界中の投資機会を利用すること。

注記2．重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般的に認められている会計原則に従い作成されている。

2.2 有価証券およびその他の資産への投資の評価

- (a) 下記(b)が適用される集团的投資スキームの持分を除き、かつ下記(c)の規定に従い、証券市場において値付けされ、上場、取引または取扱われている投資対象の価格に基づくすべての計算は、関係評価時点またはその直前における当該投資対象の主要な証券取引所もしくは証券市場の最終取引価格または（最終取引価格が利用可能でない場合は）直近の利用可能な取引売呼値および直近の利用可能な取引買呼値の中間値を参照して行われるものとする。
- (b) 下記(c)および(e)の規定に従い、集团的投資スキームの各持分の価格は、関係評価時点またはその直前における当該集团的投資スキームの受益証券もしくは株式の直前に発表された1口当たり純資産価格（利用可能な場合）または（同価格が利用可能でない場合は）当該受益証券もしくは株式の直前に発表された取引買呼値とするが、各場合において、当該価格は管理事務代行会社または当該集团的投資スキームのために公定価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとする。
- (c) 純資産価額、取引売呼値、取引買呼値または建値が、上記(a)または(b)に規定されるとおりに利用できなかった場合、該当する投資対象の公正価格は、管理会社が決定する方法により随時決定されるものとする。
- (d) 上記(b)が適用される集团的投資スキームの持分を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、当該投資対象の取得における支出金額（各場合において、印紙代、手数料その他の取得費用の金額を含む。）に相当する当初金額となるものとするが、ただし、管理会社は、受託会社の承認を得た上で、当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家をして再評価を行わしめることができ、かつ、受託会社の要請に基づきこれを行わしめるものとする。
- (e) 上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公平な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。

2.3 外貨換算

日本円以外の通貨で表示される資産および負債は、当期末における実勢為替レートで日本円に換算される。外貨で表示される取引は、取引日現在の実勢為替レートにより日本円に換算される。

当期の損益を決定するにあたり、外国為替換算にかかる未実現および実現利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書において認識されている。

組入る有価証券の時価評価額に起因する未実現為替差損益は投資有価証券にかかる未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の為替差損益は運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

2.4 設立費

設立費は、完全に償却されている。

2.5 為替先渡契約

為替先渡契約は、満期日までの残存期間における純資産計算書の日付現在適用される先物レートで評価される。

2.6 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

2.7 受取配当金

配当金は、当該有価証券が「配当落ち」として初めて記載された日付に収益に計上される。

2.8 先物契約

先物契約は、特定の先物契約が取引される取引所の決済価格を基準として、現金化した場合の評価額で評価される。

2.9 バレット・スワップ契約

バレット・スワップ契約は、原資産の先物契約の価格を使用して価格が決定される。先物契約の価格は、ブルームバーグおよびロイター等の様々な価格提供会社から入手することができる。

注記3．管理報酬、販売管理報酬および実績報酬

3.1 管理報酬および販売管理報酬

管理会社はシリーズ・トラストの資産から、下記の料率で管理報酬を受領する権利を有する。

- ・ 純資産価額が500億円以下の部分については年率0.95%
- ・ 純資産価額が500億円超1,000億円以下の部分については年率0.798%、および
- ・ 純資産価額が1,000億円超の部分については年率0.685%

かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

管理会社は、上記に規定された管理報酬の一部がシリーズ・トラストの資産から日興アセットマネジメント株式会社(以下「サービス支援会社」という。)に支払われることに同意しており、サービス支援会社は、下記の料率でサービス支援報酬を受領する。

- ・ 純資産価額が500億円以下の部分については年率0.06%
- ・ 純資産価額が500億円超1,000億円以下の部分については年率0.035%、および
- ・ 純資産価額が1,000億円超の部分については年率0.010%

かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。サービス支援報酬は、管理事務代行会社からサービス支援会社に直接支払われ、管理会社が受領する管理報酬料率はそれに応じて減少する。

さらに管理会社は、シリーズ・トラストの資産から、クラスB受益証券に帰属する純資産価額に対して年率0.64%の販売管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

管理会社は自己の報酬から投資運用会社の報酬を支払うものとする。投資運用会社はまた、その委託先および他の関係法人の報酬を支払う責任を負う。

3.2 実績報酬

管理会社は受益証券の各クラスおよび各算定期間(以下に定義する。)に関してシリーズ・トラストの資産の中から以下の金額に相当する実績報酬(以下「実績報酬」という。)を受領する権利を有する。

- (a) 算定期間が終了した時点における関係する受益証券のクラスに関する受益証券1口当たり総純資産価格(以下に定義する。)が、当該クラス受益証券にかかるハードル・バリュー、つまり直前の算定期間が終了した時点の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格(最初の算定期間については、受益証券1口当たりの1円の当初購入価格)にハードル・レート(以下に定義する。)に1を加えた数字を乗じた積、を超過した金額の20%に、
- (b) 当該算定期間中の各評価日に発行されている当該クラスの受益証券口数を乗じた金額。

実績報酬は評価日ごとに計算し、計上され、3月、6月、9月および12月の最終評価日に終了する3か月間(以下「算定期間」という。)に関して後払いで支払われる。ただし、

- (a) 最初の算定期間は受益証券を最初に発行した日から始まり、2006年6月の最終評価日に終了する期間とする。
- (b) ある算定期間(以下「前算定期間」という。)に関して実績報酬が支払われていない場合、次の算定期間は前算定期間から始まり、それに続く3月、6月、9月および12月の最終評価日に終了する期間とする。結果として、ひとつの算定期間が3か月間以上に及ぶ場合がある。
- (c) ある算定期間の最終日以外において受益証券の買戻しが行われる場合、当該買戻受益証券に関する実績報酬は、かかる買戻の日が関連の算定期間の最終日であるとみなされ、当該算定期間の最終日に計算され、管理会社に対し支払われる。
- (d) 算定期間中にいずれかのクラスの受益証券に関して分配金が支払われる場合、1口当たりの分配額が1口当たり純資産価格から控除された日に、当該算定期間に関して支払われる実績報酬の計算のために、1口当たりの当該分配金額は、受益証券の当該クラスの関連するハードル・バリューから控除される。
- (e) 管理会社が算定期間の末日以外の日に退任し、または解任された場合、管理会社は当該算定期間が退任または解任の日に終了したのものとして前述した実績報酬を受領する権利を有するものとする。

実績報酬を計算する上で、受益証券のあるクラスに関する「1口当たり総純資産価格」とは、当該クラスおよび関係する算定期間に関して計上され、または支払うべき実績報酬を足し戻し、また、支払われた分配金を控除した当該クラスの実績報酬1口当たり純資産価格をいう。

いずれかの算定期間に関する「ハードル・レート」は、実績報酬の支払の有無にかかわらず、各算定期間の最初の営業日における(ブルームバーグのページJY0003Mに掲載された)3か月円LIBORレートに等しい。

投資者は、実績報酬の計算方法においては、1口当たり純資産価格の値上り益の20%以上が実績報酬として管理会社に支払われる可能性があることに留意すべきである。

2014年3月31日終了年度において、実績報酬はなかった。

注記4．管理事務代行報酬

管理事務代行会社はシリーズ・トラストの資産から、純資産価額に対して年率0.06%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記5．保管報酬

保管会社はシリーズ・トラストの資産から、純資産価額に対して年率0.04%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、取引手数料および諸費用とともに毎月後払いで支払われる。

注記6．販売報酬

販売会社は、日本におけるクラスA受益証券の販売会社としての資格において、シリーズ・トラストの資産から、下記の料率で販売報酬を受領する権利を有する。

- ・ 純資産価額が500億円以下の部分については年率0.60%
- ・ 純資産価額が500億円超1,000億円以下の部分については年率0.752%、および
- ・ 純資産価額が1,000億円超の部分については年率0.865%

かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

販売会社は、日本におけるクラスB受益証券の販売会社としての資格において、シリーズ・トラストの資産から、下記の料率で販売報酬を受領する権利を有する。

- ・ 純資産価額が500億円以下の部分については年率0.40%
- ・ 純資産価額が500億円超1,000億円以下の部分については年率0.552%、および
- ・ 純資産価額が1,000億円超の部分については年率0.665%

かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記7．代行協会員報酬

代行協会員は、シリーズ・トラストの資産から、純資産価額に対して年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記8．受託報酬

受託会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産価額に対して年率0.01%の受託報酬（ただし最大年間報酬額は7,500米ドル）を受領する権利を有し、かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、暦四半期ごとに後払いで支払われる。

注記9．アドバイザー・フィー

アドバイザー・フィーは、シリーズ・トラストが投資している特定の投資先ファンドのマネージャーに対して支払われる報酬を意味する。

注記10．受取トレーラー報酬

当該収益は主に、シリーズ・トラストが保有する特定の投資信託のポートフォリオ・マネージャーからのトレーラー報酬を意味する。

注記11．税金**ケイマン諸島**

現行のケイマン諸島における税法に基づき、シリーズ・トラストにより支払われる税金はない。従って、所得税に対する引当金は財務書類に計上されていない。

その他の国々

シリーズ・トラストは、その他の国々において稼得される特定の所得に対する源泉税またはその他の税金を課されることがある。

購入予定者は、各国の管轄法に基づき受益証券を購入、保有および買戻す際、予想される課税およびその他の影響を決定づけるその市民権、居住地および住居を所有する国において、法律アドバイザーまたは税務アドバイザーに相談することが望ましい。

注記12．為替レート

2014年3月31日時点で使用された為替レートは以下の通りである。

通貨	為替レート	通貨	為替レート
豪ドル	95.0676	韓国ウォン	0.0967
ブラジル・レアル	45.4912	メキシコ・ペソ	7.8724
カナダ・ドル	93.1052	ノルウェー・クローネ	17.1124
スイス・フラン	116.1805	ニュージーランド・ドル	89.1575
チリ・ペソ	0.1873	ポーランド・ズロチ	33.9623
ユーロ	141.6695	ロシア・ルーブル	2.8895
英ポンド	171.2720	スウェーデン・クローナ	15.8426
インドネシア・ルピア	0.0091	トルコ・リラ	47.5810
イスラエル・シケル	29.5028	台湾ドル	3.3790
インド・ルピー	1.7185	米ドル	102.9650
日本円	1.0000	南アフリカ・ランド	9.7221
香港ドル	13.2729		

注記13. 為替先渡契約

2014年3月31日現在、以下の為替先渡契約が未決済であった。

通貨	買い	通貨	売り	満期日	未実現評価益 /(評価損)
					日本円
ユーロ	7,591,917.54	日本円	1,070,000,000	2014年6月13日	4,976,996
豪ドル	526,080	日本円	48,730,527	2014年6月18日	997,124
豪ドル	1,709,760	日本円	158,342,241	2014年6月18日	3,272,625
豪ドル	964,480	日本円	89,408,742	2014年6月18日	1,758,618
豪ドル	1,183,680	日本円	109,727,372	2014年6月18日	2,159,843
ブラジル・ レアル	1,096,000	日本円	46,009,422	2014年6月18日	2,794,558
ブラジル・ レアル	13,000	日本円	554,021	2014年6月18日	24,858
カナダ・ドル	2,956,319	日本円	274,050,771	2014年6月18日	521,496
カナダ・ドル	940,100	日本円	86,967,428	2014年6月18日	345,676
カナダ・ドル	537,200	日本円	49,739,938	2014年6月18日	153,264
カナダ・ドル	9,841,600	日本円	905,659,461	2014年6月18日	8,392,922
カナダ・ドル	1,027,880	日本円	94,145,276	2014年6月18日	1,320,519
カナダ・ドル	2,643,120	日本円	242,349,258	2014年6月18日	3,134,214
カナダ・ドル	892,540	日本円	81,256,395	2014年6月18日	1,639,508
カナダ・ドル	486,840	日本円	44,242,071	2014年6月18日	973,876
カナダ・ドル	1,095,390	日本円	99,682,352	2014年6月18日	2,053,528
カナダ・ドル	1,582,230	日本円	143,843,851	2014年6月18日	3,107,976
カナダ・ドル	4,112,500	日本円	381,579,135	2014年6月18日	375,062
インド・ルピー	4,540,000	日本円	7,419,268	2014年6月18日	222,600
イスラエル・ シケル	161,000	日本円	4,731,403	2014年6月18日	11,841
イスラエル・ シケル	134,000	日本円	3,930,568	2014年6月18日	17,225
韓国ウォン	678,912,000	日本円	64,658,285	2014年6月18日	614,083
韓国ウォン	61,551,000	日本円	5,806,698	2014年6月18日	110,975
メキシコ・ペソ	1,244,000	日本円	9,522,322	2014年6月18日	190,922
メキシコ・ペソ	939,000	日本円	7,192,833	2014年6月18日	138,949
ノルウェー・ クローネ	4,822,000	日本円	83,102,348	2014年6月18日	(871,207)
ノルウェー・ クローネ	8,438,500	日本円	145,381,853	2014年6月18日	(1,477,356)
ノルウェー・ クローネ	779,560	日本円	13,282,455	2014年6月18日	11,636
ノルウェー・ クローネ	32,351,740	日本円	549,533,125	2014年6月18日	2,171,664
ノルウェー・ クローネ	5,846,700	日本円	100,509,450	2014年6月18日	(803,765)
ノルウェー・ クローネ	1,925,880	日本円	32,488,247	2014年6月18日	354,414
ノルウェー・ クローネ	6,259,110	日本円	105,227,531	2014年6月18日	1,511,116
ノルウェー・ クローネ	3,530,780	日本円	59,387,719	2014年6月18日	823,826
ノルウェー・ クローネ	4,333,230	日本円	72,881,462	2014年6月18日	1,014,525
ポーランド・ ズロチ	881,000	日本円	29,659,746	2014年6月18日	95,482
ポーランド・ ズロチ	259,000	日本円	8,667,901	2014年6月18日	79,663
ロシア・ルーブル	7,309,000	日本円	19,990,115	2014年6月18日	725,299
南アフリカ・ ランド	131,000	日本円	1,222,557	2014年6月18日	34,996
南アフリカ・ ランド	90,000	日本円	838,089	2014年6月18日	25,879
スウェーデン・ クローナ	27,631,072	日本円	446,659,041	2014年6月18日	(9,609,266)
スウェーデン・ クローナ	45,855,822	日本円	740,488,984	2014年6月18日	(15,172,330)
スウェーデン・ クローナ	1,152,680	日本円	18,399,885	2014年6月18日	(167,565)
スウェーデン・ クローナ	47,836,220	日本円	761,351,710	2014年6月18日	(4,710,447)
スウェーデン・ クローナ	8,645,100	日本円	139,172,277	2014年6月18日	(2,429,880)

通貨	買い	通貨	売り	満期日	未実現評価益 /(評価損)
					日本円
スイス・フラン	1,250,609	日本円	146,784,353	2014年6月18日	(1,481,687)
スイス・フラン	601,440	日本円	70,030,109	2014年6月18日	(151,486)
スイス・フラン	1,546,560	日本円	180,294,562	2014年6月18日	(606,674)
トルコ・リラ	282,000	日本円	12,606,415	2014年6月18日	492,378
トルコ・リラ	201,000	日本円	8,938,550	2014年6月18日	397,824
英ポンド	12,520,964	日本円	2,135,541,813	2014年6月18日	6,833,963
英ポンド	13,783,582	日本円	2,349,852,626	2014年6月18日	8,561,006
英ポンド	1,323,000	日本円	225,995,521	2014年6月18日	373,882
米ドル	1,553,860	日本円	158,804,492	2014年6月18日	1,125,515
米ドル	847,560	日本円	86,591,221	2014年6月18日	643,328
米ドル	1,907,010	日本円	194,925,408	2014年6月18日	1,352,327
米ドル	2,754,570	日本円	281,356,462	2014年6月18日	2,155,822
台湾ドル	16,806,000	日本円	57,096,704	2014年6月18日	(408,901)
台湾ドル	1,508,000	日本円	5,065,673	2014年6月18日	20,916
台湾ドル	688,000	日本円	2,294,136	2014年6月18日	26,536
ユーロ	909,900	日本円	130,156,736	2014年6月18日	(1,320,426)
ユーロ	485,280	日本円	69,430,805	2014年6月18日	(718,106)
ユーロ	1,637,820	日本円	234,314,718	2014年6月18日	(2,409,359)
ユーロ	1,213,200	日本円	173,600,791	2014年6月18日	(1,819,044)
ユーロ	606,600	日本円	86,757,023	2014年6月18日	(866,149)
ユーロ	1,213,200	日本円	173,612,195	2014年6月18日	(1,830,448)
ユーロ	12,443,041	日本円	1,780,885,357	2014年6月18日	(19,026,370)
ユーロ	5,042,458	日本円	721,812,735	2014年6月18日	(7,831,326)
ユーロ	13,919,729	日本円	1,985,255,413	2014年6月18日	(14,306,380)
ユーロ	2,224,614	日本円	317,487,566	2014年6月18日	(2,495,743)
ノルウェー・ クローネ	182,385	日本円	3,154,293	2014年6月18日	(44,022)
ノルウェー・ クローネ	205,545	日本円	3,548,528	2014年6月18日	(43,302)
ノルウェー・ クローネ	191,070	日本円	3,296,224	2014年6月18日	(37,845)
スウェーデン・ クローナ	562,872	日本円	9,098,882	2014年6月18日	(195,750)
スウェーデン・ クローナ	934,128	日本円	15,070,193	2014年6月18日	(294,782)
スイス・フラン	533,000	日本円	62,547,709	2014年6月18日	(620,823)
英ポンド	907,000	日本円	154,695,471	2014年6月18日	495,042
米ドル	4,588,000	日本円	470,971,964	2014年6月18日	1,244,883
ユーロ	580,160	日本円	83,034,239	2014年6月18日	(887,109)
ユーロ	235,105	日本円	33,654,575	2014年6月18日	(365,136)
ユーロ	752,735	日本円	107,427,177	2014年6月18日	(844,476)
日本円	1,820,000,000	米ドル	17,713,240.16	2014年6月13日	(3,169,387)
日本円	667,798,797	豪ドル	7,207,027	2014年6月18日	(13,444,594)
日本円	1,736,420,108	豪ドル	18,734,640	2014年6月18日	(34,469,564)
日本円	2,738,598,265	豪ドル	29,926,765	2014年6月18日	(90,225,724)
日本円	3,078,045	ブラジル・ レアル	73,000	2014年6月18日	(172,585)
日本円	25,410,898	チリ・ペソ	144,649,000	2014年6月18日	(1,470,281)
日本円	3,551,804	チリ・ペソ	20,181,000	2014年6月18日	(198,578)
日本円	29,227,440	チリ・ペソ	164,796,000	2014年6月18日	(1,397,803)
日本円	47,923,608	インド・ルピー	28,854,000	2014年6月18日	(644,333)

通貨	買い	通貨	売り	満期日	未実現評価益 /(評価損)
					日本円
日本円	4,562,686	インド・ルピー	2,792,000	2014年6月18日	(136,894)
日本円	20,277,438	インドネシア・ルピア	2,286,484,000	2014年6月18日	(91,110)
日本円	794,836	インドネシア・ルピア	89,463,000	2014年6月18日	(2,122)
日本円	4,072,970	インドネシア・ルピア	463,056,000	2014年6月18日	(52,044)
日本円	30,908,881	イスラエル・シケル	1,046,000	2014年6月18日	92,528
日本円	11,984,186	韓国ウォン	126,861,000	2014年6月18日	(212,561)
日本円	45,465,053	メキシコ・ペソ	5,912,000	2014年6月18日	(696,281)
日本円	28,078,484	ニュージーランド・ドル	324,600	2014年6月18日	(666,885)
日本円	14,971,573	ニュージーランド・ドル	173,120	2014年6月18日	(359,290)
日本円	50,537,006	ニュージーランド・ドル	584,280	2014年6月18日	(1,204,657)
日本円	37,454,512	ニュージーランド・ドル	432,800	2014年6月18日	(872,646)
日本円	18,712,713	ニュージーランド・ドル	216,400	2014年6月18日	(450,866)
日本円	37,455,680	ニュージーランド・ドル	432,800	2014年6月18日	(871,478)
日本円	983,831,889	ニュージーランド・ドル	11,302,891	2014年6月18日	(17,110,092)
日本円	61,759,452	ニュージーランド・ドル	712,400	2014年6月18日	(1,328,042)
日本円	107,890,540	ニュージーランド・ドル	1,246,700	2014年6月18日	(2,512,574)
日本円	222,967,436	ニュージーランド・ドル	2,565,687	2014年6月18日	(4,240,260)
日本円	22,542,635	ノルウェー・クローネ	1,314,700	2014年6月18日	122,626
日本円	33,834,659	ノルウェー・クローネ	1,972,050	2014年6月18日	204,646
日本円	18,052,408	ノルウェー・クローネ	1,051,760	2014年6月18日	116,401
日本円	60,896,706	ノルウェー・クローネ	3,549,690	2014年6月18日	362,683
日本円	45,117,874	ノルウェー・クローネ	2,629,400	2014年6月18日	277,857
日本円	939,154,289	ノルウェー・クローネ	54,506,607	2014年6月18日	9,635,316
日本円	45,138,646	ノルウェー・クローネ	2,629,400	2014年6月18日	298,629
日本円	505,605,227	ノルウェー・クローネ	29,234,692	2014年6月18日	7,056,475
日本円	568,797,612	ノルウェー・クローネ	32,947,035	2014年6月18日	6,941,063
日本円	528,355,539	ノルウェー・クローネ	30,626,821	2014年6月18日	6,066,357
日本円	186,957,896	ノルウェー・クローネ	10,945,500	2014年6月18日	300,709
日本円	6,911,756	ポーランド・ズロチ	208,000	2014年6月18日	(113,315)
日本円	16,880,025	ロシア・ルーブル	6,144,000	2014年6月18日	(533,506)
日本円	858,982	ロシア・ルーブル	311,000	2014年6月18日	(22,465)
日本円	17,849,880	南アフリカ・ランド	1,906,000	2014年6月18日	(447,040)
日本円	62,172,076	スウェーデン・クローナ	3,922,380	2014年6月18日	130,498
日本円	33,945,203	スウェーデン・クローナ	2,139,480	2014年6月18日	104,342
日本円	76,352,157	スウェーデン・クローナ	4,813,830	2014年6月18日	210,221
日本円	110,201,619	スウェーデン・クローナ	6,953,310	2014年6月18日	218,822
日本円	89,034,145	スウェーデン・クローナ	5,642,000	2014年6月18日	(207,229)
日本円	19,979,865	トルコ・リラ	450,000	2014年6月18日	(922,465)
日本円	70,916,272	英ポンド	414,400	2014年6月18日	11,147
日本円	124,060,906	英ポンド	725,200	2014年6月18日	(23,063)
日本円	15,137,611	英ポンド	89,380	2014年6月18日	(155,584)
日本円	626,611,803	英ポンド	3,709,270	2014年6月18日	(8,055,799)
日本円	114,269,737	英ポンド	670,350	2014年6月18日	(429,227)
日本円	164,391,430	英ポンド	972,720	2014年6月18日	(2,043,979)

通貨	買い	通貨	売り	満期日	未実現評価益 /(評価損)
					日本円
日本円	422,750,837	英ポンド	2,501,280	2014年6月18日	(5,225,929)
日本円	144,081,554	英ポンド	855,580	2014年6月18日	(2,310,838)
日本円	78,553,817	英ポンド	466,680	2014年6月18日	(1,296,578)
日本円	176,800,901	英ポンド	1,050,030	2014年6月18日	(2,862,489)
日本円	255,157,184	英ポンド	1,516,710	2014年6月18日	(4,356,601)
日本円	2,963,540,475	米ドル	28,869,497	2014年6月18日	(7,833,293)
日本円	16,616,428	米ドル	163,300	2014年6月18日	(191,116)
日本円	688,601,823	米ドル	6,776,950	2014年6月18日	(8,911,246)
日本円	125,258,611	米ドル	1,224,750	2014年6月18日	(797,968)
日本円	96,358,770	米ドル	938,000	2014年6月18日	(184,256)
日本円	17,565,513	米ドル	171,000	2014年6月18日	(34,548)
為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計					(214,774,845)

注記14. 先物契約

2014年3月31日現在、以下の先物契約が未決済であった。

銘柄	通貨	満期日	契約数 買い/ (売り)	契約額	未実現評価益 /(評価損)
株価指数にかかる先物契約				日本円	日本円
AMSTERDAM INDEX.EOE	ユーロ	2014年4月	91	1,039,218,380	39,062,543
BIST30.IST	トルコ・リラ	2014年4月	(13)	5,257,699	(42,811)
CAC 40.EOP.MONEP	ユーロ	2014年4月	(19)	119,041,378	(2,999,144)
DAX INDEX.EUREX	ユーロ	2014年6月	100	3,414,944,436	109,970,985
E-MINI S+P.IMM	米ドル	2014年6月	(6)	57,161,022	(1,088,340)
EURO STOCK INDEX DJ.EURX	ユーロ	2014年6月	4	17,663,359	647,415
FTSE INDEX 100.LIFFE	英ポンド	2014年6月	(203)	2,282,011,402	(13,068,908)
FTSE JSE TOP40.SAF	南アフリカ・ ランド	2014年6月	(5)	21,184,396	(559,991)
FTSE/MIB INDEX.MLN	ユーロ	2014年6月	(47)	710,458,613	(20,148,952)
HANG SENG INDEX.HK	香港ドル	2014年4月	79	1,160,753,018	18,587,336
IBEX 35.MEFF	ユーロ	2014年4月	(58)	846,744,717	(23,452,202)
IPC INDEX MEX BOLSA.MDX	メキシコ・ペソ	2014年6月	1	3,166,057	(10,470)
OMXS30.OMX	スウェーデン・ クローナ	2014年4月	14	29,709,669	138,622
S+P CNX NIFTY.SGX	米ドル	2014年4月	8	11,126,809	152,005
S+P/TSX60 INDEX.ME	カナダ・ドル	2014年6月	(27)	409,052,226	(842,634)
SPI 200.SFE	豪ドル	2014年6月	55	704,962,149	5,359,437
SWISS MARKET INDEX.EUREX	スイス・フラン	2014年6月	(54)	518,838,895	(11,418,220)
TAIWAN INDEX MSCI.SGX	米ドル	2014年4月	(5)	16,077,985	(396,415)
TOPIX.TSE	日本円	2014年6月	289	3,476,670,000	(57,454,915)
WIG20.WSE	ポーランド・ ズロチ	2014年6月	10	8,252,838	210,566
株価指数にかかる先物契約の契約額および未実現純評価益合計				14,852,295,048	42,645,907
金利にかかる先物契約				日本円	日本円
AUSTR.10YT-BD 6pc.SFE.	豪ドル	2014年6月	249	2,280,607,619	11,543,336
CANADA GOV BOND.ME.	カナダ・ドル	2014年6月	24	290,979,902	176,952
EURO BUND.EURX.	ユーロ	2014年6月	(336)	6,833,118,938	(25,231,943)
GILT.LIFFE.	英ポンド	2014年6月	(80)	1,502,260,666	(7,810,001)
JAPAN 10YR JGB.TSE.	日本円	2014年6月	(4)	578,480,000	580,000
JGB MINI.SGX.	日本円	2014年6月	(89)	1,287,207,000	1,349,596
US T-NOTES 10YR.CBT.	米ドル	2014年6月	379	4,821,870,345	(27,135,968)
金利にかかる先物契約の契約額および未実現純評価損合計				17,594,524,470	(46,528,028)
先物契約にかかる契約額および未実現純評価損合計				32,446,819,518	(3,882,121)

注記15. バレット・スワップ契約

2014年3月31日現在、以下のバレット・スワップ契約が未決済であった。

銘柄	通貨	満期日	契約数 買い / (売り)	取引相手方	契約額	未実現評価益 / (評価損)
バレット・スワップ契約					日本円	日本円
BSW BOVESPA SAO PAULO	ブラジル・ レアル	2014年4月16日	(12)	Morgan Stanley	27,293,643	(896,462)
BSW KOSPI2 KOREA	韓国ウォン	2014年6月12日	2,000,000	Morgan Stanley	49,969,848	497,406
バレット・スワップ契約にかかる契約額および未実現評価損合計					77,263,491	(399,056)

2014年3月31日現在、シリーズ・トラストは、合計330,000米ドルのバレット・スワップ契約に関する現金担保ポジションを有する。

注記16. The Boston Company Equity Market Neutral Yen Denominated Portfolio

The Boston Company Equity Market Neutral Yen Denominated Portfolio の純資産価額は、2008年9月30日時点で停止されており、その結果、受益証券の発行および買戻しは行われな。直近の公式純資産価額は、2008年9月10日に計算された。2013年に、債権確定証書の実行を含む申し立てに関する法的手続が進展したため、中間分配金が受領され、The Boston Company Equity Market Neutral Yen Denominated Portfolioの投資対象の債権の一部に関する資産が、部分的に現金化された。その結果、The Boston Company Equity Market Neutral Yen Denominated Portfolioからの9回の分配金が、シリーズ・トラストによって受領された。金額は以下の通りである。

- ・ 2008年12月30日付、324,312,460円
- ・ 2012年12月5日付、199,386,118円
- ・ 2013年1月31日付、855,182,227円
- ・ 2013年7月9日付、69,678,955円
- ・ 2013年10月4日付、562,924,615円
- ・ 2013年11月7日付、11,218,576円
- ・ 2013年12月10日付、24,335,869円
- ・ 2014年2月14日付、36,056,089円
- ・ 2014年3月12日付、5,516,103円

これらの分配金は、当該投資有価証券の取得原価に計上された。

シリーズ・トラストのThe Boston Company Equity Market Neutral Yen Denominated Portfolioへの投資は、法的手続のさらなる進展についての情報を考慮して更新され、2014年3月31日現在、管理会社によって誠実に見積もられる見積回収可能額で評価されている。2014年3月31日現在の見積評価額と上記の受取分配金は、2008年9月10日現在のThe Boston Company Equity Market Neutral Yen Denominated Portfolioの直近純資産価額の92.74%に相当する。最終的に回収される金額は、投資対象の申し立てに関する法的手続の結果により、2014年3月31日現在の見積額(8,430,255円)と大きく異なる可能性がある。

投資有価証券明細表等

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表 2014年3月31日現在

GWセレクト・ファンド積極型

数量	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
	投資信託		日本円	日本円	%
8,453,879.47	BNY Mellon Emg Mkt Debt Opp USD X	米ドル	834,395,415	884,468,021	4.75
206,974.79	EACM Libra Alternatives Fund	日本円	2,080,023,972	2,227,640,902	11.96
487,752.40	JPM Emerging Markets Equity Funds X	米ドル	1,052,907,365	1,401,680,012	7.53
148,766.16	JPM Japan Select Equity Fund -X-	日本円	1,783,728,352	1,930,092,159	10.36
1,070,595.77	Mellon Enhanced Coef Sel F JPY	日本円	1,164,310,595	1,081,569,378	5.81
3,057.55	Mellon Sanctuary Fund I JPY -F-Cont	日本円	3,058,979	5,365,862	0.03
6,183.29	Mellon Sanctuary Fund Ii JPY -F-Liq	日本円	6,618,639	7,925,814	0.04
34,565.05	MFS Meridian Asia Pac Ex Jpn I1USD Acc	米ドル	532,741,092	730,945,477	3.92
59,774.77	MFS Meridian European Research I1EUR Fd	ユーロ	1,110,151,180	1,394,892,568	7.49
538,109.54	Neuberger Bermn Us Hy Bd -USD I Acc	米ドル	1,032,645,342	1,132,507,828	6.08
993,838.55	Neuberger Glb SE FL Rt-USD I A Acc	米ドル	1,018,059,122	1,052,981,757	5.65
67,200.39	Schroder Alt Sol Cmdty C Ac USD	米ドル	761,812,427	893,972,047	4.80
86,916.01	Schroder ISF Global Prop Secs-C Acc	米ドル	1,053,726,881	1,286,641,887	6.91
6,378,081.67	Schroder ISF Jpn Small Comp-C Acc	日本円	394,534,582	592,013,540	3.18
24,072.59	The Boston Company Equity Market Neutral Yen Denominated Portfolio**	日本円	661,448,494	8,430,255	0.05
6,912.83	Wellington Glob Agg Bd JPY S DIS HC	日本円	68,342,146	69,204,371	0.37
264,297.71	Wellington Us Research Eq USD S Acc	米ドル	1,481,529,803	1,687,775,930	9.07
	投資信託合計		15,040,034,386	16,388,107,808	88.00
	投資有価証券合計		15,040,034,386	16,388,107,808	88.00

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

(**) 注記16参照。

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表

未監査

GWセレクト・ファンド積極型

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ルクセンブルグ		
	投資信託	53.26
		53.26
アイルランド		
	投資信託	22.36
		22.36
ケイマン諸島		
	投資信託	12.38
		12.38
投資有価証券合計		88.00

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

[次へ](#)

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of net assets as at March 31, 2014

GW Select Fund Moderate Type

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	GW Select Fund Moderate Type JPY
Assets		
Investments		
At cost		17,057,395,778
At market value	2.2	17,462,811,168
Cash at bank		2,564,673,104
Unrealised appreciation on futures contracts	2.8,15	200,912,233
Receivable on investments sold		102,965,000
Unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts	2.5,14	101,707,004
Unrealised appreciation on bullet swap contracts	2.9,16	497,406
Other assets		226,267
Total assets		20,433,792,182
Liabilities		
Unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts	2.5,14	331,156,453
Unrealised depreciation on futures contracts	2.8,15	194,248,748
Redemptions payable		19,629,921
Manager fees payable	3.1	15,847,940
Distributor fees payable	6	8,807,204
Advisory fees payable	9	6,045,060
Marketing fees payable	3.1	3,832,141
Professional expenses payable		2,143,772
Agent Company fees payable	7	1,666,943
Printing and publishing expenses payable		1,265,497
Administrator fees payable	4	1,000,272
Unrealised depreciation on bullet swap contracts	2.9,16	971,168
Custodian fees payable	5	666,667
Trustee fees payable	8	321,042
Other expenses payable		2,827,237
Total liabilities		590,430,065
Total net assets		19,843,362,117
Net assets		
Class A Units	JPY	12,743,690,139
Class B Units	JPY	7,099,671,978
Number of units outstanding		
Class A Units		14,424,376,164
Class B Units		8,331,737,260
Net asset value per unit		
Class A Units	JPY	0.8835
Class B Units	JPY	0.8521

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended March 31, 2014

GW Select Fund Moderate Type

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	GW Select Fund Moderate Type JPY
Income		
Trailer fees	10	209,082
Bank interest	2.6	3,108
Other income		224,487
Total income		436,677
Expenses		
Manager fees	3.1	213,783,454
Distributor fees	6	113,747,482
Marketing fees	3.1	67,874,974
Advisory fees	9	26,667,512
Agent Company fees	7	22,486,574
Administrator fees	4	13,493,572
Custodian fees	5	8,993,109
Professional expenses		5,338,912
Printing and publishing expenses		2,306,757
Bank interest		2,289,683
Trustee fees	8	783,846
Transaction fees		542,459
Safekeeping fees		23,606
Other expenses		23,302,307
Total expenses		501,634,247
Net investment loss		(501,197,570)

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended March 31, 2014 (continued)		
GW Select Fund Moderate Type		
(Expressed in Japanese Yen)		
	Notes	GW Select Fund Moderate Type JPY
Net investment loss		(501,197,570)
Net realised		
Gain on investments		1,243,481,007
Gain on foreign exchange		9,564,151
Loss on bullet swap contracts		(48,660,015)
Loss on futures contracts		(321,398,357)
Loss on forward foreign exchange contracts		(509,181,553)
Net realised loss for the year		(127,392,337)
Net change in unrealised		
Appreciation on investments		835,314,619
Appreciation on futures contracts		341,129,409
Appreciation on bullet swap contracts		5,502,933
Depreciation on forward foreign exchange contracts		(233,437,123)
Net increase in net assets as result of operations		821,117,501
Movement in capital		
Subscriptions of units		14,262,896,027
Redemptions of units		(20,048,414,453)
Net movement in capital		(5,785,518,426)
Distribution	12	(277,066,122)
Net assets at the beginning of the year		25,084,829,164
Net assets at the end of the year		19,843,362,117

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statistical information		UNAUDITED	
		GW Select Fund Moderate Type	
		Class A Units	Class B Units
Number of units outstanding at the end of the year:			
March 31, 2012		1,602,759,867	35,495,494,169
March 31, 2013		1,402,759,867	28,465,036,313
number of units issued		16,084,709,474	33,032,260
number of units redeemed		(3,063,093,177)	(20,166,331,313)
March 31, 2014		14,424,376,164	8,331,737,260
Total net assets at the end of the year:			
		JPY	JPY
March 31, 2012		1,149,918,497	24,798,096,871
March 31, 2013		1,213,815,024	23,871,014,140
March 31, 2014		12,743,690,139	7,099,671,978
Net asset value per unit at the end of the year:			
		JPY	JPY
March 31, 2012		0.7175	0.6986
March 31, 2013		0.8653	0.8386
March 31, 2014		0.8835	0.8521

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements

(As at March 31, 2014)

GW Select Fund Moderate Type

Note 1 - Activity and objectives

MELLON OFFSHORE FUNDS (the “Trust”) is an open-ended umbrella unit trust constituted by a Master Trust Deed dated October 14, 2003 entered into between the Trustee and the Manager.

GW Select Fund Moderate Type (the “Series Trust”) is a separate series trust of the Trust constituted pursuant to the Master Trust Deed and two Supplemental Trust Deeds dated March 9, 2006 and November 20, 2012 both between CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the “Trustee”) and BNY Mellon International Management Limited (the “Manager”).

These financial statements are referring exclusively to the Series Trust.

Classes of units

Class A units and class B units are available for issue. The purpose of issuing units in different classes is to enable the Distributor to offer interests in units that are subject to an initial charge or a contingent deferred sales charge. Interests in class A units are subject to an initial charge of up to 4% of the purchase price.

Investment objective and policies

The investment objective of the Series Trust is to seek to achieve total return by managing risk through international investment in nine different asset classes; Japan Equity, Global Equity, Emerging Markets Equity, Global Fixed Income, Emerging Markets Fixed Income, High Yield Fixed Income, Real Asset, Hedge Fund (Multi Strategy) and Designated Holdings. Designated Holdings include other collective investment schemes (excluding fund-of-hedge funds) which either (a) seeks to deliver absolute returns which the Investment Manager deems appropriate having regard to the track record and investment approach of such schemes or (b) the Investment Manager considers to be a relatively attractive investment opportunity having regard to factors such as the geographic focus, industry focus or the general investment approach of such schemes. The Investment Manager has appointed Nikko Global Wrap Ltd. to advise it on the optimal allocation of the Series Trust’s assets between such asset classes.

The Investment Manager has also appointed EACM Advisors LLC to advise it primarily on the evaluation and selection of hedge funds (single funds only) and collective investment scheme which invests in traditional assets managed by affiliates of The Bank of New York Mellon Corporation in which the Series Trust may invest.

Allocation of the Series Trust’s assets among the nine different asset classes is recommended by Nikko Global Wrap Ltd. according to the following basic principles :

- structure an appropriate investment portfolio to correspond with a relatively low risk tolerance;
- offer efficient long-term and diversified investment opportunities;
- leverage international investment opportunities.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2014)

GW Select Fund Moderate Type**Note 2 - Significant accounting policies****2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

2.2 - Valuation of investments in securities and other assets

- (a) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (b) applies and subject as provided in paragraph (c) below, all calculations based on the value of investments quoted, listed, traded or dealt in on any securities market are made by reference to the last traded price or (if no last traded price is available) midway between the latest available market dealing offered price and the latest available market dealing bid price on the principal stock exchange or securities market for such investments, at or immediately preceding the relevant valuation point;
- (b) Subject as provided in paragraphs (c) and (e) below, the value of each interest in any collective investment scheme shall be the last published net asset value per unit or share in such collective investment scheme (where available) or (if the same is not available) the last published bid price for such unit or share at or immediately preceding the relevant valuation point in each case as supplied by the administrator or such party which is appointed to determine and provide the official pricing information on behalf of such collective investment scheme;
- (c) If no net asset value, bid and offered prices or price quotations are available as provided in paragraphs (a) or (b) above, the fair value of the relevant investment shall be determined from time to time in such manner as the Manager shall determine;
- (d) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (b) above applies, the value of any investment which is not listed or ordinarily dealt in on a market shall be the initial value thereof equal to the amount expended out in the acquisition of such investment (including in each case the amount of stamp duties, commissions and other acquisition expenses) provided that the Manager may with the approval of the Trustee and shall at the request of the Trustee cause a revaluation to be made by a professional person approved by the Trustee as qualified to value such investment;
- (e) Notwithstanding the foregoing, the Manager may, with the consent of the Trustee, adjust the value of any investment or permit some other method of valuation to be used if, having regard to relevant circumstances, the Manager considers that such adjustment or use of such other method is required to reflect the fair value of the investment.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2014)

GW Select Fund Moderate Type**Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.3 - Conversion of foreign currencies**

Assets and liabilities expressed in other currencies than Japanese Yen are translated into Japanese Yen at exchange rates ruling at the end of the year. Transactions expressed in foreign currencies are translated into Japanese Yen at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Unrealised and realised gains or losses on foreign exchange translations are recognised in the statement of operations and changes in net assets in determining the result of the year.

Unrealised exchange gains/losses arising on the valuation of the securities in portfolio at market value are included in the net change in unrealised on appreciation / depreciation on investments. Other exchange gains/losses are directly taken into account into the statement of operations and changes in net assets.

2.4 - Formation expenses

Formation expenses have been fully amortised.

2.5 - Forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the statement of net assets date for the remaining period until maturity.

2.6 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

2.7 - Dividend income

Dividends are credited to income on the date upon which the relevant securities are first listed as “ex-dividend”.

2.8 - Futures contracts

Futures contracts are valued at their liquidating value based upon the settlement price on the exchange on which the particular future contract is traded.

2.9 - Bullet swaps contracts

The bullet swaps contracts are priced using the prices of the underlying futures contracts. Futures contracts prices are available through various pricing providers such as Bloomberg and Reuters.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2014)

GW Select Fund Moderate Type**Note 3 - Manager, Marketing and Performance fees****3.1 - Manager and Marketing fees**

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a management fee at the rate of :

- 0.95% per annum of that part of the net asset value which is equal to or less than JPY50,000,000,000;
- 0.798% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY50,000,000,000 and equal to or less than JPY100,000,000,000; and
- 0.685% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY100,000,000,000

accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager has agreed that a portion of the management fee set out above is paid out of the assets of the Series Trust to Nikko Asset Management Co. Ltd, (the “Service Adviser”) so that the Service Adviser receives a service advisory fee at the rate of :

- 0.060% per annum of that part of the net asset value which is equal to or less than JPY50,000,000,000;
- 0.035% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY50,000,000,000 and equal to or less than JPY100,000,000,000; and
- 0.010% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY100,000,000,000

accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears. The service advisory fee is paid directly by the Administrator to the Service Adviser and the rate of the management fee to be received by the Manager is reduced accordingly.

The Manager is also entitled to receive out of the assets of the Series Trust a marketing fee at a rate of 0.64% per annum of the net asset value attributable to the Class B Units accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager pays the fees of the Investment Manager out of its fees. The Investment Manager is responsible for paying the fees of any of its delegates or other parties.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2014)

GW Select Fund Moderate Type**Note 3 - Manager, Marketing and Performance fees (continued)****3.2 - Performance fees**

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a performance fee (the "Performance Fee") in respect of each class of units and in respect of each Determination Period (as defined below) equal to:

- (a) 20% of the amount by which the Gross Net Asset Value per Unit (as defined below) in respect of the relevant class of units at the end of the relevant Determination Period exceeds the Hurdle Value in respect of such class of units which is the product of the net asset value per unit of such class at the end of the immediately preceding Determination Period (or, in respect of the first Determination Period, the initial purchase price of JPY1 per unit) multiplied by the sum of one plus the Hurdle Rate (as defined below); and
- (b) multiplied by the number of units of such class in issue on each valuation day during such Determination Period.

The Performance Fee is calculated and accrued as at each valuation day and payable in arrears in respect of a period of three months ending on the last valuation day of each March, June, September and December (a "Determination Period"), provided however that :

- (a) the first Determination Period was the period commencing on the date the units were first issued and ending on the last valuation day of June 2006;
- (b) in the event that no Performance Fee is paid in respect of a Determination Period (the "Prior Determination Period"), the following Determination Period will be the period from the beginning of the Prior Determination Period to the following last valuation day of March, June, September and December. Consequently, a Determination Period may cover more than a period of three months;
- (c) in the event of any redemptions of any units other than at the end of a Determination Period, the Performance Fee in respect of such units being redeemed will be calculated and paid to the Manager at the end of such Determination Period as though the date of such redemption was the end of such Determination Period;
- (d) in the event that any distribution is made in respect of any class of units during a Determination Period, the amount of such distribution per unit of the relevant class will be deducted from the Hurdle Value in respect of such class of units as at the date when the amount of such distribution is deducted from the Net Asset Value per unit of such class for the purposes of calculating the Performance Fee payable in respect of such Determination Period; and
- (e) in the event that the Manager retires or is removed as the manager of the Trust at a date other than the end of a Determination Period, the Manager will be entitled to a Performance Fee as aforesaid as if such Determination Period ended on the date of any such retirement or removal.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2014)

GW Select Fund Moderate Type**Note 3 - Manager, Marketing and Performance fees (continued)****3.2 - Performance fees (continued)**

The "Gross Net Asset Value per Unit" in respect of a class of units, for the purposes of calculating the Performance Fee, means the Net Asset Value per unit of such class after adding back any Performance Fee accrued or payable, and deducting any distribution made, in respect of each unit of such class and in respect of the Determination Period concerned.

The "Hurdle Rate", in respect of any Determination Period, is equal to the three month Yen LIBOR rate (as published on Bloomberg page JY0003M) as at the first business day of each relevant Determination Period irrespective of whether a Performance Fee is paid or not.

Investors should be aware that the methodology for calculating the Performance Fee may result in more than 20% of any appreciation in the Net Asset Value being paid to the Manager as a Performance Fee.

For the year ended March 31, 2014, no performance fees were paid.

Note 4 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.06% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 5 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.04% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears plus transaction fees and expenses.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2014)

GW Select Fund Moderate Type**Note 6 - Distributor fees**

The Distributor, in its capacity as distributor of the Class A Units in Japan, is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of :

- 0.60% per annum of that part of the net asset value which is equal to or less than JPY50,000,000,000;
- 0.752% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY50,000,000,000 and equal to or less than JPY100,000,000,000; and
- 0.865% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY100,000,000,000

accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Distributor, in its capacity as distributor of the Class B Units in Japan, is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of :

- 0.40% per annum of that part of the net asset value which is equal to or less than JPY50,000,000,000;
- 0.552% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY50,000,000,000 and equal to or less than JPY100,000,000,000; and
- 0.665% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY100,000,000,000

accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 7 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.10% per annum of the net asset value accrued and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 8 - Trustee fees

The Trustee is entitled to a fee, payable out of the assets of the Series Trust, at a rate of 0.01% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrear subject to a maximum fee of USD 7,500 per annum.

Note 9 - Advisory fees

The Advisory fee represents fees paid to the manager of certain underlying funds in which the Series Trust is investing.

Note 10 - Trailer fees income

This income represents mainly trailer fees from the portfolio managers of certain investment funds held by the Series Trust.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2014)

GW Select Fund Moderate Type**Note 11 - Taxation****Cayman Islands**

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Series Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

Other Countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries.

Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and redeeming units under the laws of their respective jurisdictions.

Note 12 - Distribution

Distributions made by the Series Trust during the year ending March 31, 2014 are as follows:

Distribution paid per 10,000 units	Record date	Ex-distribution date	Payment date
Class A units			
JPY 50	28/03/2013	02/04/2013	05/04/2013
JPY 50	30/09/2013	01/10/2013	04/10/2013
Class B units			
JPY 50	28/03/2013	02/04/2013	05/04/2013
JPY 50	30/09/2013	01/10/2013	04/10/2013

Note 13 - Exchange rates

The exchange rates used as at March 31, 2014 are as follows:

Currency	Exchange rate	Currency	Exchange rate
AUD	95.0676	KRW	0.0967
BRL	45.4912	MXN	7.8724
CAD	93.1052	NOK	17.1124
CHF	116.1805	NZD	89.1575
CLP	0.1873	PLN	33.9623
EUR	141.6695	RUB	2.8895
GBP	171.2720	SEK	15.8426
IDR	0.0091	TRY	47.5810
ILS	29.5028	TWD	3.3790
INR	1.7185	USD	102.9650
JPY	1.0000	ZAR	9.7221
HKD	13.2729		

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2014)

GW Select Fund Moderate Type

Note 14 - Forward foreign exchange contracts

As at March 31, 2014, the following forward foreign exchange contracts were open:

Ccy	Purchases	Ccy	Sales	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
JPY	1,837,000,000	USD	17,878,693.50	13/06/14	(3,198,991)
EUR	2,625,243	JPY	370,000,000	13/06/14	1,721,017
AUD	956,780	JPY	88,694,941	18/06/14	1,744,577
AUD	521,880	JPY	48,341,483	18/06/14	989,163
AUD	1,174,230	JPY	108,851,355	18/06/14	2,142,599
AUD	1,696,110	JPY	157,078,103	18/06/14	3,246,498
BRL	1,164,000	JPY	48,864,021	18/06/14	2,967,943
BRL	15,000	JPY	639,255	18/06/14	28,683
CAD	3,134,058	JPY	290,527,176	18/06/14	552,850
CAD	968,800	JPY	89,622,428	18/06/14	356,229
CAD	553,600	JPY	51,258,432	18/06/14	157,943
CAD	10,433,295	JPY	960,109,365	18/06/14	8,897,520
CAD	1,150,520	JPY	105,378,082	18/06/14	1,478,074
CAD	2,958,480	JPY	271,264,806	18/06/14	3,508,167
CAD	950,840	JPY	86,563,998	18/06/14	1,746,599
CAD	518,640	JPY	47,131,928	18/06/14	1,037,488
CAD	1,166,940	JPY	106,193,523	18/06/14	2,187,664
CAD	1,685,580	JPY	153,239,617	18/06/14	3,310,986
CAD	4,429,500	JPY	410,992,043	18/06/14	403,973
CHF	1,313,177	JPY	154,127,978	18/06/14	(1,555,816)
CHF	648,200	JPY	75,474,722	18/06/14	(163,263)
CHF	1,666,800	JPY	194,311,877	18/06/14	(653,841)
EUR	629,100	JPY	89,975,014	18/06/14	(898,277)
EUR	503,280	JPY	72,006,131	18/06/14	(744,742)
EUR	1,698,570	JPY	243,005,917	18/06/14	(2,498,728)
EUR	1,258,200	JPY	180,051,817	18/06/14	(1,898,343)
EUR	1,258,200	JPY	180,039,990	18/06/14	(1,886,516)
EUR	943,650	JPY	134,984,508	18/06/14	(1,369,403)
EUR	13,204,298	JPY	1,889,838,742	18/06/14	(20,190,391)
EUR	5,350,952	JPY	765,972,725	18/06/14	(8,310,441)
EUR	14,771,328	JPY	2,106,711,910	18/06/14	(15,181,634)
EUR	2,360,715	JPY	336,911,329	18/06/14	(2,648,432)
GBP	14,610,308	JPY	2,490,794,528	18/06/14	9,074,487
GBP	13,271,961	JPY	2,263,629,833	18/06/14	7,243,859
GBP	1,398,000	JPY	238,807,059	18/06/14	395,077
ILS	163,000	JPY	4,790,178	18/06/14	11,988
ILS	143,000	JPY	4,194,561	18/06/14	18,382
INR	4,596,000	JPY	7,510,783	18/06/14	225,346
JPY	710,015,346	AUD	7,662,637	18/06/14	(14,294,527)
JPY	1,846,192,236	AUD	19,918,997	18/06/14	(36,648,644)
JPY	2,911,725,393	AUD	31,818,658	18/06/14	(95,929,562)
JPY	2,909,385	BRL	69,000	18/06/14	(163,128)
JPY	26,824,889	CLP	152,698,000	18/06/14	(1,552,094)
JPY	4,175,891	CLP	23,727,000	18/06/14	(233,470)

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2014)

GW Select Fund Moderate Type

Note 14 - Forward foreign exchange contracts (continued)

As at March 31, 2014, the following forward foreign exchange contracts were open (continued):

Ccy	Purchases	Ccy	Sales	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
JPY	31,339,387	CLP	176,704,000	18/06/14	(1,498,806)
JPY	50,860,079	INR	30,622,000	18/06/14	(683,814)
JPY	4,923,844	INR	3,013,000	18/06/14	(147,730)
JPY	21,516,060	IDR	2,426,151,000	18/06/14	(96,676)
JPY	1,036,691	IDR	116,685,000	18/06/14	(2,767)
JPY	4,384,774	IDR	498,505,000	18/06/14	(56,028)
JPY	32,800,056	ILS	1,110,000	18/06/14	98,190
JPY	12,285,158	KRW	130,047,000	18/06/14	(217,899)
JPY	48,056,684	MXN	6,249,000	18/06/14	(735,971)
JPY	19,006,721	NZD	219,800	18/06/14	(457,949)
JPY	28,519,643	NZD	329,700	18/06/14	(677,363)
JPY	15,206,801	NZD	175,840	18/06/14	(364,935)
JPY	51,331,025	NZD	593,460	18/06/14	(1,223,585)
JPY	38,042,984	NZD	439,600	18/06/14	(886,357)
JPY	38,044,170	NZD	439,600	18/06/14	(885,171)
JPY	1,046,131,166	NZD	12,018,625	18/06/14	(18,193,555)
JPY	63,545,309	NZD	733,000	18/06/14	(1,366,444)
JPY	111,010,339	NZD	1,282,750	18/06/14	(2,585,229)
JPY	237,086,490	NZD	2,728,155	18/06/14	(4,508,768)
JPY	23,034,742	NOK	1,343,400	18/06/14	125,303
JPY	34,573,272	NOK	2,015,100	18/06/14	209,114
JPY	18,446,494	NOK	1,074,720	18/06/14	118,943
JPY	62,226,086	NOK	3,627,180	18/06/14	370,601
JPY	46,102,801	NOK	2,686,800	18/06/14	283,923
JPY	996,112,795	NOK	57,812,363	18/06/14	10,219,685
JPY	46,124,026	NOK	2,686,800	18/06/14	305,148
JPY	536,269,543	NOK	31,007,739	18/06/14	7,484,442
JPY	603,294,467	NOK	34,945,231	18/06/14	7,362,029
JPY	560,399,618	NOK	32,484,298	18/06/14	6,434,274
JPY	195,908,235	NOK	11,469,500	18/06/14	315,105
JPY	7,011,445	PLN	211,000	18/06/14	(114,949)
JPY	17,910,300	RUB	6,519,000	18/06/14	(566,069)
JPY	922,508	RUB	334,000	18/06/14	(24,126)
JPY	19,245,280	ZAR	2,055,000	18/06/14	(481,987)
JPY	59,159,194	SEK	3,732,300	18/06/14	124,174
JPY	32,300,206	SEK	2,035,800	18/06/14	99,286
JPY	72,652,103	SEK	4,580,550	18/06/14	200,034
JPY	104,861,207	SEK	6,616,350	18/06/14	208,218
JPY	94,431,110	SEK	5,984,000	18/06/14	(219,791)
JPY	21,445,055	TRY	483,000	18/06/14	(990,113)
JPY	76,255,528	GBP	445,600	18/06/14	11,986
JPY	133,401,399	GBP	779,800	18/06/14	(24,800)
JPY	16,011,521	GBP	94,540	18/06/14	(164,566)
JPY	662,786,751	GBP	3,923,410	18/06/14	(8,520,869)
JPY	120,866,648	GBP	709,050	18/06/14	(454,006)
JPY	181,095,568	GBP	1,071,560	18/06/14	(2,251,672)

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2014)

GW Select Fund Moderate Type

Note 14 - Forward foreign exchange contracts (continued)

As at March 31, 2014, the following forward foreign exchange contracts were open (continued):

Ccy	Purchases	Ccy	Sales	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
JPY	465,707,385	GBP	2,755,440	18/06/14	(5,756,945)
JPY	75,907,751	GBP	450,960	18/06/14	(1,252,904)
JPY	139,228,202	GBP	826,760	18/06/14	(2,232,998)
JPY	170,845,406	GBP	1,014,660	18/06/14	(2,766,067)
JPY	246,562,278	GBP	1,465,620	18/06/14	(4,209,850)
JPY	3,105,283,224	USD	30,250,292	18/06/14	(8,207,950)
JPY	17,576,985	USD	172,740	18/06/14	(202,165)
JPY	728,408,321	USD	7,168,710	18/06/14	(9,426,385)
JPY	132,499,526	USD	1,295,550	18/06/14	(844,096)
JPY	98,002,416	USD	954,000	18/06/14	(187,399)
KRW	720,355,000	JPY	68,605,238	18/06/14	651,567
KRW	66,641,000	JPY	6,286,886	18/06/14	120,153
MXN	1,299,000	JPY	9,943,325	18/06/14	199,363
MXN	1,003,000	JPY	7,683,080	18/06/14	148,418
NOK	5,148,000	JPY	88,720,632	18/06/14	(930,106)
NOK	9,009,000	JPY	155,210,655	18/06/14	(1,577,235)
NOK	824,620	JPY	14,050,205	18/06/14	12,309
NOK	34,221,730	JPY	581,297,150	18/06/14	2,297,190
NOK	6,184,650	JPY	106,319,081	18/06/14	(850,224)
NOK	3,455,100	JPY	58,114,782	18/06/14	806,167
NOK	1,884,600	JPY	31,791,882	18/06/14	346,817
NOK	4,240,350	JPY	71,319,294	18/06/14	992,780
NOK	6,124,950	JPY	102,972,046	18/06/14	1,478,727
PLN	955,000	JPY	32,151,030	18/06/14	103,502
PLN	279,000	JPY	9,337,237	18/06/14	85,815
RUB	7,769,000	JPY	21,248,215	18/06/14	770,946
SEK	29,129,415	JPY	470,879,906	18/06/14	(10,130,345)
SEK	48,342,434	JPY	780,643,292	18/06/14	(15,995,076)
SEK	1,219,320	JPY	19,463,639	18/06/14	(177,253)
SEK	50,601,780	JPY	805,367,810	18/06/14	(4,982,773)
SEK	9,144,900	JPY	147,218,258	18/06/14	(2,570,360)
TRY	286,000	JPY	12,785,229	18/06/14	499,363
TRY	215,000	JPY	9,561,136	18/06/14	425,533
TWD	17,841,000	JPY	60,613,013	18/06/14	(434,084)
TWD	1,768,000	JPY	5,939,065	18/06/14	24,522
TWD	749,000	JPY	2,497,540	18/06/14	28,889
USD	1,543,740	JPY	157,770,228	18/06/14	1,118,184
USD	842,040	JPY	86,027,269	18/06/14	639,138
USD	2,736,630	JPY	279,524,040	18/06/14	2,141,782
USD	1,894,590	JPY	193,655,895	18/06/14	1,343,520
ZAR	107,000	JPY	998,577	18/06/14	28,585
ZAR	91,000	JPY	847,401	18/06/14	26,167
Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts					(229,449,449)

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2014)

GW Select Fund Moderate Type

Note 15 - Futures contracts

As at March 31, 2014, the following futures contracts were outstanding:

Description	Currency	Maturity date	Number of contracts bought/(sold)	Commitments	Unrealised appreciation/(depreciation)
Futures contracts on stock indices				JPY	JPY
AMSTERDAM INDEX.EOE	EUR	April 2014	95	1,084,898,309	40,779,579
BIST30.IST	TRY	April 2014	(13)	5,257,699	(42,811)
CAC 40.EOP MONEP	EUR	April 2014	(34)	213,021,414	(5,394,776)
DAX INDEX.EUREX	EUR	June 2014	105	3,585,691,659	115,469,535
E-MINI S+P.IMM	USD	June 2014	(60)	571,610,208	3,150,729
FTSE INDEX 100.LIFFE	GBP	June 2014	(230)	2,585,530,159	(14,816,736)
FTSE JSE TOP40.SAF	ZAR	June 2014	(5)	21,184,396	(559,991)
FTSE/MIB INDEX.MLN	EUR	June 2014	(51)	770,923,175	(21,856,069)
HANG SENG INDEX.HK	HKD	April 2014	86	1,263,604,550	20,440,347
IBEX 35.MEFF	EUR	April 2014	(63)	919,739,951	(25,419,153)
IPC INDEX MEX BOLSA.MDX	MXN	June 2014	1	3,166,057	(10,470)
S+P CNX NIFTY.SGX	USD	April 2014	8	11,126,809	152,005
S+P/TSX60 INDEX.ME	CAD	June 2014	(29)	439,352,391	(905,051)
SPI 200.SFE	AUD	June 2014	58	743,414,630	5,651,770
SWISS MARKET INDEX.EUREX	CHF	June 2014	(66)	634,136,426	(13,955,602)
TAIWAN INDEX MSCI.SGX	USD	April 2014	(5)	16,077,985	(396,415)
TOPIX.TSE	JPY	June 2014	224	2,694,720,000	(44,007,337)
WIG20.WSE	PLN	June 2014	11	9,078,122	231,622
Total commitments and net unrealised appreciation on futures contracts on stock indices				15,572,533,940	58,511,176
Futures contracts on interest rates				JPY	JPY
AUSTR.10YT-BD 6pc.SFE	AUD	June 2014	267	2,445,470,821	12,377,794
CANADA GOV BOND.ME	CAD	June 2014	26	315,228,227	191,698
EURO BUND.EURX	EUR	June 2014	(359)	7,300,862,199	(26,794,519)
GILT.LIFFE	GBP	June 2014	(85)	1,596,151,958	(8,298,126)
JAPAN 10YR JGB.TSE	JPY	June 2014	14	2,024,680,000	(2,030,000)
JGB MINI.SGX	JPY	June 2014	(111)	1,605,393,000	1,683,204
US T-NOTES 10YR.CBT	USD	June 2014	404	5,139,935,671	(28,977,742)
Total commitments and net unrealised depreciation on futures contracts on interest rates				20,427,721,876	(51,847,691)
Total commitments and net unrealised appreciation on futures contracts				36,000,255,816	6,663,485

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2014)

GW Select Fund Moderate Type

Note 16 - Bullet swap contracts

As at March 31, 2014, the following bullet swap contracts were outstanding:

Description	Ccy	Maturity date	Number of contracts bought/ (sold)	Counterparty	Commitments	Unrealised appreciation/ (depreciation)
Bullet swap contracts					JPY	JPY
BSW BOVESPA SAO PAULO	BRL	16 April 2014	(13)	Morgan Stanley	29,568,113	(971,168)
BSW KOSPI2 KOREA	KRW	12 June 2014	2,000,000	Morgan Stanley	49,969,848	497,406
Total commitments and net unrealised depreciation on bullet swap contracts					79,537,961	(473,762)

As at March 31, 2014 the Series trust has a collateral cash position with regards to bullet swap contracts agreement for a total of USD 340,000.00.

Note 17 - The Boston Company Equity Market Neutral Yen Denominated Portfolio

The determination of the net asset value of The Boston Company Equity Market Neutral Yen Denominated Portfolio has been suspended as at September 30, 2008 and consequently no shares may be subscribed or redeemed. Last official net asset value has been calculated on September 10, 2008. In 2013, due to progress of legal proceedings, including execution of Claims Determination Deed, interim distribution was received and asset was partially liquidated in relation with part of the claims of the underlying investment of The Boston Company Equity Market Neutral Yen Denominated Portfolio. Consequently, nine distributions were received by the Series Trust from The Boston Company Equity Market Neutral Yen Denominated Portfolio, amounting to:

- JPY 686,554,351 on December 30, 2008,
- JPY 422,091,313 on December 5, 2012,
- JPY 1,810,381,746 on January 31, 2013,
- JPY 147,507,168 on July 9, 2013,
- JPY 1,191,685,717 on October 4, 2013,
- JPY 23,749,214 on November 7, 2013,
- JPY 51,517,925 on December 10, 2013,
- JPY 76,329,097 on February 14, 2014,
- JPY 11,677,336 on March 12, 2014.

These distributions were recorded against the cost of this investment.

The investment of the Series Trust in The Boston Company Equity Market Neutral Yen Denominated Portfolio has been updated, in light of information on further development in legal proceedings, and is valued at March 31, 2014 at its estimated recoverable value as estimated in good faith by the Manager. The estimated value as of March 31, 2014 together with the above indicated distributions received represents 92.74% of the last net asset value of The Boston Company Equity Market Neutral Yen Denominated Portfolio as at September 10, 2008. The amount that will be ultimately recovered may differ significantly from the estimated value as of March 31, 2014 (JPY 17,846,457), depending on the outcome of legal proceedings in relation to the claims of the underlying investments.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2014)

GW Select Fund Moderate Type**Note 18 - Subsequent event**

Distribution made by the Series Trust after the year-end is as follows:

Distribution paid per 10,000 units	Record date	Ex-distribution date	Payment date
Class A Units			
JPY 50	31/03/2014	01/04/2014	04/04/2014
Class B Units			
JPY 50	31/03/2014	01/04/2014	04/04/2014

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at March 31, 2014

GW Select Fund Moderate Type

Quantity	Description	Ccy	Cost	Market value	Ratio*
	Investment funds		JPY	JPY	%
7,706,463.22	BNY Mellon Global Bond Fund JPY X	JPY	1,381,743,485	1,512,668,527	7.62
8,535,013.57	BNY Mellon Emg Mkt Debt Opp USD X	USD	841,820,014	892,956,492	4.50
416,860.76	EACM Libra Alternatives Fund	JPY	4,168,607,639	4,486,614,379	22.61
141,825.30	JPM Emerging Markets Equity Funds X	USD	322,457,041	407,570,909	2.05
100,165.83	JPM Japan Select Equity Fund -X-	JPY	1,189,068,891	1,299,551,439	6.55
893,923.81	Mellon Enhanced Coef Sel F JPY	JPY	976,367,389	903,086,526	4.55
6,282.49	Mellon Sanctuary Fund I Jpy -F-Cont	JPY	6,285,387	11,025,486	0.06
13,246.98	Mellon Sanctuary Fund II Jpy -F-Liq	JPY	14,048,737	16,980,136	0.09
24,653.77	MFS Meridian Asia Pacific Ex Jpn I USD Acc	USD	418,761,694	521,352,029	2.63
42,311.82	MFS Meridian Euro Research II EUR Fd	EUR	628,707,639	987,380,593	4.98
371,848.98	Neuberger Bermn Us Hy Bd -USD I Acc	USD	715,894,890	782,595,084	3.94
817,632.88	Neuberger Glb Se Fl Rt-USD I A Acc	USD	836,006,933	866,290,102	4.37
46,830.75	Schroder Alt Sol Cmnty C Acc USD	USD	542,863,671	622,993,131	3.14
51,135.95	Schroder ISF Global Prop Secs-C Acc	USD	518,319,053	756,979,700	3.81
5,625,188.25	Schroder ISF Jpn Small Comp-C Acc	JPY	377,811,049	522,129,973	2.63
50,960.56	The Boston Company Equity Market Neutral Yen Denominated Portfolio**	JPY	1,410,715,200	17,846,457	0.09
156,542.51	Wellington Glob Aggregate Bd Port JPY S Dis HC	JPY	1,567,268,674	1,567,147,107	7.90
201,638.80	Wellington US Research Eq USD S Acc	USD	1,140,648,392	1,287,643,098	6.48
	Total investment funds		17,057,395,778	17,462,811,168	88.00
	Total investments		17,057,395,778	17,462,811,168	88.00

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

(**) Refer to Note 17

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments	UNAUDITED
--------------------------------------	------------------

GW Select Fund Moderate Type

Classification of investments by country and by economical sector		
Country	Economical sector	Ratio (%) *
Luxembourg		
	Investment funds	32.27
		32.27
Cayman Islands		
	Investment funds	30.60
		30.60
Ireland		
	Investment funds	25.13
		25.13
Total investments		88.00

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of net assets as at March 31, 2014

GW Select Fund Aggressive Type		(Expressed in Japanese Yen)
	Notes	GW Select Fund Aggressive Type JPY
Assets		
Investments		
At cost		15,040,034,386
At market value	2.2	16,388,107,808
Cash at bank		2,484,467,385
Unrealised appreciation on futures contracts	2.8,14	196,589,584
Receivable on investments sold		102,965,000
Unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts	2.5,13	102,031,500
Unrealised appreciation on bullet swap contracts	2.9,15	497,406
Total assets		19,274,658,683
Liabilities		
Unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts	2.5,13	316,806,345
Unrealised depreciation on futures contracts	2.8,14	200,471,705
Redemption payable		90,180,697
Manager fees payable	3.1	14,869,730
Distributor fees payable	6	8,302,419
Advisory fees payable	9	6,960,783
Marketing fees payable	3.1	3,471,370
Professional expenses payable		2,143,772
Agent Company fees payable	7	1,564,050
Printing and publishing expenses payable		1,288,132
Administrator fees payable	4	938,530
Unrealised depreciation on bullet swap contracts	2.9,15	896,462
Custodian fees payable	5	625,514
Trustee fees payable	8	321,042
Other expenses payable		2,891,006
Total liabilities		651,731,557
Total net assets		18,622,927,126
Net assets		
Class A Units	JPY	12,172,023,107
Class B Units	JPY	6,450,904,019
Number of units outstanding		
Class A Units		14,413,435,194
Class B Units		7,902,538,994
Net asset value per unit		
Class A Units	JPY	0.8445
Class B Units	JPY	0.8163

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended March 31, 2014

GW Select Fund Aggressive Type

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	GW Select Fund Aggressive Type JPY
Income		
Dividend income	2.7	2,101,088
Trailer fees	10	2,056,824
Bank interest	2.6	15,705
Other income		5,369
Total income		4,178,986
Expenses		
Manager fees	3.1	200,454,124
Distributor fees	6	107,862,138
Marketing fees	3.1	59,783,198
Advisory fees	9	31,190,479
Agent Company fees	7	21,084,542
Administrator fees	4	12,652,211
Custodian fees	5	8,432,374
Professional expenses		5,352,525
Printing and publishing expenses		2,334,733
Bank interest		1,580,561
Trustee fees	8	782,393
Transaction fees		558,386
Safekeeping fees		35,263
Other expenses		23,197,634
Total expenses		475,300,561
Net investment loss		(471,121,575)

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended March 31, 2014 (continued)	
GW Select Fund Aggressive Type	(Expressed in Japanese Yen)
	Notes
	GW Select Fund Aggressive Type JPY
Net investment loss	(471,121,575)
Net realised	
Gain on investments	1,922,429,376
Gain on futures contracts	104,650,970
Loss on forward foreign exchange contracts	(300,319,385)
Loss on bullet swap contracts	(47,024,695)
Gain on foreign exchange	45,454,735
Net realised gain for the year	1,254,069,426
Net change in unrealised	
Appreciation on investments	55,655,638
Appreciation on futures contracts	265,473,559
Depreciation on forward foreign exchange contracts	(169,950,089)
Appreciation on bullet swap contracts	5,385,114
Net increase in net assets as result of operations	1,410,633,648
Movement in capital	
Subscriptions of units	13,880,710,141
Redemptions of units	(19,802,099,327)
Net movement in capital	(5,921,389,186)
Net assets at the beginning of the year	23,133,682,664
Net assets at the end of the year	18,622,927,126

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statistical information		UNAUDITED	
		GW Select Fund Aggressive Type	
		Class A Units	Class B Units
Number of units outstanding at the end of the year :			
March 31, 2012		1,550,009,661	35,368,118,890
March 31, 2013		1,540,009,661	28,381,500,427
	number of units issued	16,624,543,374	4,714,697
	number of units redeemed	(3,751,117,841)	(20,483,676,130)
March 31, 2014		14,413,435,194	7,902,538,994
Total net assets at the end of the year :			
		JPY	JPY
March 31, 2012		1,009,392,305	22,459,166,507
March 31, 2013		1,224,459,135	21,909,223,529
March 31, 2014		12,172,023,107	6,450,904,019
Net asset value per unit at the end of the year :			
		JPY	JPY
March 31, 2012		0.6512	0.6350
March 31, 2013		0.7951	0.7720
March 31, 2014		0.8445	0.8163

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements

(As at March 31, 2014)

GW Select Fund Aggressive Type

Note 1 - Activity and objectives

MELLON OFFSHORE FUNDS (the “Trust”) is an open-ended umbrella unit trust constituted by a Master Trust Deed dated October 14, 2003 entered into between the Trustee and the Manager.

GW Select Fund Aggressive Type (the “Series Trust”) is a separate series trust of the Trust constituted pursuant to the Master Trust Deed and two Supplemental Trust Deeds dated March 9, 2006 and November 20, 2012 both between CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the “Trustee”) and BNY Mellon International Management Limited (the “Manager”).

These financial statements are referring exclusively to the Series Trust.

Classes of units

Class A Units and class B Units are available for issue. The purpose of issuing units in different classes is to enable the Distributor to offer interests in units that are subject to an initial charge or a contingent deferred sales charge. Interests in class A Units are subject to an initial charge of up to 4 % of the purchase price.

Investment objective and policies

The investment objective of the Series Trust is to seek to achieve total return with a relatively higher level of risk through international investment in nine different asset classes; Japan Equity, Global Equity, Emerging Markets Equity, Global Fixed Income, Emerging Markets Fixed Income, High Yield Fixed Income, Real Asset, Hedge Fund (Multi Strategy) and Designated Holdings. Designated Holdings include other collective investment schemes (excluding funds of hedge funds) which either (a) seeks to deliver absolute returns which the Investment Manager deems appropriate having regard to the track record and investment approach of such schemes or (b) the Investment Manager considers to be a relatively attractive investment opportunity having regard to factors such as the geographic focus, industry focus or the general investment approach of such schemes. The Investment Manager has appointed Nikko Global Wrap Ltd. to advise it on the optimal allocation of the Series Trust's assets between such asset classes.

The Investment Manager has also appointed EACM Advisors LLC to advise it primarily on the evaluation and selection of hedge funds (single funds only) and collective investment scheme which invests in traditional assets managed by affiliates of The Bank of New York Mellon Corporation in which the Series Trust may invest.

Allocation of the Series Trust's assets among the nine different asset classes is recommended by Nikko Global Wrap Ltd. according to the following basic principles :

- structure an appropriate investment portfolio to correspond with a relatively high risk tolerance;
- offer efficient long-term and diversified investment opportunities;
- leverage international investment opportunities.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2014)

GW Select Fund Aggressive Type**Note 2 - Significant accounting policies****2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

2.2 - Valuation of investments in securities and other assets

- (a) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (b) applies and subject as provided in paragraph (c) below, all calculations based on the value of investments quoted, listed, traded or dealt in on any securities market are made by reference to the last traded price or (if no last traded price is available) midway between the latest available market dealing offered price and the latest available market dealing bid price on the principal stock exchange or securities market for such investments, at or immediately preceding the relevant valuation point;
- (b) Subject as provided in paragraphs (c) and (e) below, the value of each interest in any collective investment scheme shall be the last published net asset value per unit or share in such collective investment scheme (where available) or (if the same is not available) the last published bid price for such unit or share at or immediately preceding the relevant valuation point in each case as supplied by the administrator or such party which is appointed to determine and provide the official pricing information on behalf of such collective investment scheme;
- (c) If no net asset value, bid and offered prices or price quotations are available as provided in paragraphs (a) or (b) above, the fair value of the relevant investment shall be determined from time to time in such manner as the Manager shall determine;
- (d) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (b) above applies, the value of any investment which is not listed or ordinarily dealt in on a market shall be the initial value thereof equal to the amount expended out in the acquisition of such investment (including in each case the amount of stamp duties, commissions and other acquisition expenses) provided that the Manager may with the approval of the Trustee and shall at the request of the Trustee cause a revaluation to be made by a professional person approved by the Trustee as qualified to value such investment;
- (e) Notwithstanding the foregoing, the Manager may, with the consent of the Trustee, adjust the value of any investment or permit some other method of valuation to be used if, having regard to relevant circumstances, the Manager considers that such adjustment or use of such other method is required to reflect the fair value of the investment.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2014)

GW Select Fund Aggressive Type**Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.3 - Conversion of foreign currencies**

Assets and liabilities expressed in other currencies than the Japanese Yen are translated into Japanese Yen at exchange rates ruling at the end of the year. Transactions expressed in foreign currencies are translated into Japanese Yen at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Unrealised and realised gains or losses on foreign exchange translations are recognised in the statement of operations and changes in net assets in determining the result of the year.

Unrealised exchange gains/losses arising on the valuation of the securities in portfolio at market value are included in net change in unrealised on appreciation/depreciation on investments. Other exchange gains/losses are directly taken into the statement of operations and changes in net assets.

2.4 - Formation expenses

Formation expenses have been fully amortised.

2.5 - Forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the statement of net assets date for the remaining period until maturity.

2.6 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

2.7 - Dividend income

Dividends are credited to income on the date upon which the relevant securities are first listed as “ex-dividend”.

2.8 - Futures contracts

Futures contracts are valued at their liquidating value based upon the settlement price on the exchange on which the particular future contract is traded.

2.9 - Bullet swaps contracts

The bullet swaps contracts are priced using the prices of the underlying futures contracts. Futures contracts prices are available through various pricing providers such as Bloomberg and Reuters.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2014)

GW Select Fund Aggressive Type**Note 3 - Manager, Marketing and Performance fees****3.1 - Manager and Marketing fees**

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a management fee at the rate of :

- 0.95% per annum of that part of the net asset value which is equal to or less than JPY50,000,000,000;
- 0.798% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY50,000,000,000 and equal to or less than JPY100,000,000,000; and
- 0.685% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY100,000,000,000

accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager has agreed that a portion of the management fee set out above is paid out of the assets of the Series Trust to the Nikko Asset Management Co., Ltd.

(the “Service Adviser”) so that the Service Adviser receives a service advisory fee at the rate of :

- 0.06% per annum of that part of the net asset value which is equal to or less than JPY50,000,000,000;
- 0.035% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY50,000,000,000 and equal to or less than JPY100,000,000,000; and
- 0.010% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY100,000,000,000

accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears. The service advisory fee is paid directly by the Administrator to the Service Adviser and the rate of the management fee to be received by the Manager is reduced accordingly.

The Manager is also entitled to receive out of the assets of the Series Trust a marketing fee at a rate of 0.64% per annum of the net asset value attributable to the Class B Units accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager pays the fees of the Investment Manager out of its fees. The Investment Manager is responsible for paying the fees of any of its delegates or other parties.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2014)

GW Select Fund Aggressive Type**Note 3 - Manager, Marketing and Performance fees (continued)****3.2 - Performance fees**

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a performance fee (the "Performance Fee") in respect of each class of Units and in respect of each Determination Period (as defined below) equal to :

- (a) 20% of the amount by which the Gross Net Asset Value per Unit (as defined below) in respect of the relevant class of Units at the end of the relevant Determination Period exceeds the Hurdle Value in respect of such class of Units which is the product of the Net Asset Value per Unit of such class at the end of the immediately preceding Determination Period (or, in respect of the first Determination Period, the initial purchase price of JPY1 per Unit) multiplied by the sum of one plus the Hurdle Rate (as defined below);
- (b) multiplied by the number of Units of such class in issue on each valuation day during such Determination Period.

The Performance Fee is calculated and accrued as at each valuation day and payable in arrears in respect of a period of three months ending on the last valuation day of each March, June, September and December (a "Determination Period"), provided however that :

- (a) the first Determination Period was the period commencing on the date the units were first issued and ending on the last valuation day of June, 2006;
- (b) in the event that no Performance Fee is paid in respect of a Determination Period (the "Prior Determination Period"), the following Determination Period will be the period from the beginning of the Prior Determination Period to the following last valuation day of March, June, September and December. Consequently, a Determination Period may cover more than a period of three months;
- (c) in the event of any redemptions of any units other than at the end of a Determination Period, the Performance Fee in respect of such units being redeemed will be calculated and paid to the Manager at the end of such Determination Period as though the date of such redemption was the end of such Determination Period;
- (d) in the event that any distribution is made in respect of any class of units during a Determination Period, the amount of such distribution per unit of the relevant class will be deducted from the Hurdle Value in respect of such class of units as at the date when the amount of such distribution is deducted from the Net Asset Value per unit of such class for the purposes of calculating the Performance Fee payable in respect of such Determination Period; and
- (e) in the event that the Manager retires or is removed as the manager of the Trust at a date other than the end of a Determination Period, the Manager will be entitled to a Performance Fee as aforesaid as if such Determination Period ended on the date of any such retirement or removal.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2014)

GW Select Fund Aggressive Type**Note 3 - Manager, Marketing and Performance fees (continued)****3.2 - Performance fees (continued)**

The "Gross Net Asset Value per Unit" in respect of a class of Units, for the purposes of calculating the Performance Fee, means the Net Asset Value per Unit of such class after adding back any Performance Fee accrued or payable, and deducting any distribution made, in respect of each Unit of such class and in respect of the Determination Period concerned.

The "Hurdle Rate", in respect of any Determination Period, is equal to the three month Yen LIBOR rate (as published on Bloomberg page JY0003M) as at the first business day of each relevant Determination Period irrespective of whether a Performance Fee is paid or not.

Investors should be aware that the methodology for calculating the Performance Fee may result in more than 20% of any appreciation in the net asset value being paid to the Manager as a Performance Fee.

For the year ended March 31, 2014, no performance fees were paid.

Note 4 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.06% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 5 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.04% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears plus transaction fees and expenses.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2014)

GW Select Fund Aggressive Type**Note 6 - Distributor fees**

The Distributor, in its capacity as distributor of the Class A Units in Japan, is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of :

- 0.60% per annum of that part of the net asset value which is equal to or less than JPY50,000,000,000;
- 0.752% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY50,000,000,000 and equal to or less than JPY100,000,000,000; and
- 0.865% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY100,000,000,000

accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Distributor, in its capacity as distributor of the Class B Units in Japan, is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of :

- 0.40% per annum of that part of the net asset value which is equal to or less than JPY50,000,000,000;
- 0.552% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY50,000,000,000 and equal to or less than JPY100,000,000,000; and
- 0.665% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY100,000,000,000

accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 7 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.10% per annum of the net asset value accrued and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 8 - Trustee fees

The Trustee is entitled to a fee, payable out of the assets of the Series Trust, as at rate of 0.01 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrear subject to a maximum fee of USD 7,500 per annum.

Note 9 - Advisory fees

The Advisory fee represents fees paid to the manager of certain underlying funds in which the Series Trust is investing.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2014)

GW Select Fund Aggressive Type**Note 10 - Trailer fees income**

This income represents mainly trailer fees from the portfolio managers of certain investment funds held by the Series Trust.

Note 11 - Taxation**Cayman Islands**

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Series Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

Other Countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries.

Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and redeeming units under the laws of their respective jurisdictions.

Note 12 - Exchange rates

The exchange rates used as at March 31, 2014 are as follows:

Currency	Exchange rate	Currency	Exchange rate
AUD	95.0676	KRW	0.0967
BRL	45.4912	MXN	7.8724
CAD	93.1052	NOK	17.1124
CHF	116.1805	NZD	89.1575
CLP	0.1873	PLN	33.9623
EUR	141.6695	RUB	2.8895
GBP	171.2720	SEK	15.8426
IDR	0.0091	TRY	47.5810
ILS	29.5028	TWD	3.3790
INR	1.7185	USD	102.9650
JPY	1.0000	ZAR	9.7221
HKD	13.2729		

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2014)

GW Select Fund Aggressive Type

Note 13 - Forward foreign exchange contracts

As at March 31, 2014, the following forward foreign exchange contracts were open :

Currency	Purchases	Currency	Sales	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
EUR	7,591,917.54	JPY	1,070,000,000	13/06/14	4,976,996
AUD	526,080	JPY	48,730,527	18/06/14	997,124
AUD	1,709,760	JPY	158,342,241	18/06/14	3,272,625
AUD	964,480	JPY	89,408,742	18/06/14	1,758,618
AUD	1,183,680	JPY	109,727,372	18/06/14	2,159,843
BRL	1,096,000	JPY	46,009,422	18/06/14	2,794,558
BRL	13,000	JPY	554,021	18/06/14	24,858
CAD	2,956,319	JPY	274,050,771	18/06/14	521,496
CAD	940,100	JPY	86,967,428	18/06/14	345,676
CAD	537,200	JPY	49,739,938	18/06/14	153,264
CAD	9,841,600	JPY	905,659,461	18/06/14	8,392,922
CAD	1,027,880	JPY	94,145,276	18/06/14	1,320,519
CAD	2,643,120	JPY	242,349,258	18/06/14	3,134,214
CAD	892,540	JPY	81,256,395	18/06/14	1,639,508
CAD	486,840	JPY	44,242,071	18/06/14	973,876
CAD	1,095,390	JPY	99,682,352	18/06/14	2,053,528
CAD	1,582,230	JPY	143,843,851	18/06/14	3,107,976
CAD	4,112,500	JPY	381,579,135	18/06/14	375,062
INR	4,540,000	JPY	7,419,268	18/06/14	222,600
ILS	161,000	JPY	4,731,403	18/06/14	11,841
ILS	134,000	JPY	3,930,568	18/06/14	17,225
KRW	678,912,000	JPY	64,658,285	18/06/14	614,083
KRW	61,551,000	JPY	5,806,698	18/06/14	110,975
MXN	1,244,000	JPY	9,522,322	18/06/14	190,922
MXN	939,000	JPY	7,192,833	18/06/14	138,949
NOK	4,822,000	JPY	83,102,348	18/06/14	(871,207)
NOK	8,438,500	JPY	145,381,853	18/06/14	(1,477,356)
NOK	779,560	JPY	13,282,455	18/06/14	11,636
NOK	32,351,740	JPY	549,533,125	18/06/14	2,171,664
NOK	5,846,700	JPY	100,509,450	18/06/14	(803,765)
NOK	1,925,880	JPY	32,488,247	18/06/14	354,414
NOK	6,259,110	JPY	105,227,531	18/06/14	1,511,116
NOK	3,530,780	JPY	59,387,719	18/06/14	823,826
NOK	4,333,230	JPY	72,881,462	18/06/14	1,014,525
PLN	881,000	JPY	29,659,746	18/06/14	95,482
PLN	259,000	JPY	8,667,901	18/06/14	79,663
RUB	7,309,000	JPY	19,990,115	18/06/14	725,299
ZAR	131,000	JPY	1,222,557	18/06/14	34,996
ZAR	90,000	JPY	838,089	18/06/14	25,879
SEK	27,631,072	JPY	446,659,041	18/06/14	(9,609,266)
SEK	45,855,822	JPY	740,488,984	18/06/14	(15,172,330)
SEK	1,152,680	JPY	18,399,885	18/06/14	(167,565)
SEK	47,836,220	JPY	761,351,710	18/06/14	(4,710,447)
SEK	8,645,100	JPY	139,172,277	18/06/14	(2,429,880)

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2014)

GW Select Fund Aggressive Type

Note 13 - Forward foreign exchange contracts (continued)

As at March 31, 2014, the following forward foreign exchange contracts were open (continued) :

Currency	Purchases	Currency	Sales	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
CHF	1,250,609	JPY	146,784,353	18/06/14	(1,481,687)
CHF	601,440	JPY	70,030,109	18/06/14	(151,486)
CHF	1,546,560	JPY	180,294,562	18/06/14	(606,674)
TRY	282,000	JPY	12,606,415	18/06/14	492,378
TRY	201,000	JPY	8,938,550	18/06/14	397,824
GBP	12,520,964	JPY	2,135,541,813	18/06/14	6,833,963
GBP	13,783,582	JPY	2,349,852,626	18/06/14	8,561,006
GBP	1,323,000	JPY	225,995,521	18/06/14	373,882
USD	1,553,860	JPY	158,804,492	18/06/14	1,125,515
USD	847,560	JPY	86,591,221	18/06/14	643,328
USD	1,907,010	JPY	194,925,408	18/06/14	1,352,327
USD	2,754,570	JPY	281,356,462	18/06/14	2,155,822
TWD	16,806,000	JPY	57,096,704	18/06/14	(408,901)
TWD	1,508,000	JPY	5,065,673	18/06/14	20,916
TWD	688,000	JPY	2,294,136	18/06/14	26,536
EUR	909,900	JPY	130,156,736	18/06/14	(1,320,426)
EUR	485,280	JPY	69,430,805	18/06/14	(718,106)
EUR	1,637,820	JPY	234,314,718	18/06/14	(2,409,359)
EUR	1,213,200	JPY	173,600,791	18/06/14	(1,819,044)
EUR	606,600	JPY	86,757,023	18/06/14	(866,149)
EUR	1,213,200	JPY	173,612,195	18/06/14	(1,830,448)
EUR	12,443,041	JPY	1,780,885,357	18/06/14	(19,026,370)
EUR	5,042,458	JPY	721,812,735	18/06/14	(7,831,326)
EUR	13,919,729	JPY	1,985,255,413	18/06/14	(14,306,380)
EUR	2,224,614	JPY	317,487,566	18/06/14	(2,495,743)
NOK	182,385	JPY	3,154,293	18/06/14	(44,022)
NOK	205,545	JPY	3,548,528	18/06/14	(43,302)
NOK	191,070	JPY	3,296,224	18/06/14	(37,845)
SEK	562,872	JPY	9,098,882	18/06/14	(195,750)
SEK	934,128	JPY	15,070,193	18/06/14	(294,782)
CHF	533,000	JPY	62,547,709	18/06/14	(620,823)
GBP	907,000	JPY	154,695,471	18/06/14	495,042
USD	4,588,000	JPY	470,971,964	18/06/14	1,244,883
EUR	580,160	JPY	83,034,239	18/06/14	(887,109)
EUR	235,105	JPY	33,654,575	18/06/14	(365,136)
EUR	752,735	JPY	107,427,177	18/06/14	(844,476)
JPY	1,820,000,000	USD	17,713,240.16	13/06/14	(3,169,387)
JPY	667,798,797	AUD	7,207,027	18/06/14	(13,444,594)
JPY	1,736,420,108	AUD	18,734,640	18/06/14	(34,469,564)
JPY	2,738,598,265	AUD	29,926,765	18/06/14	(90,225,724)
JPY	3,078,045	BRL	73,000	18/06/14	(172,585)
JPY	25,410,898	CLP	144,649,000	18/06/14	(1,470,281)
JPY	3,551,804	CLP	20,181,000	18/06/14	(198,578)
JPY	29,227,440	CLP	164,796,000	18/06/14	(1,397,803)
JPY	47,923,608	INR	28,854,000	18/06/14	(644,333)

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2014)

GW Select Fund Aggressive Type

Note 13 - Forward foreign exchange contracts (continued)

As at March 31, 2014, the following forward foreign exchange contracts were open (continued) :

Currency	Purchases	Currency	Sales	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
JPY	4,562,686	INR	2,792,000	18/06/14	(136,894)
JPY	20,277,438	IDR	2,286,484,000	18/06/14	(91,110)
JPY	794,836	IDR	89,463,000	18/06/14	(2,122)
JPY	4,072,970	IDR	463,056,000	18/06/14	(52,044)
JPY	30,908,881	ILS	1,046,000	18/06/14	92,528
JPY	11,984,186	KRW	126,861,000	18/06/14	(212,561)
JPY	45,465,053	MXN	5,912,000	18/06/14	(696,281)
JPY	28,078,484	NZD	324,600	18/06/14	(666,885)
JPY	14,971,573	NZD	173,120	18/06/14	(359,290)
JPY	50,537,006	NZD	584,280	18/06/14	(1,204,657)
JPY	37,454,512	NZD	432,800	18/06/14	(872,646)
JPY	18,712,713	NZD	216,400	18/06/14	(450,866)
JPY	37,455,680	NZD	432,800	18/06/14	(871,478)
JPY	983,831,889	NZD	11,302,891	18/06/14	(17,110,092)
JPY	61,759,452	NZD	712,400	18/06/14	(1,328,042)
JPY	107,890,540	NZD	1,246,700	18/06/14	(2,512,574)
JPY	222,967,436	NZD	2,565,687	18/06/14	(4,240,260)
JPY	22,542,635	NOK	1,314,700	18/06/14	122,626
JPY	33,834,659	NOK	1,972,050	18/06/14	204,646
JPY	18,052,408	NOK	1,051,760	18/06/14	116,401
JPY	60,896,706	NOK	3,549,690	18/06/14	362,683
JPY	45,117,874	NOK	2,629,400	18/06/14	277,857
JPY	939,154,289	NOK	54,506,607	18/06/14	9,635,316
JPY	45,138,646	NOK	2,629,400	18/06/14	298,629
JPY	505,605,227	NOK	29,234,692	18/06/14	7,056,475
JPY	568,797,612	NOK	32,947,035	18/06/14	6,941,063
JPY	528,355,539	NOK	30,626,821	18/06/14	6,066,357
JPY	186,957,896	NOK	10,945,500	18/06/14	300,709
JPY	6,911,756	PLN	208,000	18/06/14	(113,315)
JPY	16,880,025	RUB	6,144,000	18/06/14	(533,506)
JPY	858,982	RUB	311,000	18/06/14	(22,465)
JPY	17,849,880	ZAR	1,906,000	18/06/14	(447,040)
JPY	62,172,076	SEK	3,922,380	18/06/14	130,498
JPY	33,945,203	SEK	2,139,480	18/06/14	104,342
JPY	76,352,157	SEK	4,813,830	18/06/14	210,221
JPY	110,201,619	SEK	6,953,310	18/06/14	218,822
JPY	89,034,145	SEK	5,642,000	18/06/14	(207,229)
JPY	19,979,865	TRY	450,000	18/06/14	(922,465)
JPY	70,916,272	GBP	414,400	18/06/14	11,147
JPY	124,060,906	GBP	725,200	18/06/14	(23,063)
JPY	15,137,611	GBP	89,380	18/06/14	(155,584)
JPY	626,611,803	GBP	3,709,270	18/06/14	(8,055,799)
JPY	114,269,737	GBP	670,350	18/06/14	(429,227)
JPY	164,391,430	GBP	972,720	18/06/14	(2,043,979)

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2014)

GW Select Fund Aggressive Type

Note 13 - Forward foreign exchange contracts (continued)

As at March 31, 2014, the following forward foreign exchange contracts were open (continued) :

Currency	Purchases	Currency	Sales	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
JPY	422,750,837	GBP	2,501,280	18/06/14	(5,225,929)
JPY	144,081,554	GBP	855,580	18/06/14	(2,310,838)
JPY	78,553,817	GBP	466,680	18/06/14	(1,296,578)
JPY	176,800,901	GBP	1,050,030	18/06/14	(2,862,489)
JPY	255,157,184	GBP	1,516,710	18/06/14	(4,356,601)
JPY	2,963,540,475	USD	28,869,497	18/06/14	(7,833,293)
JPY	16,616,428	USD	163,300	18/06/14	(191,116)
JPY	688,601,823	USD	6,776,950	18/06/14	(8,911,246)
JPY	125,258,611	USD	1,224,750	18/06/14	(797,968)
JPY	96,358,770	USD	938,000	18/06/14	(184,256)
JPY	17,565,513	USD	171,000	18/06/14	(34,548)
Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts					(214,774,845)

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2014)

GW Select Fund Aggressive Type

Note 14 - Futures contracts

As at March 31, 2014, the following futures contracts were outstanding :

Description	Currency	Maturity date	Number of contracts bought/ (sold)	Commitments	Unrealised appreciation/ (depreciation)
Futures contracts on stock indices				JPY	JPY
AMSTERDAM INDEX.EOE	EUR	April 2014	91	1,039,218,380	39,062,543
BIST30.IST	TRY	April 2014	(13)	5,257,699	(42,811)
CAC 40.EOP.MONEP	EUR	April 2014	(19)	119,041,378	(2,999,144)
DAX INDEX.EUREX	EUR	June 2014	100	3,414,944,436	109,970,985
E-MINI S+P.IMM	USD	June 2014	(6)	57,161,022	(1,088,340)
EURO STOCK INDEX DJ.EURX	EUR	June 2014	4	17,663,359	647,415
FTSE INDEX 100.LIFFE	GBP	June 2014	(203)	2,282,011,402	(13,068,908)
FTSE JSE TOP40.SAF	ZAR	June 2014	(5)	21,184,396	(559,991)
FTSE/MIB INDEX.MLN	EUR	June 2014	(47)	710,458,613	(20,148,952)
HANG SENG INDEX.HK	HKD	April 2014	79	1,160,753,018	18,587,336
IBEX 35.MEFF	EUR	April 2014	(58)	846,744,717	(23,452,202)
IPC INDEX MEX BOLSA.MDX	MXN	June 2014	1	3,166,057	(10,470)
OMXS30.OMX	SEK	April 2014	14	29,709,669	138,622
S+P CNX NIFTY.SGX	USD	April 2014	8	11,126,809	152,005
S+P/TSX60 INDEX.ME	CAD	June 2014	(27)	409,052,226	(842,634)
SPI 200.SFE	AUD	June 2014	55	704,962,149	5,359,437
SWISS MARKET INDEX.EUREX	CHF	June 2014	(54)	518,838,895	(11,418,220)
TAIWAN INDEX MSCI.SGX	USD	April 2014	(5)	16,077,985	(396,415)
TOPIX.TSE	JPY	June 2014	289	3,476,670,000	(57,454,915)
WIG20.WSE	PLN	June 2014	10	8,252,838	210,566
Total commitments and net unrealised appreciation on futures contracts on stock indices				14,852,295,048	42,645,907
Futures contracts on interest rates				JPY	JPY
AUSTR.10YT-BD 6pc.SFE.	AUD	June 2014	249	2,280,607,619	11,543,336
CANADA GOV BOND.ME.	CAD	June 2014	24	290,979,902	176,952
EURO BUND.EURX.	EUR	June 2014	(336)	6,833,118,938	(25,231,943)
GILT.LIFFE.	GBP	June 2014	(80)	1,502,260,666	(7,810,001)
JAPAN 10YR JGB.TSE.	JPY	June 2014	(4)	578,480,000	580,000
JGB MINI.SGX.	JPY	June 2014	(89)	1,287,207,000	1,349,596
US T-NOTES 10YR.CBT.	USD	June 2014	379	4,821,870,345	(27,135,968)
Total commitments and net unrealised depreciation on futures contracts on interest rates				17,594,524,470	(46,528,028)
Total commitments and net unrealised depreciation on futures contracts				32,446,819,518	(3,882,121)

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2014)

GW Select Fund Aggressive Type

Note 15 - Bullet swap contracts

As at March 31, 2014, the following bullet swap contracts were outstanding :

Description	Ccy	Maturity date	Number of contracts bought/ (sold)	Counterparty	Commitments	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY	JPY
Bullet swap contracts						
BSW BOVESPA SAO PAULO	BRL	16 April 2014	(12)	Morgan Stanley	27,293,643	(896,462)
BSW KOSPI2 KOREA	KRW	12 June 2014	2,000,000	Morgan Stanley	49,969,848	497,406
Total commitments and unrealised depreciation on bullet swap contracts					77,263,491	(399,056)

As at March 31, 2014 the Series trust has a collateral cash position with regards to bullet swap contracts agreement for a total of USD 330,000.

Note 16 - The Boston Company Equity Market Neutral Yen Denominated Portfolio

The determination of the net asset value of the Boston Company Equity Market Neutral Yen Denominated Portfolio has been suspended as at September 30, 2008 and consequently no shares may be subscribed or redeemed. Last official net asset value has been calculated on September 10, 2008. In 2013, due to progress of legal proceedings, including execution of Claims Determination Deed, interim distribution was received and asset was partially liquidated in relation with part of the claims of the underlying investment of the Boston Company Equity Market Neutral Yen Denominated Portfolio. Consequently, nine distributions were received by the Series Trust from the Boston Company Equity Market Neutral Yen Denominated Portfolio, amounting to:

- JPY 324,312,460 on December 30, 2008,
- JPY 199,386,118 on December 5, 2012,
- JPY 855,182,227 on January 31, 2013,
- JPY 69,678,955 on July 9, 2013,
- JPY 562,924,615 on October 4, 2013,
- JPY 11,218,576 on November 7, 2013,
- JPY 24,335,869 on December 10, 2013,
- JPY 36,056,089 on February 14, 2014,
- JPY 5,516,103 on March 12, 2014.

These distributions were recorded against the cost of this investment.

The investment of the Series Trust in The Boston Company Equity Market Neutral Yen Denominated Portfolio has been updated, in light of information on further development in legal proceedings, and is valued at March 31, 2014 at its estimated recoverable value as estimated in good faith by the Manager. The estimated value as of March 31, 2014 together with the above indicated distributions received represents 92.74% of the last net asset value of The Boston Company Equity Market Neutral Yen Denominated Portfolio as at September 10, 2008. The amount that will be ultimately recovered may differ significantly from the estimated value as of March 31, 2014 (JPY 8,430,255), depending on the outcome of legal proceedings in relation to the claims of the underlying investments.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at March 31, 2014

GW Select Fund Aggressive Type

Quantity	Description	Ccy	Cost	Market value	Ratio*
	Investment funds		JPY	JPY	%
8,453,879.47	BNY Mellon Emg Mkt Debt Opp USD X	USD	834,395,415	884,468,021	4.75
206,974.79	EACM Libra Alternatives Fund	JPY	2,080,023,972	2,227,640,902	11.96
487,752.40	JPM Emerging Markets Equity Funds X	USD	1,052,907,365	1,401,680,012	7.53
148,766.16	JPM Japan Select Equity Fund -X-	JPY	1,783,728,352	1,930,092,159	10.36
1,070,595.77	Mellon Enhanced Coef Sel F JPY	JPY	1,164,310,595	1,081,569,378	5.81
3,057.55	Mellon Sanctuary Fund I JPY -F-Cont	JPY	3,058,979	5,365,862	0.03
6,183.29	Mellon Sanctuary Fund Ii JPY -F-Liq	JPY	6,618,639	7,925,814	0.04
34,565.05	MFS Meridian Asia Pac Ex Jpn I USD Acc	USD	532,741,092	730,945,477	3.92
59,774.77	MFS Meridian European Research I EUR Fd	EUR	1,110,151,180	1,394,892,568	7.49
538,109.54	Neuberger Bermn Us Hy Bd -USD I Acc	USD	1,032,645,342	1,132,507,828	6.08
993,838.55	Neuberger Glb SE FL Rt-USD I A Acc	USD	1,018,059,122	1,052,981,757	5.65
67,200.39	Schroder Alt Sol Cmnty C Ac USD	USD	761,812,427	893,972,047	4.80
86,916.01	Schroder ISF Global Prop Secs-C Acc	USD	1,053,726,881	1,286,641,887	6.91
6,378,081.67	Schroder ISF Jpn Small Comp-C Acc	JPY	394,534,582	592,013,540	3.18
24,072.59	The Boston Company Equity Market Neutral Yen Denominated Portfolio**	JPY	661,448,494	8,430,255	0.05
6,912.83	Wellington Glob Agg Bd JPY S DIS HC	JPY	68,342,146	69,204,371	0.37
264,297.71	Wellington Us Research Eq USD S Acc	USD	1,481,529,803	1,687,775,930	9.07
	Total investment funds		15,040,034,386	16,388,107,808	88.00
	Total investments		15,040,034,386	16,388,107,808	88.00

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

(**) Refer to note 16

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

MELLON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments	UNAUDITED
--------------------------------------	------------------

GW Select Fund Aggressive Type

Classification of investments by country and by economical sector		
Country	Economical sector	Ratio (%) *
Luxembourg		
	Investment funds	53.26
		53.26
Ireland		
	Investment funds	22.36
		22.36
Cayman Islands		
	Investment funds	12.38
		12.38
Total investments		88.00

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

- (2) 【2013年3月31日終了年度】
 () GWセレクト・ファンド 安定型
 【貸借対照表】

メロン・オフショア・ファンズ

純資産計算書

2013年3月31日現在

GWセレクト・ファンド安定型

(日本円で表示)

	注記	GWセレクト・ファンド安定型 日本円
資産		
投資有価証券		
- 取得原価		22,539,866,845
- 時価評価額	2.2	22,109,967,616
現預金		3,371,068,042
先物契約にかかる未実現評価益	2.8,15	154,901,693
為替先渡契約にかかる未実現評価益	2.5,14	374,440,747
未収トレーラー報酬	10	884,659
資産合計		26,011,262,757
負債		
先物契約にかかる未実現評価損	2.8,15	489,367,617
為替先渡契約にかかる未実現評価損	2.5,14	370,453,073
未払管理報酬	3.1	19,841,753
未払販売管理報酬	3.1	12,654,531
未払販売報酬	6	8,570,366
未払アドバイザリー・フィー	9	7,987,049
バレット・スワップ契約にかかる未実現評価損	2.9,16	5,976,695
未払代行協会員報酬	7	2,087,040
未払専門家費用		1,363,696
未払管理事務代行報酬	4	1,252,427
未払印刷および公告費		1,043,090
未払保管報酬	5	834,672
未払受託報酬	8	282,537
その他未払費用		4,719,047
負債合計		926,433,593
純資産総額		25,084,829,164
純資産額		
クラスA 受益証券	日本円	1,213,815,024
クラスB 受益証券	日本円	23,871,014,140
発行済受益証券口数		
クラスA 受益証券		1,402,759,867
クラスB 受益証券		28,465,036,313
1口当たり純資産価格		
クラスA 受益証券	日本円	0.8653
クラスB 受益証券	日本円	0.8386

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

メロン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書 2013年3月31日終了年度

GWセレクト・ファンド安定型

(日本円で表示)

	注記	GWセレクト・ファンド安定型 日本円
収益		
受取配当金	2.7	193,815,064
トレーラー報酬	10	3,959,473
銀行利息	2.6	597
その他収益		1,351,207
収益合計		199,126,341
費用		
管理報酬	3.1	225,728,308
販売管理報酬	3.1	144,479,859
販売報酬	6	97,338,326
アドバイザー・フィー	9	29,603,771
代行協会員報酬	7	23,742,977
管理事務代行報酬	4	14,248,108
保管報酬	5	9,495,594
銀行利息		3,399,898
専門家費用		3,165,173
印刷および公告費		1,732,295
受託報酬	8	658,492
取引手数料		121,932
保護預り費用		64,789
その他費用		26,250,576
費用合計		580,030,098
投資純損失		(380,903,757)

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2013年3月31日終了年度（続き）

GWセレクト・ファンド安定型

（日本円で表示）

	注記	GWセレクト・ファンド安定型 日本円
投資純損失		(380,903,757)
以下にかかる実現純損益：		
為替先渡契約		(142,358,198)
先物契約		301,187,182
バレット・スワップ契約		(12,478,366)
投資有価証券		(30,024,033)
外国為替		103,441,345
当期実現純損失		(161,135,827)
以下にかかる未実現評価損益の純変動：		
投資有価証券		4,751,127,723
先物契約		(125,124,164)
バレット・スワップ契約		(3,867,290)
為替先渡契約		167,643,474
運用による純資産の純増加		4,628,643,916
資本の変動		
受益証券発行手取額		20,179,107
受益証券買戻支払額		(5,159,569,185)
資本の変動、純額		(5,139,390,078)
支払分配金	12	(352,440,042)
期首現在純資産額		25,948,015,368
期末現在純資産額		25,084,829,164

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

統計情報		未監査	
		GWセレクト・ファンド安定型	
		クラスA 受益証券	クラスB 受益証券
期末現在発行済受益証券口数：			
2011年3月31日	1,963,829,867	46,547,495,384	
2012年3月31日	1,602,759,867	35,495,494,169	
発行受益証券口数	0	27,846,028	
買戻受益証券口数	(200,000,000)	(7,058,303,884)	
2013年3月31日	1,402,759,867	28,465,036,313	
期末現在純資産総額：			
		日本円	日本円
2011年3月31日	1,448,245,500	33,585,014,823	
2012年3月31日	1,149,918,497	24,798,096,871	
2013年3月31日	1,213,815,024	23,871,014,140	
期末現在1口当たり純資産価格：			
		日本円	日本円
2011年3月31日	0.7375	0.7215	
2012年3月31日	0.7175	0.6986	
2013年3月31日	0.8653	0.8386	

メロン・オフショア・ファンズ

財務書類に対する注記

2013年3月31日現在

GWセレクト・ファンド安定型

注記1．活動および目的

メロン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）は、受託会社および管理会社との間で締結された2003年10月14日付基本信託証書により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストである。

GWセレクト・ファンド安定型（以下「シリーズ・トラスト」という。）は、C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とB N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）の間に締結された基本信託証書および2006年3月9日付補足信託証書に基づき設定されたトラストの別個のシリーズ・トラストである。

当財務書類は、シリーズ・トラストについてのみ言及している。

受益証券クラス

クラスA受益証券およびクラスB受益証券が発行されている。異なるクラスの受益証券を発行する目的は、申込手数料または条件付後払申込手数料が発生する受益証券を、販売会社が提供できるようにするためである。クラスA受益証券は、購入価格の4%を上限として申込手数料が発生する。

投資目的および方針

シリーズ・トラストの投資目的は、9つの異なる資産（日本株式、海外株式、エマージング株式、世界債券、エマージング債券、ハイイールド債券、リアルアセット、ヘッジファンド（マルチストラテジー）およびDH（Designated Holdings））に国際的に投資することによって、リスクをコントロールしつつトータル・リターンを達成することを目指すことである。DHには、（a）運用実績および運用手法を考慮して投資運用会社が適切と考える、絶対収益を目指す集団的投資スキームか、または（b）投資運用会社が地域面、産業面または運用手法などから見て魅力的な投資機会と判断するその他集団的投資スキームが含まれる。但し、ファンド・オブ・ヘッジファンズを除く。投資運用会社は上記の資産クラスに対するシリーズ・トラストの資産の最適な配分に関して助言を得るために日興グローバルラップ株式会社を任命している。

また投資運用会社は、主に、シリーズ・トラストで投資されるヘッジファンド（シングルファンドのみ）およびB N Yメロン・コーポレーションの関係会社によって運用され、伝統的資産に投資する集団的投資スキームの評価、選定について追加的な投資助言を得るために、E A C Mアドバイザーズ・エルエルシーも任命している。

9つの異なる資産間におけるシリーズ・トラストの資産配分は、以下の原則に従って、日興グローバルラップ株式会社が考案する。

- ・ リスク許容度が相対的に低い投資ポートフォリオを構築すること。
- ・ 効率的で、長期的に分散化された投資機会を提供すること。
- ・ 世界中の投資機会を利用すること。

注記 2 . 重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般的に認められている会計原則に従い作成されている。

2.2 有価証券およびその他の資産への投資の評価

- (a) 下記 (b) が適用される集团的投資スキームの持分を除き、かつ下記 (c) の規定に従い、証券市場において値付けされ、上場、取引または取扱われている投資対象の価格に基づくすべての計算は、関係評価時点またはその直前における当該投資対象の主要な証券取引所もしくは証券市場の最終取引価格または（最終取引価格が利用可能でない場合は）直近の利用可能な取引売呼値および直近の利用可能な取引買呼値の中間値を参照して行われるものとする。
- (b) 下記 (c) および (e) の規定に従い、集团的投資スキームの各持分の価格は、関係評価時点またはその直前における当該集团的投資スキームの受益証券もしくは株式の直前に発表された 1 口当たり純資産価格（利用可能な場合）または（同価格が利用可能でない場合は）当該受益証券もしくは株式の直前に発表された取引買呼値とするが、各場合において、当該価格は管理事務代行会社または当該集团的投資スキームのために公定価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとする。
- (c) 純資産価額、取引売呼値、取引買呼値または建値が、上記 (a) または (b) に規定されるとおりに利用できなかった場合、該当する投資対象の公正価格は、管理会社が決定する方法により随時決定されるものとする。
- (d) 上記 (b) が適用される集团的投資スキームの持分を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、当該投資対象の取得における支出金額（各場合において、印紙代、手数料その他の取得費用の金額を含む。）に相当する当初金額となるものとするが、ただし、管理会社は、受託会社の承認を得た上で、当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家をして再評価を行わしめることができ、かつ、受託会社の要請に基づきこれを行わしめるものとする。
- (e) 上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公平な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。

2.3 外貨換算

日本円以外の通貨で表示される資産および負債は、当期末における実勢為替レートで日本円に換算される。外貨で表示される取引は、取引日現在の実勢為替レートにより日本円に換算される。

当期の損益を決定するにあたり、外国為替換算にかかる実現および未実現利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書において認識されている。

組入有価証券の時価評価額に起因する未実現為替差損益は投資有価証券にかかる未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の為替差損益は運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

2.4 設立費

設立費は、完全に償却されている。

2.5 為替先渡契約

為替先渡契約は、満期日までの残存期間における純資産計算書の日付現在適用される先物レートで評価される。

2.6 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

2.7 受取配当金

配当金は、当該有価証券が「配当落ち」として初めて記載された日付に収益に計上される。

2.8 先物契約

先物契約は、特定の先物契約が取引される取引所の決済価格を基準として、現金化した場合の評価額で評価される。

2.9 バレット・スワップ契約

バレット・スワップ契約は、原資産の先物契約の価格を使用して価格が決定される。先物契約の価格は、ブルームバーグおよびロイター等の様々な価格提供会社から入手することができる。

注記3．管理報酬、販売管理報酬および実績報酬

3.1 管理報酬および販売管理報酬

管理会社はシリーズ・トラストの資産から、下記の料率で管理報酬を受領する権利を有する。

- ・ 純資産価額が500億円以下の部分については年率0.95%
- ・ 純資産価額が500億円超1,000億円以下の部分については年率0.798%、および
- ・ 純資産価額が1,000億円超の部分については年率0.685%

かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

管理会社は、上記に規定された管理報酬の一部がシリーズ・トラストの資産から日興アセットマネジメント株式会社(以下「サービス支援会社」という。)に支払われることに同意しており、サービス支援会社は、下記の料率でサービス支援報酬を受領する。

- ・ 純資産価額が500億円以下の部分については年率0.060%
- ・ 純資産価額が500億円超1,000億円以下の部分については年率0.035%、および
- ・ 純資産価額が1,000億円超の部分については年率0.010%

かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。サービス支援報酬は、管理事務代行会社からサービス支援会社に直接支払われ、管理会社が受領する管理報酬料率はそれに応じて減少する。

さらに管理会社は、シリーズ・トラストの資産から、クラスB受益証券に帰属する純資産価額に対して年率0.64%の販売管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

管理会社は自己の報酬から投資運用会社の報酬を支払うものとする。投資運用会社はまた、その委託先および他の関係法人の報酬を支払う責任を負う。

3.2 実績報酬

管理会社は受益証券の各クラスおよび各算定期間（以下に定義する。）に関してシリーズ・トラストの資産の中から以下の金額に相当する実績報酬（以下「実績報酬」という。）を受領する権利を有する。

（a）算定期間が終了した時点における関係する受益証券のクラスに関する受益証券1口当たり総純資産価格（以下に定義する。）が、当該クラス受益証券にかかるハードル・バリュウ、つまり直前の算定期間が終了した時点の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格（最初の算定期間については、受益証券1口当たりの1円の当初購入価格）にハードル・レート（以下に定義する。）に1を加えた数字を乗じた積、を超過した金額の20%に、

（b）当該算定期間中の各評価日に発行されている当該クラスの受益証券口数を乗じた金額。

実績報酬は評価日ごとに計算し、計上され、3月、6月、9月および12月の最終評価日に終了する3か月間（以下「算定期間」という。）に関して後払いで支払われる。ただし、

（a）最初の算定期間は受益証券を最初に発行した日から始まり、2006年6月の最終評価日に終了する期間とする。

（b）ある算定期間（以下「前算定期間」という。）に関して実績報酬が支払われていない場合、次の算定期間は前算定期間から始まり、それに続く3月、6月、9月および12月の最終評価日に終了する期間とする。結果として、ひとつの算定期間が3か月間以上に及ぶ場合がある。

（c）ある算定期間の最終日以外において受益証券の買戻しが行われる場合、当該買戻受益証券に関する実績報酬は、かかる買戻の日が関連の算定期間の最終日であるとみなされ、当該算定期間の最終日に計算され、管理会社に対し支払われる。

（d）算定期間中にいずれかのクラスの受益証券に関して分配金が支払われる場合、1口当たりの分配額が1口当たり純資産価格から控除された日に、当該算定期間に関して支払われる実績報酬の計算のために、1口当たりの当該分配金額は、受益証券の当該クラスの関連するハードル・バリュウから控除される。

（e）管理会社が算定期間の末日以外の日に退任し、または解任された場合、管理会社は当該算定期間が退任または解任の日に終了したのものとして前述した実績報酬を受領する権利を有するものとする。

実績報酬を計算する上で、受益証券のあるクラスに関する「1口当たり総純資産価格」とは、当該クラスおよび関係する算定期間に関して計上され、または支払うべき実績報酬を足し戻し、また、支払われた分配金を控除した当該クラスの実績報酬1口当たり純資産価格をいう。

いずれかの算定期間に関する「ハードル・レート」は、実績報酬の支払の有無にかかわらず、各算定期間の最初の営業日における(ブルームバーグのページJY0003Mに掲載された)3か月円LIBORレートに等しい。

投資者は、実績報酬の計算方法においては、1口当たり純資産価格の値上り益の20%以上が実績報酬として管理会社に支払われる可能性があることに留意すべきである。

2013年3月31日終了年度において、実績報酬はなかった。

注記4．管理事務代行報酬

管理事務代行会社はシリーズ・トラストの資産から、純資産価額に対して年率0.06%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記5．保管報酬

保管会社はシリーズ・トラストの資産から、純資産価額に対して年率0.04%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、取引手数料および諸費用とともに、毎月後払いで支払われる。

注記6．販売報酬

販売会社は、日本におけるクラスA受益証券の販売会社としての資格において、シリーズ・トラストの資産から、下記の料率で販売報酬を受領する権利を有する。

- ・ 純資産価額が500億円以下の部分については年率0.60%
- ・ 純資産価額が500億円超1,000億円以下の部分については年率0.752%、および
- ・ 純資産価額が1,000億円超の部分については年率0.865%

かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

販売会社は、日本におけるクラスB受益証券の販売会社としての資格において、シリーズ・トラストの資産から、下記の料率で販売報酬を受領する権利を有する。

- ・ 純資産価額が500億円以下の部分については年率0.40%
- ・ 純資産価額が500億円超1,000億円以下の部分については年率0.552%、および
- ・ 純資産価額が1,000億円超の部分については年率0.665%

かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記7．代行協会員報酬

代行協会員は、シリーズ・トラストの資産から、純資産価額に対して年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記8．受託報酬

受託会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産価額に対して年率0.01%の受託報酬（ただし最大年間報酬額は7,500米ドル）を受領する権利を有し、かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、暦四半期ごとに後払いで支払われる。

注記9．アドバイザー・フィー

アドバイザー・フィーは、シリーズ・トラストが投資している特定の投資先ファンドのマネジャーに対して支払われる報酬を意味する。

注記10．受取トレーラー報酬

当該収益は主に、シリーズ・トラストが保有する特定の投資信託のポートフォリオ・マネジャーからのトレーラー報酬を意味する。

注記11．税金**ケイマン諸島**

現行のケイマン諸島における税法に基づき、シリーズ・トラストにより支払われる税金はない。従って、所得税に対する引当金は財務書類に計上されていない。

その他の国々

シリーズ・トラストは、その他の国々において稼得される特定の所得に対する源泉税またはその他の税金を課されることがある。

購入予定者は、各国の管轄法に基づき受益証券を購入、保有および買戻す際、予想される課税およびその他の影響を決定づけるその市民権、居住地および住居を所有する国において、法律アドバイザーまたは税務アドバイザーに相談することが望ましい。

注記12．支払分配金

2013年3月31日に終了した年度中にシリーズ・トラストが行った分配は以下のとおりである。

受益証券10,000口当たり支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日
クラスA 受益証券			
50円	2012年3月30日	2012年4月2日	2012年4月5日
50円	2012年9月28日	2012年10月1日	2012年10月4日
クラスB 受益証券			
50円	2012年3月30日	2012年4月2日	2012年4月5日
50円	2012年9月28日	2012年10月1日	2012年10月4日

注記13. 為替レート

2013年3月31日時点で使用された為替レートは以下の通りである。

通貨	為替レート	通貨	為替レート
豪ドル	98.2252	韓国ウォン	0.0846
ブラジル・リアル	46.7461	メキシコ・ペソ	7.6176
カナダ・ドル	92.5797	ノルウェー・クローネ	16.0410
スイス・フラン	98.6275	ニュージーランド・ドル	78.8381
チリ・ペソ	0.1991	ポーランド・ズロチ	28.6918
ユーロ	120.1304	ロシア・ルーブル	3.0288
英ポンド	142.5486	スウェーデン・クローナ	14.4202
香港ドル	12.1260	トルコ・リラ	51.8079
インドネシア・ルピア	0.0097	台湾ドル	3.1489
イスラエル・シケル	25.7968	米ドル	94.1350
インド・ルピー	1.7319	南アフリカ・ランド	10.1657
日本円	1.0000		

注記14．為替先渡契約

2013年3月31日現在、以下の為替先渡契約が未決済であった。

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 / (評価損)
					日本円
日本円	3,631,188,665	豪ドル	36,976,427	2013年6月19日	(24,089,800)
日本円	543,504,250	豪ドル	5,525,214	2013年6月19日	(4,512,391)
日本円	73,249,048	豪ドル	740,000	2013年6月19日	(1,061,079)
日本円	109,885,560	豪ドル	1,110,000	2013年6月19日	(1,603,607)
日本円	256,201,505	豪ドル	2,590,000	2013年6月19日	(3,543,614)
日本円	182,794,245	豪ドル	1,850,000	2013年6月19日	(2,324,323)
日本円	242,981,543	ブラジル・ レアル	5,042,000	2013年6月19日	(10,998,217)
日本円	2,043,234,058	カナダ・ドル	21,821,031	2013年6月19日	(28,008,948)
日本円	1,273,113,230	カナダ・ドル	13,660,321	2013年6月19日	(11,549,471)
日本円	378,341,360	カナダ・ドル	4,090,000	2013年6月19日	(619,945)
日本円	181,038,582	カナダ・ドル	1,966,400	2013年6月19日	563,225
日本円	45,167,224	カナダ・ドル	491,600	2013年6月19日	233,228
日本円	187,158,757	インド・ルピー	108,178,000	2013年6月19日	(3,958,944)
日本円	155,333,973	インドネシア・ ルピア	15,856,492,000	2013年6月19日	(3,358,106)
日本円	1,401,877,929	ニュージー ランド・ドル	17,795,478	2013年6月19日	(7,712,890)
日本円	23,287,824	ニュージー ランド・ドル	297,500	2013年6月19日	19,451
日本円	118,811,902	ニュージー ランド・ドル	1,517,250	2013年6月19日	55,200
日本円	90,721,223	ニュージー ランド・ドル	1,160,250	2013年6月19日	177,149
日本円	379,906,500	ロシア・ルーブル	123,583,000	2013年6月19日	(11,319,179)
日本円	112,754,358	南アフリカ・ ランド	10,931,000	2013年6月19日	(2,928,871)
日本円	4,210,601,606	スウェーデン・ クローナ	279,913,685	2013年6月19日	(183,594,154)
日本円	297,933,161	スウェーデン・ クローナ	20,581,180	2013年6月19日	(1,839,866)
日本円	65,330,387	スウェーデン・ クローナ	4,517,820	2013年6月19日	(334,298)
日本円	25,377,853	スイス・フラン	253,600	2013年6月19日	(360,058)
日本円	98,770,875	スイス・フラン	989,040	2013年6月19日	(1,201,475)
日本円	130,005,831	スイス・フラン	1,293,360	2013年6月19日	(2,415,077)
日本円	102,148,344	米ドル	1,080,000	2013年6月19日	(564,562)
日本円	397,288,476	米ドル	4,212,000	2013年6月19日	(1,111,727)
日本円	521,693,524	米ドル	5,508,000	2013年6月19日	(3,616,236)
日本円	58,093,519	ユーロ	466,300	2013年6月19日	(2,077,337)
日本円	87,213,021	ユーロ	699,450	2013年6月19日	(3,188,749)
日本円	203,313,281	ユーロ	1,632,050	2013年6月19日	(7,256,646)
日本円	145,427,895	ユーロ	1,165,750	2013年6月19日	(5,387,441)
日本円	221,816,280	ユーロ	1,826,400	2013年6月19日	(2,412,561)
日本円	55,348,686	ユーロ	456,600	2013年6月19日	(497,756)
日本円	780,000,000	ユーロ	6,248,080	2013年6月19日	(29,424,069)
日本円	180,000,000	ユーロ	1,441,503	2013年6月19日	(6,833,656)
豪ドル	447,900	日本円	43,882,778	2013年6月19日	189,547
豪ドル	2,284,290	日本円	224,159,661	2013年6月19日	1,324,181
豪ドル	1,746,810	日本円	171,036,804	2013年6月19日	633,202
豪ドル	2,458,400	日本円	240,694,568	2013年6月19日	874,429
豪ドル	614,600	日本円	60,055,639	2013年6月19日	100,604
チリ・ペソ	280,744,000	日本円	56,641,581	2013年6月19日	1,351,974
イスラエル・ シケル	3,296,000	日本円	85,547,680	2013年6月19日	821,016

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 / (評価損)
					日本円
韓国ウォン	2,658,158,000	日本円	228,776,831	2013年6月19日	5,299,843
メキシコ・ペソ	17,752,000	日本円	135,946,591	2013年6月19日	2,011,980
ニュージーランド・ドル	994,800	日本円	77,838,126	2013年6月19日	(98,268)
ニュージーランド・ドル	663,200	日本円	51,868,805	2013年6月19日	(88,791)
ニュージーランド・ドル	2,321,200	日本円	181,469,326	2013年6月19日	(382,259)
ニュージーランド・ドル	1,658,000	日本円	129,715,288	2013年6月19日	(178,702)
ノルウェー・クローネ	13,302,982	日本円	222,183,744	2013年6月19日	9,612,369
ノルウェー・クローネ	5,091,700	日本円	82,165,781	2013年6月19日	804,349
ノルウェー・クローネ	25,967,670	日本円	420,499,673	2013年6月19日	5,556,368
ノルウェー・クローネ	19,857,630	日本円	319,066,441	2013年6月19日	1,756,855
ポーランド・ズロチ	6,728,000	日本円	200,598,011	2013年6月19日	8,901,607
スウェーデン・クローナ	5,262,000	日本円	78,180,165	2013年6月19日	2,477,853
スウェーデン・クローナ	7,893,000	日本円	117,283,665	2013年6月19日	3,730,196
スウェーデン・クローナ	18,417,000	日本円	273,512,708	2013年6月19日	8,554,615
スウェーデン・クローナ	13,155,000	日本円	195,095,227	2013年6月19日	5,839,446
スイス・フラン	469,791	日本円	47,469,420	2013年6月19日	1,124,251
トルコ・リラ	5,416,000	日本円	283,679,789	2013年6月19日	6,941,231
英ポンド	14,760,613	日本円	2,106,005,885	2013年6月19日	4,063,136
英ポンド	29,968,518	日本円	4,291,917,330	2013年6月19日	24,336,499
英ポンド	232,400	日本円	33,349,307	2013年6月19日	255,052
英ポンド	906,360	日本円	129,764,558	2013年6月19日	696,962
英ポンド	1,185,240	日本円	170,491,558	2013年6月19日	1,710,856
米ドル	23,123,960	日本円	2,219,178,692	2013年6月19日	44,160,814
米ドル	1,728,800	日本円	162,807,146	2013年6月19日	197,848
米ドル	432,200	日本円	40,662,672	2013年6月19日	10,347
台湾ドル	33,973,000	日本円	110,232,193	2013年6月19日	3,426,598
ユーロ	8,171,276	日本円	1,020,967,433	2013年6月19日	39,359,713
ユーロ	5,512,680	日本円	689,040,898	2013年6月19日	26,807,821
ユーロ	22,871,755	日本円	2,858,923,631	2013年6月19日	111,361,160
ユーロ	2,541,307	日本円	316,088,272	2013年6月19日	10,803,446
ユーロ	3,524,000	日本円	433,394,911	2013年6月19日	10,060,097
ユーロ	2,463,280	日本円	297,214,684	2013年6月19日	1,303,169
ユーロ	540,720	日本円	65,223,322	2013年6月19日	267,136
米ドル	13,423,925	日本円	1,287,000,000	2013年6月19日	24,358,285
米ドル	1,676,525	日本円	160,000,000	2013年6月19日	2,307,639
為替先渡契約にかかる未実現純評価益合計					3,987,674

注記15. 先物契約

2013年3月31日現在、以下の先物契約が未決済であった。

銘柄	通貨	満期日	契約数 買い/ (売り)	契約額	未実現評価益 /(評価損)
株価指数にかかる先物契約				日本円	日本円
AMSTERDAM INDEX.EOE	ユーロ	2013年4月	106	880,670,904	(13,752,524)
CAC 40.MONEP	ユーロ	2013年4月	411	1,833,734,767	(56,359,469)
DAX INDEX.EUREX	ユーロ	2013年6月	96	2,251,723,570	(54,502,767)
E-MINI S+P.IMM	米ドル	2013年6月	(80)	586,178,615	(3,512,018)
FTSE INDEX 100.LIFFE	英ポンド	2013年6月	15	135,585,113	(1,964,925)
FTSE JSE TOP40.SAF	南アフリカ・ ランド	2013年6月	1	3,617,860	(55,097)
FTSE/MIB INDEX.MLN	ユーロ	2013年6月	1	9,012,780	(483,524)
HANG SENG H-SHARES.HK	香港ドル	2013年4月	31	204,586,150	(920,966)
HANG SENG INDEX.HK	香港ドル	2013年4月	(7)	94,711,016	33,952
IPC INDEX MEX BOLSA.MDX	メキシコ・ペソ	2013年6月	(50)	168,207,738	(312,763)
ISE30.TDX	トルコ・リラ	2013年4月	212	113,649,439	7,630,566
S+P CNX NIFTY.SGX	米ドル	2013年4月	(54)	58,173,167	(625,244)
S+P/TSE60 INDEX.ME	カナダ・ドル	2013年6月	(27)	362,049,453	6,012,122
SPI 200.SFE	豪ドル	2013年6月	16	195,153,815	(3,614,687)
SWISS INDEX.EUREX	スイス・フラン	2013年6月	(135)	1,021,504,852	532,588
TAIWAN INDEX MSCI.SGX	米ドル	2013年4月	(141)	373,370,455	(265,460)
TOPIX.TSE	日本円	2013年6月	(128)	1,331,840,000	(50,930,151)
WIG20.WSE	ポーランド・ ズロチ	2013年6月	(151)	102,376,130	4,650,434
株価指数にかかる先物契約の契約額および未実現純評価損合計				9,726,145,824	(168,439,933)
金利にかかる先物契約				日本円	日本円
AUSTR.10YT-BD 6pc.SFE	豪ドル	2013年6月	198	1,903,445,600	28,309,948
CANADA GOV BOND.ME	カナダ・ドル	2013年6月	33	412,534,072	175,883
EURO BUND.EUREX	ユーロ	2013年6月	70	1,224,957,323	19,256,897
GILT.LIFFE	英ポンド	2013年6月	(545)	9,263,635,701	(287,231,717)
JAPAN 10YR JGB.TSE	日本円	2013年6月	14	2,042,040,000	16,472,780
JGB MINI.SGX	日本円	2013年6月	(149)	2,172,867,000	(14,836,305)
JGB MINI.SGX.JUN13	日本円	2013年6月	7	102,081,000	710,500
US T-NOTES 10YR.CBT	米ドル	2013年6月	617	7,673,990,715	71,116,023
金利にかかる先物契約の契約額および未実現純評価損合計				24,795,551,411	(166,025,991)
先物契約にかかる契約額および未実現純評価損合計				34,521,697,235	(334,465,924)

注記16. バレット・スワップ契約

2013年3月31日現在、以下のバレット・スワップ契約が未決済であった。

銘柄	通貨	満期日	契約数 買い	取引 相手方	契約額	未実現評価益 /(評価損)
バレット・スワップ契約					日本円	日本円
BSW BOVESPA SAO PAULO	ブラジル・ レアル	2013年4月17日	50	Morgan Stanley	131,036,298	(5,955,715)
BSW KOSPI2 KOREA	韓国ウォン	2013年6月13日	11,500,000	Morgan Stanley	256,713,698	(20,980)
バレット・スワップ契約にかかる契約額および未実現評価損合計					387,749,996	(5,976,695)

2013年3月31日現在、シリーズ・トラストは、合計780,000米ドルのバレット・スワップ契約に関する現金担保ポジションを有する。

注記17. TBCAM Equity Market Neutral

Boston Company Equity Market Neutral Yen (Mellon TBCAM Equity Market Neutral Yen) の純資産価額は、2008年9月30日時点で停止されており、その結果受益証券の発行および買戻しは行われない。直近の公式純資産価額は、2008年9月10日に計算された。2013年に、債権確定証書の実行を含む申し立てに関する法的手続が進展したため、中間分配金が受領され、Boston Company Equity Market Neutral Yen (Mellon TBCAM Equity Market Neutral Yen)の投資対象の債権の一部に関する資産が、部分的に現金化された。その結果、Boston Company Equity Market Neutral Yen (Mellon TBCAM Equity Market Neutral Yen)からの2回の分配金が、シリーズ・トラストによって受領された。かかる金額は、2012年12月5日付の422,091,313円および2013年1月31日付の1,810,381,746円であった。当該分配金は、投資有価証券の取得原価に計上された。

シリーズ・トラストのBoston Company Equity Market Neutral Yen (Mellon TBCAM Equity Market Neutral Yen) への投資は、法的手続のさらなる進展についての情報を考慮して増額され、2013年3月31日現在、管理会社によって誠実に見積もられる見積回収可能金額で評価されている。上記の受取分配金で述べるとともに、2013年3月31日現在の見積評価額は、2008年9月10日現在のMellon TBCAM Equity Market Neutral Yen の直近純資産価額の63.07%に相当する。最終的に回収される金額は、投資対象の申し立てに関する法的手続により、2013年3月31日現在の見積額(786,534,500円)と大きく異なる可能性がある。

2013年7月9日現在、Mellon TBCAM Equity Market Neutral Yenから、147,507,168円の追加分配金が受領された。

注記18. 後発事象

期末以後にシリーズ・トラストが行った分配は以下のとおりである。

受益証券10,000口当たり支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日
クラスA 受益証券			
50円	2013年3月28日	2013年4月2日	2013年4月5日
クラスB 受益証券			
50円	2013年3月28日	2013年4月2日	2013年4月5日

() GWセレクト・ファンド 積極型
貸借対照表

メロン・オフショア・ファンズ

純資産計算書

2013年3月31日現在

GWセレクト・ファンド積極型

(日本円で表示)

	注記	GWセレクト・ファンド積極型 日本円
資産		
投資有価証券		
- 取得原価		19,102,434,950
- 時価評価額	2.2	20,394,852,734
現預金		3,114,823,575
為替先渡契約にかかる未実現評価益	2.5,13	357,976,533
先物契約にかかる未実現評価益	2.8,14	151,021,400
未収トレーラー報酬	10	2,193,089
資産合計		24,020,867,331
負債		
先物契約にかかる未実現評価損	2.8,14	420,377,080
為替先渡契約にかかる未実現評価損	2.5,13	402,801,289
未払管理報酬	3.1	18,468,831
未払販売管理報酬	3.1	11,784,352
未払アドバイザー・フィー	9	8,793,743
未払販売報酬	6	7,975,663
バレット・スワップ契約にかかる未実現評価損	2.9,15	5,784,170
未払代行協会員報酬	7	1,942,627
未払専門家費用		1,363,696
未払管理事務代行報酬	4	1,165,767
未払印刷および公告費		1,069,328
未払保管報酬	5	776,920
未払受託報酬	8	282,537
その他未払費用		4,598,664
負債合計		887,184,667
純資産総額		23,133,682,664
純資産額		
クラスA 受益証券		1,224,459,135
クラスB 受益証券		21,909,223,529
発行済受益証券口数		
クラスA 受益証券		1,540,009,661
クラスB 受益証券		28,381,500,427
1口当たり純資産価格		
クラスA 受益証券		0.7951
クラスB 受益証券		0.7720

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

損益計算書

メロン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書 2013年3月31日終了年度

GWセレクト・ファンド積極型

(日本円で表示)

	注記	GWセレクト・ファンド積極型 日本円
収益		
受取配当金	2.7	108,511,599
トレーラー報酬	10	8,963,875
銀行利息	2.6	37,277
その他収益		606,675
収益合計		118,119,426
費用		
管理報酬	3.1	202,323,020
販売管理報酬	3.1	129,682,976
販売報酬	6	87,188,005
アドバイザー・フィー	9	32,912,014
代行協会員報酬	7	21,281,104
管理事務代行報酬	4	12,770,736
保管報酬	5	8,511,000
専門家費用		3,179,327
銀行利息		3,065,701
印刷および公告費		1,782,305
受託報酬	8	659,455
取引手数料		186,569
保護預り費用		96,182
その他費用		25,560,812
費用合計		529,199,206
投資純損失		(411,079,780)

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2013年3月31日終了年度（続き）

GWセレクト・ファンド積極型

（日本円で表示）

	注記	GWセレクト・ファンド積極型 日本円
投資純損失		(411,079,780)
以下にかかる実現純損益：		
先物契約		593,397,222
バレット・スワップ契約		(11,714,901)
為替先渡契約		24,020,247
投資有価証券		(198,770,676)
外国為替		95,503,011
当期実現純利益		91,355,123
以下にかかる未実現評価損益の純変動：		
バレット・スワップ契約		(3,783,589)
為替先渡契約		79,819,315
投資有価証券		4,134,683,541
先物契約		(152,360,176)
運用による純資産の純増加		4,149,714,214
資本の変動		
受益証券発行手取額		29,252,049
受益証券買戻支払額		(4,513,842,411)
資本の変動、純額		(4,484,590,362)
期首現在純資産額		23,468,558,812
期末現在純資産額		23,133,682,664

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

統計情報

未監査

	GWセレクト・ファンド積極型	
	クラスA 受益証券	クラスB 受益証券
期末現在発行済受益証券口数：		
2011年3月31日	2,060,373,545	47,600,574,024
2012年3月31日	1,550,009,661	35,368,118,890
発行受益証券口数	0	39,830,200
買戻受益証券口数	(10,000,000)	(7,026,448,663)
2013年3月31日	1,540,009,661	28,381,500,427
期末現在純資産総額：		
	日本円	日本円
2011年3月31日	1,392,218,110	31,502,379,678
2012年3月31日	1,009,392,305	22,459,166,507
2013年3月31日	1,224,459,135	21,909,223,529
期末現在1口当たり純資産価格：		
	日本円	日本円
2011年3月31日	0.6757	0.6618
2012年3月31日	0.6512	0.6350
2013年3月31日	0.7951	0.7720

メロン・オフショア・ファンズ

財務書類に対する注記

2013年3月31日現在

GWセレクト・ファンド積極型

注記1．活動および目的

メロン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）は、受託会社および管理会社との間で締結された2003年10月14日付基本信託証書により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストである。

GWセレクト・ファンド積極型（以下「シリーズ・トラスト」という。）は、C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とB N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）の間に締結された基本信託証書および2006年3月9日付補足信託証書に基づき設定されたトラストの別個のシリーズ・トラストである。

当財務書類は、シリーズ・トラストについてのみ言及している。

受益証券クラス

クラスA受益証券およびクラスB受益証券が発行されている。異なるクラスの受益証券を発行する目的は、申込手数料または条件付後払申込手数料が発生する受益証券を、販売会社が提供できるようにするためである。クラスA受益証券は、購入価格の4%を上限として申込手数料が発生する。

投資目的および方針

シリーズ・トラストの投資目的は、9つの異なる資産（日本株式、海外株式、エマージング株式、世界債券、エマージング債券、ハイイールド債券、リアルアセット、ヘッジファンド（マルチストラテジー）およびDH（Designated Holdings））に国際的に投資することによって、比較的高いリスクをとりつつ、トータル・リターンを達成することを目指すことである。DHには、（a）運用実績および運用手法を考慮して投資運用会社が適切と考える、絶対収益を目指す集団的投資スキームか、または（b）投資運用会社が地域面、産業面または運用手法などから見て魅力的な投資機会と判断するその他集団的投資スキームが含まれる。但し、ファンド・オブ・ヘッジファンズを除く。投資運用会社は上記の資産クラスに対するシリーズ・トラストの資産の最適な配分に関して助言を得るために日興グローバルラップ株式会社を任命している。

また投資運用会社は、主に、シリーズ・トラストで投資されるヘッジファンド（シングルファンドのみ）およびB N Yメロン・コーポレーションの関係会社によって運用され、伝統的資産に投資する集団的投資スキームの評価、選定について追加的な投資助言を得るために、E A C Mアドバイザーズ・エルエルシーも任命している。

9つの異なる資産間におけるシリーズ・トラストの資産配分は、以下の原則に従って、日興グローバルラップ株式会社が考案する。

- ・ リスク許容度が相対的に高い投資ポートフォリオを構築すること。
- ・ 効率的で、長期的に分散化された投資機会を提供すること。
- ・ 世界中の投資機会を利用すること。

注記2．重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般的に認められている会計原則に従い作成されている。

2.2 有価証券およびその他の資産への投資の評価

- (a) 下記(b)が適用される集団的投資スキームの持分を除き、かつ下記(c)の規定に従い、証券市場において値付けされ、上場、取引または取扱われている投資対象の価格に基づくすべての計算は、関係評価時点またはその直前における当該投資対象の主要な証券取引所もしくは証券市場の最終取引価格または（最終取引価格が利用可能でない場合は）直近の利用可能な取引売呼値および直近の利用可能な取引買呼値の中間値を参照して行われるものとする。
- (b) 下記(c)および(e)の規定に従い、集団的投資スキームの各持分の価格は、関係評価時点またはその直前における当該集団的投資スキームの受益証券もしくは株式の直前に発表された1口当たり純資産価格（利用可能な場合）または（同価格が利用可能でない場合は）当該受益証券もしくは株式の直前に発表された取引買呼値とするが、各場合において、当該価格は管理事務代行会社または当該集団的投資スキームのために公定価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとする。
- (c) 純資産価額、取引売呼値、取引買呼値または建値が、上記(a)または(b)に規定されるとおりに利用できなかった場合、該当する投資対象の公正価格は、管理会社が決定する方法により随時決定されるものとする。
- (d) 上記(b)が適用される集団的投資スキームの持分を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、当該投資対象の取得における支出金額（各場合において、印紙代、手数料その他の取得費用の金額を含む。）に相当する当初金額となるものとするが、ただし、管理会社は、受託会社の承認を得た上で、当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家をして再評価を行わしめることができ、かつ、受託会社の要請に基づきこれを行わしめるものとする。
- (e) 上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公平な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。

2.3 外貨換算

日本円以外の通貨で表示される資産および負債は、当期末における実勢為替レートで日本円に換算される。外貨で表示される取引は、取引日現在の実勢為替レートにより日本円に換算される。

当期の損益を決定するにあたり、外国為替換算にかかる未実現および実現利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書において認識されている。

組入有価証券の時価評価額に起因する未実現為替差損益は投資有価証券にかかる未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の為替差損益は運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

2.4 設立費

設立費は、完全に償却されている。

2.5 為替先渡契約

為替先渡契約は、満期日までの残存期間における純資産計算書の日付現在適用される先物レートで評価される。

2.6 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

2.7 受取配当金

配当金は、当該有価証券が「配当落ち」として初めて記載された日付に収益に計上される。

2.8 先物契約

先物契約は、特定の先物契約が取引される取引所の決済価格を基準として、現金化した場合の評価額で評価される。

2.9 バレット・スワップ契約

バレット・スワップ契約は、原資産の先物契約の価格を使用して価格が決定される。先物契約の価格は、ブルームバーグおよびロイター等の様々な価格提供会社から入手することができる。

注記3．管理報酬、販売管理報酬および実績報酬

3.1 管理報酬および販売管理報酬

管理会社はシリーズ・トラストの資産から、下記の料率で管理報酬を受領する権利を有する。

- ・ 純資産価額が500億円以下の部分については年率0.95%
- ・ 純資産価額が500億円超1,000億円以下の部分については年率0.798%、および
- ・ 純資産価額が1,000億円超の部分については年率0.685%

かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

管理会社は、上記に規定された管理報酬の一部がシリーズ・トラストの資産から日興アセットマネジメント株式会社(以下「サービス支援会社」という。)に支払われることに同意しており、サービス支援会社は、下記の料率でサービス支援報酬を受領する。

- ・ 純資産価額が500億円以下の部分については年率0.06%
- ・ 純資産価額が500億円超1,000億円以下の部分については年率0.035%、および
- ・ 純資産価額が1,000億円超の部分については年率0.010%

かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。サービス支援報酬は、管理事務代行会社からサービス支援会社に直接支払われ、管理会社が受領する管理報酬料率はそれに依りて減少する。

さらに管理会社は、シリーズ・トラストの資産から、クラスB受益証券に帰属する純資産価額に対して年率0.64%の販売管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

管理会社は自己の報酬から投資運用会社の報酬を支払うものとする。投資運用会社はまた、その委託先および他の関係法人の報酬を支払う責任を負う。

3.2 実績報酬

管理会社は受益証券の各クラスおよび各算定期間(以下に定義する。)に関してシリーズ・トラストの資産の中から以下の金額に相当する実績報酬(以下「実績報酬」という。)を受領する権利を有する。

- (a) 算定期間が終了した時点における関係する受益証券のクラスに関する受益証券1口当たり総純資産価格(以下に定義する。)が、当該クラス受益証券にかかるハードル・バリュウ、つまり直前の算定期間が終了した時点の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格(最初の算定期間については、受益証券1口当たりの1円の当初購入価格)にハードル・レート(以下に定義する。)に1を加えた数字を乗じた積、を超過した金額の20%に、
- (b) 当該算定期間中の各評価日に発行されている当該クラスの受益証券口数を乗じた金額。

実績報酬は評価日ごとに計算し、計上され、3月、6月、9月および12月の最終評価日に終了する3か月間(以下「算定期間」という。)に関して後払いで支払われる。ただし、

- (a) 最初の算定期間は受益証券を最初に発行した日から始まり、2006年6月の最終評価日に終了する期間とする。
- (b) ある算定期間(以下「前算定期間」という。)に関して実績報酬が支払われていない場合、次の算定期間は前算定期間から始まり、それに続く3月、6月、9月および12月の最終評価日に終了する期間とする。結果として、ひとつの算定期間が3か月間以上に及ぶ場合がある。
- (c) ある算定期間の最終日以外において受益証券の買戻しが行われる場合、当該買戻受益証券に関する実績報酬は、かかる買戻の日が関連の算定期間の最終日であるとみなされ、当該算定期間の最終日に計算され、管理会社に対し支払われる。
- (d) 算定期間中にいずれかのクラスの受益証券に関して分配金が支払われる場合、1口当たりの分配額が1口当たり純資産価格から控除された日に、当該算定期間に関して支払われる実績報酬の計算のために、1口当たりの当該分配金額は、受益証券の当該クラスの関連するハードル・バリュウから控除される。
- (e) 管理会社が算定期間の末日以外の日に退任し、または解任された場合、管理会社は当該算定期間が退任または解任の日に終了したものとして前述した実績報酬を受領する権利を有するものとする。

実績報酬を計算する上で、受益証券のあるクラスに関する「1口当たり総純資産価格」とは、当該クラスおよび関係する算定期間に関して計上され、または支払うべき実績報酬を足し戻し、また、支払われた分配金を控除した当該クラスの実績報酬1口当たり純資産価格をいう。

いずれかの算定期間に関する「ハードル・レート」は、実績報酬の支払の有無にかかわらず、各算定期間の最初の営業日における(ブルームバーグのページJY0003Mに掲載された)3か月円LIBORレートに等しい。

投資者は、実績報酬の計算方法においては、1口当たり純資産価格の値上り益の20%以上が実績報酬として管理会社に支払われる可能性があることに留意すべきである。

2013年3月31日終了年度において、実績報酬はなかった。

注記4．管理事務代行報酬

管理事務代行会社はシリーズ・トラストの資産から、純資産価額に対して年率0.06%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記5．保管報酬

保管会社はシリーズ・トラストの資産から、純資産価額に対して年率0.04%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、取引手数料および諸費用とともに毎月後払いで支払われる。

注記6．販売報酬

販売会社は、日本におけるクラスA受益証券の販売会社としての資格において、シリーズ・トラストの資産から、下記の料率で販売報酬を受領する権利を有する。

- ・ 純資産価額が500億円以下の部分については年率0.60%
- ・ 純資産価額が500億円超1,000億円以下の部分については年率0.752%、および
- ・ 純資産価額が1,000億円超の部分については年率0.865%

かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

販売会社は、日本におけるクラスB受益証券の販売会社としての資格において、シリーズ・トラストの資産から、下記の料率で販売報酬を受領する権利を有する。

- ・ 純資産価額が500億円以下の部分については年率0.40%
- ・ 純資産価額が500億円超1,000億円以下の部分については年率0.552%、および
- ・ 純資産価額が1,000億円超の部分については年率0.665%

かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記7．代行協会員報酬

代行協会員は、シリーズ・トラストの資産から、純資産価額に対して年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記8．受託報酬

受託会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産価額に対して年率0.01%の受託報酬(ただし最大年間報酬額は7,500米ドル)を受領する権利を有し、かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、暦四半期ごとに後払いで支払われる。

注記9．アドバイザー・フィー

アドバイザー・フィーは、シリーズ・トラストが投資している特定の投資先ファンドのマネジャーに対して支払われる報酬を意味する。

注記10．受取トレーラー報酬

当該収益は主に、シリーズ・トラストが保有する特定の投資信託のポートフォリオ・マネジャーからのトレーラー報酬を意味する。

注記11．税金**ケイマン諸島**

現行のケイマン諸島における税法に基づき、シリーズ・トラストにより支払われる税金はない。従って、所得税に対する引当金は財務書類に計上されていない。

その他の国々

シリーズ・トラストは、その他の国々において稼得される特定の所得に対する源泉税またはその他の税金を課されることがある。

購入予定者は、各国の管轄法に基づき受益証券を購入、保有および買戻す際、予想される課税およびその他の影響を決定づけるその市民権、居住地および住居を所有する国において、法律アドバイザーまたは税務アドバイザーに相談することが望ましい。

注記12．為替レート

2013年3月31日時点で使用された為替レートは以下の通りである。

通貨	為替レート	通貨	為替レート
豪ドル	98.2252	香港ドル	12.1260
スイス・フラン	98.6275	ノルウェー・クローネ	16.0410
ユーロ	120.1304	日本円	1.0000
メキシコ・ペソ	7.6176	ブラジル・レアル	46.7461
インド・ルピー	1.7319	ニュージーランド・ドル	78.8381
南アフリカ・ランド	10.1657	トルコ・リラ	51.8079
韓国ウォン	0.0846	ポーランド・ズロチ	28.6918
英ポンド	142.5486	カナダ・ドル	92.5797
スウェーデン・クローナ	14.4202	米ドル	94.1350

注記13. 為替先渡契約

2013年3月31日現在、以下の為替先渡契約が未決済であった。

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 /(評価損)
					日本円
日本円	3,361,566,396	豪ドル	34,230,861	2013年6月19日	(22,301,089)
日本円	503,148,090	豪ドル	5,114,957	2013年6月19日	(4,177,338)
日本円	105,801,975	豪ドル	1,068,750	2013年6月19日	(1,544,013)
日本円	70,526,955	豪ドル	712,500	2013年6月19日	(1,021,647)
日本円	246,680,503	豪ドル	2,493,750	2013年6月19日	(3,411,926)
日本円	176,001,215	豪ドル	1,781,250	2013年6月19日	(2,237,945)
日本円	228,138,561	ブラジル・ レアル	4,734,000	2013年6月19日	(10,326,371)
日本円	1,886,694,236	カナダ・ドル	20,149,240	2013年6月19日	(25,863,078)
日本円	1,175,575,197	カナダ・ドル	12,613,752	2013年6月19日	(10,664,622)
日本円	377,231,312	カナダ・ドル	4,078,000	2013年6月19日	(618,126)
日本円	170,137,968	カナダ・ドル	1,848,000	2013年6月19日	529,312
日本円	42,447,636	カナダ・ドル	462,000	2013年6月19日	219,184
日本円	167,930,426	インド・ルピー	97,064,000	2013年6月19日	(3,552,210)
日本円	142,785,942	インドネシア・ ルピア	14,575,589,000	2013年6月19日	(3,086,835)
日本円	1,300,279,289	ニュージー ランド・ドル	16,505,782	2013年6月19日	(7,153,912)
日本円	21,393,486	ニュージー ランド・ドル	273,300	2013年6月19日	17,869
日本円	109,147,203	ニュージー ランド・ドル	1,393,830	2013年6月19日	50,710
日本円	83,341,547	ニュージー ランド・ドル	1,065,870	2013年6月19日	162,739
日本円	348,811,978	ロシア・ ルーブル	113,468,000	2013年6月19日	(10,392,728)
日本円	104,956,142	南アフリカ・ ランド	10,175,000	2013年6月19日	(2,726,307)
日本円	3,857,895,190	スウェーデン・ クローナ	256,466,358	2013年6月19日	(168,215,156)
日本円	276,103,643	スウェーデン・ クローナ	19,073,200	2013年6月19日	(1,705,060)
日本円	60,543,640	スウェーデン・ クローナ	4,186,800	2013年6月19日	(309,805)
日本円	22,345,720	スイス・フラン	223,300	2013年6月19日	(317,039)
日本円	114,472,800	スイス・フラン	1,138,830	2013年6月19日	(2,126,525)
日本円	86,969,780	スイス・フラン	870,870	2013年6月19日	(1,057,923)
日本円	92,879,327	米ドル	982,000	2013年6月19日	(513,333)
日本円	361,238,225	米ドル	3,829,800	2013年6月19日	(1,010,847)
日本円	474,354,667	米ドル	5,008,200	2013年6月19日	(3,288,096)
日本円	42,993,938	ユーロ	345,100	2013年6月19日	(1,537,399)
日本円	64,544,743	ユーロ	517,650	2013年6月19日	(2,359,934)
日本円	150,468,396	ユーロ	1,207,850	2013年6月19日	(5,370,509)
日本円	107,628,493	ユーロ	862,750	2013年6月19日	(3,987,145)
日本円	51,009,039	ユーロ	420,800	2013年6月19日	(458,730)
日本円	204,424,640	ユーロ	1,683,200	2013年6月19日	(2,223,403)
日本円	1,660,000,000	ユーロ	13,297,195	2013年6月19日	(62,620,455)
日本円	320,000,000	ユーロ	2,562,671	2013年6月19日	(12,148,722)
日本円	9,670,342	ノルウェー・ クローネ	579,000	2013年6月19日	(418,369)
日本円	24,263,552	スウェーデン・ クローナ	1,613,000	2013年6月19日	(1,057,959)
日本円	56,988,646	スイス・フラン	564,000	2013年6月19日	(1,349,702)

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 /(評価損)
					日本円
日本円	64,033,617	英ポンド	448,800	2013年6月19日	(123,541)
日本円	130,496,779	英ポンド	911,200	2013年6月19日	(739,957)
日本円	537,809,155	米ドル	5,604,000	2013年6月19日	(10,702,198)
日本円	50,947,815	ユーロ	407,759	2013年6月19日	(1,964,109)
日本円	34,384,174	ユーロ	275,091	2013年6月19日	(1,337,750)
日本円	142,664,592	ユーロ	1,141,335	2013年6月19日	(5,557,089)
日本円	15,773,275	ユーロ	126,815	2013年6月19日	(539,108)
豪ドル	414,000	日本円	40,561,443	2013年6月19日	175,201
豪ドル	1,614,600	日本円	158,091,621	2013年6月19日	585,277
豪ドル	2,111,400	日本円	207,193,793	2013年6月19日	1,223,959
豪ドル	2,258,400	日本円	221,113,168	2013年6月19日	803,291
豪ドル	564,600	日本円	55,169,889	2013年6月19日	92,420
チリ・ペソ	257,804,000	日本円	52,013,315	2013年6月19日	1,241,502
イスラエル・ シケル	3,028,000	日本円	78,591,740	2013年6月19日	754,258
韓国ウォン	2,511,647,000	日本円	216,167,226	2013年6月19日	5,007,729
メキシコ・ペソ	16,307,000	日本円	124,880,636	2013年6月19日	1,848,206
ニュージー ランド・ドル	605,800	日本円	47,379,557	2013年6月19日	(81,106)
ニュージー ランド・ドル	908,700	日本円	71,101,231	2013年6月19日	(89,763)
ニュージー ランド・ドル	2,120,300	日本円	165,763,145	2013年6月19日	(349,175)
ニュージー ランド・ドル	1,514,500	日本円	118,488,422	2013年6月19日	(163,235)
ノルウェー・ クローネ	11,961,568	日本円	199,779,716	2013年6月19日	8,643,100
ノルウェー・ クローネ	4,784,800	日本円	77,213,274	2013年6月19日	755,867
ノルウェー・ クローネ	24,402,480	日本円	395,154,239	2013年6月19日	5,221,461
ノルウェー・ クローネ	18,660,720	日本円	299,834,850	2013年6月19日	1,650,961
ポーランド・ ズロチ	6,176,000	日本円	184,139,910	2013年6月19日	8,171,273
スウェーデン・ クローナ	4,374,800	日本円	64,998,591	2013年6月19日	2,060,074
スウェーデン・ クローナ	6,562,200	日本円	97,509,042	2013年6月19日	3,101,267
スウェーデン・ クローナ	15,311,800	日本円	227,397,072	2013年6月19日	7,112,263
スウェーデン・ クローナ	10,937,000	日本円	162,201,178	2013年6月19日	4,854,886
スイス・フラン	305,577	日本円	30,876,630	2013年6月19日	731,272
トルコ・リラ	4,916,000	日本円	257,490,739	2013年6月19日	6,300,423
英ポンド	13,671,325	日本円	1,950,589,105	2013年6月19日	3,763,289
英ポンド	27,756,935	日本円	3,975,187,240	2013年6月19日	22,540,541
英ポンド	239,300	日本円	34,339,454	2013年6月19日	262,624
英ポンド	933,270	日本円	133,617,292	2013年6月19日	717,655
英ポンド	1,220,430	日本円	175,553,485	2013年6月19日	1,761,652
米ドル	21,460,304	日本円	2,059,519,622	2013年6月19日	40,983,659
米ドル	1,635,200	日本円	153,992,507	2013年6月19日	187,137
米ドル	408,800	日本円	38,461,130	2013年6月19日	9,787
台湾ドル	31,209,000	日本円	101,263,842	2013年6月19日	3,147,814

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 /(評価損)
					日本円
ユーロ	7,468,255	日本円	933,127,842	2013年6月19日	35,973,375
ユーロ	5,038,392	日本円	629,758,692	2013年6月19日	24,501,388
ユーロ	20,903,968	日本円	2,612,954,192	2013年6月19日	101,780,127
ユーロ	2,322,664	日本円	288,893,412	2013年6月19日	9,873,965
ユーロ	3,185,000	日本円	391,703,403	2013年6月19日	9,092,341
ユーロ	2,282,880	日本円	275,447,963	2013年6月19日	1,207,730
ユーロ	501,120	日本円	60,446,647	2013年6月19日	247,572
米ドル	20,234,976	日本円	1,940,000,000	2013年6月19日	36,717,229
米ドル	2,829,136	日本円	270,000,000	2013年6月19日	3,894,144
為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計					(44,824,756)

注記14. 先物契約

2013年3月31日現在、以下の先物契約が未決済であった。

銘柄	通貨	満期日	契約数 買い/ (売り)	契約額	未実現評価益 /(評価損)
株価指数にかかる先物契約				日本円	日本円
AMSTERDAM INDEX.EOE	ユーロ	2013年4月	100	830,821,607	(12,974,079)
CAC 40.MONEP	ユーロ	2013年4月	408	1,820,349,839	(55,959,432)
DAX INDEX.EUREX	ユーロ	2013年6月	92	2,157,901,754	(52,231,818)
E-MINI S+P.IMM	米ドル	2013年6月	10	73,272,327	11,695,727
EURO STOCK INDEX DJ.EUREX	ユーロ	2013年6月	7	21,418,042	(831,404)
FTSE INDEX 100.LIFFE	英ポンド	2013年6月	36	325,404,273	(4,411,508)
FTSE/MIB INDEX.MLN	ユーロ	2013年6月	3	27,038,341	(1,450,573)
HANG SENG H-SHARES.HK	香港ドル	2013年4月	29	191,387,043	(861,549)
HANG SENG INDEX.HK	香港ドル	2013年4月	(6)	81,180,870	29,102
IBEX 35.MEFF	ユーロ	2013年4月	2	18,812,415	(1,614,388)
IPC INDEX MEX BOLSA.MDX	メキシコ・ペソ	2013年6月	(46)	154,751,119	(287,742)
ISE30.TDX	トルコ・リラ	2013年4月	203	108,824,699	7,416,173
OMXS30.EDX	スウェーデン・ クローナ	2013年4月	21	35,892,260	(137,785)
S+P CNX NIFTY.SGX	米ドル	2013年4月	(51)	54,941,325	(590,508)
S+P/TSE60 INDEX.ME	カナダ・ドル	2013年6月	(24)	321,821,736	5,343,698
SPI 200.SFE	豪ドル	2013年6月	15	182,956,701	(3,388,769)
SWISS INDEX.EUREX	スイス・フラン	2013年6月	(114)	862,604,098	402,400
TAIWAN INDEX MSCI.SGX	米ドル	2013年4月	(131)	346,890,281	(246,633)
TOPIX.TSE	日本円	2013年6月	0	0	10,629,786
WIG20.WSE	ポーランド・ ズロチ	2013年6月	(151)	102,376,130	4,650,434
株価指数にかかる先物契約の契約額および未実現純評価損合計				7,718,644,860	(94,818,868)
金利にかかる先物契約				日本円	日本円
AUSTR.10YT-BD 6pc.SFE	豪ドル	2013年6月	184	1,768,858,537	26,308,235
CANADA GOV BOND.ME	カナダ・ドル	2013年6月	31	387,532,007	165,224
EURO BUND.EUREX	ユーロ	2013年6月	65	1,137,460,372	17,881,404
GILT.LIFFE	英ポンド	2013年6月	(507)	8,617,730,826	(267,734,119)
JAPAN 10YR JGB.TSE	日本円	2013年6月	(8)	1,166,880,000	(6,324,680)
JGB MINI.SGX	日本円	2013年6月	(115)	1,677,045,000	(11,332,093)
US T-NOTES 10YR.CBT	米ドル	2013年6月	574	7,139,174,506	66,499,217
金利にかかる先物契約の契約額および未実現純評価損合計				21,894,681,248	(174,536,812)
先物契約にかかる契約額および未実現純評価損合計				29,613,326,108	(269,355,680)

注記15．バレット・スワップ契約

2013年3月31日現在、以下のバレット・スワップ契約が未決済であった。

銘柄	通貨	満期日	契約数 買い	取引相手方	契約額	未実現評価益 /(評価損)
バレット・スワップ契約					日本円	日本円
BSW BOVESPA SAO PAULO	ブラジル・ レアル	2013年4月17日	47	Morgan Stanley	123,174,120	(5,653,858)
BSW KOSPI2 KOREA	韓国ウォン	2013年6月13日	10,500,000	Morgan Stanley	234,390,768	(130,312)
バレット・スワップ契約にかかる契約額および未実現評価損合計					357,564,888	(5,784,170)

2013年3月31日現在、シリーズ・トラストは、合計780,000米ドルのバレット・スワップ契約に関する現金担保ポジションを有する。

注記16．TBCAM Equity Market Neutral

Boston Company Equity Market Neutral Yen (Mellon TBCAM Equity Market Neutral Yen) の純資産価額は、2008年9月30日時点で停止されており、その結果受益証券の発行および買戻しは行われない。直近の公式純資産価額は、2008年9月10日に計算された。2013年に、債権確定証書の実行を含む申し立てに関する法的手続が進展したため、中間分配金が受領され、Boston Company Equity Market Neutral Yen (Mellon TBCAM Equity Market Neutral Yen)の投資対象の債権の一部に関する資産が、部分的に現金化された。その結果、Boston Company Equity Market Neutral Yen (Mellon TBCAM Equity Market Neutral Yen)からの2回の分配金が、シリーズ・トラストによって受領された。かかる金額は、2012年12月5日付の199,386,118円および2013年1月31日付の855,182,227円であった。当該分配金は、投資有価証券の取得原価に計上された。

シリーズ・トラストのBoston Company Equity Market Neutral Yen (Mellon TBCAM Equity Market Neutral Yen) への投資は、法的手続のさらなる進展についての情報を考慮して増額され、2013年3月31日現在、管理会社によって誠実に見積もられる見積回収可能金額で評価されている。上記の受取分配金で述べるとともに、2013年3月31日現在の見積評価額は、2008年9月10日現在のMellon TBCAM Equity Market Neutral Yen の直近純資産価額の63.07%に相当する。最終的に回収される金額は、投資対象の申し立てに関する法的手続により、2013年3月31日現在の見積額(371,540,779円)と大きく異なる可能性がある。

2013年7月9日現在、Mellon TBCAM Equity Market Neutral Yenから、69,678,955円の追加分配金が受領された。

[次へ](#)

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of net assets as at March 31, 2013

GW Select Fund Moderate Type

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	GW Select Fund Moderate Type JPY
Assets		
Investments		
At cost		22,539,866,845
At market value	2.2	22,109,967,616
Cash at bank		3,371,068,042
Unrealised appreciation on futures contracts	2.8,15	154,901,693
Unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts	2.5,14	374,440,747
Trailer fees receivable	10	884,659
Total assets		26,011,262,757
Liabilities		
Unrealised depreciation on futures contracts	2.8,15	489,367,617
Unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts	2.5,14	370,453,073
Manager fees payable	3.1	19,841,753
Marketing fees payable	3.1	12,654,531
Distributor fees payable	6	8,570,366
Advisory fees payable	9	7,987,049
Unrealised depreciation on bullet swap contracts	2.9,16	5,976,695
Agent Company fees payable	7	2,087,040
Professional expenses payable		1,363,696
Administrator fees payable	4	1,252,427
Printing and publishing expenses payable		1,043,090
Custodian fees payable	5	834,672
Trustee fees payable	8	282,537
Other expenses payable		4,719,047
Total liabilities		926,433,593
Total net assets		25,084,829,164
Net assets		
Class A Units	JPY	1,213,815,024
Class B Units	JPY	23,871,014,140
Number of units outstanding		
Class A Units		1,402,759,867
Class B Units		28,465,036,313
Net asset value per unit		
Class A Units	JPY	0.8653
Class B Units	JPY	0.8386

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended March 31, 2013

GW Select Fund Moderate Type

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	GW Select Fund Moderate Type JPY
Income		
Dividend income	2.7	193,815,064
Trailer fees	10	3,959,473
Bank interest	2.6	597
Other income		1,351,207
Total income		199,126,341
Expenses		
Manager fees	3.1	225,728,308
Marketing fees	3.1	144,479,859
Distributor fees	6	97,338,326
Advisory fees	9	29,603,771
Agent Company fees	7	23,742,977
Administrator fees	4	14,248,108
Custodian fees	5	9,495,594
Bank interest		3,399,898
Professional expenses		3,165,173
Printing and publishing expenses		1,732,295
Trustee fees	8	658,492
Transaction fees		121,932
Safekeeping fees		64,789
Other expenses		26,250,576
Total expenses		580,030,098
Net investment loss		(380,903,757)

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended March 31, 2013 (continued)
--

GW Select Fund Moderate Type

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	GW Select Fund Moderate Type JPY
Net investment loss		(380,903,757)
Net realised		
Loss on forward foreign exchange contracts		(142,358,198)
Gain on futures contracts		301,187,182
Loss on bullet swap contracts		(12,478,366)
Loss on investments		(30,024,033)
Gain on foreign exchange		103,441,345
Net realised loss for the year		(161,135,827)
Net change in unrealised		
Appreciation on investments		4,751,127,723
Depreciation on futures contracts		(125,124,164)
Depreciation on bullet swap contracts		(3,867,290)
Appreciation on forward foreign exchange contracts		167,643,474
Net increase in net assets as result of operations		4,628,643,916
Movement in capital		
Subscriptions of units		20,179,107
Redemptions of units		(5,159,569,185)
Net movement in capital		(5,139,390,078)
Distribution	12	(352,440,042)
Net assets at the beginning of the year		25,948,015,368
Net assets at the end of the year		25,084,829,164

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statistical information	UNAUDITED	
	GW Select Fund Moderate Type	
	Class A Units	Class B Units
Number of units outstanding at the end of the year:		
March 31, 2011	1,963,829,867	46,547,495,384
March 31, 2012	1,602,759,867	35,495,494,169
number of units issued	0	27,846,028
number of units redeemed	(200,000,000)	(7,058,303,884)
March 31, 2013	1,402,759,867	28,465,036,313
Total net assets at the end of the year:		
	JPY	JPY
March 31, 2011	1,448,245,500	33,585,014,823
March 31, 2012	1,149,918,497	24,798,096,871
March 31, 2013	1,213,815,024	23,871,014,140
Net asset value per unit at the end of the year:		
	JPY	JPY
March 31, 2011	0.7375	0.7215
March 31, 2012	0.7175	0.6986
March 31, 2013	0.8653	0.8386

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements**

(As at March 31, 2013)

GW Select Fund Moderate Type**Note 1 - Activity and objectives**

MELLON OFFSHORE FUNDS (the “Trust”) is an open-ended umbrella unit trust constituted by a Master Trust Deed dated October 14, 2003 entered into between the Trustee and the Manager.

GW Select Fund Moderate Type (the “Series Trust”) is a separate series trust of the Trust constituted pursuant to the Master Trust Deed and a supplemental trust deed dated March 9, 2006 both between CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the “Trustee”) and BNY Mellon International Management Limited (the “Manager”).

These financial statements are referring exclusively to the Series Trust.

Classes of units

Class A Units and class B Units are available for issue. The purpose of issuing units in different classes is to enable the Distributor to offer interests in units that are subject to an initial charge or a contingent deferred sales charge. Interests in class A units are subject to an initial charge of up to 4% of the purchase price.

Investment objective and policies

The investment objective of the Series Trust is to seek to achieve total return by managing risk through international investment in nine different asset classes; Japan Equity, Global Equity, Emerging Markets Equity, Global Fixed Income, Emerging Markets Fixed Income, High Yield Fixed Income, Real Asset, Hedge Fund (Multi Strategy) and Designated Holdings. Designated Holdings include other collective investment schemes (excluding fund-of-hedge funds) which either (a) seeks to deliver absolute returns which the Investment Manager deems appropriate having regard to the track record and investment approach of such schemes or (b) the Investment Manager considers to be a relatively attractive investment opportunity having regard to factors such as the geographic focus, industry focus or the general investment approach of such schemes. The Investment Manager has appointed Nikko Global Wrap Ltd. to advise it on the optimal allocation of the Series Trust’s assets between such asset classes.

The Investment Manager has also appointed EACM Advisors LLC to advise it primarily on the evaluation and selection of hedge funds (single funds only) and collective investment scheme which invests in traditional assets managed by affiliates of The Bank of New York Mellon Corporation in which the Series Trust may invest.

Allocation of the Series Trust’s assets among the nine different asset classes is recommended by Nikko Global Wrap Ltd. according to the following basic principles :

- structure an appropriate investment portfolio to correspond with a relatively low risk tolerance;
- offer efficient long-term and diversified investment opportunities;
- leverage international investment opportunities.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2013)

GW Select Fund Moderate Type**Note 2 - Significant accounting policies****2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

2.2 - Valuation of investments in securities and other assets

- (a) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (b) applies and subject as provided in paragraph (c) below, all calculations based on the value of investments quoted, listed, traded or dealt in on any securities market are made by reference to the last traded price or (if no last traded price is available) midway between the latest available market dealing offered price and the latest available market dealing bid price on the principal stock exchange or securities market for such investments, at or immediately preceding the relevant valuation point;
- (b) Subject as provided in paragraphs (c) and (e) below, the value of each interest in any collective investment scheme shall be the last published net asset value per unit or share in such collective investment scheme (where available) or (if the same is not available) the last published bid price for such unit or share at or immediately preceding the relevant valuation point in each case as supplied by the administrator or such party which is appointed to determine and provide the official pricing information on behalf of such collective investment scheme;
- (c) If no net asset value, bid and offered prices or price quotations are available as provided in paragraphs (a) or (b) above, the fair value of the relevant investment shall be determined from time to time in such manner as the Manager shall determine;
- (d) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (b) above applies, the value of any investment which is not listed or ordinarily dealt in on a market shall be the initial value thereof equal to the amount expended out in the acquisition of such investment (including in each case the amount of stamp duties, commissions and other acquisition expenses) provided that the Manager may with the approval of the Trustee and shall at the request of the Trustee cause a revaluation to be made by a professional person approved by the Trustee as qualified to value such investment;
- (e) Notwithstanding the foregoing, the Manager may, with the consent of the Trustee, adjust the value of any investment or permit some other method of valuation to be used if, having regard to relevant circumstances, the Manager considers that such adjustment or use of such other method is required to reflect the fair value of the investment.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2013)

GW Select Fund Moderate Type**Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.3 - Conversion of foreign currencies**

Assets and liabilities expressed in other currencies than Japanese Yen are translated into Japanese Yen at exchange rates ruling at the end of the year. Transactions expressed in foreign currencies are translated into Japanese Yen at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Unrealised and realised gains or losses on foreign exchange translations are recognised in the statement of operations and changes in net assets in determining the result of the year.

Unrealised exchange gains/losses arising on the valuation of the securities in portfolio at market value are included in net change in unrealised on appreciation/depreciation on investments. Other exchange gains/losses are directly taken into the statement of operations and changes in net assets.

2.4 - Formation expenses

Formation expenses have been fully amortised.

2.5 - Forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the statement of net assets date for the remaining period until maturity.

2.6 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

2.7 - Dividend income

Dividends are credited to income on the date upon which the relevant securities are first listed as “ex-dividend”.

2.8 - Futures contracts

Futures contracts are valued at their liquidating value based upon the settlement price on the exchange on which the particular future contract is traded.

2.9 - Bullet swaps contracts

The bullet swaps contracts are priced using the prices of the underlying futures contracts. Futures contracts prices are available through various pricing providers such as Bloomberg and Reuters.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2013)

GW Select Fund Moderate Type**Note 3 - Manager, Marketing and Performance fees****3.1 - Manager and Marketing fees**

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a management fee at the rate of :

- 0.95% per annum of that part of the net asset value which is equal to or less than JPY 50,000,000,000;
- 0.798% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY 50,000,000,000 and equal to or less than JPY 100,000,000,000; and
- 0.685% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY 100,000,000,000

accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager has agreed that a portion of the management fee set out above is paid out of the assets of the Series Trust to Nikko Asset Management Co. Ltd, (the "Service Adviser") so that the Service Adviser receives a service advisory fee at the rate of :

- 0.060% per annum of that part of the net asset value which is equal to or less than JPY 50,000,000,000;
- 0.035% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY 50,000,000,000 and equal to or less than JPY 100,000,000,000; and
- 0.010% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY 100,000,000,000

accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears. The service advisory fee is paid directly by the Administrator to the Service Adviser and the rate of the management fee to be received by the Manager is reduced accordingly.

The Manager is also entitled to receive out of the assets of the Series Trust a marketing fee at a rate of 0.64% per annum of the net asset value attributable to the Class B Units accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager pays the fees of the Investment Manager out of its fees. The Investment Manager is responsible for paying the fees of any of its delegates or other parties.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2013)

GW Select Fund Moderate Type**Note 3 - Manager, Marketing and Performance fees (continued)****3.2 - Performance fees**

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a performance fee (the "Performance Fee") in respect of each class of units and in respect of each Determination Period (as defined below) equal to:

- (a) 20% of the amount by which the Gross Net Asset Value per Unit (as defined below) in respect of the relevant class of units at the end of the relevant Determination Period exceeds the Hurdle Value in respect of such class of units which is the product of the net asset value per unit of such class at the end of the immediately preceding Determination Period (or, in respect of the first Determination Period, the initial purchase price of JPY1 per unit) multiplied by the sum of one plus the Hurdle Rate (as defined below); and
- (b) multiplied by the number of units of such class in issue on each valuation day during such Determination Period.

The Performance Fee is calculated and accrued as at each valuation day and payable in arrears in respect of a period of three months ending on the last valuation day of each March, June, September and December (a "Determination Period"), provided however that :

- (a) the first Determination Period was the period commencing on the date the units were first issued and ending on the last valuation day of June 2006;
- (b) in the event that no Performance Fee is paid in respect of a Determination Period (the "Prior Determination Period"), the following Determination Period will be the period from the beginning of the Prior Determination Period to the following last valuation day of March, June, September and December. Consequently, a Determination Period may cover more than a period of three months;
- (c) in the event of any redemptions of any units other than at the end of a Determination Period, the Performance Fee in respect of such units being redeemed will be calculated and paid to the Manager at the end of such Determination Period as though the date of such redemption was the end of such Determination Period;
- (d) in the event that any distribution is made in respect of any class of units during a Determination Period, the amount of such distribution per unit of the relevant class will be deducted from the Hurdle Value in respect of such class of units as at the date when the amount of such distribution is deducted from the Net Asset Value per unit of such class for the purposes of calculating the Performance Fee payable in respect of such Determination Period; and
- (e) in the event that the Manager retires or is removed as the manager of the Trust at a date other than the end of a Determination Period, the Manager will be entitled to a Performance Fee as aforesaid as if such Determination Period ended on the date of any such retirement or removal.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2013)

GW Select Fund Moderate Type**Note 3 - Manager, Marketing and Performance fees (continued)****3.2 - Performance fees (continued)**

The "Gross Net Asset Value per Unit" in respect of a class of units, for the purposes of calculating the Performance Fee, means the Net Asset Value per unit of such class after adding back any Performance Fee accrued or payable, and deducting any distribution made, in respect of each unit of such class and in respect of the Determination Period concerned.

The "Hurdle Rate", in respect of any Determination Period, is equal to the three month Yen LIBOR rate (as published on Bloomberg page JY0003M) as at the first business day of each relevant Determination Period irrespective of whether a Performance Fee is paid or not.

Investors should be aware that the methodology for calculating the Performance Fee may result in more than 20% of any appreciation in the Net Asset Value being paid to the Manager as a Performance Fee.

For the year ended March 31, 2013, no performance fees were paid.

Note 4 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.06% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 5 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.04% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears plus transaction fees and expenses.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2013)

GW Select Fund Moderate Type**Note 6 - Distributor fees**

The Distributor, in its capacity as distributor of the Class A Units in Japan, is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of :

- 0.60% per annum of that part of the net asset value which is equal to or less than JPY50,000,000,000;
- 0.752% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY50,000,000,000 and equal to or less than JPY100,000,000,000; and
- 0.865% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY100,000,000,000

accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Distributor, in its capacity as distributor of the Class B Units in Japan, is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of :

- 0.40% per annum of that part of the net asset value which is equal to or less than JPY50,000,000,000;
- 0.552% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY50,000,000,000 and equal to or less than JPY100,000,000,000; and
- 0.665% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY100,000,000,000

accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 7 - Agent Company fees

The Agent Company, is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.10% per annum of the net asset value accrued and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 8 - Trustee fees

The Trustee is entitled to a fee, payable out of the assets of the Series Trust, at a rate of 0.01% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrear subject to a maximum fee of USD 7,500 per annum.

Note 9 - Advisory fees

Advisory fee represents fees paid to the manager of certain underlying funds in which the Series Trust is investing.

Note 10 - Trailer fees income

This income represents mainly trailer fees from the portfolio managers of certain investment funds held by the Series Trust.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2013)

GW Select Fund Moderate Type

Note 11 - Taxation

Cayman Islands

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Series Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

Other Countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries.

Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and redeeming units under the laws of their respective jurisdictions.

Note 12 - Distribution

Distribution made by the Series Trust during the year ending March 31, 2013 are as follows:

Distribution paid per 10,000 units	Record date	Ex-distribution date	Payment date
Class A units			
JPY 50	30/03/2012	02/04/2012	05/04/2012
JPY 50	28/09/2012	01/10/2012	04/10/2012
Class B units			
JPY 50	30/03/2012	02/04/2012	05/04/2012
JPY 50	28/09/2012	01/10/2012	04/10/2012

Note 13 - Exchange rates

The exchange rates used as at March 31, 2013 are as follows:

Currency	Exchange rate	Currency	Exchange rate
AUD	98.2252	KRW	0.0846
BRL	46.7461	MXN	7.6176
CAD	92.5797	NOK	16.0410
CHF	98.6275	NZD	78.8381
CLP	0.1991	PLN	28.6918
EUR	120.1304	RUB	3.0288
GBP	142.5486	SEK	14.4202
HKD	12.1260	TRY	51.8079
IDR	0.0097	TWD	3.1489
ILS	25.7968	USD	94.1350
INR	1.7319	ZAR	10.1657
JPY	1.0000		

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2013)

GW Select Fund Moderate Type

Note 14 - Forward foreign exchange contracts

As at March 31, 2013, the following forward foreign exchange contracts were open :

Ccy	Sales	Ccy	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
JPY	3,631,188,665	AUD	36,976,427	19/06/13	(24,089,800)
JPY	543,504,250	AUD	5,525,214	19/06/13	(4,512,391)
JPY	73,249,048	AUD	740,000	19/06/13	(1,061,079)
JPY	109,885,560	AUD	1,110,000	19/06/13	(1,603,607)
JPY	256,201,505	AUD	2,590,000	19/06/13	(3,543,614)
JPY	182,794,245	AUD	1,850,000	19/06/13	(2,324,323)
JPY	242,981,543	BRL	5,042,000	19/06/13	(10,998,217)
JPY	2,043,234,058	CAD	21,821,031	19/06/13	(28,008,948)
JPY	1,273,113,230	CAD	13,660,321	19/06/13	(11,549,471)
JPY	378,341,360	CAD	4,090,000	19/06/13	(619,945)
JPY	181,038,582	CAD	1,966,400	19/06/13	563,225
JPY	45,167,224	CAD	491,600	19/06/13	233,228
JPY	187,158,757	INR	108,178,000	19/06/13	(3,958,944)
JPY	155,333,973	IDR	15,856,492,000	19/06/13	(3,358,106)
JPY	1,401,877,929	NZD	17,795,478	19/06/13	(7,712,890)
JPY	23,287,824	NZD	297,500	19/06/13	19,451
JPY	118,811,902	NZD	1,517,250	19/06/13	55,200
JPY	90,721,223	NZD	1,160,250	19/06/13	177,149
JPY	379,906,500	RUB	123,583,000	19/06/13	(11,319,179)
JPY	112,754,358	ZAR	10,931,000	19/06/13	(2,928,871)
JPY	4,210,601,606	SEK	279,913,685	19/06/13	(183,594,154)
JPY	297,933,161	SEK	20,581,180	19/06/13	(1,839,866)
JPY	65,330,387	SEK	4,517,820	19/06/13	(334,298)
JPY	25,377,853	CHF	253,600	19/06/13	(360,058)
JPY	98,770,875	CHF	989,040	19/06/13	(1,201,475)
JPY	130,005,831	CHF	1,293,360	19/06/13	(2,415,077)
JPY	102,148,344	USD	1,080,000	19/06/13	(564,562)
JPY	397,288,476	USD	4,212,000	19/06/13	(1,111,727)
JPY	521,693,524	USD	5,508,000	19/06/13	(3,616,236)
JPY	58,093,519	EUR	466,300	19/06/13	(2,077,337)
JPY	87,213,021	EUR	699,450	19/06/13	(3,188,749)
JPY	203,313,281	EUR	1,632,050	19/06/13	(7,256,646)
JPY	145,427,895	EUR	1,165,750	19/06/13	(5,387,441)
JPY	221,816,280	EUR	1,826,400	19/06/13	(2,412,561)
JPY	55,348,686	EUR	456,600	19/06/13	(497,756)
JPY	780,000,000	EUR	6,248,080	19/06/13	(29,424,069)
JPY	180,000,000	EUR	1,441,503	19/06/13	(6,833,656)
AUD	447,900	JPY	43,882,778	19/06/13	189,547
AUD	2,284,290	JPY	224,159,661	19/06/13	1,324,181
AUD	1,746,810	JPY	171,036,804	19/06/13	633,202
AUD	2,458,400	JPY	240,694,568	19/06/13	874,429
AUD	614,600	JPY	60,055,639	19/06/13	100,604
CLP	280,744,000	JPY	56,641,581	19/06/13	1,351,974
ILS	3,296,000	JPY	85,547,680	19/06/13	821,016

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2013)

GW Select Fund Moderate Type

Note 14 - Forward foreign exchange contracts (continued)

As at March 31, 2013, the following forward foreign exchange contracts were open (continued) :

Ccy	Sales	Ccy	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
KRW	2,658,158,000	JPY	228,776,831	19/06/13	5,299,843
MXN	17,752,000	JPY	135,946,591	19/06/13	2,011,980
NZD	994,800	JPY	77,838,126	19/06/13	(98,268)
NZD	663,200	JPY	51,868,805	19/06/13	(88,791)
NZD	2,321,200	JPY	181,469,326	19/06/13	(382,259)
NZD	1,658,000	JPY	129,715,288	19/06/13	(178,702)
NOK	13,302,982	JPY	222,183,744	19/06/13	9,612,369
NOK	5,091,700	JPY	82,165,781	19/06/13	804,349
NOK	25,967,670	JPY	420,499,673	19/06/13	5,556,368
NOK	19,857,630	JPY	319,066,441	19/06/13	1,756,855
PLN	6,728,000	JPY	200,598,011	19/06/13	8,901,607
SEK	5,262,000	JPY	78,180,165	19/06/13	2,477,853
SEK	7,893,000	JPY	117,283,665	19/06/13	3,730,196
SEK	18,417,000	JPY	273,512,708	19/06/13	8,554,615
SEK	13,155,000	JPY	195,095,227	19/06/13	5,839,446
CHF	469,791	JPY	47,469,420	19/06/13	1,124,251
TRY	5,416,000	JPY	283,679,789	19/06/13	6,941,231
GBP	14,760,613	JPY	2,106,005,885	19/06/13	4,063,136
GBP	29,968,518	JPY	4,291,917,330	19/06/13	24,336,499
GBP	232,400	JPY	33,349,307	19/06/13	255,052
GBP	906,360	JPY	129,764,558	19/06/13	696,962
GBP	1,185,240	JPY	170,491,558	19/06/13	1,710,856
USD	23,123,960	JPY	2,219,178,692	19/06/13	44,160,814
USD	1,728,800	JPY	162,807,146	19/06/13	197,848
USD	432,200	JPY	40,662,672	19/06/13	10,347
TWD	33,973,000	JPY	110,232,193	19/06/13	3,426,598
EUR	8,171,276	JPY	1,020,967,433	19/06/13	39,359,713
EUR	5,512,680	JPY	689,040,898	19/06/13	26,807,821
EUR	22,871,755	JPY	2,858,923,631	19/06/13	111,361,160
EUR	2,541,307	JPY	316,088,272	19/06/13	10,803,446
EUR	3,524,000	JPY	433,394,911	19/06/13	10,060,097
EUR	2,463,280	JPY	297,214,684	19/06/13	1,303,169
EUR	540,720	JPY	65,223,322	19/06/13	267,136
USD	13,423,925	JPY	1,287,000,000	19/06/13	24,358,285
USD	1,676,525	JPY	160,000,000	19/06/13	2,307,639
Total net unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts					3,987,674

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2013)

GW Select Fund Moderate Type

Note 15 - Futures contracts

As at March 31, 2013, the following futures contracts were outstanding :

Description	Currency	Maturity date	Number of contracts bought/sold	Commitments	Unrealised appreciation/(depreciation)
Futures contracts on stock indices				JPY	JPY
AMSTERDAM INDEX.EOE	EUR	April 2013	106	880,670,904	(13,752,524)
CAC 40.MONEP	EUR	April 2013	411	1,833,734,767	(56,359,469)
DAX INDEX.EUREX	EUR	June 2013	96	2,251,723,570	(54,502,767)
E-MINI S+P.IMM	USD	June 2013	(80)	586,178,615	(3,512,018)
FTSE INDEX 100.LIFFE	GBP	June 2013	15	135,585,113	(1,964,925)
FTSE JSE TOP40.SAF	ZAR	June 2013	1	3,617,860	(55,097)
FTSE/MIB INDEX.MLN	EUR	June 2013	1	9,012,780	(483,524)
HANG SENG H-SHARES.HK	HKD	April 2013	31	204,586,150	(920,966)
HANG SENG INDEX.HK	HKD	April 2013	(7)	94,711,016	33,952
IPC INDEX MEX BOLSA.MDX	MXN	June 2013	(50)	168,207,738	(312,763)
ISE30.TDX	TRY	April 2013	212	113,649,439	7,630,566
S+P CNX NIFTY.SGX	USD	April 2013	(54)	58,173,167	(625,244)
S+P/TSE60 INDEX.ME	CAD	June 2013	(27)	362,049,453	6,012,122
SPI 200.SFE	AUD	June 2013	16	195,153,815	(3,614,687)
SWISS INDEX.EUREX	CHF	June 2013	(135)	1,021,504,852	532,588
TAIWAN INDEX MSCI.SGX	USD	April 2013	(141)	373,370,455	(265,460)
TOPIX.TSE	JPY	June 2013	(128)	1,331,840,000	(50,930,151)
WIG20.WSE	PLN	June 2013	(151)	102,376,130	4,650,434
Total commitments and net unrealised depreciation on futures contracts on stock indices				9,726,145,824	(168,439,933)
Futures contracts on interest rate				JPY	JPY
AUSTR.10YT-BD 6pc.SFE	AUD	June 2013	198	1,903,445,600	28,309,948
CANADA GOV BOND.ME	CAD	June 2013	33	412,534,072	175,883
EURO BUND.EUREX	EUR	June 2013	70	1,224,957,323	19,256,897
GILT.LIFFE	GBP	June 2013	(545)	9,263,635,701	(287,231,717)
JAPAN 10YR JGB.TSE	JPY	June 2013	14	2,042,040,000	16,472,780
JGB MINI.SGX	JPY	June 2013	(149)	2,172,867,000	(14,836,305)
JGB MINI.SGX.JUN13	JPY	June 2013	7	102,081,000	710,500
US T-NOTES 10YR.CBT	USD	June 2013	617	7,673,990,715	71,116,023
Total commitments and net unrealised depreciation on futures contracts on interest rate				24,795,551,411	(166,025,991)
Total commitments and net unrealised depreciation on futures contracts				34,521,697,235	(334,465,924)

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2013)

GW Select Fund Moderate Type

Note 16 - Bullet swap contracts

As at March 31, 2013, the following bullet swap contracts were outstanding :

Description	Ccy	Maturity date	Number of contracts bought	Counterparty	Commitments	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY	JPY
BSW BOVESPA SAO PAULO	BRL	17 April 2013	50	Morgan Stanley	131,036,298	(5,955,715)
BSW KOSPI2 KOREA	KRW	13 June 2013	11,500,000	Morgan Stanley	256,713,698	(20,980)
Total commitments and unrealised depreciation on bullet swap contracts					387,749,996	(5,976,695)

As at March 31, 2013 the Series trust has a collateral cash position with regards to bullet swap contracts agreement for a total of USD 780,000.

Note 17 - TBCAM Equity Market Neutral

The determination of the net asset value of the Boston Company Equity Market Neutral Yen (Mellon TBCAM Equity Market Neutral Yen) has been suspended as at September 30, 2008 and consequently no shares may be subscribed or redeemed. Last official net asset value has been calculated on September 10, 2008. In 2013, due to progress of legal proceedings, including execution of Claims Determination Deed, interim distribution was received and asset was partially liquidated in relation with part of the claims of the underlying investment of the Boston Company Equity Market Neutral Yen (Mellon TBCAM Equity Market Neutral Yen). Consequently, two distributions were received by the Series Trust from the Boston Company Equity Market Neutral Yen (Mellon TBCAM Equity Market Neutral Yen), amounting JPY 422,091,313 on December 5, 2012 and JPY 1,810,381,746 on January 31, 2013. These distributions were recorded against the cost of this investment.

The investment of the Series Trust in Boston Company Equity Market Neutral Yen (Mellon TBCAM Equity Market Neutral Yen) was raised, in light of information on further development in legal proceedings, and is valued at March 31, 2013 at its estimated recoverable value as estimated in good faith by the Manager. The estimated value as of March 31, 2013 together with the above indicated distributions received represents 63.07% of the last net asset value of Mellon TBCAM Equity Market Neutral Yen as at September 10, 2008. The amount that will be ultimately recovered may differ significantly from the estimated value as of March 31, 2013 (JPY 786,534,500), depending on the outcome of legal proceedings in relation to the claims of the underlying investments.

As of July 9, 2013 an additional distribution of JPY 147,507,168 has been received from Mellon TBCAM Equity Market Neutral Yen.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2013)

GW Select Fund Moderate Type**Note 18 - Subsequent event**

Distribution made by the Series Trust after the year-end are as follows:

Distribution paid per 10,000 units	Record date	Ex-distribution date	Payment date
Class A Units			
JPY 50	28/03/2013	02/04/2013	05/04/2013
Class B Units			
JPY 50	28/03/2013	02/04/2013	05/04/2013

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of net assets as at March 31, 2013

GW Select Fund Aggressive Type

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	GW Select Fund Aggressive Type JPY
Assets		
Investments		
At cost		19,102,434,950
At market value	2.2	20,394,852,734
Cash at bank		3,114,823,575
Unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts	2.5,13	357,976,533
Unrealised appreciation on futures contracts	2.8,14	151,021,400
Trailer fees receivable	10	2,193,089
Total assets		24,020,867,331
Liabilities		
Unrealised depreciation on futures contracts	2.8,14	420,377,080
Unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts	2.5,13	402,801,289
Manager fees payable	3.1	18,468,831
Marketing fees payable	3.1	11,784,352
Advisory fees payable	9	8,793,743
Distributor fees payable	6	7,975,663
Unrealised depreciation on bullet swap contracts	2.9,15	5,784,170
Agent Company fees payable	7	1,942,627
Professional expenses payable		1,363,696
Administrator fees payable	4	1,165,767
Printing and publishing expenses payable		1,069,328
Custodian fees payable	5	776,920
Trustee fees payable	8	282,537
Other expenses payable		4,598,664
Total liabilities		887,184,667
Total net assets		23,133,682,664
Net assets		
Class A Units	JPY	1,224,459,135
Class B Units	JPY	21,909,223,529
Number of units outstanding		
Class A Units		1,540,009,661
Class B Units		28,381,500,427
Net asset value per unit		
Class A Units	JPY	0.7951
Class B Units	JPY	0.7720

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended March 31, 2013

GW Select Fund Aggressive Type

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	GW Select Fund Aggressive Type JPY
Income		
Dividend income	2.7	108,511,599
Trailer fees	10	8,963,875
Bank interest	2.6	37,277
Other income		606,675
Total income		118,119,426
Expenses		
Manager fees	3.1	202,323,020
Marketing fees	3.1	129,682,976
Distributor fees	6	87,188,005
Advisory fees	9	32,912,014
Agent Company fees	7	21,281,104
Administrator fees	4	12,770,736
Custodian fees	5	8,511,000
Professional expenses		3,179,327
Bank interest		3,065,701
Printing and publishing expenses		1,782,305
Trustee fees	8	659,455
Transaction fees		186,569
Safekeeping fees		96,182
Other expenses		25,560,812
Total expenses		529,199,206
Net investment loss		(411,079,780)

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended
March 31, 2013 (continued)

GW Select Fund Aggressive Type

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	GW Select Fund Aggressive Type JPY
Net investment loss		(411,079,780)
Net realised		
Gain on futures contracts		593,397,222
Loss on bullet swap contracts		(11,714,901)
Gain on forward foreign exchange contracts		24,020,247
Loss on investments		(198,770,676)
Gain on foreign exchange		95,503,011
Net realised gain for the year		91,355,123
Net change in unrealised		
Depreciation on bullet swap contracts		(3,783,589)
Appreciation on forward foreign exchange contracts		79,819,315
Appreciation on investments		4,134,683,541
Depreciation on futures contracts		(152,360,176)
Net increase in net assets as result of operations		4,149,714,214
Movement in capital		
Subscriptions of units		29,252,049
Redemptions of units		(4,513,842,411)
Net movement in capital		(4,484,590,362)
Net assets at the beginning of the year		23,468,558,812
Net assets at the end of the year		23,133,682,664

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statistical information		UNAUDITED	
		GW Select Fund Aggressive Type	
		Class A Units	Class B Units
Number of units outstanding at the end of the year :			
March 31, 2011		2,060,373,545	47,600,574,024
March 31, 2012		1,550,009,661	35,368,118,890
number of units issued		0	39,830,200
number of units redeemed		(10,000,000)	(7,026,448,663)
March 31, 2013		1,540,009,661	28,381,500,427
Total net assets at the end of the year :			
		JPY	JPY
March 31, 2011		1,392,218,110	31,502,379,678
March 31, 2012		1,009,392,305	22,459,166,507
March 31, 2013		1,224,459,135	21,909,223,529
Net asset value per unit at the end of the year :			
		JPY	JPY
March 31, 2011		0.6757	0.6618
March 31, 2012		0.6512	0.6350
March 31, 2013		0.7951	0.7720

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements**

(As at March 31, 2013)

GW Select Fund Aggressive Type**Note 1 - Activity and objectives**

MELLON OFFSHORE FUNDS (the “Trust”) is an open-ended umbrella unit trust constituted by a Master Trust Deed dated October 14, 2003 entered into between the Trustee and the Manager.

GW Select Fund Aggressive Type (the “Series Trust”) is a separate series trust of the Trust constituted pursuant to the Master Trust Deed and a supplemental trust deed dated March 9, 2006 both between CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the “Trustee”) and BNY Mellon International Management Limited (the “Manager”).

These financial statements are referring exclusively to the Series Trust.

Classes of units

Class A Units and class B Units are available for issue. The purpose of issuing units in different classes is to enable the Distributor to offer interests in units that are subject to an initial charge or a contingent deferred sales charge. Interests in class A Units are subject to an initial charge of up to 4 % of the purchase price.

Investment objective and policies

The investment objective of the Series Trust is to seek to achieve total return with a relatively higher level of risk through international investment in nine different asset classes; Japan Equity, Global Equity, Emerging Markets Equity, Global Fixed Income, Emerging Markets Fixed Income, High Yield Fixed Income, Real Asset, Hedge Fund (Multi Strategy) and Designated Holdings. Designated Holdings include other collective investment schemes (excluding funds of hedge funds) which either (a) seeks to deliver absolute returns which the Investment Manager deems appropriate having regard to the track record and investment approach of such schemes or (b) the Investment Manager considers to be a relatively attractive investment opportunity having regard to factors such as the geographic focus, industry focus or the general investment approach of such schemes. The Investment Manager has appointed Nikko Global Wrap Ltd. to advise it on the optimal allocation of the Series Trust's assets between such asset classes.

The Investment Manager has also appointed EACM Advisors LLC to advise it primarily on the evaluation and selection of hedge funds (single funds only) and collective investment scheme which invests in traditional assets managed by affiliates of The Bank of New York Mellon Corporation in which the Series Trust may invest.

Allocation of the Series Trust's assets among the nine different asset classes is recommended by Nikko Global Wrap Ltd. according to the following basic principles :

- structure an appropriate investment portfolio to correspond with a relatively high risk tolerance;
- offer efficient long-term and diversified investment opportunities;
- leverage international investment opportunities.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2013)

GW Select Fund Aggressive Type**Note 2 - Significant accounting policies****2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

2.2 - Valuation of investments in securities and other assets

- (a) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (b) applies and subject as provided in paragraph (c) below, all calculations based on the value of investments quoted, listed, traded or dealt in on any securities market are made by reference to the last traded price or (if no last traded price is available) midway between the latest available market dealing offered price and the latest available market dealing bid price on the principal stock exchange or securities market for such investments, at or immediately preceding the relevant valuation point;
- (b) Subject as provided in paragraphs (c) and (e) below, the value of each interest in any collective investment scheme shall be the last published net asset value per unit or share in such collective investment scheme (where available) or (if the same is not available) the last published bid price for such unit or share at or immediately preceding the relevant valuation point in each case as supplied by the administrator or such party which is appointed to determine and provide the official pricing information on behalf of such collective investment scheme;
- (c) If no net asset value, bid and offered prices or price quotations are available as provided in paragraphs (a) or (b) above, the fair value of the relevant investment shall be determined from time to time in such manner as the Manager shall determine;
- (d) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (b) above applies, the value of any investment which is not listed or ordinarily dealt in on a market shall be the initial value thereof equal to the amount expended out in the acquisition of such investment (including in each case the amount of stamp duties, commissions and other acquisition expenses) provided that the Manager may with the approval of the Trustee and shall at the request of the Trustee cause a revaluation to be made by a professional person approved by the Trustee as qualified to value such investment;
- (e) Notwithstanding the foregoing, the Manager may, with the consent of the Trustee, adjust the value of any investment or permit some other method of valuation to be used if, having regard to relevant circumstances, the Manager considers that such adjustment or use of such other method is required to reflect the fair value of the investment.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2013)

GW Select Fund Aggressive Type**Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.3 - Conversion of foreign currencies**

Assets and liabilities expressed in other currencies than the Japanese Yen are translated into Japanese Yen at exchange rates ruling at the end of the year. Transactions expressed in foreign currencies are translated into Japanese Yen at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Unrealised and realised gains or losses on foreign exchange translations are recognised in the statement of operations and changes in net assets in determining the result of the year.

Unrealised exchange gains/losses arising on the valuation of the securities in portfolio at market value are included in net change in unrealised on appreciation/depreciation on investments. Other exchange gains/losses are directly taken into the statement of operations and changes in net assets.

2.4 - Formation expenses

Formation expenses have been fully amortised.

2.5 - Forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the statement of net assets date for the remaining period until maturity.

2.6 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

2.7 - Dividend income

Dividends are credited to income on the date upon which the relevant securities are first listed as “ex-dividend”.

2.8 - Futures contracts

Futures contracts are valued at their liquidating value based upon the settlement price on the exchange on which the particular future contract is traded.

2.9 - Bullet swaps contracts

The bullet swaps contracts are priced using the prices of the underlying futures contracts. Futures contracts prices are available through various pricing providers such as Bloomberg and Reuters.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2013)

GW Select Fund Aggressive Type**Note 3 - Manager, Marketing and Performance fees****3.1 - Manager and Marketing fees**

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a management fee at the rate of :

- 0.95% per annum of that part of the net asset value which is equal to or less than JPY50,000,000,000;
- 0.798% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY50,000,000,000 and equal to or less than JPY100,000,000,000; and
- 0.685% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY100,000,000,000

accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager has agreed that a portion of the management fee set out above is paid out of the assets of the Series Trust to the Nikko Asset Management Co., Ltd.

(the “Service Adviser”) so that the Service Adviser receives a service advisory fee at the rate of :

- 0.06% per annum of that part of the net asset value which is equal to or less than JPY50,000,000,000;
- 0.035% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY50,000,000,000 and equal to or less than JPY100,000,000,000; and
- 0.010% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY100,000,000,000

accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears. The service advisory fee is paid directly by the Administrator to the Service Adviser and the rate of the management fee to be received by the Manager is reduced accordingly.

The Manager is also entitled to receive out of the assets of the Series Trust a marketing fee at a rate of 0.64% per annum of the net asset value attributable to the Class B Units accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager pays the fees of the Investment Manager out of its fees. The Investment Manager is responsible for paying the fees of any of its delegates or other parties.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2013)

GW Select Fund Aggressive Type**Note 3 - Manager, Marketing and Performance fees (continued)****3.2 - Performance fees**

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a performance fee (the "Performance Fee") in respect of each class of Units and in respect of each Determination Period (as defined below) equal to :

- (a) 20% of the amount by which the Gross Net Asset Value per Unit (as defined below) in respect of the relevant class of Units at the end of the relevant Determination Period exceeds the Hurdle Value in respect of such class of Units which is the product of the Net Asset Value per Unit of such class at the end of the immediately preceding Determination Period (or, in respect of the first Determination Period, the initial purchase price of JPY1 per Unit) multiplied by the sum of one plus the Hurdle Rate (as defined below);
- (b) multiplied by the number of Units of such class in issue on each valuation day during such Determination Period.

The Performance Fee is calculated and accrued as at each valuation day and payable in arrears in respect of a period of three months ending on the last valuation day of each March, June, September and December (a "Determination Period"), provided however that :

- (a) the first Determination Period was the period commencing on the date the units were first issued and ending on the last valuation day of June, 2006;
- (b) in the event that no Performance Fee is paid in respect of a Determination Period (the "Prior Determination Period"), the following Determination Period will be the period from the beginning of the Prior Determination Period to the following last valuation day of March, June, September and December. Consequently, a Determination Period may cover more than a period of three months;
- (c) in the event of any redemptions of any units other than at the end of a Determination Period, the Performance Fee in respect of such units being redeemed will be calculated and paid to the Manager at the end of such Determination Period as though the date of such redemption was the end of such Determination Period;
- (d) in the event that any distribution is made in respect of any class of units during a Determination Period, the amount of such distribution per unit of the relevant class will be deducted from the Hurdle Value in respect of such class of units as at the date when the amount of such distribution is deducted from the Net Asset Value per unit of such class for the purposes of calculating the Performance Fee payable in respect of such Determination Period; and
- (e) in the event that the Manager retires or is removed as the manager of the Trust at a date other than the end of a Determination Period, the Manager will be entitled to a Performance Fee as aforesaid as if such Determination Period ended on the date of any such retirement or removal.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2013)

GW Select Fund Aggressive Type**Note 3 - Manager, Marketing and Performance fees (continued)****3.2 - Performance fees (continued)**

The "Gross Net Asset Value per Unit" in respect of a class of Units, for the purposes of calculating the Performance Fee, means the Net Asset Value per Unit of such class after adding back any Performance Fee accrued or payable, and deducting any distribution made, in respect of each Unit of such class and in respect of the Determination Period concerned.

The "Hurdle Rate", in respect of any Determination Period, is equal to the three month Yen LIBOR rate (as published on Bloomberg page JY0003M) as at the first business day of each relevant Determination Period irrespective of whether a Performance Fee is paid or not.

Investors should be aware that the methodology for calculating the Performance Fee may result in more than 20% of any appreciation in the net asset value being paid to the Manager as a Performance Fee.

For the year ended March 31, 2013, no performance fees were paid.

Note 4 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.06% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 5 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.04% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears plus transaction fees and expenses.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2013)

GW Select Fund Aggressive Type**Note 6 - Distributor fees**

The Distributor, in its capacity as distributor of the Class A Units in Japan, is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of :

- 0.60% per annum of that part of the net asset value which is equal to or less than JPY50,000,000,000;
- 0.752% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY50,000,000,000 and equal to or less than JPY100,000,000,000; and
- 0.865% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY100,000,000,000

accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Distributor, in its capacity as distributor of the Class B Units in Japan, is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of :

- 0.40% per annum of that part of the net asset value which is equal to or less than JPY50,000,000,000;
- 0.552% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY50,000,000,000 and equal to or less than JPY100,000,000,000; and
- 0.665% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY100,000,000,000

accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 7 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.10% per annum of the net asset value accrued and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 8 - Trustee fees

The Trustee is entitled to a fee, payable out of the assets of the Series Trust, as at rate of 0.01 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrear subject to a maximum fee of USD 7,500 per annum.

Note 9 - Advisory fees

Advisory fee represents fees paid to the manager of certain underlying funds in which the Series Trust is investing.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2013)

GW Select Fund Aggressive Type**Note 10 - Trailer fees income**

This income represents mainly trailer fees from the portfolio managers of certain investment funds held by the Series Trust.

Note 11 - Taxation**Cayman Islands**

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Series Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

Other Countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries.

Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and redeeming units under the laws of their respective jurisdictions.

Note 12 - Exchange rates

The exchange rates used as at March 31, 2013 are as follows:

Currency	Exchange rate	Currency	Exchange rate
AUD	98.2252	HKD	12.1260
CHF	98.6275	NOK	16.0410
EUR	120.1304	JPY	1.0000
MXN	7.6176	BRL	46.7461
INR	1.7319	NZD	78.8381
ZAR	10.1657	TRY	51.8079
KRW	0.0846	PLN	28.6918
GBP	142.5486	CAD	92.5797
SEK	14.4202	USD	94.1350

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2013)

GW Select Fund Aggressive Type

Note 13 - Forward foreign exchange contracts

As at March 31, 2013, the following forward foreign exchange contracts were open :

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
JPY	3,361,566,396	AUD	34,230,861	19/06/13	(22,301,089)
JPY	503,148,090	AUD	5,114,957	19/06/13	(4,177,338)
JPY	105,801,975	AUD	1,068,750	19/06/13	(1,544,013)
JPY	70,526,955	AUD	712,500	19/06/13	(1,021,647)
JPY	246,680,503	AUD	2,493,750	19/06/13	(3,411,926)
JPY	176,001,215	AUD	1,781,250	19/06/13	(2,237,945)
JPY	228,138,561	BRL	4,734,000	19/06/13	(10,326,371)
JPY	1,886,694,236	CAD	20,149,240	19/06/13	(25,863,078)
JPY	1,175,575,197	CAD	12,613,752	19/06/13	(10,664,622)
JPY	377,231,312	CAD	4,078,000	19/06/13	(618,126)
JPY	170,137,968	CAD	1,848,000	19/06/13	529,312
JPY	42,447,636	CAD	462,000	19/06/13	219,184
JPY	167,930,426	INR	97,064,000	19/06/13	(3,552,210)
JPY	142,785,942	IDR	14,575,589,000	19/06/13	(3,086,835)
JPY	1,300,279,289	NZD	16,505,782	19/06/13	(7,153,912)
JPY	21,393,486	NZD	273,300	19/06/13	17,869
JPY	109,147,203	NZD	1,393,830	19/06/13	50,710
JPY	83,341,547	NZD	1,065,870	19/06/13	162,739
JPY	348,811,978	RUB	113,468,000	19/06/13	(10,392,728)
JPY	104,956,142	ZAR	10,175,000	19/06/13	(2,726,307)
JPY	3,857,895,190	SEK	256,466,358	19/06/13	(168,215,156)
JPY	276,103,643	SEK	19,073,200	19/06/13	(1,705,060)
JPY	60,543,640	SEK	4,186,800	19/06/13	(309,805)
JPY	22,345,720	CHF	223,300	19/06/13	(317,039)
JPY	114,472,800	CHF	1,138,830	19/06/13	(2,126,525)
JPY	86,969,780	CHF	870,870	19/06/13	(1,057,923)
JPY	92,879,327	USD	982,000	19/06/13	(513,333)
JPY	361,238,225	USD	3,829,800	19/06/13	(1,010,847)
JPY	474,354,667	USD	5,008,200	19/06/13	(3,288,096)
JPY	42,993,938	EUR	345,100	19/06/13	(1,537,399)
JPY	64,544,743	EUR	517,650	19/06/13	(2,359,934)
JPY	150,468,396	EUR	1,207,850	19/06/13	(5,370,509)
JPY	107,628,493	EUR	862,750	19/06/13	(3,987,145)
JPY	51,009,039	EUR	420,800	19/06/13	(458,730)
JPY	204,424,640	EUR	1,683,200	19/06/13	(2,223,403)
JPY	1,660,000,000	EUR	13,297,195	19/06/13	(62,620,455)
JPY	320,000,000	EUR	2,562,671	19/06/13	(12,148,722)
JPY	9,670,342	NOK	579,000	19/06/13	(418,369)
JPY	24,263,552	SEK	1,613,000	19/06/13	(1,057,959)
JPY	56,988,646	CHF	564,000	19/06/13	(1,349,702)

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2013)

GW Select Fund Aggressive Type

Note 13 - Forward foreign exchange contracts (continued)

As at March 31, 2013, the following forward foreign exchange contracts were open (continued) :

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
JPY	64,033,617	GBP	448,800	19/06/13	(123,541)
JPY	130,496,779	GBP	911,200	19/06/13	(739,957)
JPY	537,809,155	USD	5,604,000	19/06/13	(10,702,198)
JPY	50,947,815	EUR	407,759	19/06/13	(1,964,109)
JPY	34,384,174	EUR	275,091	19/06/13	(1,337,750)
JPY	142,664,592	EUR	1,141,335	19/06/13	(5,557,089)
JPY	15,773,275	EUR	126,815	19/06/13	(539,108)
AUD	414,000	JPY	40,561,443	19/06/13	175,201
AUD	1,614,600	JPY	158,091,621	19/06/13	585,277
AUD	2,111,400	JPY	207,193,793	19/06/13	1,223,959
AUD	2,258,400	JPY	221,113,168	19/06/13	803,291
AUD	564,600	JPY	55,169,889	19/06/13	92,420
CLP	257,804,000	JPY	52,013,315	19/06/13	1,241,502
ILS	3,028,000	JPY	78,591,740	19/06/13	754,258
KRW	2,511,647,000	JPY	216,167,226	19/06/13	5,007,729
MXN	16,307,000	JPY	124,880,636	19/06/13	1,848,206
NZD	605,800	JPY	47,379,557	19/06/13	(81,106)
NZD	908,700	JPY	71,101,231	19/06/13	(89,763)
NZD	2,120,300	JPY	165,763,145	19/06/13	(349,175)
NZD	1,514,500	JPY	118,488,422	19/06/13	(163,235)
NOK	11,961,568	JPY	199,779,716	19/06/13	8,643,100
NOK	4,784,800	JPY	77,213,274	19/06/13	755,867
NOK	24,402,480	JPY	395,154,239	19/06/13	5,221,461
NOK	18,660,720	JPY	299,834,850	19/06/13	1,650,961
PLN	6,176,000	JPY	184,139,910	19/06/13	8,171,273
SEK	4,374,800	JPY	64,998,591	19/06/13	2,060,074
SEK	6,562,200	JPY	97,509,042	19/06/13	3,101,267
SEK	15,311,800	JPY	227,397,072	19/06/13	7,112,263
SEK	10,937,000	JPY	162,201,178	19/06/13	4,854,886
CHF	305,577	JPY	30,876,630	19/06/13	731,272
TRY	4,916,000	JPY	257,490,739	19/06/13	6,300,423
GBP	13,671,325	JPY	1,950,589,105	19/06/13	3,763,289
GBP	27,756,935	JPY	3,975,187,240	19/06/13	22,540,541
GBP	239,300	JPY	34,339,454	19/06/13	262,624
GBP	933,270	JPY	133,617,292	19/06/13	717,655
GBP	1,220,430	JPY	175,553,485	19/06/13	1,761,652
USD	21,460,304	JPY	2,059,519,622	19/06/13	40,983,659
USD	1,635,200	JPY	153,992,507	19/06/13	187,137
USD	408,800	JPY	38,461,130	19/06/13	9,787
TWD	31,209,000	JPY	101,263,842	19/06/13	3,147,814

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2013)

GW Select Fund Aggressive Type

Note 13 - Forward foreign exchange contracts (continued)

As at March 31, 2013, the following forward foreign exchange contracts were open (continued) :

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
EUR	7,468,255	JPY	933,127,842	19/06/13	35,973,375
EUR	5,038,392	JPY	629,758,692	19/06/13	24,501,388
EUR	20,903,968	JPY	2,612,954,192	19/06/13	101,780,127
EUR	2,322,664	JPY	288,893,412	19/06/13	9,873,965
EUR	3,185,000	JPY	391,703,403	19/06/13	9,092,341
EUR	2,282,880	JPY	275,447,963	19/06/13	1,207,730
EUR	501,120	JPY	60,446,647	19/06/13	247,572
USD	20,234,976	JPY	1,940,000,000	19/06/13	36,717,229
USD	2,829,136	JPY	270,000,000	19/06/13	3,894,144
Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts					(44,824,756)

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2013)

GW Select Fund Aggressive Type

Note 14 - Futures contracts

As at March 31, 2013, the following futures contracts were outstanding :

Description	Currency	Maturity date	Number of contracts bought/ (sold)	Commitments	Unrealised appreciation/ (depreciation)
Futures contracts on stock indices				JPY	JPY
AMSTERDAM INDEX.EOE	EUR	April 2013	100	830,821,607	(12,974,079)
CAC 40.MONEP	EUR	April 2013	408	1,820,349,839	(55,959,432)
DAX INDEX.EUREX	EUR	June 2013	92	2,157,901,754	(52,231,818)
E-MINI S+P.IMM	USD	June 2013	10	73,272,327	11,695,727
EURO STOCK INDEX DJ.EUREX	EUR	June 2013	7	21,418,042	(831,404)
FTSE INDEX 100.LIFFE	GBP	June 2013	36	325,404,273	(4,411,508)
FTSE/MIB INDEX.MLN	EUR	June 2013	3	27,038,341	(1,450,573)
HANG SENG H-SHARES.HK	HKD	April 2013	29	191,387,043	(861,549)
HANG SENG INDEX.HK	HKD	April 2013	(6)	81,180,870	29,102
IBEX 35.MEFF	EUR	April 2013	2	18,812,415	(1,614,388)
IPC INDEX MEX BOLSA.MDX	MXN	June 2013	(46)	154,751,119	(287,742)
ISE30.TDX	TRY	April 2013	203	108,824,699	7,416,173
OMXS30.EDX	SEK	April 2013	21	35,892,260	(137,785)
S+P CNX NIFTY.SGX	USD	April 2013	(51)	54,941,325	(590,508)
S+P/TSE60 INDEX.ME	CAD	June 2013	(24)	321,821,736	5,343,698
SPI 200.SFE	AUD	June 2013	15	182,956,701	(3,388,769)
SWISS INDEX.EUREX	CHF	June 2013	(114)	862,604,098	402,400
TAIWAN INDEX MSCI.SGX	USD	April 2013	(131)	346,890,281	(246,633)
TOPIX.TSE	JPY	June 2013	0	0	10,629,786
WIG20.WSE	PLN	June 2013	(151)	102,376,130	4,650,434
Total commitments and net unrealised depreciation on futures contracts on stock indices				7,718,644,860	(94,818,868)
Futures contracts on interest rate				JPY	JPY
AUSTR.10YT-BD 6pc.SFE	AUD	June 2013	184	1,768,858,537	26,308,235
CANADA GOV BOND.ME	CAD	June 2013	31	387,532,007	165,224
EURO BUND.EUREX	EUR	June 2013	65	1,137,460,372	17,881,404
GILT.LIFFE	GBP	June 2013	(507)	8,617,730,826	(267,734,119)
JAPAN 10YR JGB.TSE	JPY	June 2013	(8)	1,166,880,000	(6,324,680)
JGB MINI.SGX	JPY	June 2013	(115)	1,677,045,000	(11,332,093)
US T-NOTES 10YR.CBT	USD	June 2013	574	7,139,174,506	66,499,217
Total commitments and net unrealised depreciation on futures contracts on interest rate				21,894,681,248	(174,536,812)
Total commitments and net unrealised depreciation on futures contracts				29,613,326,108	(269,355,680)

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2013)

GW Select Fund Aggressive Type

Note 15 - Bullet swap contracts

As at March 31, 2013, the following bullet swap contracts were outstanding :

Description	Ccy	Maturity date	Number of contracts bought	Counterparty	Commitments	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY	JPY
Bullet swap contracts						
BSW BOVESPA SAO PAULO	BRL	17 April 2013	47	Morgan Stanley	123,174,120	(5,653,858)
BSW KOSPI2 KOREA	KRW	13 June 2013	10,500,000	Morgan Stanley	234,390,768	(130,312)
Total commitments and unrealised depreciation on bullet swap contracts					357,564,888	(5,784,170)

As at March 31, 2013 the Series trust has a collateral cash position with regards to bullet swap contracts agreement for a total of USD 780,000.

Note 16 - TBCAM Equity Market Neutral

The determination of the net asset value of the Boston Company Equity Market Neutral Yen (Mellon TBCAM Equity Market Neutral Yen) has been suspended as at September 30, 2008 and consequently no shares may be subscribed or redeemed. Last official net asset value has been calculated on September 10, 2008. In 2013, due to progress of legal proceedings, including execution of Claims Determination Deed, interim distribution was received and asset was partially liquidated in relation with part of the claims of the underlying investment of the Boston Company Equity Market Neutral Yen (Mellon TBCAM Equity Market Neutral Yen). Consequently, two distributions were received by the Series Trust from the Boston Company Equity Market Neutral Yen (Mellon TBCAM Equity Market Neutral yen), amounting JPY 199,386,118 on December 5, 2012 and JPY 855,182,227 on January 31, 2013. These distributions were recorded against the cost of this investment.

The investment of the Series Trust in Boston Company Equity Market Neutral Yen (Mellon TBCAM Equity Market Neutral Yen) was raised, in light of information on further development in legal proceedings, and is valued at March 31, 2013 at its estimated recoverable value as estimated in good faith by the Manager. The estimated value as of March 31, 2013 together with the above indicated distributions received represents 63.07% of the last net asset value of Mellon TBCAM Equity Market Neutral Yen as at September 10, 2008. The amount that will be ultimately recovered may differ significantly from the estimated value as of March 31, 2013 (JPY 371,540,779), depending on the outcome of legal proceedings in relation to the claims of the underlying investments.

As of July 9, 2013, an additional distribution of JPY 69,678,955 has been received from Mellon TBCAM Equity Market Neutral Yen.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

() 安定型 クラスA 受益証券

(2014年7月末日現在)

	円(を除く。)
資産総額	13,312,175,421
負債総額	19,402,493
純資産価額(-)	13,292,772,928
発行済受益証券口数	14,348,541,254口
1口当たり純資産価格(/)	0.9264

() 安定型 クラスB 受益証券

(2014年7月末日現在)

	円(を除く。)
資産総額	6,672,724,596
負債総額	12,209,348
純資産価額(-)	6,660,515,248
発行済受益証券口数	7,466,454,841口
1口当たり純資産価格(/)	0.8921

() 積極型 クラスA 受益証券

(2014年7月末日現在)

	円(を除く。)
資産総額	12,551,408,937
負債総額	18,214,096
純資産価額(-)	12,533,194,841
発行済受益証券口数	14,061,891,727口
1口当たり純資産価格(/)	0.8913

() 積極型 クラスB 受益証券

(2014年7月末日現在)

	円(を除く。)
資産総額	6,111,866,039
負債総額	11,248,147
純資産価額(-)	6,100,617,892
発行済受益証券口数	7,091,254,659口
1口当たり純資産価格(/)	0.8603

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

名 称 S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 2557 ロベルトシュトゥンパー通り 9 A

日本の受益者については、ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

（ロ）受益者集会

受託会社は、信託証券の規定により要求される場合、または受益者決議の提議においては1口当たり純資産価格の総額が、トラストの全シリーズ・トラストの純資産価格の総額の10分の1以上となる受益証券を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、またはファンド決議の提議においてはファンドの受益証券の10分の1以上の口数を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、当該通知に記載される日時および場所にて、適宜すべての受益者またはファンドの受益者の集会を招集するものとする。

各集会の15日以上前の書面による通知は、集会の場所、日時および当該集会において提議される予定の決議事項を明記した上、受託会社より、すべての受益者の集会の場合には各受益者に対し、ファンドの受益者の集会の場合にはファンドの受益者に対して、郵送されるものとする。集会の基準日は、通知に記載される当該集会の日付の21日以上前であるものとする。受益者への通知の事故による不配または受益者の不受理は、集会における議事を無効としないものとする。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限ある役員は、いずれの集会においても出席および発言の権利が与えられているものとする。

受益者決議に関する純資産価格の計算は、集会の直前の関連する評価日に行われるものとする。定足数の要件は受益者2人とするが、受益者が1人しか存在しない場合はこの限りでない。かかる場合、定足数は受益者1人とする。

集会において、集会の採決に付された決議は書面による投票により採択されるものとし、受益者決議においてはトラストの全シリーズ・トラストの純資産価格の総額の50%以上にあたる1口当たり純資産価格の総額の受益証券を保有する受益者、ファンド決議においてはファンドの受益証券の2分の1以上の口数を保有する受益者により承認された場合に、投票の結果が当該集会の決議とみなされるものとする。

投票において、議決権は本人または代理人のいずれかによって行使し得る。

文書の提供および閲覧

信託証券、管理事務代行契約、保管契約、受託会社および/または管理会社間で締結されたファンドに関するサービス提供者を任命する契約、ファンドの受益証券の日本における販売会社を任命する契約ならびに一切の年次報告書および半期報告書の写しは、あらゆる日（土曜、日曜および祝日を除く。）の通常の営業時間内に管理事務代行会社の事務所において、無料で閲覧可能となり、かかる写しは、合理的な料金を支払った上で入手することができる。

（ハ）受益者に対する特典

受益者に対する特典はない。

（二）受益証券の譲渡制限の内容

各受益者は、受託会社の事前の書面による承諾に従い、管理会社との協議後、受託会社が随時承認する様式の書面により、いずれの受益証券についても名義書換ができる。但し、譲受人は、関連もしくは該当

する管轄地における制定法、政府その他の要求もしくは規制、または該当する時点において有効な受託会社の方針を遵守するため、その他受託会社の要請に従い、受託会社、または適正に授権された受託会社の代理人が要求する情報を、事前に提供するものとする。さらに、譲受人は、(a) 適格投資家への名義書換であること、(b) 譲受人が、専ら投資目的のために、自己勘定で受益証券を取得していること、および(c) 受託会社はその裁量により要求するその他の事項につき書面で受託会社に対して表明する必要がある。

(ホ) その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項
該当事項なし。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本金の額

2014年6月末日現在の資本金の額は、246,310円で、全額払込済である。管理会社の授権株式総数は、普通株式450,000株および償還可能優先株式450,000株で、発行済株式数は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株である。なお、管理会社の純資産の額は、2014年6月末日現在、約58億円である。

最近5年間に資本金の増減はなされていない。但し、2007年7月1日より、資本金を含む財務書類の記帳通貨が米ドルから円に変更された。

（2）会社の機構

管理会社はケイマン諸島において設立され、現在存続している法人である。2014年8月末日現在、同社の取締役会は、以下の6名の取締役から構成される。

スティーブ・リピナー	取締役
スコット・レノン	取締役
ドニ・シャムサディン	取締役
ジェーン・ケー	取締役
ギ・ユーディン	取締役
パトリツィア・ブルツィオ	取締役

権限を授権された取締役がファンドに関して管理会社を代理する。

管理会社は、管理事務代行者としての業務をS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社に委託しており、また、投資運用業務をB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に委託している。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的は、あらゆる種類の金融、商取引およびトレーディング業務ならびに銀行および信託業務を遂行し、引受け、また、これらの目的のいずれかに関連して差支えなく行うことのできるようなその他の業務を営むことを含む。

2014年6月末日現在、管理会社は、下記の投資信託の管理および運用を行っている。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産額の合計
ケイマン諸島籍	オープン・エンド型 契約型投資信託	22	540,349,149,046円
	オープン・エンド型 会社型投資信託	1	2,525,700,901円

3【管理会社の経理状況】

- (1) 管理会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第131条第5項本文を適用し、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日 内閣府令第52号)により作成しております。
- また、財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (2) 管理会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(自平成25年1月1日至平成25年12月31日)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

財務諸表

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	2,080,405	3,838,588
未収委託者報酬	959,868	447,075
前払販売関連費用	17,173,271	13,280,064
未収入金	2,716,320	1,239,048
流動資産計	22,929,864	18,804,775
資産合計	22,929,864	18,804,775
負債の部		
流動負債		
未払金	2,352,449	536,738
未払費用	1,573,117	1,938,923
デリバティブ債務	29,366	-
その他流動負債	2,512	-
流動負債計	3,957,445	2,475,661
固定負債		
長期借入金	15,076,337	10,718,661
固定負債計	15,076,337	10,718,661
負債合計	19,033,782	13,194,322
純資産の部		
株主資本		
資本金	246	246
資本剰余金		
その他資本剰余金	1,193,830	1,193,830
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,702,005	4,416,377
純資産合計	3,896,082	5,610,453
負債・純資産合計	22,929,864	18,804,775

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日）	当事業年度 （自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日）
営業収益		
委託者報酬	4,916,077	4,594,951
販売管理報酬等	13,399,514	13,004,897
営業収益計	18,315,591	17,599,848
営業費用		
支払手数料	4,642,117	3,924,277
販売関連費用	11,527,479	10,889,897
営業費用計	16,169,596	14,814,174
一般管理費		
事務委託費	1,500	260,516
諸経費	11,688	14,458
一般管理費計	13,188	274,974
営業利益	2,132,805	2,510,700
営業外収益		
受取利息	242	6,422
為替差益	-	25,590
営業外収益計	242	32,012
営業外費用		
支払利息	591,174	369,850
為替差損	32,907	-
営業外費用計	624,081	369,850
経常利益	1,508,966	2,172,861
特別損失		
前払販売関連費用追加償却費	* 1 696,611	458,490
税引前当期純利益	812,355	1,714,371
当期純利益	812,355	1,714,371

(3) 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	246	246
当期変動額	-	-
当期末残高	246	246
資本剰余金		
その他資本剰余金		
当期首残高	1,193,830	1,193,830
当期変動額	-	-
当期末残高	1,193,830	1,193,830
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,889,650	2,702,005
当期変動額		
当期純利益	812,355	1,714,371
当期変動額合計	812,355	1,714,371
当期末残高	2,702,005	4,416,377
株主資本合計		
当期首残高	3,083,727	3,896,082
当期変動額		
当期純利益	812,355	1,714,371
当期変動額合計	812,355	1,714,371
当期末残高	3,896,082	5,610,453
純資産合計		
当期首残高	3,083,727	3,896,082
当期変動額		
当期純利益	812,355	1,714,371
当期変動額合計	812,355	1,714,371
当期末残高	3,896,082	5,610,453

重要な会計方針

1．デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

2．前払販売関連費用の処理方法

前払販売関連費用には、受益証券販売会社に支払った販売手数料を計上しており、将来ファンドから收受する販売管理報酬及び解約時には投資家から回収する手数料（販売管理報酬等）に対応させて営業費用の販売関連費用にて計上しております。

表示方法の変更

（損益計算書）

前事業年度において、「一般管理費」の「諸経費」に含めていた「事務委託費」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「一般管理費」の「諸経費」に表示していた1,500千円は、「事務委託費」として組み替えております。

注記事項

（損益計算書関係）

前事業年度（自平成24年1月1日 至平成24年12月31日）

* 1．前払販売関連費用追加償却費

前払販売関連費用の価値の減少により、将来受取キャッシュ・フローの見込額が減少したため、当該見込み額に基づき、前払販売関連費用について追加償却費を認識しております。

当事業年度（自平成25年1月1日 至平成25年12月31日）

* 1．前払販売関連費用追加償却費

同上

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成24年1月1日 至平成24年12月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,000	-	-	1,000
優先株式（株）	1,000	-	-	1,000

当事業年度（自平成25年1月1日 至平成25年12月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,000	-	-	1,000
優先株式（株）	1,000	-	-	1,000

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は資産運用管理業務を行っています。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬、未収入金の管理はきわめて重要であると認識しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しており、外貨建預金については、為替予約を用いて管理しております。

必要資金については銀行からの借入により調達しており、必要に応じて長期借入により資金調達する方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は分別保管されているファンドの信託財産から回収されるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。なお、営業債権のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

また、長期借入金については、金利の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されております。

預金のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る金利の変動リスク及び為替の変動リスクにつきましては、市場の動向を継続的に把握しその抑制に努めております。預金のうち、外貨建てのものについては急激な為替変動リスクを抑制するため、短期の為替予約を用いております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成24年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表上計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,080,405	2,080,405	-
(2) 未収委託者報酬	959,868	959,868	-
(3) 未収入金	2,716,320	2,716,320	-
資産計	5,756,593	5,756,593	-
(1) 未払金	2,352,449	2,352,449	-
(2) 未払費用	1,573,117	1,573,117	-
(3) 長期借入金	15,076,337	15,076,337	-
負債計	19,001,903	19,001,903	-
デリバティブ取引（*1）			
(1) ヘッジ会計が 適用されていないもの	(29,366)	(29,366)	-
(2) ヘッジ会計が 適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	(29,366)	(29,366)	-

（*1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

当事業年度（平成25年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表上計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	3,838,588	3,838,588	-
(2) 未収委託者報酬	447,075	447,075	-
(3) 未収入金	1,239,048	1,239,048	-
資産計	5,524,711	5,524,711	-
(1) 未払金	536,738	536,738	-
(2) 未払費用	1,938,923	1,938,923	-
(3) 長期借入金	10,718,661	10,718,661	-
負債計	13,194,322	13,194,322	-
デリバティブ取引（*1）			
(1) ヘッジ会計が 適用されていないもの	-	-	-
(2) ヘッジ会計が 適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

（*1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資 産

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、並びに（3）未収入金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金、並びに(2) 未払費用

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金は、変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成24年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	2,080,405	-	-	-
未収委託者報酬	959,868	-	-	-
未収入金	2,716,320	-	-	-
合計	5,756,593	-	-	-

当事業年度(平成25年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	3,838,588	-	-	-
未収委託者報酬	447,075	-	-	-
未収入金	1,239,048	-	-	-
合計	5,524,711	-	-	-

（注3）長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成24年12月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 2年以内 （千円）	2年超 3年以内 （千円）	3年超 4年以内 （千円）	4年超 5年以内 （千円）	5年超 （千円）
長期借入金	3,485,131	3,485,131	3,485,131	2,478,169	1,024,399	1,118,376
合 計	3,485,131	3,485,131	3,485,131	2,478,169	1,024,399	1,118,376

当事業年度（平成25年12月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 2年以内 （千円）	2年超 3年以内 （千円）	3年超 4年以内 （千円）	4年超 5年以内 （千円）	5年超 （千円）
長期借入金	2,263,806	2,263,806	2,228,183	1,599,431	1,354,473	1,008,962
合 計	2,263,806	2,263,806	2,228,183	1,599,431	1,354,473	1,008,962

（デリバティブ取引関係）

1．取引の時価等に関する事項

通貨関連

前事業年度（平成24年12月31日）

区分	取引の種類	契約額等 （千円）	契約額等のうち 1年超 （千円）	時価 （千円）	評価損益 （千円）
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建				
	イギリスポンド	464,844	-	9,097	9,097
	USドル	428,726	-	10,791	10,791
	オーストラリアドル	392,701	-	9,476	9,476
	合計	1,286,071	-	29,366	29,366

（注）1．時価の算定方法

期末の時価は先物相場を使用しております。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

当事業年度（平成25年12月31日）

区分	取引の種類	契約額等 （千円）	契約額等のうち 1年超 （千円）	時価 （千円）	評価損益 （千円）
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建				
	イギリスポンド	588,387	-	-	-
	USドル	682,606	-	-	-
	オーストラリアドル	1,590,642	-	-	-
	合計	2,861,635	-	-	-

（注）1．時価の算定方法

期末の時価は先物相場を使用しております。なお、当事業年度は期末日に為替予約を行っているため、期末日の時価は零となっております。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「管理業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自平成24年1月1日 至平成24年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	販売管理報酬等	合計
外部顧客への売上高	4,916,077	13,399,514	18,315,591

2．地域ごとの情報

（1）売上高

損益計算書に占める外部顧客への売上高の90%超は本邦におけるものであるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自平成25年1月1日 至平成25年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	販売管理報酬等	合計
外部顧客への売上高	4,594,951	13,004,897	17,599,849

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

損益計算書に占める外部顧客への売上高の90%超は本邦におけるものであるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（関連当事者との取引）

１．関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自平成24年1月1日 至平成24年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ビーエヌワイ・メロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・リミテッド	英国ロンドン	31.3 百万 ポンド	資産 運用 業務	なし	投資運用 委託	(注2) 投資 運用 委託	1,463,242	未払 費用	739,704
同一の親会社を持つ会社	ビーエヌワイ・メロン・アセット・マネジメント・ジャパン・リミテッド	東京都千代田区	795 百万円	資産 運用 業務	なし	投資運用 委託、 役員の 兼任	(注2) 投資 運用 委託	3,143,761	未払 費用	811,587
同一の親会社を持つ会社	ビーエヌワイ・メロン・インターナショナル・アセット・マネジメント・グループ・リミテッド	英国ロンドン	133 百万 ドル	資産 運用 業務	なし	投資管理 受託 役員の 兼任	(注3) 投資 管理 受託	571,324	未収 委託者 報酬	571,324
同一の親会社を持つ会社	ニューヨークメロン銀行	米国 ニュー ヨーク	1,135 百万米 ドル	銀行業	なし	預金取引	(注4) 預金の 引出 (純額)	887,649	預金	1,666,024
						資金の 借入	(注4) 資金の 借入 (純額)	937,911	長期 借入金	15,076,337
							(注4) 利息の 支払	591,174	未払 利息	4,092

当事業年度（自平成25年1月1日 至平成25年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ビーエヌワイ・メロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・リミテッド	英国ロンドン	31.3 百万 ポンド	資産 運用 業務	なし	投資運用 委託	(注2) 投資 運用 委託	31,730	未払 費用	691,021
同一の親会社を持つ会社	ビーエヌワイ・メロン・アセット・マネジメント・ジャパン・リミテッド	東京都千代田区	795 百万円	資産 運用 業務	なし	投資運用 委託、 役員の 兼任	(注2) 投資 運用 委託	3,923,866	未払 費用	946,697
							(注5) 事務 委託	260,516	未払 費用	260,516
同一の親会社を持つ会社	ニューヨークメロン銀行	米国 ニュー ヨーク	1,135 百万米 ドル	銀行業	なし	預金取引	(注4) 預金の 預入 (純額)	1,555,936	預金	3,221,960
						資金の 借入	(注4) 資金の 返済 (純額)	4,357,676	長期 借入金	10,718,661
							(注4) 利息の 支払	369,850		

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

- (1) 取引金額には、消費税等は含まれておりません。
- (2) 当該会社との投資運用契約に基づき、独立第三者間取引と同様の取引条件で計算された金額を支払っています。
- (3) 当該会社との投資管理契約に基づき、独立第三者間取引と同様の取引条件で計算された金額を支払っています。
- (4) 当社と関係を有しない他の当事者と同様の取引条件等によっております。
- (5) 事務委託については、当社が提供を受ける役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション（ニューヨーク証券取引所に上場）

（ 1 株当たり情報 ）

	前事業年度 〔 自平成24年 1 月 1 日 至平成24年12月31日 〕	当事業年度 〔 自平成25年 1 月 1 日 至平成25年12月31日 〕
1 株当たり純資産額	1,948,042円26銭	2,805,228円12銭
1 株当たり当期純利益金額	406,177円27銭	857,186円05銭

（注）1．潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2．1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 〔 自平成24年 1 月 1 日 至平成24年12月31日 〕	当事業年度 〔 自平成25年 1 月 1 日 至平成25年12月31日 〕
当期純利益（千円）	812,355	1,714,371
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	812,355	1,714,371
期中平均株式数	2,000	2,000
うち、普通株式	1,000	1,000
うち、普通株式と同等の株式： 優先株式	1,000	1,000

（ 重要な後発事象 ）

該当事項はありません。

中間財務書類

管理会社の経理状況において、当中間会計期間（平成26年1月1日から平成26年6月30日まで）については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という）第76条第4項本文の適用により、管理会社B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドの中間財務書類を掲げております。

- （1）管理会社の中間財務書類（平成26年1月1日から平成26年6月30日まで）は、中間財務諸表等規則第2条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令 第52号）により作成しております。
- （2）管理会社は、当中間会計期間（平成26年1月1日から平成26年6月30日まで）の中間財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査を受けておりません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

	第36期中間会計期間末 (平成26年6月30日)
資産の部	
流動資産	
預金	3,891,339
未収委託者報酬	341,591
前払販売関連費用	12,006,844
未収入金	1,027,102
流動資産計	17,266,876
資産合計	17,266,876
負債の部	
流動負債	
未払費用	1,671,608
未払金	448,253
流動負債計	2,119,861
固定負債	
長期借入金	9,341,009
固定負債計	9,341,009
負債合計	11,460,870
純資産の部	
株主資本	
資本金	246
資本剰余金	
その他資本剰余金	1,193,830
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	4,611,930
純資産合計	5,806,006
負債・純資産合計	17,266,876

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第36期中間会計期間

(自 平成26年 1 月 1 日

至 平成26年 6 月30日)

営業収益	
委託者報酬	2,089,298
販売管理報酬等	3,440,704
営業収益計	5,530,002
営業費用	
支払手数料	1,788,264
販売関連費用	3,011,253
営業費用計	4,799,517
一般管理費	
事務委託費	226,967
諸経費	956
一般管理費計	227,923
営業利益	502,562
営業外収益	
受取利息	2,059
営業外収益計	2,059
営業外費用	
支払利息	130,976
為替差損	27,345
営業外費用計	158,321
経常利益	346,300
特別損失	
前払販売関連費用追加償却費	150,747
税引前中間純利益	195,553
中間純利益	195,553

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第36期中間会計期間
(自 平成26年 1月 1日
至 平成26年 6月30日)

株主資本	
資本金	
前期末残高	246
当中間期変動額	-
当中間期末残高	246
資本剰余金	
その他資本剰余金	
前期末残高	1,193,830
当中間期変動額	-
当中間期末残高	1,193,830
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	4,416,377
当中間期変動額	
中間純利益	195,553
当中間期変動額合計	195,553
当中間期末残高	4,611,930
株主資本合計	
前期末残高	5,610,453
当中間期変動額	
当中間純利益	195,553
当中間期変動額合計	195,553
当中間期末残高	5,806,006
純資産合計	
前期末残高	5,610,453
当中間期変動額	
中間純利益	195,553
当中間期変動額合計	195,553
当中間期末残高	5,806,006

重要な会計方針

項目	第36期中間会計期間
	〔 自平成26年1月1日 至平成26年6月30日 〕
1. デリバティブ等の 評価基準及び評価方法	(1) 時価法
2. 前払販売関連費用の 処理方法	前払販売関連費用には、受益証券販売会社に支払った販売手数料を計上しており、将来ファンドから收受する販売管理報酬及び解約時には投資家から回収する手数料（販売管理報酬等）に対応させて営業費用の販売関連費用にて計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第36期中間会計期間	
〔 至平成26年6月30日 〕	
1. 関係会社に対するもの	
預金	3,142,608 千円
未払費用	1,671,608 千円
長期借入金	9,341,009 千円

(損益計算書関係)

第36期中間会計期間	
〔 自平成26年1月1日 至平成26年6月30日 〕	
1. 関係会社との取引に係るもの	
支払手数料	1,788,264 千円
受取利息	2,059 千円
為替差益	27,345 千円
支払利息	130,976 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第36期中間会計期間（自平成26年1月1日 至平成26年6月30日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	1,000	-	-	1,000
優先株式（株）	1,000	-	-	1,000

(金融商品の状況に関する事項)

当事業年度（平成26年6月30日現在）

1. 金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は資産運用管理業務を行っています。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬、未収入金の管理はきわめて重要であると認識しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しており、外貨建預金については、為替予約を用いて管理しております。

必要資金については銀行からの借入により調達しており、必要に応じて長期借入により資金調達する方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は分別保管されているファンドの信託財産から回収されるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。なお、営業債権のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

また、長期借入金については、金利の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されております。

預金のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る金利の変動リスク及び為替の変動リスクにつきましては、市場の動向を継続的に把握しその抑制に努めております。預金のうち、外貨建てのものについては急激な為替変動リスクを抑制するため、短期の為替予約を用いております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年6月30日における貸借対照表上計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表上計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	3,891,339	3,891,339	-
(2) 未収委託者報酬	341,591	341,591	-
(3) 未収入金	1,027,102	1,027,102	-
資産計	5,260,032	5,260,032	-
(1) 未払金	448,253	448,253	-
(2) 未払費用	1,671,608	1,671,608	-
(3) 長期借入金	9,341,009	9,341,009	-
負債計	11,460,870	11,460,870	-

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、(3) 未収入金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 未払費用

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金は、変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	3,891,339			
未収委託者報酬	341,591			
未収入金	1,027,102			
合 計	5,260,032			

（注3）長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	2,276,649	2,276,649	1,970,129	1,271,623	1,104,951	441,008
合 計	2,276,649	2,276,649	1,970,129	1,271,623	1,104,951	441,008

（デリバティブ取引関係）

1．取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	取引の種類	第36期中間会計期間末 (平成26年6月30日)		
		契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 イギリスポンド USドル オーストラリアドル	636,835 737,467 1,864,087	- - -	- - -
	合計	3,238,389	-	-

（注）1．時価の算定方法

期末の時価は先物相場を使用しております。なお、期末日に為替予約を行っているため、期末日の時価は零となっております。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「管理業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当事業年度(自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	販売管理報酬等	合計
外部顧客への売上高	2,089,298	3,440,704	5,530,002

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

損益計算書に占める外部顧客への売上高の90%超は本邦におけるものであるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(追加情報)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日改正分)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

該当事項はありません。

（ 1株当たり情報）

第36期中間会計期間 〔 自平成26年 1月 1日 至平成26年 6月30日 〕	
1株当たり純資産額	2,903,038.16円
1株当たり中間純利益	97,776.91円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第36期中間会計期間 自 平成26年 1月 1日 至 平成26年 6月30日
中間純利益（千円）	195,553
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益（千円）	195,553
期中平均株式数	2,000
うち、普通株式	1,000
うち、普通株式と同等の株式：優先株式	1,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	該当ありません。

4【利害関係人との取引制限】

管理会社および受託会社、これらの持株会社、かかる持株会社の株主および子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「関係当事者」という。）の各々は、場合によりファンドとの利益相反を招き得る他の金融活動、投資活動その他の専門的な活動に関与することがある。かかる活動には、他の投資信託の受託者または管理者として活動すること、および他の投資信託または他の会社の取締役、役員、アドバイザーまたは代理人として行為することが含まれる。特に、管理会社は、ファンドのそれと類似または重複する投資目的を有する他の投資信託に対する助言に関与することが予想される。さらに、受託会社の関連会社は、ファンドに対し、管理会社に承認される条件により銀行サービスおよび金融サービスを提供することができ、この場合かかる銀行サービスおよび金融サービスの提供により得られた利益は関係当事者が保有することとなる。管理会社および受託会社は、第三者に対しファンドに提供されたものと類似するサービスを提供することができ、かかる行為により得られた利益につき説明する責任を負わないものとする。利益相反が生じた場合、管理会社または受託会社（のうち該当する方）は、これが公平に解決されることを確保する努力を行うものとする。異なる顧客（ファンドを含む。）への投資機会の配分において、管理会社は、かかる義務につき利益相反に直面する可能性がある。但し、管理会社は、当該状況下の投資機会が長期にわたり評価され公平に配分されることを保証する。

各ファンドは、関係当事者またはかかる者により助言もしくは管理される投資信託または投資勘定から証券を取得するか、またはこれらに対し証券を処分することができる。関係当事者（受託会社を除く。）は、受益証券を保有し自己が適切と判断するところに従い取引を行うことができる。関係当事者は、類似の投資対象がファンドにより保有されるか否かにかかわらず、自己の勘定で投資対象を購入、保有または取引することができる。

関係当事者は、受益者との間で、または自己の証券がファンドによりもしくはその勘定で保有されている事業体との間で金融その他の取引を行うか、またはかかる取引に関与することができる。さらに、関係当事者は、該当するファンドのためであるか否かを問わず当該ファンドの勘定で行ったファンドの投資対象の売却または購入に関し、自らが取り決める手数料および利益を受領することができる。

適用ある法令に従い、

- (a) 管理事務代行会社、保管会社ならびにその各子会社、関連会社、代理人、被委譲者および関係者（各々を「関係当事者」という。）は、本人または代理人として、または管理事務代行会社が管理事務代行契約の当事者でなかった場合に有していた権利と同一の権利を有するその他の者として、ファンドの勘定で資産または株式を購入、保有、処分その他取引することができるが、管理事務代行会社は、かかる取引の結果自らまたは関係当事者が保有することとなった情報に関する通知により影響を受けるとはみなされず、管理会社もしくは受託会社に対しかかる情報を開示する義務を負うともみなされない。
- (b) 関連当事者は、同一または類似の投資対象がファンドによりもしくはその勘定で保有されるかまたは当該ファンドに関係するか否かにかかわらず、自己の勘定、ファンドの勘定または自己の顧客の勘定で投資対象を購入、保有および取引することができ、これに関与するいかなる者も、かかる取引によりまたはこれに関連し得られた利益につき説明する義務を負わない。管理事務代行会社は、かかる取引の結果自らまたは関係当事者が保有することとなった情報に関する通知により影響を受けるとはみなされず、管理会社もしくは受託会社に対しかかる情報を開示する義務を負うともみなされない。
- (c) 関連当事者は、ファンドの勘定で、保管会社またはそのノミニーに対し投資対象を売却し、かかる者から投資対象を購入し、またはかかる者に対し投資対象を付与することができ、かつ、受益者、ファンド、または自己の証券がファンドによりもしくはその勘定で保有されているかまたは当該ファンドに関連する投資信託または機関の勘定で、保管会社もしくはそのノミニーとの間で金融取引、銀行取引、通貨取引またはその他の取引を行うか、またはかかる取引に関与することができる

が、かかる関連当事者のいずれも、かかる取引に関し関係する当事者間の関係のみに基づき発生した利益につき説明することを求められない。但し、上記(a)乃至(c)に企図される取引は、関係受益者の最善の利益において対等に取り決められる通常の商業条件に基づき成立したものととして実行され、かつ、以下に従うものとする。

- () 独立しておりかつ認定評価を行う資格を有すると保管会社により認められた者からかかる評価を受領すること、
- () 該当する規則に基づく最高の条件による計画的な投資取引を実行すること、
- () 上記()または()に規定される手続が実行可能でない場合は、保管会社(保管会社が関係する取引の場合は管理会社)が、関係受益者の最善の利益において対等に取り決められる通常の商業条件に基づき成立したものととして取引が行われたと満足する条件により実行すること。
- (d) 関連当事者は、購入者またはベンダーが当該時点で公開されていない証券取引所その他の市場において通常の方法で成立する契約に従い行われる取引を完了することができる。
- (e) 関連当事者は、他の者の事務管理代行会社もしくは登録機関として行為することを継続するかまたはかかる行為に同意することができ、また、ファンドに対し同様のサービスを提供することなく他の顧客に対し事務管理サービスまたは登録サービスを提供することができる。
- (f) 関連当事者は、ファンドのために、(関連当事者または当該関連当事者に課せられる銀行手数料または預金利息その他の事項に関する) 通常の顧客向け銀行業務を条件として、銀行施設を提供するかまたは関連当事者をして銀行として行為し銀行施設(直物為替取引および為替予約取引を含む。) を提供せしめることができる。関連当事者は通常利息を認めるが、これに従い、該当するファンドまたはその受益者に対し説明する義務を負うことなく、銀行としての役割に関連し自己に発生する利益を請求しこれを保有する権利を有するものとする。

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款は、株主総会の決議に従いその時々に変更される。

(2) 事業譲渡または事業譲受

当初、管理会社のすべての発行済株式は、メロン・インターナショナル・ホールディング・コーポレーション(以下「M I H C」という。)が保有していた。その後M I H Cは解散し、この解散に伴い、その当時M I H Cの普通株9,900株を保有していた、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの完全子会社であるメロン・バンク・エヌ・エイ(以下「メロン・バンク」という。)は、メロン・バンク・インターナショナルに分配された一定額の現金を除くM I H Cの資産および負債をすべて引受けた。

その後、メロン・バンクはM I H Cの解散に伴い受領した、メロン・バンクが保有する一定額の現金を除くすべての資産をメロン・オーバースーズ・インベストメント・コーポレーション(以下「M O I C」という。)に提供した。管理会社のすべての発行済株式は、M O I Cに提供されたかかる資産に含まれていたため、管理会社はM O I Cの完全子会社となった。

(3) 出資の状況

該当なし。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。但し、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

資本金の額

2014年6月末日現在、受託会社の資本金の額は、46,959,975米ドル（約48億2,983万円）である。

（注）米ドルの円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、平成26年7月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=102.85円）による。

事業の内容

受託会社はケイマン諸島の法律に基づき1965年に設立された信託銀行であり、銀行、信託および投資サービスを包括的に提供している。その顧客には、ケイマン諸島だけでなく世界各地の個人、法人その他の機関が含まれる。受託会社は、ケイマン諸島の銀行及び信託会社法（2013年改訂）に基づき適法に設立され、存続しており、現在行っている自己の事業につき許可を受けている。また、受託会社は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づきミューチュアル・ファンド管理者としての許可も受けている。

(2) SMC日興ルクセンブルク銀行株式会社（「管理事務代行会社」および「保管会社」）

資本金の額

2014年3月末日現在、資本金の額は、90,154,448ユーロ（約124億2,328万円）である。

（注）ユーロの円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、平成26年7月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ=137.80円）による。

事業の内容

SMC日興ルクセンブルク銀行株式会社は、ルクセンブルグで1974年2月14日に設立された銀行である。

(3) BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（「投資運用会社」）

資本金の額

2014年3月末日現在、投資運用会社の資本金の額は、7億9,500万円である。

事業の内容

投資運用会社は、1998年11月に日本において設立され、金融商品取引法に基づき登録を受け日本において投資運用業および投資助言・代理業を営んでいる。

(4) SMC日興証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

資本金の額

2014年7月末日現在、代行協会員および日本における販売会社の資本金の額は、100億円である。

事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、SMC日興証券は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

2【関係業務の概要】

(1) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)

受託会社は、信託証書に基づき、ファンドの受託業務を行う。

(2) S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社(「管理事務代行会社」および「保管会社」)

管理事務代行会社は、ファンドに関して管理事務、登録および名義書換業務を行う。また、管理事務代行契約に基づき、受託会社および管理会社の監督のもと、ファンドの業務を行い、ファンドの会計記録を維持し、ファンドの純資産価額の算定を行う。

保管会社は、保管契約に定めるとおり、保管する証券の処理、評価および報告業務を行う。かかる業務には、信託および保護預り、資金管理および証券移動、ならびに月次評価といった業務が含まれる。

(3) B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社(「投資運用会社」)

管理会社から委託を受け、信託証書に基づきファンドに関する投資運用業務を行う。

(4) S M B C日興証券株式会社(「代行協会員」および「日本における販売会社」)

代行協会員としての業務および受益証券の販売・買戻しに関する業務を行う。

3【資本関係】

(1) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)

該当事項なし。

(2) S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社(「管理事務代行会社」および「保管会社」)

S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、S M B C日興証券株式会社の100%子会社である。

(3) B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社(「投資運用会社」)

投資運用会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの間接的な完全子会社である。

(4) S M B C日興証券株式会社(「代行協会員」および「日本における販売会社」)

該当事項なし。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2013年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2013年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2007年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2013年12月現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は11,379であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2013年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2013年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4（4）条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切

な方法で行われると考えられるものとC I M Aが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している(下記第3.2項参照)。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式(MF2およびMF2A)とともにC I M Aに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、C I M Aにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託(もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー)がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、C I M Aに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託(第4条3項投資信託)

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

(i) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

() 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

() 投資信託が(ミューチュアル・ファンド法で定義される)マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの

(A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または

(B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

(b) 上記の(i)および()に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をC I M Aに対して届け出なければならない、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の()に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をC I M Aに対して届け出なければならない(MF4様式)、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4 . 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、C I M Aが承認した監査人を選任しなければならない、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはC I M Aに対し報告する法的義務を負っている。

(a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをC I M Aに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、C I M Aに提出しなければならない。C I M Aは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、C I M Aにより承認された監査人を通じてC I M Aに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をC I M Aに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5 . 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をC I M Aに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定められた状況においてC I M Aに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、C I M Aが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。C I M Aの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュア

ル・ファンド法第4（4）条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、C I M Aの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にC I M Aに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはC I M Aに対し報告する法的義務を負っている。

（a）投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

（b）投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合

（c）会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

（d）欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

（e）ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

5.6 C I M Aは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはC I M Aの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6．ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

（a）最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2013年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。

（b）設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。

（c）存続期限のある / 存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。

（d）投資信託がいったん登録された場合、会社法（2013年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。

（i）各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。

- ()取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
- ()会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
- ()株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
- (v)会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
- ()会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e)会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f)会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g)額面株式または無額面株式の発行が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。)。
- (h)いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i)株式の買戻しも認められる。
- (j)収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とする。
- (k)会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l)免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m)会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n)免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a)ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b)ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c)ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法(2013年改訂)に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてC I M Aによる規制・監督を受ける。
- (d)ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(2011年改訂)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
 - (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
 - (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
 - (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
 - (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。
- 6.3 免除リミテッド・パートナーシップ
- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
 - (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域(特に米国)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の2014年免除リミテッド・パートナーシップ法である。
 - (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
 - (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
 - (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行う法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法(2013年改訂)の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
 - (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報法(2013年改訂)に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - (v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。

- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(C I M A)による規制と監督

- 7.1 C I M Aは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつC I M Aが特定する時までにC I M Aにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に依りて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がC I M Aにある場合、C I M Aは、その者に対して、C I M Aが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をC I M Aに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをC I M Aに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行なおうとしていると信じる合理的根拠がC I M Aにある場合は、C I M Aは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 C I M Aは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
 - (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合

- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてC I M Aを警戒させるために、C I M Aは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) C I M Aが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をC I M Aに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) C I M Aに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をC I M Aに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しC I M Aがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 C I M Aが第7.9項の行為を行った場合、C I M Aは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 C I M Aは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、C I M Aは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりC I M Aに発生した費用は、投資信託がC I M Aに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) C I M Aから求められたときは、C I M Aの特定する投資信託に関する情報をC I M Aに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはC I M Aが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してC I M Aに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をC I M Aに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後C I M Aが特定する情報、報告書、勧告をC I M Aに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはC I M Aの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、C I M Aは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、C I M Aは以下の措置を執ることができる。
- (a) C I M Aが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法(2013年改訂)の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること

- (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、C I M Aは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 C I M Aが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でC I M Aが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 C I M Aのその他の権限に影響を与えることなく、C I M Aは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するC I M Aの規制および監督

- 8.1 C I M Aは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、C I M Aが特定する合理的期間内にC I M Aに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がC I M Aにある場合は、C I M Aは、その者に対して、C I M Aがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をC I M Aに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをC I M Aに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 C I M Aが以下に該当すると判断する場合には、C I M Aは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 C I M Aは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 C I M Aは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合

- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 C I M A は、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、C I M A は、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) C I M A に対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - () C I M A の命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をC I M A に対して行うこと
 - (v) C I M A の命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、C I M A に対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () C I M A から指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をC I M A に対し提出すること
 - (b) C I M A の承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) C I M A の書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) C I M A の承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてC I M A がとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更または取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 C I M A が第8.10項による措置を執った場合、C I M A は、グランドコートに対して、C I M A が当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10 (d) 項または第8.10 (e) 項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりC I M A に発生した費用は、管理者がC I M A に支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10 (e) 項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) C I M Aから求められたときは、C I M Aの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をC I M Aに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはC I M Aが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してC I M Aに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をC I M Aに対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後C I M Aが特定する情報、報告書、推奨をC I M Aに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとC I M Aが判断する場合、C I M Aは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、C I M Aは以下の措置を執ることができる。
- (a) C I M Aが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法(2013年改訂)の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) C I M Aは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 C I M Aが第8.16項の措置をとった場合、C I M Aは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 C I M Aのその他の権限に影響を与えることなく、C I M Aは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) C I M Aは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、C I M Aが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法(2013年改訂)によりC I M Aによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がC I M A以外の者によりなされた場合、C I M Aは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物

- 9.2 解散のための申請に関する書類および9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索すること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
 - (b) 投資信託に関する事柄
 - (c) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。
- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合
 - (b) 例えば秘密関係(保護)法(2009年改訂)、犯罪収益に関する法律(2008年)または薬物濫用法(2010年改訂)等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
 - (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく(当該開示が許される場合を除く)、要約または統計的なものである場合
 - (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。

- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に応じ)ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法(1996年改訂)

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身(または受託会社)とのものであるため、ファンド(または受託会社)は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
- (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
- () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 刑法(2013年改訂)第257条

会社の役員(もしくはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法(2013年改訂)第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係(保護)法(2009年改訂)第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算(解散)は、会社法(2013年改訂)、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。C I M Aも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照:上記第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。C I M Aは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照:第7.17(c)項) 剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。C I M Aは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17（d）項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1（1）項、第6.2（g）項および第6.3（i）項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改正）により改正済。）（以下、総称して「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4条（1）（a）項に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをC I M Aに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 C I M Aが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはC I M Aが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をC I M Aに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、C I M Aに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法（2013年改訂）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにC I M Aに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をC I M Aに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にC I M Aに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはC I M Aが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でC I M A、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。

- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはC I M Aが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法(2011年改正)の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにC I M A、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でC I M Aに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - (i) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。

- () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
- (A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
- (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
- 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、
- 本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- (v) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- (i) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合

- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびC I M Aに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびC I M Aに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でC I M A、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にC I M Aの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)および第4条(6)に従ってC I M Aに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もC I M Aに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - (v) 監査人の氏名および住所
 - () 下記の()、()および()に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述

- () 証券の発行および売却に関する手続および条件
- () 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
- () 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- () 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- (v) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- () 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- () 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- () 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- () 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- () 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- () 以下の記述

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- () 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- () 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- () 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【参考情報】

ファンドについては、当該計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されている。

平成25年9月30日	有価証券届出書 有価証券報告書
平成25年12月20日	半期報告書 有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項なし。

別紙 A

定義

本書では、以下の表現は以下の意味を有する。

「安定型ファンド」	GW セレクト・ファンド 安定型をいう。
「安定型クラスA 受益証券」	安定型クラスA 受益証券と称する円建受益証券をいう。
「安定型クラスB 受益証券」	安定型クラスB 受益証券と称する円建受益証券をいう。
「営業日」	ニューヨーク、ルクセンブルグ、ダブリンおよび東京において銀行が 営業を行う日（土曜日もしくは日曜日を除く。）、またはファンドに 関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいう。
「円」および「¥」	日本の法定通貨をいう。
「買付申込書」	管理会社または管理事務代行会社から入手することができる受益証券 の買付申込書をいう。
「買戻請求書」	管理会社もしくは管理事務代行会社から入手できる買戻請求書または 管理事務代行会社および／または販売会社が適宜定めるその他の様式 をいう。
「買戻日」	各週の木曜日（当該日が営業日でない場合は直後の営業日とす る。）、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのでき るその他の日をいう。
「管理会社」	B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドをい う。
「管理事務代行会社」	ファンドの管理事務代行会社としての資格でのS M B C日興ルクセン ブルク銀行株式会社をいう。
「管理事務代行契約」	受託会社、管理会社および管理事務代行会社との間の2006年3月30日 付管理事務代行契約（改訂済）をいう。
「クラスA 受益証券」	積極型クラスA 受益証券および安定型クラスA 受益証券をいう。
「クラスB 受益証券」	積極型クラスB 受益証券および安定型クラスB 受益証券をいう。
「サービス支援会社」	日興アセットマネジメント株式会社をいう。

「受益者」	登録された受益証券の保有者をいい、共同登録者を含む。
「受益者決議」	1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産価額の総額の50%以上となる受益証券の保有者が書面により承認した決議、または受益者集会において1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産価額の総額の50%以上となる受益証券を保有する受益者により可決された決議をいう。
「受益証券」	ファンドの受益証券をいう。但し、文脈上別の解釈が求められる場合は、すべてのクラスの受益証券を意味する。
「受託会社」	トラストの受託者としてのC I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドをいう。
「純資産価額」	基本信託証書に従い計算されるファンドの純資産価額をいう。
「積極型ファンド」	GW セレクト・ファンド 積極型をいう。
「積極型 クラスA 受益証券」	積極型クラスA 受益証券と称する円建受益証券をいう。
「積極型 クラスB 受益証券」	積極型クラスB 受益証券と称する円建受益証券をいう。
「適格投資家」	以下の（ ）から（ ）に該当しない者、法人もしくは法主体をいう。 （ ）米国の市民もしくは居住者、米国で設立されたもしくは存続するパートナーシップ、または米国法に基づき設立されたもしくは存続する法人、信託もしくはその他の法主体；（ ）ケイマン諸島に居住もしくは住所を置く者もしくは法主体（慈善信託もしくは法的権限の対象、または免税もしくは非居住ケイマン諸島会社を除く）；（ ）適用法に違反することなく受益証券の購入もしくは保有が不可能である者、ならびに（ ）上記（ ）から（ ）に規定される者、法人もしくは法主体の保管者、名義人もしくは受託者。
「転換日」	各受益証券のクラスにおいて、各週の木曜日（当該日が営業日でない場合は直後の営業日とする。）をいい、クラスB 受益証券を購入した日（当該日を含む。）から7年経過後のクラスB 受益証券からクラスA 受益証券への転換に関しては各営業日とする。
「転換通知書」	管理会社または管理事務代行会社から入手することができる転換通知書をいう。
「投資運用会社」	B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社をいう。

「投資運用契約」	管理会社と投資運用会社との間の2006年4月27日付投資運用契約(改訂済)をいう。
「トラスト」	ケイマン諸島法に基づき設立されたオープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストであるメロン・オフショア・ファンズをいう。
「取引日」	各営業日、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することができるその他の日をいう。
「日本における販売会社」	ファンドの日本における販売会社としての資格でのS M B C日興証券株式会社をいう。
「評価日」	各営業日、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することができるその他の日をいう。
「ファンド」	受託会社と管理会社との間の基本信託証書、2004年6月30日付補足信託証書および2006年3月9日付補足信託証書に基づき構成されるトラストの1シリーズ・トラストのGW セレクト・ファンド 安定型およびGW セレクト・ファンド 積極型を個別に、または総称していう。
「ファンド決議」	ファンドの発行済受益証券口数の2分の1以上の保有者が書面により承認した決議、または当該ファンドの受益者集会においてファンドの受益証券口数の2分の1以上を保有する受益者により可決された決議をいう。
「分配期間」	前回の分配基準日の翌日から始まり、直後の分配基準日(同日を含む。)に終了する期間をいう。
「分配基準日」	安定型ファンドについては3月および9月の最終営業日またはファンドまたは各クラスに関して管理会社が適宜決定した各年のその他の日をいう。積極型ファンドについては、当初申込期間の終了後5年毎の3月最終営業日またはファンドまたは各クラスに関して管理会社が適宜決定した各年のその他の日をいう。
「分配日」	各分配基準日の後4営業日目の日またはファンドに関して管理会社が適宜決定した各年のその他の日をいう。
「米国」	アメリカ合衆国、その領土および属領をいう。
「保管会社」	ファンドの保管会社としての資格でのS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社をいう。
「保管契約」	受託会社と保管会社との間の2006年3月30日付保管契約(改訂済)をいう。

「目論見書」

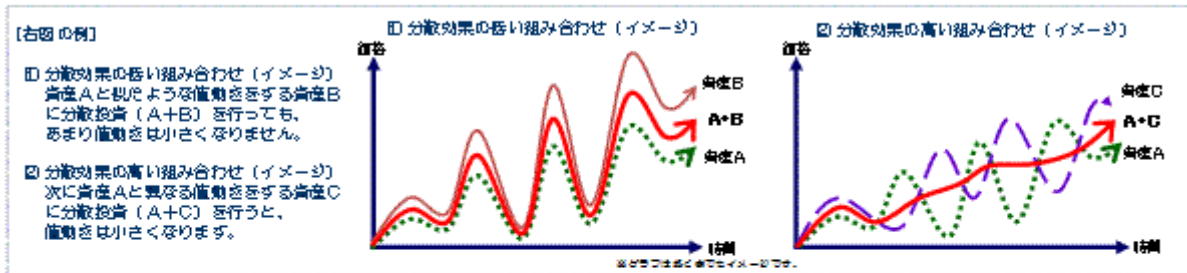
ファンドに関する2006年4月付目論見書をいい、適宜変更または補足される。

「ユーロ」

1992年2月7日にマーストリヒトで署名された欧州連合条約に従って単一通貨を採用した欧州連合参加加盟国の共通通貨をいう。

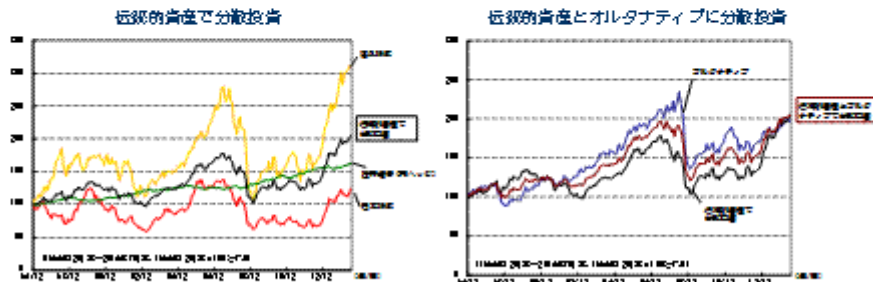
分散投資の効果（伝統的資産とオルタナティブ）

相動きの異なる資産を組み合わせることで、リスクを抑えながら安定したリターンが期待できる「分散投資の効果」を高めることが可能です。



国内外の株式や債券といった伝統的資産を組み合わせても「分散投資の効果」が見られます。

伝統的資産と異なる相動きをするといわれるオルタナティブを組み合わせることで、さらに高い「分散投資の効果」が期待できます。



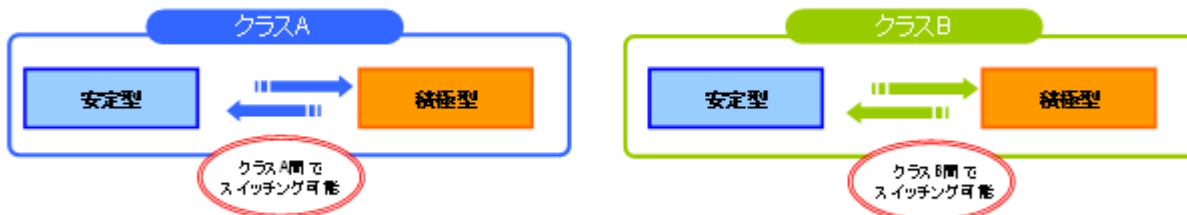
※上記グラフに使用した各資産のインデックスは、日本株：日経株連スタイルインデックス（総合）、海外株：MSCI KOKUSAI Index（ヘッジなし・同ベース）、世界株：四ヘッジ（1989年以降）または世界株インデックス（四ヘッジ・同ベース）、1989年以降 株式→世界自然資源インデックス（四ヘッジ・同ベース）、オルタナティブ：プライベート・コモディティ・インデックス（ヘッジなし・同ベース）とDN CS Hedge Fund Index（四ヘッジ・同ベース）の月次リターンを1/2ずつのウェイトで合成した値。

※「伝統的資産で分散投資」は、日本株と海外株と世界株（四ヘッジ）の月次リターンを1/3ずつのウェイトで合成した値。「伝統的資産とオルタナティブで分散投資」は、伝統的資産で分散投資した値とオルタナティブの月次リターンを1/2ずつのウェイトで合成した値。

※グラフは過去の値であり、将来の運用成果を予測するものではありません。

スイッチング及びクラスB証券について

「安定型」「積極型」の2つのファンドの同一クラス間でのみ、週次（原則、木曜日）でスイッチングが可能です。
なお換金も、ファンド営業日ごとにお申込みいただけますが、週次での受付となります。



○クラスB受益証券のご購入より7年経過後、お客様の反対の意思表示がない限り、クラスB受益証券はファンドのクラスA受益証券(管理報酬等が低い)に転換手数料なしで各ファンド営業日に転換されます。

クラスB受益証券でご購入の場合には、お申込時の手数料がかかりません。

クラスB受益証券の特徴

特徴1 お申込時は無手数料

- お買付時の手数料に対するご投資家の負担を低減します。
- お申込金額全額(100%)で投資でき、効率的な資産運用が可能です。

特徴2 長期保有するほどご換金(買戻し)手数料率が逐減

- ご換金時に、お買付後経過年数に応じてご換金(買戻し)手数料<条件付後払申込手数料>をいただけます。
- 保有期間が長くなるほど、手数料率が逐減されます。

特徴3 お買付から7年経過後にクラスA受益証券に転換 (お客様の反対の意思表示がない限り、転換されます。)

- クラスA受益証券はクラスB受益証券と比べて管理報酬等が低くなります。(クラスB:年率1.750%、クラスA:年率2.190%)
- 転換手数料はかかりません。

条件付後払申込手数料

お買付後1年未満:	4.00%
1年以上2年未満:	3.50%
2年以上3年未満:	3.00%
3年以上4年未満:	2.50%
4年以上5年未満:	1.50%
5年以上6年未満:	0.55%
6年以上7年未満:	0.20%
7年以上:	なし

※ご購入後の保有期間が7年未満の場合は、保有期間に応じて当初ご購入価格の4.00%～0.20%(日本の消費税はかかりません。)の条件付後払申込手数料が徴収されます。

ご留意事項

クラスB受益証券からクラスA受益証券への転換について

保有口数 受取分配金額*	一般的に ①保有口数が減少します。 ②保有口数の減少に伴い受取分配金が減少します。
転換に伴う 課税上の取扱い	売買取引(クラスB受益証券売却・クラスA受益証券買付)となります。 結果として ①クラスB受益証券売却に伴う譲渡損益が発生します。 ②クラスA受益証券の取得価格は転換時の時価(純資産価格)となります。

*クラスA受益証券は管理報酬率が低いため、クラスB受益証券よりも口数あたり純資産価値が高くなる傾向があります。口数あたり純資産価値の変動要因は、この限りではありません。留意として、保有口数および受取分配金(クラスA受益証券とクラスB受益証券の)口数あたり分配金が同一の場合に減少する可能性があります(転換時の繰上処理による課税を味、転換前後で保有されている受益証券の時価(簿価)の差は変わりません。)

③今後の税制改正や課税当局の判断により、上述の取扱いが変更となる場合があります。

独立監査人報告書

メロン・オフショア・ファンズ - GWセレクト・ファンド安定型の受託会社としての
C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

我々は、2014年3月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日終了年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から成る注記、メロン・オフショア・ファンズ - GWセレクト・ファンド安定型（メロン・オフショア・ファンズのシリーズ・トラスト）の財務書類を監査した。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、ルクセンブルグで一般的に認められ、かつ投資信託に適用される会計原則に準拠して、真実かつ公正に表示された財務書類を作成すること、および、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると経営陣が判断する内部統制について責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づきこれらの財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に従って監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理義務を遵守し、財務書類についての重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査には、財務書類上の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続の実行が含まれる。選択されるこの手続は、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類上の重大な虚偽表示リスクの評価を含む監査人の判断に依拠している。かかるリスク評価において監査人は、状況に適合する監査手続を立案するため、事業体の真実かつ公正に表示された財務書類の作成に関する内部統制について考慮するが、これは事業体の内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。監査はまた、財務書類の作成に際し経営陣により採用された会計方針および行われた重要な見積の合理性についての評価と共に、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が収集した監査証拠が、我々の監査意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、添付の財務書類は、ルクセンブルグで一般的に認められ、かつ投資信託に適用される会計原則に準拠して、2014年3月31日現在のメロン・オフショア・ファンズ - GWセレクト・ファンド安定型の財政状態ならびに同日終了年度における運用実績および純資産の変動を真実かつ公正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース
ケイマン諸島

2014年7月29日

独立監査人報告書

メロン・オフショア・ファンズ - GWセレクト・ファンド積極型の受託会社としての
C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

我々は、2014年3月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日終了年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から成る注記、メロン・オフショア・ファンズ - GWセレクト・ファンド積極型（メロン・オフショア・ファンズのシリーズ・トラスト）の財務書類を監査した。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、ルクセンブルグで一般的に認められ、かつ投資信託に適用される会計原則に準拠して、真実かつ公正に表示された財務書類を作成すること、および、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると、経営陣が判断する内部統制について責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づきこれらの財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に従って監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理義務を遵守し、財務書類についての重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査には、財務書類上の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続の実行が含まれる。選択されるこの手続は、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類上の重大な虚偽表示リスクの評価を含む監査人の判断に依拠している。かかるリスク評価において監査人は、状況に適合する監査手続を立案するため、事業体の真実かつ公正に表示された財務書類の作成に関する内部統制について考慮するが、これは事業体の内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。監査はまた、財務書類の作成に際し経営陣により採用された会計方針および行われた重要な見積の合理性についての評価と共に、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が収集した監査証拠が、我々の監査意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、添付の財務書類は、ルクセンブルグで一般的に認められ、かつ投資信託に適用される会計原則に準拠して、2014年3月31日現在のメロン・オフショア・ファンズ - GWセレクト・ファンド積極型の財政状態ならびに同日終了年度における運用実績および純資産の変動を真実かつ公正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース
ケイマン諸島

2014年7月29日

Independent Auditor's Report

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Mellon Offshore Funds - GW Select Fund Moderate Type

We have audited the accompanying financial statements of Mellon Offshore Funds - GW Select Fund Moderate Type (a series trust of Mellon Offshore Funds), which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at March 31, 2014, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Mellon Offshore Funds - GW Select Fund Moderate Type as at March 31, 2014, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

PricewaterhouseCoopers
Cayman Islands
July 29, 2014

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

Independent Auditor's Report

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Mellon Offshore Funds - GW Select Fund Aggressive Type

We have audited the accompanying financial statements of Mellon Offshore Funds - GW Select Fund Aggressive Type (a series trust of Mellon Offshore Funds), which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at March 31, 2014, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Mellon Offshore Funds - GW Select Fund Aggressive Type as at March 31, 2014, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

PricewaterhouseCoopers
Cayman Islands
July 29, 2014

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成26年7月10日

BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 通教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「管理会社の経理状況」に掲げられているBNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド株式会社の平成25年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

独立監査人報告書**メロン・オフショア・ファンズ - GWセレクト・ファンド安定型の受益者各位**

我々は、2013年3月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日終了年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から成る注記、メロン・オフショア・ファンズ - GWセレクト・ファンド安定型（メロン・オフショア・ファンズのシリーズ・トラスト）の財務書類を監査した。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、ルクセンブルグで一般的に認められ、かつ投資信託に適用される会計原則に準拠して、真実かつ公正に表示された財務書類を作成すること、および、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると経営陣が判断する内部統制について責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づきこれらの財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に従って監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理義務を遵守し、財務書類についての重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査には、財務書類上の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続の実行が含まれる。選択されるこの手続は、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類上の重大な虚偽表示リスクの評価を含む監査人の判断に依拠している。かかるリスク評価において監査人は、状況に適合する監査手続を立案するため、事業体の真実かつ公正に表示された財務書類の作成に関する内部統制について考慮するが、これは事業体の内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。監査はまた、財務書類の作成に際し経営陣により採用された会計方針および行われた重要な見積の合理性についての評価と共に、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が収集した監査証拠が、我々の監査意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、添付の財務書類は、ルクセンブルグで一般的に認められ、かつ投資信託に適用される会計原則に準拠して、2013年3月31日現在のメロン・オフショア・ファンズ - GWセレクト・ファンド安定型の財政状態ならびに同日終了年度における運用実績および純資産の変動を真実かつ公正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース
ケイマン諸島

2013年7月30日

独立監査人報告書

メロン・オフショア・ファンズ - GWセレクト・ファンド積極型の受益者各位

我々は、2013年3月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日終了年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から成る注記、メロン・オフショア・ファンズ - GWセレクト・ファンド積極型（メロン・オフショア・ファンズのシリーズ・トラスト）の財務書類を監査した。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、ルクセンブルグで一般的に認められ、かつ投資信託に適用される会計原則に準拠して、真実かつ公正に表示された財務書類を作成すること、および、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると、経営陣が判断する内部統制について責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づきこれらの財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に従って監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理義務を遵守し、財務書類についての重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査には、財務書類上の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続の実行が含まれる。選択されるこの手続は、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類上の重大な虚偽表示リスクの評価を含む監査人の判断に依拠している。かかるリスク評価において監査人は、状況に適合する監査手続を立案するため、事業体の真実かつ公正に表示された財務書類の作成に関する内部統制について考慮するが、これは事業体の内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。監査はまた、財務書類の作成に際し経営陣により採用された会計方針および行われた重要な見積の合理性についての評価と共に、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が収集した監査証拠が、我々の監査意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、添付の財務書類は、ルクセンブルグで一般的に認められ、かつ投資信託に適用される会計原則に準拠して、2013年3月31日現在のメロン・オフショア・ファンズ - GWセレクト・ファンド積極型の財政状態ならびに同日終了年度における運用実績および純資産の変動を真実かつ公正に表示しているものと認める。

ブライスウォーターハウスクーパース
ケイマン諸島

2013年7月30日

Independent Auditor's Report

To the Unitholders of Mellon Offshore Funds - GW Select Fund Moderate Type

We have audited the accompanying financial statements of Mellon Offshore Funds - GW Select Fund Moderate Type (a series trust of Mellon Offshore Funds), which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at March 31, 2013 and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Mellon Offshore Funds - GW Select Fund Moderate Type as at March 31, 2013, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

PricewaterhouseCoopers
Cayman Islands
July 30, 2013

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

Independent Auditor's Report

To the Unitholders of Mellon Offshore Funds - GW Select Fund Aggressive Type

We have audited the accompanying financial statements of Mellon Offshore Funds - GW Select Fund Aggressive Type (a series trust of Mellon Offshore Funds), which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at March 31, 2013 and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Mellon Offshore Funds - GW Select Fund Aggressive Type as at March 31, 2013, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

PricewaterhouseCoopers
Cayman Islands
July 30, 2013

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。